

4. 契約モデル集 (その1・コンソーシアム型モデル契約)

(1) 和文(注釈付)

ア. モデル1

モデル1 (非営利機関中心の活用モデル)

コンソーシアム型共同研究契約書(案)

[ ] 大学(以下「甲」という。)と[ ] 大学(以下「乙」という。)  
 と[ ] (以下「丙」という。)と[ ] (以下「丁」という。)(以下総称して「本当事者」という。とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約項目表)

1. 研究題目											
2. 研究目的											
3. 研究内容											
4. 主幹当事者											
5. プロジェクトマネージャー	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割							
	甲										
	乙										
	丙				派遣の有無						
	丁				派遣の有無						
6. 研究担当者											
7. 研究実施場所	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで	
8. 研究期間	区分	研究費									
	甲	[ ] 円									
	乙	[ ] 円									
	丙	[ ] 円									
	丁	[ ] 円									
	合計	[ ] 円									
	総額	[ ] 円									
9. 研究経費の負担	区分	施設名称	設備名称	規格	数量						
	甲										
	乙										
	丙										
	丁										
10. 施設及び設備											
11. 活用機関											
12. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[ ]年間										
13. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[ ]年間										

14. 成果に関する知的財産権の帰属	<p>&lt;帰属集約型の場合&gt;                  [・活用機関の単独帰属に集約する(第14条第1項)]</p> <p>&lt;実施権集約型の場合&gt;                  [・発明者主義に基づき発明者が所属する本当事者に帰属させつつ(第14条第1項)、再実施許諾権付き独占的実施権を活用機関に許諾する(第14条第2項)]</p>
15. 成果に関する権限	<p>活用機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第15条第1項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾(第16条第1項)</li> <li>[・本共同研究以外の目的で本研究推進委員会の承認を得た第三者に対してコンソーシアム参加者に対するのと同等の条件で実施させる権利(第16条第4項)]</li> </ul> <p>その他の本当事者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第15条第1項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利(第15条第2項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利(第16条第3項)</li> </ul>

(以下、余白)

## 第1条 (定義)

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究機関当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称する。
- (2) 「企業当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称する。
- (3) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に関連する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
  - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
- ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
- (6) 「出願」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
- (7) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者にも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
- (8) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
- [9] 「本データ」とは、個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の近くによつては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
- (10) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであって、各当事者について別紙[1]に示される。
- (11) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。
- (12) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。]

＜解説：第1条(定義)＞

- ・ 本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめ規定したものです。
- ・ 第9号から第12号までは、コンソーシアムにおける共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第9号から第12号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要があり、その範囲を「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省「IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(Ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

## 第2条 (研究題目等)

本当事者は、契約項目表1. ないし3. 記載の共同研究を実施するものとする。

＜解説：第2条(研究題目等)＞

- ・ 本条は、コンソーシアムにおいて実施する共同研究の内容を特定するためのものです。

## 第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表8. 記載の期間とする。

＜解説：第3条(研究期間)＞

- ・ 本条は、共同研究の研究機関を特定するためのものです。

## 第4条 (運営方法)

- 1 本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表4. に掲げる主幹当事者(以下「主幹当事者」という。)と、契約項目表5. に掲げるプロジェクトマネージャーを委員長とする研究推進委員会(以下「本研究推進委員会」という。)を設置する。
- 2 本研究推進委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本研究推進委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。

＜解説：第4条(運営方法)＞

- ・ 本条は、コンソーシアムにおいて共同研究には多数の当事者が参加することとなること、当事者間の意見調整を行い研究開発全体の管理とマネジメントを実施するために主幹当事者や研究推進委員会を設置することを定めたものです。本モデル契約においては、知的財産の取り扱いも含め研究推進委員会の承認を得ることと求めている事項が定められており、研究推進委員会はコンソーシアムにおいて重要な機関となります。
- ・ 第2項において別途定めるところとなっている「研究推進委員会の運営その他必要な事項」とは、研究推進委員会の構成(各契約当事者1名ずつ委員を出すか・一部の契約当事者のみ委員を出すか)、開催頻度(1ヶ月に1回・2ヶ月に1回)、随時開催の方法、開催場所、決議要件(委員全体の又は委員会出席者の過半数の賛成・3分の2以上の賛成・全会一致、議題毎に要件を分けるか否か)、決議方法(会合のみか・書面や電子メールでも投票を認めるか)などが考えられます。

## 第5条 (研究担当者)

- 各本当事者は、それぞれ、契約項目表 6. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 研究機関当事者は、企業当事者が希望する場合、企業当事者の研究担当者のうち研究機関当事者の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 本当事者は、本研究推進委員会の承認を得た上で、第 1 項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

**<解説：第 5 条（研究担当者）>**

- 本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第 1 項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみに開示することができまますので、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第 2 項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第 3 項は、研究推進委員会の承認を得た上で、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

**第 6 条（研究経費の負担及び支払）**

- 各本当事者は、各本当事者について契約項目表 9. 記載の研究経費を、それぞれ負担するものとする。
- 企業当事者は、主幹当事者が発行する請求書に定める支払期限までに研究経費を支払うものとする。但し、本当事者が合意した金額の研究経費を、企業当事者から他の研究機関当事者に直接支払い又は主幹当事者から他の研究機関当事者に分配することができ、当該研究経費の支払い及び分配は、当該他の研究機関当事者が発行する請求書に定める支払期限までに行われるものとする。
- 企業当事者（及び前項に基づき研究経費の一部を他の研究機関当事者に分配することとした場合の主幹当事者）は所定の支払期限までに研究経費を支払わなければならないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年 5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

**<解説：第 6 条（研究経費の負担及び支払）>**

- 本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したもので、第 1 項では、各契約当事者が負担する研究経費の金額を定めています。なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合があります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、契約当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。
- 定義例）「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要となる経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を計算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を計算したものをいう
- 第 2 項は、次条でコンソーシアムの経理を担当する主幹当事者が発行する請求書に基づき、主幹当事者に研究経費を支払う旨を定めています。なお、本項の但書では、企業当事者が負担する研究経費を、主幹当事者以外からの研究機関当事者が受領する場合を想定し、主幹当事者経由又は企業当事者から直接に、当該研究機関当事者が研究経費の一部を受領することができ旨を定めています。

- 第 3 項は、契約当事者が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、当該契約当事者は元本額の年率 5%の延滞金を加算した額を支払わなければならない旨を定めています。
- なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムについては、第 8 条の解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

**第 7 条（経理）**

- 前条の研究経費の経理は主幹当事者が行う。
- 主幹当事者以外の本当事者は本契約に関する経理書類の閲覧を主幹当事者に申し出ることができる。主幹当事者はその他の本当事者からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じるものとする。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することとなるときは、主幹当事者は、当該閲覧の申し出を行った本当事者に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。
- 前条第 2 項に基づき研究経費の一部を他の研究機関当事者に支払い又は分配することとした場合、当該他の研究機関当事者は、当該支払い又は分配を受けた研究経費に係る経理書類を備えらるとともに、他の本当事者からの当該経理書類の閲覧の申し出に対し、前項に準じて対応するものとする。

**<解説：第 7 条（経理）>**

- 本条は、研究費の経理について規定したものです。第 1 項は、研究経費の経理を主幹当事者が担当することとしています。第 2 項は、他の契約当事者から主幹当事者から大学に対し、経理書類の閲覧申請があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、当該申出をした契約当事者に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができまます。
- 第 3 項は、第 6 条第 2 項但書に基づき、研究経費の一部を主幹当事者以外の研究機関当事者に分配した場合には、当該研究機関当事者についても、主幹当事者と同様に経理書類の閲覧の申出に対して対応しなければならない旨を定めています。
- なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を当事者に分配する形のコンソーシアムについては、第 8 条の解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

**第 8 条（研究経費により取得した設備等）**

- 契約項目表 9. 記載の研究経費により取得した設備等は、主幹当事者に帰属するものとす。但し、第 6 条第 2 項に基づき研究経費の一部の支払い又は分配を受けた研究機関当事者が、当該研究経費により取得した設備等は、当該研究機関当事者に帰属するものとする。

**<解説：第 8 条（研究経費により取得した設備等）>**

- 本条は、研究経費によって購入した設備は主幹当事者に帰属することを定め、また、但書において、第 6 条第 2 項但書に基づき研究経費の一部を主幹当事者以外からの研究機関当事者に分配した場合には、当該研究経費によって購入した設備についても当該研究機関当事者に帰属する旨を定めています。
- なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムについては、本解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

＜解説：第6条～第8条(国プロ等の場合)＞

モデル契約書において示している研究経費に関する第6条～第8条の条項は、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムを想定していません。そのようなプロジェクトの場合には、第6条～第8条を以下のような規定文案に置換し本モデル契約書を語活用ください。なお、そのような案件においては、公費支出機関がプロジェクト採択条件の中で詳細な経理に関する規定を設けていることが多いため、以下の規定文案においては当該公費支出機関の規定に従うことを想定しており、「●」には公費支出機関の名称を記載してください。

**第6条 (研究費の負担及び支払い)**

主幹当事者は、本共同研究実施にあたり、●●から拠出を受けた研究経費を他の本当事者に分配するものとし、当該研究経費の分配の方法は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した方法によるものとする。

**第7条 (経理)**

前条の研究経費の経理は、主幹当事者が行うものとし、経理書類の備え置き及び閲覧並びに経理に係る報告の方法は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した方法によるものとする。

**第8条 (研究経費により取得した設備等)**

第6条の研究費により取得した設備等の帰属は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した条件によるものとする。

**第9条 (施設及び設備の提供等)**

- 1 本当事者は、契約項目表 10に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 研究機関当事者は、本共同研究の用に供するため、企業当事者から契約項目表 10に掲げる企業当事者の所有に係る設備を企業当事者の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、当該研究機関当事者及び当該企業当事者の合意により当該設備の所有権を無償で当該研究機関当事者に移転できるものとする。なお、当該研究機関当事者は、当該企業当事者から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、関係する企業当事者の負担とする。

＜解説：第9条(施設及び設備の提供等)＞

- ・ 本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。
- ・ 第2項は、研究機関当事者と企業当事者が合意した設備を研究機関当事者に搬入して共同使用することを定めたものです。また、当該設備の所有権を契約当事者間の合意により、研究機関当事者に移すこともできるものとしています。なお、研究機関当事者は、搬入を受けた設備を、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。
- ・ 第3項は、企業当事者の設備の搬入や据付に関する費用は企業当事者が負担すると定めたものです。

**第10条 (研究の中止又は期間の延長)**

- 1 本当事者は、天災その他やむを得ない事由があるときは、本研究推進委員会において協議した上で、本共同研究を中止し、又は本研究推進委員会において承認された場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、本当事者は、他の本当事者に対し、中止又は期間延長の責めを負わないものとする。

- 2 本当事者は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により企業当事者から主幹当事者又は他の研究機関当事者に対し支払われた本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について本研究推進委員会において協議するものとする。この場合において、企業当事者が、当該不足額の追加負担をしないときは、主幹当事者は、本研究推進委員会における協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

＜解説：第10条(研究の中止又は期間の延長)＞

本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の履行が困難となった場合には、研究推進委員会で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、他の契約当事者に対し中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。

- ・ 第2項は、本共同研究の延長することによって研究経費が不足した場合には、研究推進委員会において本共同研究の継続について改めて協議し、企業当事者が、追加費用に負担をしない場合には、主幹当事者が研究推進委員会で協議を踏まえて本共同研究を中止することができる旨を定めています。

**第11条 (研究の終了)**

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表 8、記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前に共同研究が完了した場合
- (3) 第27条により、本契約が解除された場合
- (4) 本当事者が本共同研究の終了を合意した場合

＜解説：第11条(研究の終了)＞

- ・ 本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、当事者間で本共同研究を終了させたことを合意した場合(第4号)を定めています。

**第12条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱)**

第10条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第6条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、企業当事者は主幹当事者又は研究経費の支払い若しくは分配を受けた他の研究機関当事者に不用となった額の返還を請求できる。

＜解説：第12条(研究の中止に伴う研究経費の取扱)＞

- ・ 本条は、本共同研究の中止により、不用となった研究経費を企業当事者が返金請求しうることを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

### 第13条(研究の終了に伴う実績報告書の作成)

本参加者は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果についての報告書を、本共同研究終了の翌日から〔 〕日以内にとりまとめるとする。

＜解説：第13条(研究の終了に伴う実績報告書の作成)＞

本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、契約当事者が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものである。

### 第14条(知的財産権の帰属・集約)

＜「帰属集約型」のモデル条項＞

① 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」といい、本知的財産権のうち共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ一人以上所属している本発明等に関するものについては「共有知的財産権」という。）は、契約項目表II.に掲げる活用機関（以下「活用機関」という。）に帰属するものとする。

② 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとし、活用機関以外の本当事者は、当該自己が承継した本知的財産権を有償で活用機関に譲渡することにより、活用機関に帰属させるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所属する本当事者が責任をもつものとする。

③ 前項に基づく活用機関以外の本当事者から活用機関への本知的財産権の譲渡の対価は、別途合意する。』

＜「実施権集約型」のモデル条項＞

① 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、本発明等の発明者が所属する当事者にそれぞれ帰属するものとする。

② 本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ一人以上所属している発明等（以下「共同発明等」という。）に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）は当該発明者が所属する本当事者の共有とする。共有知的財産権の持分については、共同発明等の発明者が所属する本当事者で協議するものとする。

③ 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継については、本発明等が所属する本当事者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所属する本当事者が責任をもつものとする。

④ 契約項目表II.に掲げる活用機関（以下「活用機関」という。）以外の各当事者は、活用機関に対し、自己に帰属する本知的財産権（活用機関を含む他の本当事者と共有している共有知的財産権を含む。）について、本契約に定める条件により当該本知的財産権に係る本発明等を活用機関が実施及び実施許諾するための独占的な権利を許諾する。活用機関以外各当事者は、当該本発明等について、本契約に別段の定めがない限り実施又は実施許諾することができない。なお、活用機関に実施及び実施許諾するための権利が許諾された本発明等に係る本知的財産権について、第三者に権利行使を行う場合には、その方法について、活用機関と当該本知的財産権を保有する本当事者とが別途協議の上決定するものとする。

⑤ 前項に基づく活用機関以外の本当事者から活用機関への本知的財産権に係る本発明等に関する独占的な権利の許諾の対価は、別途合意する方法による。』

＜解説：第14条(知的財産権の帰属・集約)＞

本条は、本共同研究成果に係る知的財産権が誰に帰属するのか及び活用機関に集約する方法を定めるものであり、それらに関して2つの考え方を示すものです。いずれの考え方を採用するかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することとなります。

① ① 目的の考え方は「帰属集約型」であり、知的財産権は、全て活用機関に帰属させていただきます。当該研究担当者、各契約当事者は、自己に所属する研究担当者が発明等を成した場合に、当該研究担当者から当該発明等に係る知的財産権を自己の責任において承継を受けた上で、活用機関に譲渡します。

② ② 目的の考え方は「実施権集約型」であり、知的財産権は、当該知的財産権に係る発明等の発明者が所属する契約当事者に帰属させたままとして、活用機関以外の契約当事者は、自己に帰属する知的財産権について活用機関に対して再実施許諾付きで独占的実施許諾を行うことで集約し、自身は当該独占的実施許諾を行った知的財産権について本契約に定める方法以外の方法で実施も実施許諾もできないこととするものです。なお、各契約当事者は、自己に所属する研究担当者から発明等の承継を受けることについては自ら責任を負います。

上記のいずれの考え方を採用した場合であっても、活用機関に知的財産権を集約するために知的財産権を譲渡し又は独占的実施許諾を行うにあたっては、活用機関から対価を受領しなければなりません。ここで対価の支払い方法としては、定額制、出来高制及びそれらの併用が考えられます（詳しくはさくらツール「総論」ウB「実施料等の支払方法」をご参照ください）。しかし、活用機関に当該対価を支払うための資金の準備がなく、譲渡又は独占的実施許諾を受ける時点で当該対価を支払うことができないことが容易に想像されます。そこで、当該対価の支払い方法について、上記のような方法ではなく、「活用機関から他の契約当事者に対する対価の支払いは、活用機関から他の契約当事者に対して、第15条第2項に基づく実施許諾を受けるとする」と取り決めることも考えられます。

### 第15条(コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾)

① 本当事者は、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるとし、活用機関は、他の本当事者に対して当該実施権を無償で許諾する。

② 活用機関は、企業当事者[及び企業当事者が指定し本研究推進委員会が承認する当該企業当事者の関係会社等]に対して、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を[無償/有償]で許諾する。

③ 企業当事者は、本発明等について、[本研究推進委員会の承認を得た上で、]本共同研究の遂行以外の目的の有償かつ独占的な実施権の許諾を受けることについて、活用機関との間で優先的に交渉する権利を有する。

④ [前項] / [前二項]に基づく活用機関から企業当事者に対する本発明等の実施許諾に関して、企業当事者が活用機関に支払う実施料その他の許諾条件は、活用機関と当該企業当事者が協議の上定める。

＜解説：第15条(コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾)＞

本条は、活用機関を含む契約当事者が、共同研究成果である本発明等を実施・実施許諾する条件を定めています。

① ① 項は、全ての契約当事者が、本共同研究を実施する目的であれば、本発明等を無償で実施する権利を有し、本発明等の集約先である活用機関は、他の契約当事者に対してかかる権利を許諾しなければならないことを定めています。

- 第3項は、企業当事者が、本共同研究以外の目的、即ち事業化目的で、本発明等を非独占的に実施する権利を有し、活用機関は、企業当事者に対して当該権利を許諾することを定めています。活用機関から企業当事者への実施許諾を無償とするか有償とするかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択します。なお、企業当事者だけでなく、研究推進委員会の承認のもとで、企業当事者の関係会社に対しても実施許諾をする旨の定めを置くことを選択することもできます。
- 第3項は、企業当事者が、本発明等について第2項に基づく非独占的な実施権だけでなく、独占的な実施権を効する場合には、当該独占的な実施権を得ることについて活用機関との間で優先的に交渉する権利を有することを定めています。活用機関から当該企業当事者に対する本項に基づく独占的な実施権の許諾は、有償となります。なお、この独占的な実施権を与えるか否かは、活用機関と企業当事者との相対で交渉して決すべきこととなりますが、他の企業当事者も実施を希望する可能性もあるため、特定の企業当事者に独占的な実施権を与えることについて研究推進委員会の承認を要する旨を定めることもできます。
- 第4項は、活用機関から企業当事者に対する本発明等についての有償での実施許諾に係る対価について、活用機関と当該企業当事者との間で協議の上で決定すべきことを定めています。当該対価の考え方として定額制、出来高制及びそれらの併用が考えられます（詳しくはさくらツール「総論」ウB「実施料等の支払方法」をご参照ください）。なお、本項の冒頭は、第2項において企業当事者に対する非独占的な実施権の許諾を無償とするのであれば「前項」と、第2項に基づく実施許諾を有償とするのであれば「前二項」とすべきこととなります。

#### 第16条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）

- 活用機関は、本発明等以外の第三者に対し、本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができます。〔但し、当該第三者は、本研究推進委員会の承認を得た者でなければなりません。〕
- 前項に基づく活用機関から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件は、前条に基づく活用機関から他の本発明者に対する本発明等の実施許諾の条件より有利な条件としてはならない。
- 活用機関は、本条第1項に基づく本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、他の本発明者に対して当該実施料を分配しなければなりません。当該実施料の分配の条件は、本発明者が別途協議の上決定するものとする。
- 活用機関は、第14条に基づく他の本発明者からの本知的財産権等の〔譲渡/独占的実施権の許諾〕の対価を支払うことを条件に、本研究推進委員会の承認を得た第三者に対し、第15条第2項に基づく同等の条件又は当該承認を得るに当たり定められた別段の条件で、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施許諾することができる。なお、本項に基づく実施許諾は、本条に基づく本発明者以外の第三者に対する実施許諾とは取り扱われ

#### <解説：第16条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）>

- 本条は、活用機関から、契約当事者以外の第三者に対する共同研究成果である本発明等を実施許諾する条件を定めています。
- 第1項は、活用機関が、契約当事者以外に対して本発明等を非独占かつ有償で実施許諾することができる旨を定めています。活用機関によるこの実施許諾は、他の契約当事者の同意を要しないものの、プロジェクトによっては、研究推進委員会の承認を得た第三者に限り実施許諾することができるように定めることも可能です。
- 第2項は、第1項に基づく活用機関から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件が、契約当事者に対する活用機関からの実施許諾の条件より有利なものにしてはならない旨を定める

ものです。これは、本発明等の創出に寄与した契約当事者が、他の第三者より優遇されるべきとの配慮によりです。

第3項は、活用機関が第三者に本発明等を実施許諾したことに伴い、当該第三者から活用機関が受領した実施許諾料を、本発明等の創出に寄与した契約当事者に分配すべきことを定めるものです。当該分配の方法の取り決め方としては、例えば以下のような取り決め方が考えられます。

規定例：活用機関は、第三者から本発明等の実施許諾に係る実施料を受領した日の属する月の翌月末日までに、当該実施許諾の対象となった本発明等の発明者が所属する本発明者（活用機関を除く。）に対して、以下の金額を支払う。

#### ①件数按分方式

「第三者から受領した実施料の金額」〔×●%〕×A/B

A=当該実施許諾の対象となった本発明等に係る本知的財産権のうち当該本発明者に所属する研究担当者等が発明者となっているものの件数

B=当該実施許諾の対象となった本発明等に係る本知的財産権の件数

#### ②頭数按分方式

「第三者から受領した実施料の金額」〔×●%〕×1/〇

〇=当該実施許諾の対象となった本発明等の発明者が所属する本発明者（活用機関を除く。）の数

第4項は選択的な規定であり、主に大学発ベンチャー企業で本発明等を実施する場合は念頭においています。本来、当該大学発ベンチャーは、本契約との関係では第三者であり、第16条に基づき共同研究成果である本発明等について実施許諾を受けられる立場ですが、実質的にはコンソーシアム内に属する者として実施許諾と捉えるべく、活用機関から当該大学発ベンチャー等に対して本発明等を実施許諾するに当たり、本条第3項に定めるような他の契約当事者に対する当該実施許諾に関するライセンスフィーの分配等が必要であることなどを定めています。なお、このような特別の扱いをすべきような大学発ベンチャー等において事業化する予定がないのであれば、第4項は削除することとなります。

#### 第17条（知的財産権の出願等）

##### <活用機関が単独で行う場合のモデル条項>

〔本知的財産権の出願は、活用機関が単独で行う。〕

##### <発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合のモデル条項>

〔本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本発明者が単独で（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本発明者が共同して）行う。〕

#### <解説：第17条（知的財産権の出願等）>

本条は、共同研究成果である本発明等に係る知的財産権についての出願を行う当事者について定めるものです。活用機関が単独で行う場合と発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合の2つの選択肢を示していますが、第14条において活用機関に譲渡により集約するのであれば前者を、活用機関に独占的な実施許諾をすることにより集約するのであれば後者を選択することが自然です。

## 第18条（外国における出願等）

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

＜解説：第18条（外国における出願等）＞

本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、本知的財産権は企業が単独で出願すると規定しています。

## 第19条（出願等費用）

＜活用機関が全額負担する場合のモデル条項＞

〔前二条の出願に関する出願等費用は、活用機関が負担する。〕

＜本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合のモデル条項＞

〔前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が（共有知的財産権にあつては、〔当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者が共有持分の割合に応じて共同で〕／〔当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者のうち企業当事者が（当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共同で）〕、負担する。〕

＜解説：第19条（出願等費用）＞

本条は、共同研究成果である本発明等についての知的財産権の出願・権利化・維持費用を負担する者を定めています。活用機関が全額負担する場合と、本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合とを選択肢として示していますが、第14条において活用機関に譲渡により集約するのであれば前者を、活用機関に独占的実施許諾をすることにより集約するのであれば後者を選択することが自然です。

知的財産権の出願費用等を発明者である研究担当者が所属する契約当事者が負担するものとする場合、共有の知的財産権について、出願費用等を共有持分の割合に応じて共同で負担すると定めることもできますし、企業当事者が共有当事者となる場合には企業当事者が全額を負担すると定めることもできます。

## 第20条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）

本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するテーマについて学術的な研究を行うことを何ら制約されない。但し、第22条に定めるノウハウ秘匿義務等及び第23条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

＜解説：第20条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）＞

本条は、契約当事者がコンソーシアムの研究テーマであっても第三者と学術的な研究を行うことは制約されないことを確認するものです。また、契約当事者は、コンソーシアムにおける研究内容について秘密保持義務を負いますので、秘密情報を流用は許されないことも確信的に定めています。

## 第21条（バックグラウンドIPの取扱い）

1 各本当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権（以下「バックグラウンドIP」という。）について、他の本当事者に対して、本共同研究の研究目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンドIPに係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。〔但し、各本当事者は、本契約締結後〔60〕日以内に書面により特定することにより、当該実施許諾の

対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。〕

＜「原則使用不可型」のモデル条項＞

2 本当事者が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等の社会実装のために必要である本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用機関に対して、第15条及び第16条に基づく本発明等の実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを再実施許諾するための権利を、活用機関との間で別途合意する条件により許諾する。〕

＜「原則使用可型」のモデル条項＞

2 〔本当事者〕／〔研究機関当事者〕が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用機関に対して、第15条及び第16条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための非独占的な権利を〔無償〕／〔有償〕で許諾する。この場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、第三者との合意その他の理由により、当該権利を許諾することができないことを認識した場合に速やかに、他の本当事者に対して通知するものとし、本研究推進委員会の承認を得た場合には、当該通知がなされたバックグラウンドIPについては、上記の権利の許諾の対象外とする。〔但し、各本当事者は、本契約締結後〔60〕日以内に書面により特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。〕

＜解説：第21条（バックグラウンドIPの取扱い）＞

本条は、各契約当事者が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権、所謂バックグラウンドIPの取り扱いについて定めるものとする。共同研究を進めるにあたり他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPが研究に必要となる場合や、共同研究の成果が得られたとしても他の契約当事者のバックグラウンドIPが障害となり事業化ができない場合が生じうるため、バックグラウンドIPについての取決めの必要となります。

第1項は、本件のコンソーシアムの研究目的で他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPを無償で使用することができることを定めています。但し、例えばコンソーシアムには大学の特定の研究室や企業の特定の事業部のみが参加し、他の研究室や事業部が管理する知的財産を、第1項但書における研究に持ち込むことができないことも想定されるため、その場合は、バックグラウンドIPを書面により特定することにより、当該知的財産権をコンソーシアム内で用いることができないようにすることが可能です（なお、このような措置を講ずるか否か、即ち第1項但書の定めを設けるか否かは、個別のプロジェクトにおける検討・選択次第です。）。第2項では、共同研究成果を事業化するにあたって他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPを使用することに關し、2つの取決め方法を示しています。

①「原則使用不可型」：原則として、他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPについては使用できず、バックグラウンドIPを使用した契約当事者と当該バックグラウンドIPを保有する契約当事者とが書面により合意した場合のみ使用する場合に権利を許諾するという取り決め方。

②「原則使用可型」：原則として、共同研究成果を事業化するために必要な範囲で他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPについて、無償又は有償で（無償か有償かは各コンソーシアムにおける取決め次第となります。）、使用することができるという取り決め方。ただし、バックグラウンドIPの一部を第三者に独占的にライセンスしたなどの理由により、他の契約当事者にライセンスすることができない場合もあるため、その場合は他の契約当事者に通知し、研究推進委員会承認が得られれば、例外的にバックグラウンドIPの使用許諾の対象

外とすることができます。なお、第1項について記載した契約締結後一定の日数が経過するまでに書面で特定することによりバックグラウンド IP の使用許諾の対象外とする措置も併用することができます。

- ・ なお、さくらツールでは、使用許諾の対象から除外するバックグラウンド IP を特定するための書式もモデル契約書書式とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。

#### 第22条（ノウハウ・プログラム・データ等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表 12. 記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第14条から第19条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上決定するものとする。

[4 当事者提供データについては当該データを提供した各当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

#### <解説：第22条（ノウハウ・プログラム・データ等）>

- ・ 本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱い並びにデータの利用方法について規定したものです。
- ・ ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。
- ・ 第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。
- ・ 第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第14条以下の取り扱いに準じ、契約当事者間で別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、特定の契約当事者に使用させることとするなどの取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。
- ・ 第4項は、第1条第10号及び第11号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしています（特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができず）。また、一般的に、データについては内容は正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけています。

#### 第23条（秘密保持）

- 1 本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者（以下「開示当事者」という。）より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で情報を開示若しくは提供を受ける者（以下「被開示当事者」という。）に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。被開示当事者は、開示当事者より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示又は提供を受けた際、既に告知となっている情報
- (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに告知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(6) 書面により事前の開示当事者の同意を得たもの

2 被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前の開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前二項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表 13. 記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるとする。

#### <解説：第23条（秘密保持）>

- ・ 本条は、本共同研究の実施にあたって他の契約当事者から開示又は提供を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但書では、他の契約当事者から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。
- ・ 第2項は、情報の重要性に鑑み、他の契約当事者から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。
- ・ 第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、短縮したりすることを認めています。3年から5年程度の期間で合意する場合は多いようですが、技術分野等により異なり、化学分野等は比較的長めで合理的な範囲とされています。

#### 第24条（本研究成果の公表）

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第22条のノウハウ秘密義務等及び第23条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 公表を希望する本当事者は、公表の [ ] 日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本研究推進委員会に通知する。
- 3 本研究推進委員会での協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから [ ] 日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本研究推進委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して [ ] 年間を経過した後は、研究機関当事者は、第



- 22 条のノウハウ秘匿義務及び第 23 条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うこと、本研究成果の公表を行うことができるとするものとする。ただし、本当事者間の協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 本当事者は、事前に本研究推進委員会の承認を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

＜解説：第 24 条（本研究成果の公表）＞

- ・ 本条は、コンソーシアムに参加する大学の社会的使命を踏まえて、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けている。
- ・ 第 1 項は、公表が原則であることを明示しつつ、但書において、特定されたノウハウ秘匿義務等や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮している。
- ・ 第 2 項から第 4 項は、公表にあたっての具体的な手続を定めている。まず、第 2 項は、公表を希望する契約当事者が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で研究推進委員会に通知することを定めている。第 3 項は、研究推進委員会が第 2 項の通知の内容に基づき、他の契約当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合には、第 2 項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を公表を希望する契約当事者に書面で通知することとし、その上で再度研究推進委員会において協議を行って、公表範囲及び方法を決定することとしている。第 4 項は、大学を含む契約当事者の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間が経過している研究成果については、他の契約当事者に対する通知を行なうことなく、公表することを認めている。ただし、契約当事者間の協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもできるため、研究成果の重要性や企業や大学の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されている。
- ・ 第 5 項は、研究成果の公表にあたって、研究推進委員会の承認を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしている。

第 25 条（譲渡禁止）

本当事者は、事前に本研究推進委員会の承諾を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

＜解説：第 25 条（譲渡禁止）＞

- ・ 本条は、コンソーシアム参加者の個性を重視し、事前に研究推進委員会の承認を得ない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第 26 条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の有効期間満了後も、第 14 条ないし第 25 条、第 30 条、第 31 条及び第 32 条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続条項において、本研究推進委員会の承諾を要する旨が定められている場合、本契約の有効期間満了後、本研究推進委員会の承諾は、[全当事者の] / [3 分の 2 以上の当事者の] / [過半数の当事者の] 同意により代替するものとする。

＜解説：第 26 条（有効期間）＞

- ・ 本条は、本契約の有効期間を定めており、第 1 項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とすると規定しています。他方で、知的財産の管理・活用に関する条項（第 14 条～第 21 条）、ノウハウ秘匿義務（第 22 条）、秘密保持義務（第 23 条）、損害賠償（第 31 条）、準拠法及び裁判管轄（第 32 条）の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。
- ・ 本契約の有効期間の満了、即ち本共同研究の研究期間の終了に伴い、研究開発全体の管理とマネジメントを目的とする研究推進委員会も解散します。そこで、第 2 項なお書において、研究推進委員会の承認に代わる意思決定方法を定めることとしています。意思決定方法のために必要な契約当事者の同意の割合は、個別のプロジェクトにおいて定めるべきですし、研究推進委員会の承認が必要だった個別の事項ごとに異なる割合を設定するなど柔軟な取り扱いをすることも検討に値します。

第 27 条（解除）

- 1 いずれかの本当事者（以下「違反当事者」という。）が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、他の本当事者（以下「非違反当事者」という。）は、違反当事者に対して当該事由の是正を催告したにもかかわらず当該催告後 [ ] 日以内には是正されない場合には、他の非違反当事者に対して、違反当事者との関係で本契約を解除することを申し入れることができる。非違反当事者 [のうち過半数の者] が、当該申し入れに同意した場合（なお、非違反当事者は、合理的な理由なくかかると同意を留保しない）、当該違反当事者との関係で本契約は解除され当該違反当事者は本共同研究から脱退するものとする。
- (1) 本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- (2) 本契約に違反したとき
- 2 本当事者は、他のいずれかの本当事者（以下「破産等当事者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該破産等当事者に対する何らの催告を要せず、また、当該破産等当事者以外の本当事者の同意を得ることなく、直ちに当該破産等当事者との関係で本契約を解除し当該破産等当事者を本共同研究から脱退させることができる。
- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
- (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
- (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 3 本当事者は、書面により [全当事者が] / [3 分の 2 以上の当事者が] / [過半数の当事者が] 合意した場合、本契約を解約することができる。

＜解説：第 27 条（解除）＞

- ・ 本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第 1 項は、契約の締結又は履行において、ある契約当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内には是正されない場合には、その他の契約当事者の同意により、当該契約違反をした契約当事者との関係で契約を解除し、コンソーシアムから脱退させることを認めています。なお、脱退させるために必要な同意の割合は、全員の同意・過半数の同意・3 分の 2 の同意など、柔軟に定めることが可能です。
- ・ 第 2 項は、いずれかの契約当事者が倒産手続等に陥った場合に、ただちに当該契約当事者との関係で本契約を解除し、脱退させることを認めたものです。
- ・ 第 3 項は、一定の割合の契約当事者が同意した場合には、契約全体を解約することができる旨を定めています。

### 第28条(事後参画)

- 1 本契約の有効期間中、第三者が本共同研究への参加を希望し、本研究推進委員会により承認をした場合、本当事者は、当該第三者を本契約の当事者として追加する。〔主幹事当事者は、本研究推進委員会による承認があった場合は、他の本当事者を代理して当該第三者と主幹事当事者との間で当該第三者を本契約の当事者に加えるための覚書を締結することができるものとし、他の本当事者は主幹事当事者に対して必要な権限を付与するものとする。〕
- 2 前項に基づき本共同研究に参加した者は、〔参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有する。〕／〔参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有せず、当該本発明等について実施する場合には第16条に基づき第三者として実施許諾を受けるものとする。〕

### <解説：第28条(事後参画)>

- ・ 本条は、本共同研究の途中から新たにコンソーシアムに参加者を迎え入れる際の手続き及び条件を定めるものです。
- ・ 第1項では、新たにコンソーシアムに参加するために、研究推進委員会の承認が必要であることを定めています。また、本来、新たに契約当事者になるためには、契約当事者全員の署名・押印が必要となり、参加者が多いとその手続きに手間と時間が掛かりますが、第1項第2文は、主幹事当事者が他の契約当事者を代理して、主幹事当事者と新規参加者との間で契約書の取り交わしのみで、契約当事者全員と契約を締結したことと同様の効果を得ることが可能としております（このような主幹事当事者が他の契約当事者を代理する権限を与えるかは、選択的です）。
- ・ 第2項は、新たにコンソーシアムに参加する者が、参加するまでに既に本共同研究の成果として得られていた知的財産についてどのような権利を有するかを定めるものです。ここでは2通りの考え方があり、1つは、当初より参加者であった契約当事者と同等の権利、即ち参加前に創出された本発明等を実施や実施許諾をする権利を与え、2つ目は新規参加者を迎え入れたと感じる面もありますが、そのような権利を与えても良いほどに新規参加者を迎え入れたという研究推進委員会が判断して参加を認めていると一種の割り切りを伴うものです。もう1つは、あくまで途中参加者は、参加した後には創出された知的財産についてはコンソーシアムに参加と同等の権利を有せず、参加前に創出されていた知的財産についてはコンソーシアムに参加していない者と同様に実施許諾を受けなければならぬとするものです。どちらの考え方を採用するかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することになります。

### 第29条(脱退)

- 1 本当事者は、本契約の有効期間中に本共同研究から脱退することを希望する場合には、本研究推進委員会にその旨を申し入れるものとし、本研究推進委員会の承認を得なければ本共同研究から脱退することはできない。
- 2 前項の承認を得て本共同研究から脱退する当事者は、当該承認を得る過程において本研究推進委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本契約の当事者ではなくなった後も、本契約との間で別段の合意をしない限り、脱退する当事者は、当該承認を得る過程において本条第1項の承認を得て本共同研究から脱退する当事者は、当該承認を得る過程において本研究推進委員会との間で別段の合意をしない限り、〔脱退により本契約の当事者ではなくなった後は、本契約に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。〕／〔脱退により本契約の当事者ではなくなった後も、本契約に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。〕
- 4 第27条第1項又は第2項の規定に基づき本共同研究から脱退することとなった当事者は、

本研究推進委員会との間での別段の合意がないことを前提に前二項の適用を受けるものとする。

### <解説：第29条(脱退)>

- ・ 本条は、本共同研究から脱退する場合の手続きと効果を定めるものです。
- ・ 第1項は、脱退の際の手続きに関するものであり、契約当事者は、一度コンソーシアムに参加し役割を与えられた以上、研究推進委員会の承認がなければ脱退することができない旨を定めています。
- ・ 第2項は、脱退する契約当事者は、原則として本契約上の義務を負い続けること、特に共同研究成果のうち自己に所属する研究担当者が発明者になっている本発明等について、脱退後も引き続き他の契約当事者に実施又は実施許諾する権利を与える義務を負うものです。これは、当該脱退する契約当事者が関係する本発明等を他の契約当事者が実施又は実施許諾することができなくなると、他の共同研究成果についての事業化等が困難となることを防ぐためです。なお、研究推進委員会が脱退を承認する際に別段の定めをすることは可能です。
- ・ 第3項は、脱退する契約当事者が、脱退前に創出された共同研究成果について如何なる権利を有するのかについて定めるものです。ここでは2通りの考え方があり、1つは、脱退する以上、脱退により脱退前に有していた他の契約当事者が保有する知的財産権に関する実施権等を失うというものです。もう1つは、脱退したとしても、脱退前に有していた上記実施権を保持し続けるというものです。どちらの考え方をとるかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することになります。なお、研究推進委員会が脱退を承認する際に別段の定めをすることは可能です。
- ・ 第4項は、第27条の規定により契約を解除された契約当事者について、脱退により本条第2項及び第3項の適用を受けられることを確認するとともに、研究推進委員会による別段の定めを認めないことを定めています。

### 第30条(反社会的勢力の排除)

- 1 本当事者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）は、他の本当事者に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
  - ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動関係者、特殊な能力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
  - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
  - ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 いずれかの本当事者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、他の本当事者は、当該各号該当者に対する何らの催告を要せず、また、当該各号該当者以外の本当事者の同意を得ることなく、直ちに当該各号該当者との関係で本契約を解除し当該各号該当者を本共同研究から脱退させることができる。
  - ① 前項①の権利に反する申告をしたことが判明した場合
  - ② 前項②の権利に反し契約をしたことが判明した場合
  - ③ 前項③の権利に反する行為をした場合
- 3 本当事者は、前項により本契約を解約したことにより他の本当事者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

＜解説：第 30 条（反社会的勢力の排除）＞  
 本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の締結事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

### 第 31 条（損害賠償）

本当事者は、前条に掲げる事由、又は他の本当事者の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、当該損害等の原因となった他の本当事者に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

＜解説：第 31 条（損害賠償）＞  
 本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

### 第 32 条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[ ] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

＜解説：第 32 条（準拠法及び裁判管轄）＞  
 本条は、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し（第 1 項）、本契約から生じる紛争については、契約当事者が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです（第 2 項）。

この契約の締結を証するため、本契約書 4 通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日  
 (甲) [所在地]  
 [名称]  
 学 長 [ ]  
 (乙) [所在地]  
 [名称]  
 学 長 [ ]  
 (丙) [所在地]  
 [名称]  
 代表取締役 [ ]  
 (丁) [所在地]  
 [名称]

コンソーシアム型共同研究契約書(案)

[ ] 大学(以下「甲」という。)と[ ] 大学(以下「乙」という。)  
 と[ ] (以下「丙」という。)と[ ] (以下「丁」という。)(以下「本  
 下総称して「本当事者」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下「本  
 共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を  
 締結する。

(契約項目表)

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容										
4. 主幹当事者										
5. プロジェクト マネージャー	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割						
	甲									
	乙									
	丙			派遣の有無						
6. 研究担当者	丁			派遣の有無						
7. 研究実施場所										
8. 研究期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで
9. 研究経費の負担	区分	研究費								
	甲	[ ]	円							
	乙	[ ]	円							
	丙	[ ]	円							
	丁	[ ]	円							
	合計	[ ]	円							
10. 施設及び設備	総額	[ ]	円							
	区分	施設の名称	設備	名称	規格	数量				
	甲									
	乙									
	丙									
	丁									

11. 活用第三者	[一般社団法人〇〇] / [〇〇株式会社] (仮称) ・設立予定日: [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 ・予定住所: [ ] ・主な目的: [本共同研究成果のライセンスを通じた活用] / [本共同研究成果を主に自ら実施することによる事業化] / [ ]									
12. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年 度末)の翌日から起算して [ ] 年間									
13. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年 度末)の翌日から起算して [ ] 年間									
14. 成果に関する知的財産権の帰属	<帰属集約型の場合> [・活用第三者の単独帰属に集約する (第14条第1項)] / <実施権集約型の場合> [・発明者主義に基づき発明者が所属する本当事者に帰属させつつ (第14条第1項)、再実施許諾権付き独占的実施権を活用第三者に許 諾する (第14条第2項)]									
15. 成果に関する権 限(実施権、選択権 等)	活用第 三者	・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利 (第15条第1項) ・本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利 (第15 条第2項) ・本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施 許諾 (第16条第1項)								
	本当事 者	・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利 (第15条第1項) ・本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権 利 (第15条第3項) ・本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対 価の分配を受ける権利 (第16条第3項)								

(以下、余白)

### 第1条 (定義)

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究機関当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称する。
- (2) 「企業当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称する。
- (3) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に関する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
  - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
- ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
- (6) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
- (7) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者にも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
- (8) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
- [9] 「本データ」とは、個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の近似的によつて認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
- (10) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであって、各当事者について別紙[1]に示される。
- (11) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。
- (12) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。]

＜解説：第1条(定義)＞

- ・ 本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめ規定したものです。
- ・ 第9号から第12号までは、コンソーシアムにおける共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第9号から第12号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要がある(なお、さくらツールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。)。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省「IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(Ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

### 第2条 (研究題目等)

本当事者は、契約項目表1. ないし3. 記載の共同研究を実施するものとする。

＜解説：第2条(研究題目等)＞

- ・ 本条は、コンソーシアムにおいて実施する共同研究の内容を特定するためのものです。

### 第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表8. 記載の期間とする。

＜解説：第3条(研究期間)＞

- ・ 本条は、共同研究の研究機関を特定するためのものです。

### 第4条 (運営方法)

- 1 本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表4. に掲げる主幹当事者(以下「主幹当事者」という。))と、契約項目表5. に掲げるプロジェクトマネージャーを委員長とする研究推進委員会(以下「本研究推進委員会」という。)を設置する。
- 2 本研究推進委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本研究推進委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。
- 3 本当事者は、別途協議の上合意する方法により、本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。))を管理及び活用するための契約項目表11. に掲げる活用第三者(以下「活用第三者」という。))を設立するとともに、本契約に従った本発明等の実施及び実施許諾がなされるよう運営するものとする。

＜解説：第4条(運営方法)＞

- ・ 本条は、コンソーシアムにおいて共同研究には多数の当事者が参加することとなること、本当事者間の意見調整を行い研究開発全体の管理とマネジメントを実施するために主幹当事者や研究推進委員会を設置することを定めたものです。本モデル契約においては、知的財産の取り扱いも含め研究推進委員会の承認を得ることと求めている事項が定められており、研究推進委員会はコンソーシアムにおいて重要な機関となります。
- ・ 第2項において別途定めるところとなっている「研究推進委員会の運営その他必要な事項」とは、研究推進委員会の構成(各契約当事者1名ずつ委員を出すか・一部の契約当事者のみ委員を出すか)、開催頻度(1ヶ月に1回・2ヶ月に1回)、臨時開催の方法、開催場所、決議要件(委員全体の又は委員会出席者の過半数の賛成・3分の2以上の賛成・全会一致、議題毎

に要件を分けるか否か)、決議方法(金会のみか・書面や電子メールでも投票を認めるか)などが考えられます。

- ・ 第3項では、本モデル2の特徴である、共同研究成果を管理・活用する第三者の設立に関する条項です。共同研究開始前に設立する活用第三者の詳細については合意を要するものとしますと、共同研究の開始が遅れてしまうため、本モデル契約においては活用第三者を設立する旨の規定にとどめておりましたが、活用第三者のガバナンスや設立時期等について予めより詳細に規定することができている場合には、それを妨げるものではないと見なされます。

#### 第5条 (研究担当者)

- 1 各本当事者は、それぞれ、契約項目表6. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 2 研究機関当事者は、企業当事者が希望する場合、企業当事者の研究担当者のうち研究機関当事者の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 本当事者は、本研究推進委員会の承認を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

#### <解説：第5条 (研究担当者)>

- ・ 本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみに関与することができず、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、研究推進委員会の承認を得た上で、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

#### 第6条 (研究経費の負担及び支払)

- 1 各本当事者は、各本当事者について契約項目表9. 記載の研究経費を、それぞれ負担するものとする。
- 2 企業当事者は、主幹当事者が発行する請求書に定める支払期限までに研究経費を支払うものとする。但し、本当事者が合意した金額の研究経費を、企業当事者から他の研究機関当事者に直接支払い又は主幹当事者から他の研究機関当事者に分配することができ、当該研究経費の支払い及び分配は、当該他の研究機関当事者が発行する請求書に定める支払期限までに行われるものとする。
- 3 企業当事者(及び前項に基づき研究経費の一部を他の研究機関当事者に分配することとした場合の主幹当事者)は所定の支払期限までに研究経費を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

#### <解説：第6条 (研究経費の負担及び支払)>

- ・ 本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したもので、第1項では、各契約当事者が負担する研究経費の金額を定めています。なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合もあります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、契約当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。
- ・ 定義例)「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に

必要となる経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう

- ・ 第2項は、次条でコンソーシアムの経理を担当する主幹当事者が発行する請求書に基づき、主幹当事者に研究経費を支払う旨を定めています。なお、本項の但書では、企業当事者が負担する研究経費を、主幹当事者以外の研究機関当事者が受領する場合を想定し、主幹当事者経由又は企業当事者から直接に、当該研究機関当事者が研究経費の一部を受領することができ旨を定めています。
- ・ 第3項は、契約当事者が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、当該契約当事者は元本額の年率5%の延滞金を加算した額を支払わなければならない旨を定めています。
- ・ なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムについては、第8条の解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

#### 第7条 (経理)

- 1 前条の研究経費の経理は主幹当事者が行う。
- 2 主幹当事者以外の本当事者は本契約に関する経理書類の閲覧を主幹当事者に申し出ることができる。主幹当事者はその他の本当事者からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じるものとする。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することになるときは、主幹当事者は、当該閲覧の申し出を行った本当事者に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。
- 3 前条第2項に基づき研究経費の一部を他の研究機関当事者に支払い又は分配することとした場合、当該他の研究機関当事者は、当該支払い又は分配を受けた研究経費に係る経理書類を備え、当該他の本当事者からの当該経理書類の閲覧の申し出に対し、前項に準じて対応するものとする。

#### <解説：第7条 (経理)>

- ・ 本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究経費の経理を主幹当事者が担当することとしています。第2項は、他の契約当事者から主幹当事者大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、当該申出をした契約当事者に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。
- ・ 第3条は、第6条第2項但書に基づき、研究経費の一部を主幹当事者以外の研究機関当事者に分配した場合に、当該研究機関当事者についても、主幹当事者と同様に経理書類の閲覧の申出に対して対応しなくてはならない旨を定めています。
- ・ なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を当事者に分配する形のコンソーシアムについては、第8条の解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

#### 第8条 (研究経費により取得した設備等)

契約項目表9. 記載の研究経費により取得した設備等は、主幹当事者に帰属するものとする。但し、第6条第2項に基づき研究経費の一部の支払い又は分配を受けた研究機関当事者が、当該研究経費により取得した設備等は、当該研究機関当事者に帰属するものとする。

＜解説：第 8 条（研究経費により取得した設備等）＞

・ 本条は、研究経費によって購入した設備は主幹事当事者に帰属することを定め、但書において、第 6 条第 2 項但書に基づき研究経費の一部を主幹事当事者以外の研究機関当事者に分配した場合に、当該研究経費によって購入した設備についても当該研究機関当事者に帰属する旨を定めています。

・ なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹事当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムについては、本解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

＜解説：第 6 条～第 8 条（国プロ等の場合）＞

・ モデル契約書において示している研究経費に関する第 6 条～第 8 条の条項は、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹事当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムを想定していません。そのようなプロジェクトの場合には、第 6 条～第 8 条を以下のような規定文案に置換し本モデル契約書を語活用ください。なお、そのような案件においては、公費支出機関がプロジェクト採択条件の中で詳細な経理に関する規定を設けていることが多いため、以下の規定文案においては当該公費支出機関の規定に従うことを想定しており、「●●」には公費支出機関の名称を記載してください。

**第 6 条（研究費の負担及び支払い）**

主幹事当事者は、本共同研究実施にあたり、●●から拠出を受けた研究経費を他の本当事者に分配するものとし、当該研究経費の分配の方法は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した方法によるものとする。

**第 7 条（経理）**

前条の研究経費の経理は、主幹事当事者が行うものとし、経理書類の備え置き及び閲覧並びに経理に係る報告の方法は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した方法によるものとする。

**第 8 条（研究経費により取得した設備等）**

第 6 条の研究費により取得した設備等の帰属は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した条件によるものとする。

**第 9 条（施設及び設備の提供等）**

- 1 本当事者は、契約項目表 10 に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 研究機関当事者は、本共同研究の用に供するため、企業当事者から契約項目表 10 に掲げる企業当事者の所有に係る設備を企業当事者の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、当該研究機関当事者及び当該企業当事者の合意により当該設備の所有権を無償で当該研究機関当事者に移転できるものとする。なお、当該研究機関当事者は、当該企業当事者から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、関係する企業当事者の負担とする。

＜解説：第 9 条（施設及び設備の提供等）＞

・ 本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第 1 項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。

・ 第 2 項は、研究機関当事者と企業当事者が合意した設備を研究機関当事者に搬入して共同で使用することを定めたものです。また、当該設備の所有権を契約当事者間の合意により、研究機関当事者に移すこともできます。なお、研究機関当事者は、搬入を受けた設備を、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。

・ 第 3 項は、企業当事者の設備の搬入や据付に関する費用は企業当事者が負担すると定めたものです。

**第 10 条（研究の中止又は期間の延長）**

1 本当事者は、天災その他やむを得ない事由があるときは、本研究推進委員会において協議した上で、本共同研究を中止し、又は本研究推進委員会において承認された場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、本当事者は、他の本当事者に対し、中止又は期間延長の責めを負わないものとする。

2 本当事者は、本共同研究の研究期間の延長により、第 5 条の規定により企業当事者から主幹事当事者又は他の研究機関当事者に対し支払われた本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について本研究推進委員会において協議するものとする。この場合において、企業当事者が、当該不足額の追加負担をしないときは、主幹事当事者は、本研究推進委員会における協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

＜解説：第 10 条（研究の中止又は期間の延長）＞

・ 本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第 1 項では、災害等の事由により共同研究の履行が困難となった場合には、本研究推進委員会で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、他の契約当事者に対し中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。

・ 第 2 項は、第 1 項の研究期間を延長することによって研究経費が不足した場合には、研究推進委員会において本共同研究の継続について改めて協議し、企業当事者が、追加費用に負担をしない場合には、主幹事当事者が研究推進委員会での協議を踏まえて本共同研究を中止することができる旨を定めています。

**第 11 条（研究の終了）**

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表 8、記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前に共同研究が完了した場合
- (3) 第 27 条により、本契約が解除された場合
- (4) 本当事者が本共同研究の終了を合意した場合

＜解説：第 11 条（研究の終了）＞

・ 本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合（第 1 号）、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合（第 2 号）、本契約が解除された場合（第 3 号）、当事者間で本共同研究を終了させざることを合意した場合（第 4 号）を定めています。

#### 第12条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱)

第10条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第6条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、企業当事者は主幹当事者又は研究経費の支払い若しくは分配を受けた他の研究機関当事者に不用となった額の返還を請求できる。

#### ＜解説：第12条(研究の中止に伴う研究経費の取扱)＞

本条は、本共同研究の中止により、不用となった研究経費を企業当事者が返金請求しうることを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

#### 第13条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成)

本参加者は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果についての報告書を、本共同研究終了の翌日から〔 〕日以内にとりまとめるものとす。

#### ＜解説：第13条(研究の終了に伴う実績報告書の作成)＞

本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、契約当事者が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです。

#### 第14条 (知的財産権の帰属・集約)

##### ＜「帰属集約型」のモデル条項＞

1 本発明等に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、活用第三者に帰属するものとする。但し、活用第三者が設立される前に創出された本発明等に関する本知的財産権は当該本発明等の発明者が所属する本当事者にそれぞれ帰属するものとし、また、本発明等の共同発明者により本当事者にそれぞれ1人以上所屬している発明等(以下「共同発明等」という。)に関する知的財産権(以下「共有知的財産権」という。)は当該発明等が所属する本当事者の共有とするが、各本当事者は、活用第三者が設立された後遅滞なく、自己に帰属する本知的財産権(共有地的財産権(共有的財産権を含む。))を、次項に従い活用第三者に譲渡する。

2 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとし、本当事者は当該自己が承継した本知的財産権を有償で活用第三者に譲渡することにより、活用第三者に帰属させるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所属する本当事者が責任をもつものとする。

3 前項に基づく本当事者から活用第三者への本知的財産権の譲渡の対価は、別途合意する。】

##### ＜「実施権集約型」のモデル条項＞

1 本発明等に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、本発明等の発明者が所属する当事者にそれぞれ帰属するものとする。

2 本発明等の共同発明者により2人以上の本当事者にそれぞれ1人以上所屬している発明等(以下「共同発明等」という。)に関する知的財産権(以下「共有知的財産権」という。)は当該発明者等が所属する本当事者の共有とする。共有知的財産権の持分については、共同発明等の発明者等が所属する本当事者で協議するものとする。

3 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究

担当者等が所属する本当事者が責任をもつものとする。

4 各当事者は、活用第三者が設立された後、活用第三者に対し、自己に帰属する本知的財産権(他の本当事者と共有している共有知的財産権を含む。)について、本契約に定める条件により当該本知的財産権に係る本発明等を活用第三者が実施及び実施許諾するための独占的な権利を許諾する。本当事者は、本契約において別段の定めがない限り、当該本発明等を実施又は実施許諾することができない。なお、活用第三者に実施及び実施許諾するため権利が許諾された本発明等に係る本知的財産権について、第三者に権利行使を行う場合には、その方法について、活用第三者と当該本知的財産権を保有する本当事者とが別途協議の上決定するものとする。

5 前項に基づく本当事者から活用第三者への本知的財産権に係る本発明等に関する独占的な権利の許諾の対価は、別途合意する方法による。】

#### ＜解説：第14条(知的財産権の帰属・集約)＞

本条は、本共同研究成果に係る知的財産権が誰に帰属するのか及び活用第三者に集約する方法を定めるものであり、それらに関して2つの考え方を示すものです。いずれの考え方を採用するかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することとなります。

1 つ目の考え方は「帰属集約型」であり、知的財産権は、全て活用第三者に帰属させてしまうものであり、各契約当事者は、自己に所属する研究担当者が発明等を行った場合には、当該研究担当者から当該発明等に係る知的財産権を自己の責任において承継を受けた上で、活用第三者に譲渡します。

2 つ目の考え方は「実施権集約型」であり、知的財産権は、当該知的財産権に係る発明等の発明者が所属する契約当事者に帰属させたままとした上で、契約当事者は、自己に帰属する知的財産権について活用第三者に対して再実施許諾付きで独占的実施許諾を行うことで集約し、自身は当該独占的実施許諾を行った知的財産権について本契約に定める方法以外の方法で実施も実施許諾もできないこととするものです。なお、各契約当事者は、自己に所属する研究担当者から発明等の承継を受けることについては自ら責任を負います。

上記のいずれの考え方を採用した場合であっても、活用第三者に知的財産権を集約するため知的財産権を譲渡し又は独占的実施許諾を行うにあたって、活用第三者から対価を受領しなければなりません。ここで、対価の支払い方法としては、定額制、出来高制及びそれらの併用が考えられます(詳しくはさくらツール「総論」ウB「実施料等の支払方法」をご参照ください)。しかし、設立間もない活用第三者に当該対価を支払うことができないことが容易に想像されず、また、当該対価の支払い方法について、上記のような方法ではなく、「活用第三者から他の契約当事者に対する対価の支払いは、活用第三者から契約当事者に対して、第15条第2項に基づく実施許諾を受け権利の付与及び第16条第3項に基づく実施料の分配を受ける権利の付与で代えるものとする」と取り決めることも考えられます。

#### 第15条 (コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾)

1 活用第三者設立後の活用第三者を通じて本当事者による本発明等の実施の方法については本条第2項以下に定めるものとし、活用第三者設立前は、本当事者は、次の各号の定めに従って、本発明等を実施及び実施許諾するものとする。

(1) 本当事者は、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるとし、各本当事者は、他の本当事者に対して自己に帰属する本知的財産権(自己が持分を有する共有知的財産権を含む。)に係る本発明等について当該実施権を無償で許諾する。

(2) 本当事者は、自己に帰属する本知的財産権(自己が持分を有する共有知的財産権を含む)



む。)に係る本発明等について、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施  
 【自己の関係会社等に実施許諾することを含む。】することができる。

(3) 本当事者は、他の本当事者[及び企業当事者が指定し本研究推進委員会が承認する当  
 該企業当事者の関係会社等]に対して、自己に帰属する本知的財産権(自己が持分を  
 有する共有知的財産権を含む。)に係る本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施  
 する非独占的な権利を無償で許諾する。

2 活用第三者設立後、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行  
 する目的で非独占的に実施することができるとし、また、本当事者は、活用第三者を  
 して、本当事者に対して当該実施権を無償で許諾させるものとする。

3 活用第三者設立後、本当事者は、活用第三者をして、企業当事者[及び当該企業当事者が  
 指定し本研究推進委員会が承認する当該企業当事者の関係会社等]に対して、本発明等を  
 本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を[無償/有償]で許諾させる。

4 企業当事者は、本発明等について、[本研究推進委員会の承認を得た上で]本共同研究の  
 遂行以外の目的の有償かつ独占的な実施権の許諾を受けることについて、活用第三者との  
 間で優先的に交渉する権利を有する。

5 【前項】/【前二項】に基づく活用第三者から企業当事者に対する本発明等の実施許諾に  
 関して、企業当事者が活用第三者に支払う実施料その他の許諾条件は、活用第三者と当該  
 企業当事者が協議の上定める。

[6 活用第三者設立後、本当事者は、活用第三者をして、前条に基づき本当事者からの本知  
 的財産権等の[譲渡/独占的実施権の許諾]の対価を支払うことを条件に、本発明等を本  
 共同研究の遂行以外の目的で自ら実施させることができる。]

#### <解説：第15条(コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾)>

・ 本条は、活用第三者及び契約当事者が、共同研究成果である本発明等を実施・実施許諾する  
 条件を定めています。第1項で活用第三者が設立される前の時点における契約当事者による  
 本発明等の実施及び実施許諾の条件を、第2項で活用第三者が設立された後の実施及び実施  
 許諾の条件を定めています。

・ まず、第1項は、活用第三者が設立される前の条件を定めるものであり、本契約を締結する  
 と研究が開始されて共同研究成果が創出され始めますが、活用第三者の設立には時間が掛か  
 る可能性があるため、そのタイムラグを埋めるための条項です。本項で定められている活用  
 第三者設立前の各契約当事者の本発明等の実施及び実施許諾の条件は、基本的にはモデル契  
 約モデル5(各当事者共有モデル)における契約当事者の本発明等の実施及び実施許諾の条  
 件と同一であり、各契約当事者は、本成果等について、コンソーシアム目的にも事業化目的  
 にも非独占的に無償で実施することが可能です。ただし、モデル5との違いは、モデル5に  
 は独占的実施許諾を受けるための優先交渉権が定められていますが、本モデル契約モデル2  
 の場合には、その後活用第三者に集約していくことが予定されているため、この段階での独  
 占的実施許諾を受けることは認められません。

・ 次に、活用第三者が設立された後である第2項について、第2項は、全ての契約当事者  
 が、本共同研究を実施する目的であれば、本発明等を無償で実施する権利を有し、本発明等  
 の集約先である活用第三者は、契約当事者に対しかかる権利を許諾しなければならぬとい  
 うことを定めています。

・ 第3項は、企業当事者が、本共同研究以外の目的、即ち事業化目的で、本発明等を非独占的  
 に実施する権利を有し、活用第三者は、企業当事者に対して当該権利を許諾することを定め  
 ています(活用第三者は本契約の当事者ではないため、形式上、本契約の契約当事者から企  
 業当事者への実施許諾を無償とするか有償とするかは、個別のプロジェクトにおいて検討・

選択します。なお、企業当事者だけでなく、研究推進委員会の承認のもとで、企業当事者の  
 関係会社に対して実施許諾をする旨の定めを置くことを選択することもできます。

・ 第4項は、企業当事者が、本発明等について第3項に基づく非独占的な実施権だけでなく、  
 独占的な実施権を欲する場合に、当該独占的な実施権を得ることについて活用第三者との間  
 で優先的に交渉する権利を有することを定めています。活用第三者から当該企業当事者に対  
 する本項に基づく独占的な実施権の許諾は、有償となります。なお、この独占的実施権を与  
 えるか否かは、活用第三者と企業当事者との相対で交渉して決すべきこととなりますが、他  
 の企業当事者も実施を希望する可能性もあるため、特定の企業当事者に独占的実施権を与え  
 ることについて研究推進委員会の承認を要する旨を定めることもできます。

・ 第5項は、活用第三者から企業当事者に対する本発明等についての有償での実施許諾に係る  
 対価について、活用第三者と当該企業当事者との間で協議の上で決定すべきことを定めてい  
 ます。当該対価の考え方として定額制、出来高制及びそれらの併用が考えられます(詳しく  
 はさくらツール「総論」ウB「実施料等の支払方法」をご参照ください)。なお、本項の冒  
 頭は、第3項において企業当事者に対する非独占的実施権の許諾を無償とするのであれば「前  
 項」と、第3項に基づく実施許諾を有償とするのであれば「前二項」とすべきことになりま  
 す。

・ 第6項は選択的な規定であり、活用第三者が大学発ベンチャー企業であり、自ら本発明等を  
 実施する場合を念頭に定めています。この場合、活用第三者は、本発明等の実施について、  
 知的財産権を活用第三者に集約するにあたって支払うべき対価の他に追加の対価の支払いを  
 要することなく、本発明等を実施することができるとされています。なお、このような活用第三者におい  
 て自己実施する予定がないのであれば、第6項は削除することとなります。

・ なお、本条第1項は、活用第三者が設立される前の共同研究成果の実施条件として、モデル  
 5と同等の実施条件と同等のものとしておりますが、モデル1(非営利機関中心の活用モデル)  
 やモデル3(単一企業中心の活用モデル)と同等の実施条件としたい場合には、モデル1及  
 びモデル3のモデル契約書を修正することで対応してください。修正の方法は、まず、①契  
 約項目表 11-2の欄を新たに作成いただき、本モデル契約の契約項目表 11と同内容の「活  
 用第三者」の記載を行った上で、②第4条第3項に「本当事者は、別途協議の上合意する方  
 法により、本共同研究に伴い得られた発明等を管理及び活用するための契約項目表 11-2.に  
 掲げる活用第三者(以下「活用第三者」という。)を設立するとともに、本契約に従った本発  
 明等の実施及び実施許諾がなされるよう運営するものとする。」との条項を追加するととも  
 に、③第14条の研究成果の集約方法として下記(1)(2)のどちらを選択するかに応じて、  
 以下の定めを追加してください(なお、「活用機関(活用企業)」と記載している箇所は、モ  
 デル1を修正する場合には「活用機関、モデル3を修正する場合には「活用企業」として  
 ください。)

(1) 知的財産を全て活用第三者(活用企業)に帰属させる方法で集約した場合

第14条第5項として、「活用第三者設立後、活用機関(活用企業)は、活用第三者に  
 対し、自己に帰属する本知的財産権を全て譲渡するとともに、第15条及び第16条に  
 基づき他の本当事者又は第三者に対して付与した実施権の許諾者としての地位を承継  
 するものとする(当該本知的財産権の譲渡の対価は、別途合意する方法による。)。当  
 該地位の承継等を行うて以降、第14条乃至第19条の規定は、当該規定における「活  
 用機関(活用企業)」を「活用第三者」と読み替えて適用するものとし、活用機関(活  
 用企業)は、当該規定に基づき他の本当事者と同等の権利義務を有するものとする。」  
 という規定を追加してください。

(2) 知的財産権を当該知的財産権に係る発明等の発明者が所屬する契約当事者に帰属させ  
 たままとした上で活用機関(活用企業)以外の契約当事者が自己に帰属する知的財産権

について再実施許諾付きで独占的実施許諾を行う方法により集約した場合

第14条第6項として、「活用第三者設立後、活用機関（活用企業）は、第14条第4項に基づき独占的権利の被許諾者としての地位並びに第14条及び第16条に基づき他の当事者又は第三者に対して付与した実施権の許諾者としての地位を承継することにも、自己に帰属する本知的財産権（他の本当事者と共有している知的財産権を含む。）について、活用第三者に対し、本契約に定める条件により当該本知的財産権に係る本発明等を活用第三者が実施及び実施許諾するための独占的な権利を許諾するものとす（当該独占的な権利の許諾の対価は、別途合意する方法による。）。以降、活用機関（活用企業）は、当該本発明等について、本契約に別段の定めがない限り実施又は実施許諾することができな。さらに、当該地位の承継等を行って以降、第14条乃至第19条の規定における「活用機関（活用企業）」を「活用第三者」と読み替えて適用するものとし、活用機関（活用企業）は、当該規定に基づき他の本当事者と同等の権利義務を有するものとする。」という規定を追加してください。

#### 第16条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）

〔1 活用第三者設立後の活用第三者から本参加者以外の者に対する実施許諾の方法は本条第2項以下に定めるものとし、活用第三者設立前は、本当事者以外の第三者（活用第三者を除く。）に対し、次の各号の定めに従って、本発明等の実施許諾を行うものとする。なお、本当事者は、活用第三者設立前に第三者と契約を締結した実施許諾契約に基づき自己の地位を、活用第三者が設立された後速やかに、活用第三者に対して承継させるものとする。〕

- (1) 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を除く。）に係る本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。但し、当該第三者は、本研究推進委員会の承認を得た者でなければならない。
  - (2) 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、本研究推進委員会の承認を得た上で、自己が持分を有する共有知的財産権に係る本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。
  - (3) 本当事者は、前号に基づき本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、当該実施許諾の対象となった本発明等についての共有知的財産権を共有の相手方である他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならない。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。〕
- 2 活用第三者設立後、活用第三者は、本当事者以外の第三者に対し、本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。
  - 3 前項に基づき活用第三者から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件は、前条に基づき活用第三者から他の本当事者に対する本発明等の実施許諾の条件より有利な条件としてはならない。
  - 4 活用第三者設立後、活用第三者は、本条第2項に基づき本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならない。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。

＜解説：第16条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）＞

本条は、活用第三者から、契約当事者以外の第三者に対する共同研究成果である本発明等を実施許諾する条件を定めています。第1項で活用第三者が設立される前の時点における第三者への実施許諾の条件を、第2項で活用第三者が設立された後の第三者への実施許諾の条件を定めています。

まず、第1項は、活用第三者が設立される前の条件を定めるものであり、第15条第1項と同様、本共同研究成果が創出と活用第三者の設立のタイムラグを埋めるための条項です。活用第三者設立前、本契約当事者は、自己に帰属する本発明等について、研究推進委員会の承認を得た上で、実施許諾を行うことが、対価を他の契約当事者に分配しなければいけません。対価を他の契約当事者に分配するのは、活用第三者設立後に活用第三者から第三者に実施許諾した場合に対価を契約当事者に分配することと平仄を合わせるためであり、また、第三者へ本発明等を実施許諾した当事者は、活用第三者設立後に当該実施許諾に関する自己の地位を活用第三者に承継させなければいけません。このように、活用第三者設立前の第三者への実施許諾は、やや複雑な法律関係をもたすため、個別のプロジェクトにおいて、活用第三者設立前の第三者への本発明等の実施許諾を認めず、本第1項を削除することも選択可能です（この場合、モデル契約書の第2項以下の項数がひとつずつ繰り上がることになります。）。次に、活用第三者が設立された後である第2項以下について、第2項は、活用第三者が、特段の研究推進委員会や契約当事者の同意を得ることなく、契約当事者以外の第三者に対して本発明等を非独占かつ有償で実施許諾することができる旨を定めています。

第3項は、第2項に基づき活用第三者から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件が、契約当事者に対する活用第三者からの実施許諾の条件より有利なものにしてはならない旨を定めるものです。これは、本発明等の創出に寄与した契約当事者が、他の第三者より優遇されるべきとの配慮によります。

第4項は、活用第三者が第三者に本発明等を実施許諾したことに伴い、当該第三者から活用第三者が受領した実施許諾料を、本発明等の創出に寄与した契約当事者に分配すべきことを定めるものです。当該分配の方法の取り決め方としては、例えば以下のような取り決め方が考えられます。

【規定期：活用第三者は、第三者から本発明等の実施許諾に係る実施料を受領した日の属する月の翌月末日までに、当該実施許諾の対象となった本発明等の発明者が所属する本当事者に対して、以下の金額を支払う。】

#### ① 件数按分方式

「第三者から受領した実施料の金額」 $\times$   $\bullet$   $\%$   $\times$  A / B

A = 当該実施許諾の対象となった本発明等に係る本知的財産権のうち当該本当事者に所属する研究担当者等が発明者となっているものの件数

B = 当該実施許諾の対象となった本発明等に係る本知的財産権の件数

#### ② 頭数按分方式

「第三者から受領した実施料の金額」 $\lfloor$   $\times$   $\bullet$   $\%$   $\rfloor \times 1 / C$

C = 当該実施許諾の対象となった本発明等の発明者が所属する本当事者の数

#### 第17条（知的財産権の出願等）

＜活用第三者が単独で行う場合のモデル条項＞

〔本知的財産権の出願は、活用第三者が単独で行う。但し、活用第三者設立前には、本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して）行う。〕

＜発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合のモデル条項＞

〔本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して）行う。〕

行う。】

＜解説：第17条（知的財産権の出願等）＞

・ 本条は、共同研究成果である本発明等に係る知的財産権についての出願を行う当事者について定めるものです。活用第三者が単独で行う場合と発明者と発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合の2つの選択肢を示していますが、第14条において活用第三者に譲渡により集約するのであれば前者を、活用第三者に独占的実施許諾をすることにより集約するのであれば後者を選択することが自然です。なお、前者の場合、活用第三者の設立前は後者と同一様の条件で出願等を行うこととなります。

#### 第18条（外国における出願等）

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

＜解説：第18条（外国における出願等）＞

・ 本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、本知的財産権は企業が単独で出願すると規定しています。

#### 第19条（出願等費用）

＜活用第三者が全額負担する場合のモデル条項＞

【前二条の出願に関する出願等費用は、活用第三者が負担する。但し、活用第三者設立前は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が（共有知的財産権にあつては、当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者が共有持分の割合に応じて共同で）／〔当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者のうち企業当事者が（当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共同で）〕負担する。】

＜本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合のモデル条項＞

【前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が（共有知的財産権にあつては、〔当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者が共有持分の割合に応じて共同で〕／〔当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者のうち企業当事者が（当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共同で）〕負担する。】

＜解説：第19条（出願等費用）＞

・ 本条は、共同研究成果である本発明等についての知的財産権の出願・権利化・維持費用を負担する者を定めています。活用第三者が全額負担する場合と、本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合とを選択肢として示していますが、第14条において活用第三者に譲渡により集約するのであれば前者を、活用第三者に独占的実施許諾をすることにより集約するのであれば後者を選択することが自然です。なお、前者の場合、活用第三者の設立前は後者と同様の条件で出願費用を負担することとなります。

・ 知的財産権の出願費用等を発明者である研究担当者が所属する契約当事者が負担するものとする場合、共有の知的財産権について、出願費用等を共有持分の割合に応じて共同で負担すると定めることもできますし、企業当事者が共有当事者となる場合には企業当事者が全額を負担すると定めることもできます。

#### 第20条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）

本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するテーマについて学術的な研究をすることを何ら制約されません。但し、第22条に定めるノウハウ秘匿義務等及び第23条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

＜解説：第20条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）＞

・ 本条は、契約当事者がコンソーシアムの研究テーマであっても第三者と学術的な研究を行うことは制約されないことを確認するものです。また、契約当事者は、コンソーシアムにおける研究内容について秘密保持義務等を負いますので、秘密情報を流用は許されません。また、本条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

#### 第21条（バックグラウンドIPの取扱い）

1 各本当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権（以下「バックグラウンドIP」という。）について、他の本当事者に対して、本共同研究の研究目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンドIPに係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。但し、各本当事者は、本契約締結後〔60〕日以内に書面により特定することにより、当該実施許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。

＜「原則使用不可型」のモデル条項＞

【2 本当事者が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等の社会実装のために必要である本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用第三者に対して、第15条及び第16条に基づき本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための権利を、活用第三者との間で別途合意する条件により許諾する。】

＜「原則使用可型」のモデル条項＞

【2 〔本当事者〕／〔研究機関当事者〕が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用第三者に対して、第15条及び第16条に基づき本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための非独占的な権利を〔無償〕／〔有償〕で許諾する。この場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、第三者との合意その他の理由により、当該権利を許諾することができないことを認識した場合、他の本当事者に対して通知するものとし、本研究推進委員会の承認を得た場合外には、当該通知がなされたバックグラウンドIPについては、上記の権利の許諾の対象外とする。〔但し、各本当事者は、本契約締結後〔60〕日以内に書面により特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。〕

＜解説：第21条（バックグラウンドIPの取扱い）＞

・ 本条は、各契約当事者が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権、所謂バックグラウンドIPの取り扱いについて定めるものです。共同研究を進めるにあたり他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPが研究に必要となる場合や、共同研究の成果が得られたとしても他の契約当事者のバックグラウンドIPが障害となり事業化ができない場合が生じうるため、バックグラウンドIPについての取決めに必要となります。

・ 第1項は、本件のコンソーシアムの研究目的で他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPを無償で使用することができることを定めています。但し、例えばコンソーシアムには大学の特定の研究室や企業の特定の事業部のみが参加し、他の研究室や事業部が管理する知的

財産をコンソーシアムにおける研究に持ち込むことができないうことも想定されるため、その場合は、第1項但書により、契約締結後一定の日数が経過するまでに、当該知的財産（バックグラウンドIP）を書面により特定することにより、当該知的財産権をコンソーシアム内で用いることができないうにすることが可能です（なお、このような措置を講ずるか否か、即ち第1項但書の定めを設けるか否かは、個別のプロジェクトにおける検討・選択次第です）。

第2項では、共同研究成果を事業化するにあたって各契約当事者が保有するバックグラウンドIPを使用することに關し、2つの取決め方法を示しています。

- ①「原則使用不可型」：原則として、契約当事者が保有するバックグラウンドIPについては、使用できず、活用第三者と当該バックグラウンドIPを保有する契約当事者とが書面により合意した場合のみ使用する権利を許諾するという取決め方。
- ②「原則使用可型」：原則として、活用第三者が、共同研究成果を事業化するために必要な範囲で契約当事者が保有するバックグラウンドIPについて、無償又は有償で（無償か有償かは個別のプロジェクトにおける取決め次第となります。）使用することができるという取決め方。ただし、バックグラウンドIPの一部を第三者に独占的にライセンスしていたなどの理由により、活用第三者にライセンスすることができない場合もあるため、その場合は他の契約当事者に通知し研究推進委員会で承認が得られれば、例外的にバックグラウンドIPの使用許諾の対象外とすることができまます。なお、第1項について記載した契約締結後一定の日数が経過するまでに書面で特定することによりバックグラウンドIPの使用許諾の対象外とする措置も併用することができまます。

なお、さくらツールでは、使用許諾の対象から除外するバックグラウンドIPを特定するための書式もモデル契約書書式とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。

### 第22条（ノウハウ・プログラム・データ等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウ及びプログラムの取扱い並びにデータの取扱いに速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表12. 記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取扱いについては、第14条から第19条に定める知的財産権の取扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上決定するものとする。
- 4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

### <解説：第22条（ノウハウ・プログラム・データ等）>

- ・ 本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱い並びにデータの取扱いに速やかに通知し、書面にて規定したものである。
- ・ ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第1項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。
- ・ 第2項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。

・ 第3項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第14条以下の取扱いに準じ、契約当事者間で別途協議の上、決定することと定めています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、特定の契約当事者に使用することとすなどの取扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取扱いが想定されています。

・ 第4項は、第1条第10号及び第11号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとして定めています（特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができまます）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定められています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけています。

### 第23条（秘密保持）

- 1 本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者（以下「開示当事者」という。）より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面に情報を開示若しくは提供を受ける者（以下「被開示当事者」という。）に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。被開示当事者は、開示当事者より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れした後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
  - (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
  - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
  - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報
  - (6) 書面により事前に開示当事者の同意を得たもの
- 2 被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前二項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表13. 記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるとする。

### <解説：第23条（秘密保持）>

- ・ 本条は、本共同研究の実施にあたって他の契約当事者から開示又は提供を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但書では、他の契約当事者から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。
- ・ 第2項は、情報の重要性に鑑み、他の契約当事者から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。
- ・ 第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることと

なりますのでの期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。3年から5年程度の期間で合意する場合は多いようですが、技術分野により異なり、化学分野等は比較的長めで合理的な範囲とされています。

#### 第24条（本研究成果の公表）

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第22条のノウハウ秘匿義務等及び第23条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 公表を希望する本当事者は、公表の〔 〕日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本研究推進委員会に通知する。
- 3 本研究推進委員会の協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから〔 〕日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本研究推進委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、研究機関当事者は、第22条のノウハウ秘匿義務等及び第23条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 本当事者は、事前に本研究推進委員会の承認を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表明することができる。

#### <解説：第24条（本研究成果の公表）>

- ・ 本条は、コンソーシアムに参加する大学の社会的使命を踏まえて、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。
- ・ 第1項は、公表が原則であることを示しつつ、但書において、特定されたノウハウ秘匿義務等や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。
- ・ 第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、公表を希望する契約当事者が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で研究推進委員会に通知することを定めています。第3項は、研究推進委員会が第2項の通知の内容に基づき、他の契約当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合には、第2項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を公表を希望する契約当事者に書面で通知することとし、その上で再度研究推進委員会において協議を行って、公表範囲及び方法を決定することとしています。第4項は、大学を含む契約当事者の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間が経過している研究成果については、他の契約当事者に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、契約の重要性や企業利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。
- ・ 第5項は、研究成果の公表にあたって、研究推進委員会の承認を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしています。

#### 第25条（譲渡禁止）

本当事者は、事前に本研究推進委員会の承認を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約

の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

#### <解説：第25条（譲渡禁止）>

- ・ 本条は、コンソーシアム参加者の個性を重視し、事前に研究推進委員会の承認を得ない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

#### 第26条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の有効期間満了後も、第14条ないし第25条、第30条、第31条及び第32条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続条項において、本研究推進委員会の承認を要する旨が定められている場合、本契約の有効期間満了後、本研究推進委員会の承認は、「[全当事者の] / [3分の2以上の当事者の] / [過半数の当事者の]」合意により代替するものとする。

#### <解説：第26条（有効期間）>

- ・ 本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一と規定しています。他方で、知的財産の管理・活用に關する条項（第14条～第21条）、ノウハウ秘匿義務（第22条）、秘密保持義務（第23条）、損害賠償（第31条）、準拠法及び裁判管轄（第32条）の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。
- ・ 本契約の有効期間の満了、即ち本共同研究の研究期間の終了に伴い、研究開発全体の管理とマネジメントを目的とする研究推進委員会も解散します。そこで、第2項なお書において、研究推進委員会の承認に代わる意思決定方法を定めることとしています。意思決定方法のためには必要な契約当事者の同意の割合は、個別のプロジェクトにおいて定めるべきであり、研究推進委員会の承認が必要だった個別の事項ごとに異なる割合を設定するなど柔軟な取り扱いをすることも検討に値します。

#### 第27条（解除）

- 1 いずれかの本当事者（以下「違反当事者」という。）が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、他の本当事者（以下「非違反当事者」という。）は、違反当事者に対して当該事由の是正を催告したにもかかわらず当該催告後〔 〕日以内には是正されない場合には、他の非違反本当事者に対して、違反当事者との関係で本契約を解除することを申し入れることができる。非違反当事者「のうち過半数の者」が、当該申し入れに同意した場合（なお、非違反当事者は、合理的理由なくかかる同意を留保しない）、当該違反当事者との関係で本契約は解除され当該違反当事者は本共同研究から脱退するものとする。
  - (1) 本契約の締結又は履行に關し、不正又は不当の行為をしたとき
  - (2) 本契約に違反したとき
- 2 本当事者は、他のいずれかの本当事者（以下「破産等当事者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該破産等当事者に対する何らの催告を要せず、また、当該破産等当事者以外の本当事者の同意を得ることなく、直ちに当該破産等当事者との関係で本契約を解除し当該破産等当事者を本共同研究から脱退させることができる。
  - (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
  - (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
  - (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

- 3 本当事者は、書面により「金当事者が」／「3分の2以上の当事者が」／「過半数の当事者が」合意した場合、本契約を解約することができる。

＜解説：第27条（解除）＞

- ・ 本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1項は、契約の締結又は履行において、ある契約当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内には是正されない場合には、その他の契約当事者の同意により、当該契約違反をした契約当事者との関係で契約を解除し、コンソーシアムから脱退させることを認めています。なお、脱退させるために必要な同意の割合は、全員の同意・過半数の同意・3分の2の同意など、柔軟に定めることが可能です。
- ・ 第2項は、いずれかの契約当事者が倒産手続等に陥った場合に、ただちに当該契約当事者との関係で本契約を解除し、脱退させることを認めたものです。
- ・ 第3項は、一定の割合の契約当事者が同意した場合に、契約全体を解約することができる旨を定めています。

第28条（事後参画）

- 1 本契約の有効期間中、第三者が本共同研究への参加を希望し、本研究推進委員会により承認をした場合、本当事者は、当該第三者を本契約の当事者として追加する。〔主幹当事者は、本研究推進委員会による承認があった場合は、他の本当事者を代理して当該第三者と主幹当事者との間で当該第三者を本契約の当事者に加えるための覚書を締結することができるものとし、他の本当事者は主幹当事者に対して必要な権限を付与するものとする。〕
- 2 前項に基づき本共同研究に参加した者は、〔参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有する。〕／〔参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有さず、当該本発明等について実施する場合には第16条に基づき第三者として実施許諾を受けるものとする。〕

＜解説：第28条（事後参画）＞

- ・ 本条は、本共同研究の途中から新たにコンソーシアムに参加者を迎える際の手続き及び条件を定めるものです。
- ・ 第1項では、新たにコンソーシアムに参加するために、研究推進委員会の承認が必要であることを定めています。また、本来、新たに契約当事者になるためには、契約当事者全員の署名・押印が必要となり、参加者が多いとその手続きに手間と時間が掛かりますが、第1項第2文は、主幹当事者が他の契約当事者を代理して、主幹当事者と新規参加者との間で契約書の取り交わしのみで、契約当事者全員と契約を締結したことで同様の効果を得ることが可能としておきます（このような主幹当事者が他の契約当事者を代理する権限を与えるかは、選択的です）。
- ・ 第2項は、新たにコンソーシアムに参加する者が、参加するまでに既に本共同研究の成果として得られていた知的財産についてどのような権利を有するかを定めるものです。ここでは2通りの考え方があり、1つは、当初より参加者であった契約当事者と同等の権利、即ち参加前に創出された本発明等を実施や実施許諾をする権利を与え、その一方で、不公平に感じない面もあり、研究推進委員会が判断して参加を認めていると一種の割り切りを伴うものです。もう1つは、あくまで途中参加者は、参加した後には創出された知的財産についてはコンソーシアムに参加と同等の権利を有さず、参加前に創出されていた知的財産については同様に実施許諾を受けなければならないとするものです。どちらの考え方を

採用するかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することになります。

第29条（脱退）

- 1 本当事者は、本契約の有効期間中に本共同研究から脱退することを希望する場合には、本研究推進委員会にその旨を申し入れるものとし、本研究推進委員会の承諾を得なければ本共同研究から脱退することはできない。
- 2 前項の承諾を得て本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本研究推進委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本契約の当事者ではなくなった後も、本契約により自己に賦された義務を負担し続けるものとする。
- 3 本条第1項の承諾を得て本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本研究推進委員会との間で別段の合意をしない限り、〔脱退により本契約の当事者ではなくなった後は、本契約に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。〕／〔脱退により本契約の当事者ではなくなった後も、本契約に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。〕
- 4 第27条第1項又は第2項の規定に基づき本共同研究から脱退することとなった当事者は、本研究推進委員会との間で別段の合意がないことを前提に前二項の適用を受けるものとする。

＜解説：第29条（脱退）＞

- ・ 本条は、本共同研究から脱退する場合の手続きと効果を定めるものです。
- ・ 第1項は、脱退する際の手続きに関するものであり、契約当事者は、一度コンソーシアムに参加し役割を与えられた以上、研究推進委員会の承諾がなければ脱退することができない旨を定めています。
- ・ 第2項は、脱退する契約当事者は、原則として本契約上の義務を負い続けること、特に共同研究成果のうち自己に所屬する研究担当者が発明者になっている本発明等について、脱退後も引き続き他の契約当事者に実施又は実施許諾する権利を与える義務を負うものです。これは、当該脱退する契約当事者が関係する本発明等を他の契約当事者が実施又は実施許諾することができなくなると、他の共同研究成果についての実業化等が困難となることを防ぐためです。なお、研究推進委員会が脱退を承認する際に別段の定めをすることは可能です。
- ・ 第3項は、脱退する契約当事者が、脱退前に創出された共同研究成果について如何なる権利を有するかについて定めるものです。ここでは2通りの考え方があり、1つは、脱退する以上、脱退により脱退前に有していた他の契約当事者が保有する知的財産権に関する実施権等を失うというものです。もう1つは、脱退したとしても、脱退前に有していた上記実施権を保持し続けるというものです。どちらの考え方をとるか、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することになります。なお、研究推進委員会が脱退を承認する際に別段の定めをすることは可能です。
- ・ 第4項は、第27条の規定により契約を解除された契約当事者について、脱退により本条第2項及び第3項の適用を受けることを確認するとともに、研究推進委員会による別段の定めを認めないことを定めています。

第30条（反社会的勢力の排除）

- 1 本当事者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）は、他の本当事者に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなくなったときから5年を経過しない者が、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知

能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為  
 2 いずれかの本当事者が、次の各号のいずれかに該当した場合、他の本当事者は、当該各号該当事者に対する何らの催告を要せず、また、当該各号該当事者以外の本当事者の同意を得ることなく、直ちに当該各号該当事者との関係で本契約を解除し当該各号該当事者を本共研から脱退させることができる。

① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合

② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合

③ 前項③の確約に反する行為をした場合

3 本当事者は、前項により本契約を解約したことにより他の本当事者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

＜解説：第 30 条（反社会的勢力の排除）＞

・ 本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすること  
 で反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

### 第 31 条（損害賠償）

本当事者は、前条に掲げる事由、又は他の本当事者の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、当該損害等の原因となった他の本当事者に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

＜解説：第 31 条（損害賠償）＞

・ 本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

### 第 32 条（準拠法及び裁判管轄）

1 本契約の準拠法は日本法とする。

2 本契約に関する紛争については、[ ] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

＜解説：第 32 条（準拠法及び裁判管轄）＞

・ 本条は、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し（第 1 項）、本契約から生じる紛争については、契約当事者が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです（第 2 項）。

この契約の締結を証するため、本契約書 4 通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [ 所在地 ]

[ 学 長 ] [ ]

(乙) [ 所在地 ] [ ]  
 [ 学 長 ] [ ]

(丙) [ 所在地 ] [ ]  
 [ 代表取締役 ] [ ]

(丁) [ 所在地 ] [ ]  
 [ 代表取締役 ] [ ]

ロ ソ ン シ ョ ン ア ム 型 共 同 研 究 契 約 書 (案)

1. 大学(以下「甲」という。)と[ ]大学(以下「乙」という。)  
 と[ ](以下「丙」という。)と[ ](以下「丁」という。)(以  
 下総称して「本当事者」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下「本  
 共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を  
 締結する。

(契約項目表)

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容										
4. 主幹当事者										
5. プロジェクト マネージャー	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割						
	甲									
	乙									
	丙			派遣の有無						
	丁			派遣の有無						
6. 研究担当者										
7. 研究実施場所	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで									
8. 研究期間	区分									
	研究費									
	甲	[ ]円								
	乙	[ ]円								
	丙	[ ]円								
	丁	[ ]円								
	合計	[ ]円								
	総額	[ ]円								
9. 研究経費の負担	区分	施設名称	設備名称	規格	数量					
	甲									
	乙									
	丙									
	丁									
10. 施設及び設備										
11. 活用企業										
12. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[ ]年間									
13. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[ ]年間									

14. 成果に関する知的財産権の帰属	<帰属集約型の場合> [・活用企業の単独帰属に集約する(第14条第1項)] <実施権集約型の場合> [・発明者主義に基づき発明者が所属する本当事者に帰属させつつ(第14条第1項)、再実施許諾権付き独占的実施権を活用企業に許諾する(第14条第2項)]	
15. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	活用企業	・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第15条第1項) ・本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利(第15条第2項) ・本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾(第16条第1項)
	その他の本当事者	・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第15条第1項) ・本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利(第15条第3項) ・本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利(第16条第3項)

(以下、余白)



## 第1条 (定義)

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究機関当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称する。
- (2) 「企業当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称する。
- (3) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に関連する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
  - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
- ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
- (6) 「出願」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
- (7) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者にも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
- (8) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
- [9] 「本データ」とは、個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の近くによつては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
- (10) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであって、各当事者について別紙[1]に示される。
- (11) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。
- (12) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。]

＜解説：第1条(定義)＞

- ・ 本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめ規定したものです。
- ・ 第9号から第12号までは、コンソーシアムにおける共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第9号から第12号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要があり、その規定を置く場合は、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(Ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

## 第2条 (研究題目等)

本当事者は、契約項目表1、ないし3、記載の共同研究を実施するものとする。

＜解説：第2条(研究題目等)＞

- ・ 本条は、コンソーシアムにおいて実施する共同研究の内容を特定するためのものです。

## 第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表8、記載の期間とする。

＜解説：第3条(研究期間)＞

- ・ 本条は、共同研究の研究機関を特定するためのものです。

## 第4条 (運営方法)

- 1 本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表4、に掲げる主幹当事者(以下「主幹当事者」という。)と、契約項目表5、に掲げるプロジェクトマネージャーを委員長とする研究推進委員会(以下「本研究推進委員会」という。)を設置する。
- 2 本研究推進委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本研究推進委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。

＜解説：第4条(運営方法)＞

- ・ 本条は、コンソーシアムにおいて共同研究には多数の当事者が参加することとなること、当事者間の意見調整を行い研究開発全体の管理とマネジメントを実施するために主幹当事者や研究推進委員会を設置することを定めたものです。本モデル契約においては、知的財産の取り扱いも含め研究推進委員会の承認を得ることと求めている事項が定められており、研究推進委員会はコンソーシアムにおいて重要な機関となります。
- ・ 第2項において別途定めるところとなっている「研究推進委員会の運営その他必要な事項」とは、研究推進委員会の構成(各契約当事者1名ずつ委員を出すか・一部の契約当事者のみ委員を出すか)、開催頻度(1ヶ月に1回・2ヶ月に1回)、随時開催の方法、開催場所、決議要件(委員全体の又は委員会出席者の過半数の賛成・3分の2以上の賛成・全会一致、議題毎に要件を分けるか否か)、決議方法(会合のみか・書面や電子メールでも投票を認めるか)などが考えられます。

## 第5条 (研究担当者)

- 各本当事者は、それぞれ、契約項目表 6. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 研究機関当事者は、企業当事者が希望する場合、企業当事者の研究担当者のうち研究機関当事者の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 本当事者は、本研究推進委員会の承認を得た上で、第 1 項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

**<解説：第 5 条（研究担当者）>**

- 本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第 1 項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみに開示することができますので、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第 2 項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第 3 項は、研究推進委員会の承認を得た上で、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

**第 6 条（研究経費の負担及び支払）**

- 各本当事者は、各本当事者について契約項目表 9. 記載の研究経費を、それぞれ負担するものとする。
- 企業当事者は、主幹当事者が発行する請求書に定める支払期限までに研究経費を支払うものとする。但し、本当事者が合意した金額の研究経費を、企業当事者から他の研究機関当事者に直接支払い又は主幹当事者から他の研究機関当事者に分配することができ、当該研究経費の支払い及び分配は、当該他の研究機関当事者が発行する請求書に定める支払期限までに行われるものとする。
- 企業当事者（及び前項に基づき研究経費の一部を他の研究機関当事者に分配することとした場合の主幹当事者）は所定の支払期限までに研究経費を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年 5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

**<解説：第 6 条（研究経費の負担及び支払）>**

- 本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したもので、第 1 項では、各契約当事者が負担する研究経費の金額を定めています。なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」と規定する場合があります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、契約当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。  
**定義例）**「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要となる経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を算入したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を算入したものをいう  
 第 2 項は、次条でコンソーシアムの経理を担当する主幹当事者が発行する請求書に基づき、主幹当事者に研究経費を支払う旨を定めています。なお、本項の但書では、企業当事者が負担する研究経費を、主幹当事者以外からの研究機関当事者が受領する場合を想定し、主幹当事者経由又は企業当事者から直接に、当該研究機関当事者が研究経費の一部を受領することができ旨を定めています。

- 第 3 項は、契約当事者が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、当該契約当事者は元本額の年率 5%の延滞金を加算した額を支払わなければならない旨を定めています。
- なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムについては、第 8 条の解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

**第 7 条（経理）**

- 前条の研究経費の経理は主幹当事者が行う。
- 主幹当事者以外の本当事者は本契約に関する経理書類の閲覧を主幹当事者に申し出ることができる。主幹当事者はその他の本当事者からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じるものとする。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することとなるときは、主幹当事者は、当該閲覧の申し出を行った本当事者に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。
- 前条第 2 項に基づき研究経費の一部を他の研究機関当事者に支払い又は分配することとした場合、当該他の研究機関当事者は、当該支払い又は分配を受けた研究経費に係る経理書類を備えらるとともに、他の本当事者からの当該経理書類の閲覧の申し出に対し、前項に準じて対応するものとする。

**<解説：第 7 条（経理）>**

- 本条は、研究費の経理について規定したものです。第 1 項は、研究経費の経理を主幹当事者が担当することとしています。第 2 項は、他の契約当事者から主幹当事者から大学に対し、経理書類の閲覧申請があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、当該申出をした契約当事者に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができます。
- 第 3 条は、第 6 条第 2 項但書に基づき、研究経費の一部を主幹当事者以外の研究機関当事者に分配した場合に、当該研究機関当事者についても、主幹当事者と同様に経理書類の閲覧の申出に対して対応しなければならない旨を定めています。
- なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を当事者に分配する形のコンソーシアムについては、第 8 条の解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

**第 8 条（研究経費により取得した設備等）**

- 契約項目表 9. 記載の研究経費により取得した設備等は、主幹当事者に帰属するものとす。但し、第 6 条第 2 項に基づき研究経費の一部の支払い又は分配を受けた研究機関当事者が、当該研究経費により取得した設備等は、当該研究機関当事者に帰属するものとする。

**<解説：第 8 条（研究経費により取得した設備等）>**

- 本条は、研究経費によって購入した設備は主幹当事者に帰属することを定め、また、但書において、第 6 条第 2 項但書に基づき研究経費の一部を主幹当事者以外からの研究機関当事者に分配した場合に、当該研究経費によって購入した設備についても当該研究機関当事者に帰属する旨を定めています。
- なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムについては、本解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

＜解説：第6条～第8条(国プロ等の場合)＞

モデル契約書において示している研究経費に関する第6条～第8条の条項は、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムを想定していません。そのようなプロジェクトの場合には、第6条～第8条を以下のような規定文案に置換し本モデル契約書を語活用ください。なお、そのような案件においては、公費支出機関がプロジェクト採択条件の中で詳細な経理に関する規定を設けていることが多いため、以下の規定文案においては当該公費支出機関の規定に従うことを想定しており、「●●」には公費支出機関の名称を記載してください。

**第6条 (研究費の負担及び支払い)**

主幹当事者は、本共同研究実施にあたり、●●から拠出を受けた研究経費を他の本当事者に分配するものとし、当該研究経費の分配の方法は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した方法によるものとする。

**第7条 (経理)**

前条の研究経費の経理は、主幹当事者が行うものとし、経理書類の備え置き及び閲覧並びに経理に係る報告の方法は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した方法によるものとする。

**第8条 (研究経費により取得した設備等)**

第6条の研究費により取得した設備等の帰属は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した条件によるものとする。

**第9条 (施設及び設備の提供等)**

- 1 本当事者は、契約項目表 10に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 研究機関当事者は、本共同研究の用に供するため、企業当事者から契約項目表 10に掲げる企業当事者の所有に係る設備を企業当事者の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、当該研究機関当事者及び当該企業当事者の合意により当該設備の所有権を無償で当該研究機関当事者に移転できるものとする。なお、当該研究機関当事者は、当該企業当事者から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、関係する企業当事者の負担とする。

＜解説：第9条(施設及び設備の提供等)＞

- ・ 本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。
- ・ 第2項は、研究機関当事者と企業当事者が合意した設備を研究機関当事者に搬入して共同で使用することを定めたものです。また、当該設備の所有権を契約当事者間の合意により、研究機関当事者に移すこともできるものとしています。なお、研究機関当事者は、搬入を受けた設備を、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。
- ・ 第3項は、企業当事者の設備の搬入や据付に関する費用は企業当事者が負担すると定めたものです。

**第10条 (研究の中止又は期間の延長)**

- 1 本当事者は、天災その他やむを得ない事由があるときは、本研究推進委員会において協議した上で、本共同研究を中止し、又は本研究推進委員会において承認された場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、本当事者は、他の本当事者に対し、中止又は期間延長の責めを負わないものとする。

- 2 本当事者は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により企業当事者から主幹当事者又は他の研究機関当事者に対し支払われた本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について本研究推進委員会において協議するものとする。この場合において、企業当事者が、当該不足額の追加負担をしないうときは、主幹当事者は、本研究推進委員会における協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

＜解説：第10条(研究の中止又は期間の延長)＞

本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の履行が困難となった場合には、研究推進委員会で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、他の契約当事者に対し中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。

- ・ 第2項は、本共同研究の延長することによって研究経費が不足した場合には、研究推進委員会において本共同研究の継続について改めて協議し、企業当事者が、追加費用に負担をしない場合には、主幹当事者が研究推進委員会での協議を踏まえて本共同研究を中止することができる旨を定めています。

**第11条 (研究の終了)**

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表 8、記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前に共同研究が完了した場合
- (3) 第27条により、本契約が解除された場合
- (4) 本当事者が本共同研究の終了を合意した場合

＜解説：第11条(研究の終了)＞

- ・ 本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、当事者間で本共同研究を終了させたことを合意した場合(第4号)を定めています。

**第12条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱)**

第10条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第6条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、企業当事者は主幹当事者又は研究経費の支払い若しくは分配を受けた他の研究機関当事者に不用となった額の返還を請求できる。

＜解説：第12条(研究の中止に伴う研究経費の取扱)＞

- ・ 本条は、本共同研究の中止により、不用となった研究経費を企業当事者が返金請求しうることを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

### 第13条(研究の終了に伴う実績報告書の作成)

本参加者は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果についての報告書を、本共同研究終了の翌日から〔 〕日以内にとりまとめるものとする。

＜解説：第13条(研究の終了に伴う実績報告書の作成)＞

本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、契約当事者が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものである。

### 第14条(知的財産権の帰属・集約)

＜「帰属集約型」のモデル条項＞

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」といい、本知的財産権のうち共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ一人以上所属している本発明等に関するものについては「共有知的財産権」という。）は、契約項目表II.に掲げる活用企業（以下「活用企業」という。）に帰属するものとする。
- 2 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとし、活用企業以外の本当事者は、当該自己が承継した本知的財産権を有償で活用企業に譲渡することにより、活用企業に帰属させるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所屬する本当事者が責任をもつものとする。
- 3 前項に基づく活用企業以外の本当事者から活用企業への本知的財産権の譲渡の対価は、別途合意する。

### ＜「実施権集約型」のモデル条項＞

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、本発明等の発明者が所屬する当事者にそれぞれ帰属するものとする。
- 2 本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ一人以上所属している発明等（以下「共同発明等」という。）に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）は当該発明者が所屬する本当事者の共有とする。共有知的財産権の持分については、共同発明等の発明者が所屬する本当事者で協議するものとする。
- 3 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所屬する本当事者が責任をもつものとする。
- 4 契約項目表II.に掲げる活用企業（以下「活用企業」という。）以外の各当事者は、活用企業に対し、自己に帰属する本知的財産権（活用企業を含む他の本当事者と共有している共有知的財産権を含む。）について、本契約に定める条件により当該本知的財産権に係る本発明等を活用企業が実施及び実施許諾するための独占的な権利を許諾する。活用企業以外の本当事者は、本契約において別段の定めがない限り、当該本発明等を実施又は実施許諾することができない。なお、活用企業に実施及び実施許諾するための権利が許諾された本発明等に係る本知的財産権について、第三者に権利行使を行う場合には、その方法について、活用企業と当該本知的財産権を保有する本当事者とが別途協議の上決定するものとする。
- 5 前項に基づく活用企業以外の本当事者から活用企業への本知的財産権に係る本発明等に関する独占的な権利の許諾の対価は、別途合意する方法による。

＜解説：第14条(知的財産権の帰属・集約)＞

本条は、本共同研究成果に係る知的財産権が誰に帰属するのか及び活用企業に集約する方法を定めるものであり、それらに関して2つの考え方を示すものです。いずれの考え方を採用するかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することとなります。

- ・ 1つ目の考え方は「帰属集約型」であり、知的財産権は、全て活用企業に帰属させてしまうものであり、各契約当事者は、自己に所屬する研究担当者が発明等を成した場合には、当該研究担当者から当該発明等に係る知的財産権を自己の責任において承継を受けた上で、活用企業に譲渡します。
- ・ 2つ目の考え方は「実施権集約型」であり、知的財産権は、当該知的財産権に係る発明等の発明者が所屬する契約当事者に帰属させたままとして、活用企業以外の契約当事者は、自己に帰属する知的財産権について活用企業に対して再実施許諾付きで独占的実施許諾を行うことで集約し、自身は当該独占的実施許諾を行った知的財産権について本契約に定める方法以外の方法で実施も実施許諾もできないこととするものです。なお、各契約当事者は、自己に所屬する研究担当者から発明等の承継を受けることについては自ら責任を負います。
- ・ 上記のいずれの考え方を採用した場合であっても、活用企業に知的財産権を集約するために知的財産権を譲渡し又は独占的実施許諾を行うにあたっては、活用企業から対価を受領しなければなりません。ここで対価の支払い方法としては、定額制、出来高制及びそれらの併用が考えられます（詳しくはさくらツール「総論」ウB「実施料等の支払方法」をご参照ください。）。

### 第15条(コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾)

- 1 本当事者は、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるものとし、活用企業は、他の本当事者に対して当該実施権を無償で許諾する。
  - 2 活用企業は、前条に基づく他の本当事者からの本知的財産権等の〔譲渡/独占的実施権の許諾〕の対価を支払うことを条件に、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施〔(自己の関係会社等に実施許諾することを含む。)〕する〔ことができる〕/〔ことに努める〕。
  - 3 活用企業は、他の企業当事者〔及び当該企業当事者が指定し本研究推進委員会が承認する当該企業当事者の関係会社等〕に対して、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を〔無償/有償〕で許諾する〔ことができる〕。
- [4 前項に基づく活用企業から企業当事者に対する本発明等の実施許諾に関して、企業当事者が活用企業に支払う実施料その他の許諾条件は、活用企業と当該企業当事者が協議の上定める。]

＜解説：第15条(コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾)＞

- ・ 本条は、活用企業を含む契約当事者が、共同研究成果である本発明等を実施・実施許諾する条件を定めています。
- ・ 第1項は、全ての契約当事者が、本共同研究を実施する目的であれば、本発明等を無償で実施する権利を有し、本発明等の集約先である活用企業は、他の契約当事者に対してかかる権利を許諾しなければならぬことを定めています。
- ・ 第2項は、活用企業が、本共同研究以外の目的、即ち事業化目的で、知的財産権を活用第三者に集約するにあたって支払うべき対価の他に追加の対価の支払いを要することなく、本発明等を実施することができることを定めています。ここで活用企業での実施には、活用企

業の関係会社等での実施を含むことができます。また、本モデルがコンソーシアム成果を活用企業に集約し、活用企業が社会実装を図っていくことを趣旨とすることに鑑み、活用企業が本発明等を実施することについて努力義務を課すこともできます。

第3項は、活用企業が他の企業から第三者に対し、本共同研究以外の目的、即ち事業化目的で、本発明等を非独占的に実施許諾できることを定めています。当該実施許諾の対価を無償とするか有償とするか、また、当該実施許諾をするか否かを活用当事者が任意に決定するか義務的なものとするか（活用当事者その他の企業当事者の特段の合意なく実施許諾がなされるものとするか）は、個別のプロジェクトにおいて協議・選択すべきこととなります。なお、活用企業からの実施許諾の対象を他の企業当事者だけでなく研究推進委員会が承認する当該他の企業当事者の関係会社等を含めることもできます。

第4項は、活用企業から企業当事者に対する本発明等についての有償での実施許諾に係る対価について、活用企業と当該企業当事者との間で協議の上で決定すべきことを定めています。当該対価の考え方として定額制、出来高制及びそれらの併用が考えられます（詳しくはさくらツール「総論」ウB「実施料等の支払方法」をご参照ください。）。なお、本項は、第3項に基づき活用企業から他の企業当事者に対する実施許諾を無償とする場合には不要となるため、その場合は削除すべきです。

#### 第16条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）

1 活用企業は、本発明等以外の第三者に対し、本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。〔但し、当該第三者は、本研究推進委員会の承認を得た者でなければならぬ。〕

2 前項に基づき活用企業から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件は、前条に基づき活用企業から他の本発明等に対する本発明等の実施許諾の条件より有利な条件としてはならない。

3 活用企業は、本条第1項に基づき本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、他の本発明等に対して当該実施料を分配しなければならぬ。当該実施料の分配の条件は、本発明等が別途協議の上で決定するものとする。

＜解説：第16条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）＞

・ 本条は、活用企業から、契約当事者以外の第三者に対する共同研究成果である本発明等を実施許諾する条件を定めています。

・ 第1項は、活用企業が、契約当事者以外の第三者に対して本発明等を非独占かつ有償で実施許諾することができる旨を定めています。活用企業によるこの実施許諾は、他の契約当事者の同意を要しないものの、プロジェクトによっては、研究推進委員会の承認を得た第三者に限り実施許諾することができるように定めることも可能です。

・ 第2項は、第1項に基づき活用企業から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件が、契約当事者に対する活用企業からの実施許諾の条件より有利なものにしてはならない旨を定めるものです。これは、本発明等の創出に寄与した契約当事者が、他の第三者より優遇されるべきとの配慮によります。

・ 第3項は、活用企業が第三者に本発明等を実施許諾したことに伴い、当該第三者から活用企業が受領した実施許諾料を、本発明等の創出に寄与した契約当事者に分配すべきことを定めるものです。当該分配の方法の取り決め方としては、例えば以下のような取り決め方が考えられます。

規定例：活用企業は、第三者から本発明等の実施許諾に係る実施料を受領した日の属する月

の翌月末日までに、当該実施許諾の対象となった本発明等の発明者が所属する本発明者（活用企業を除く。）に対して、以下の金額を支払う。

#### ①件数按分方式

「第三者から受領した実施料の金額」 $[\times \bullet \bullet \bullet] \times A / B$

A＝当該実施許諾の対象となった本発明等に係る本知的財産権のうち当該本発明者に所属する研究担当者等が発明者となっているもの件数

B＝当該実施許諾の対象となった本発明等に係る本知的財産権の件数

#### ②頭数按分方式

「第三者から受領した実施料の金額」 $[\times \bullet \bullet \bullet] \times 1 / C$

C＝当該実施許諾の対象となった本発明等の発明者が所属する本発明者（活用企業を除く。）の数

#### 第17条（知的財産権の出願等）

＜活用企業が単独で行う場合のモデル条項＞

〔本知的財産権の出願は、活用企業が単独で行う。〕

＜発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合のモデル条項＞

〔本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本発明者が単独で（共有知的財産権にあつては、当該共有知的財産権を共有する本発明者が共同して）行う。〕

＜解説：第17条（知的財産権の出願等）＞

・ 本条は、共同研究成果である本発明等に係る知的財産権についての出願を行う当事者について定めるものです。各活用当事者が単独で行う場合と発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合の2つの選択肢を示していますが、第14条において活用当事者に譲渡により集約するのであれば前者を、活用当事者に独占的実施許諾をすることにより集約するのであれば後者を選択することが自然です。

#### 第18条（外国における出願等）

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

＜解説：第18条（外国における出願等）＞

・ 本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、本知的財産権は企業が単独で出願すると規定しています。

#### 第19条（出願等費用）

＜活用企業が全額負担する場合のモデル条項＞

〔前二条の出願に関する出願等費用は、活用企業が負担する。〕

＜本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合のモデル条項＞

〔前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本発明者が（共有知的財産権にあつては、当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本発明者が共有持分の割合に応じて共同で）／〔当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本発明者のうち企業当事者が（当該企業当事者

が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共同で)] 負担する。]

＜解説：第19条（出願等費用）＞

- ・ 本条は、共同研究成果である本発明等についての知的財産権の出願・権利化・維持費用を負担する者を定めています。各活用当事者が全額負担する場合と、本発明等の発明者たる研究担当事者が所属する契約当事者が負担する場合とを選択肢として示していますが、第14条において活用当事者に譲渡により集約するのであれば前者を、活用当事者に独占的実施許諾をすることにより集約するのであれば後者を選択することが自然です。
- ・ 知的財産権の出願費用等を発明者である研究担当事者が所属する契約当事者が負担するものとする場合、共有の知的財産権について、出願費用等を共有持分の割合に応じて共同で負担することとすることもできます。企業当事者が共有当事者となる場合には企業当事者が全額を負担すると定めることもできます。

**第20条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）**

本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するノウハウ秘匿義務等及び第23条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

＜解説：第20条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）＞

- ・ 本条は、契約当事者がコンソーシアムの研究テーマであっても第三者と学術的な研究を行うことは制約されないことを確認するものです。また、契約当事者は、コンソーシアムにおける研究内容について秘密保持義務等を負いますので、秘密情報を流用は許されず、認知的に定めています。

**第21条（バックグラウンドIPの取扱い）**

- 1 各当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権（以下「バックグラウンドIP」という。）について、他の本当事者に対して、本共同研究の研究目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンドIPに係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。但し、各本当事者は、本契約締結後[60]日以内に書面により特定することにより、当該実施許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。

＜「原則使用不可型」のモデル条項＞

- 2 本当事者が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等の社会実装のために必要である本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用企業に対して、第15条及び第16条に基づき本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための権利を、活用企業との間で別途合意する条件により許諾する。]

／＜「原則使用可型」のモデル条項＞

- 2 [本当事者]／[研究機関当事者]が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用企業に対して、第15条及び第16条に基づき本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための非独占的な権利を[無償]／[有償]で許諾する。この場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、第三者との合意その他の理由により、当該権利を許諾することができないことを認識した場合は速やかに、他の本当事者に対して通知するものとし、本研究推進委員会の承認を得た場合には、当該通知がなされた

バックグラウンドIPについては、上記の権利の許諾の対象外とする。[但し、各本当事者からは、本契約締結後[60]日以内に書面により特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。]

＜解説：第21条（バックグラウンドIPの取扱い）＞

- ・ 本条は、各契約当事者が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権、所謂バックグラウンドIPの取り扱いについて定めるものとする。共同研究を進めるにあたり他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPが研究に必要となる場合や、共同研究の成果が得られたとしても他の契約当事者のバックグラウンドIPが障害となり事業化ができない場合が生じうるため、バックグラウンドIPについての取扱いが必要となります。
- ・ 第1項は、本件のコンソーシアムの研究目的で他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPを無償で使用することができることを定めています。但し、例えばコンソーシアムには大学の特定の研究室や企業の特定の事業部のみが参加し、他の研究室や事業部が管理する知的財産をコンソーシアムにおける研究に持ち込むことができないことも想定されるため、その場合は、第1項但書により、契約締結後一定の日数が経過するまでに、当該知的財産（バックグラウンドIP）を書面により特定することにより、当該知的財産権をコンソーシアム内で用いることができないうようにすることが可能です（なお、このような措置を講ずるか否か、即ち第1項但書の定めを設けるか否かは、個別のプロジェクトにおける検討・選択次第です。）。
- ・ 第2項では、共同研究成果を事業化するにあたって他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPを使用することに關し、2つの取決め方法を示しています。
  - ①「原則使用不可型」：原則として、他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPについては使用できず、バックグラウンドIPを使用したい契約当事者と当該バックグラウンドIPを保有する契約当事者とが書面により合意した場合のみ使用する場合の権利を許諾するという取り決め方。
  - ②「原則使用可型」：原則として、共同研究成果を事業化するために必要な範囲で他の契約当事者が保有するバックグラウンドIPについて、無償又は有償で（無償か有償かは各コンソーシアムにおける取決め次第となります。）、使用することができるという取り決め方。ただし、バックグラウンドIPの一部を第三者に独占的にライセンスしていただくなどの理由により、他の契約当事者にライセンスすることができない場合もあるため、その場合は他の契約当事者に通知し研究推進委員会承認が得られれば、例外的にバックグラウンドIPの使用許諾の対象外とすることができます。なお、第1項について記載した契約締結後一定の日数が経過するまでに書面で特定することによりバックグラウンドIPの使用許諾の対象外とする措置も併用することができます。
- ・ なお、さくらツールでは、使用許諾の対象から除外するバックグラウンドIPを特定するための書式もモデル契約書書式とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。

**第22条（ノウハウ・プログラム・データ等）**

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表12.記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第14条から第19条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上決定するものとする。
- 4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を

有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

＜解説：第 22 条（ノウハウ・プログラム・データ等）＞

- ・ 本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱い並びにデータの利用方法について規定したものである。
- ・ ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第 1 項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。
- ・ 第 2 項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。
- ・ 第 3 項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第 14 条以下の取り扱いに準じ、契約当事者間で別途協議の上、決定することとされています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、特定の契約当事者に使用させることとするなどの取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。
- ・ 第 4 項は、第 1 条第 10 号及び第 11 号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとして一般的（特段の定めがないれば、共同研究の目的に限り使用することが出来ます）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定められています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけられています。

第 23 条（秘密保持）

- 1 本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者（以下「開示当事者」という。）より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で情報を開示若しくは提供を受ける者（以下「被開示当事者」という。）に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第 4 条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。被開示当事者は、開示当事者より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れずとも含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
  - (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となつている情報
  - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となつた情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
  - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - (6) 書面により事前に開示当事者の同意を得たもの
- 2 被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前二項の有効期間は、第 3 条の本共同研究開始の日から契約項目表 13. 記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるとする。

＜解説：第 23 条（秘密保持）＞

- ・ 本条は、本共同研究の実施にあたって他の契約当事者から開示又は提供を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但書では、他の契約当事者から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。
- ・ 第 2 項は、情報の重要性に鑑み、他の契約当事者から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。
- ・ 第 3 項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなりますのでこの期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。3 年から 5 年程度の期間で合意する場合がありますようですが、技術分野により異なり、化学分野等は比較的長めで合理的な範囲とされています。

第 24 条（本研究成果の公表）

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第 22 条のノウハウ秘密義務等及び第 23 条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 公表を希望する本当事者は、公表の [ ] 日以前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本研究推進委員会に通知する。
- 3 本研究推進委員会での協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから [ ] 日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本研究推進委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して [ ] 年間を経過した後は、研究機関当事者は、第 22 条のノウハウ秘密義務等及び第 23 条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 本当事者は、事前に本研究推進委員会の承諾を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表すことができる。

＜解説：第 24 条（本研究成果の公表）＞

- ・ 本条は、コンソーシアムに参加する大学の社会的使命を踏まえ、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。
- ・ 第 1 項は、公表が原則であることを明示しつつ、但書において、特定されたノウハウ秘密義務等や秘密保持義務を遵守することを定め、相手方の利益に配慮しています。
- ・ 第 2 項から第 4 項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第 2 項は、公表を希望する契約当事者が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で研究推進委員会に通知することを定めています。第 3 項は、研究推進委員会が第 2 項の通知の内容に基づき、他の契約当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合に、第 2



項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を公表を希望する契約当事者に書面で通知することとし、その上で再度研究推進委員会において協議を行って、公表範囲及び方法を決定することとしています。第4項は、大学を含む契約当事者の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間が経過している研究成果については、他の契約当事者に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、契約当事者間の協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもできるため、研究成果の重要性や企業利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

- 第5項は、研究成果の公表にあたって、研究推進委員会の承認を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとされています。

#### 第25条 (譲渡禁止)

本当事者は、事前に本研究推進委員会の承認を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

#### <解説：第25条(譲渡禁止)>

- 本条は、コンソーシアム参加者の個性を重視し、事前に研究推進委員会の承認を得ない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

#### 第26条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の有効期間満了後も、第14条ないし第25条、第30条、第31条及び第32条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続条項において、本研究推進委員会の承諾を要する旨が定められている場合、本契約の有効期間満了後、本研究推進委員会の承諾は、[全当事者の] / [3分の2以上の当事者の] / [過半数の当事者の] 合意により代替するものとする。

#### <解説：第26条(有効期間)>

- 本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とすると規定しています。他方で、知的財産の管理・活用に関する条項(第14条～第21条)、ノウハウ秘匿義務(第22条)、秘密保持義務(第23条)、損害賠償(第31条)、準拠法及び裁判管轄(第32条)の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。

本契約の有効期間の満了、即ち本共同研究の研究期間の終了に伴い、研究開発全体の管理とメンテナンスを目的とする研究推進委員会も解散します。そこで、第2項なお書において、研究推進委員会の承認に代わる意思決定方法を定めることとしています。意思決定方法のために必要な契約当事者の同意の割合は、個別のプロジェクトにおいて定めるべきです。研究推進委員会の承認が必要だった個別の事項ごとに異なる割合を設定するなど柔軟な取り扱いをすることが検討に値します。

#### 第27条 (解除)

- 1 いずれかの本当事者(以下「違反当事者」という。)が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、他の本当事者(以下「非違反当事者」という。)は、違反当事者に対して当該事

由の是正を催告したにもかかわらず当該催告後[ ]日以内に是正されない場合には、他の非違反本当事者との関係で本契約を解除することを申し入れることができる。非違反当事者[のうち過半数の者]が、当該申し入れに同意した場合(なお、非違反当事者は、合理的な理由なくかかる同意を留保しない)、当該違反当事者との関係で本契約は解除され当該違反当事者は本共同研究から脱退するものとする。

- (1) 本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- (2) 本契約に違反したとき
- 2 本当事者は、他のいずれかの本当事者(以下「破産等当事者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、当該破産等当事者に対する何らの催告を要せず、また、当該破産等当事者以外の本当事者の同意を得ることなく、直ちに当該破産等当事者との関係で本契約を解除し当該破産等当事者を本共同研究から脱退させることができる。
- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
- (2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合
- (3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 3 本当事者は、書面により[全当事者が] / [3分の2以上の当事者が] / [過半数の当事者が] 合意した場合、本契約を解約することができる。

#### <解説：第27条(解除)>

- 本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1項は、契約の締結又は履行において、ある契約当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内に是正されない場合には、その他の契約当事者の同意により、当該契約違反をした契約当事者との関係で契約を解除し、コンソーシアムから脱退させることを認めています。なお、脱退させるために必要ない同意の割合は、全員の同意・過半数の同意・3分の2の同意など、柔軟に定めることが可能です。
- 第2項は、いずれかの契約当事者が倒産手続等に陥った場合に、ただちに当該契約当事者との関係で本契約を解除し、脱退させることを認めたものです。
- 第3項は、一定の割合の契約当事者が同意した場合には、契約全体を解約することができる旨を定めています。

#### 第28条 (事後参画)

- 1 本契約の有効期間中、第三者が本共同研究への参加を希望し、本研究推進委員会により承認をした場合、本当事者は、当該第三者を本契約の当事者として追加する。[主幹当事者は、本研究推進委員会による承認があった場合は、他の本当事者を代理して当該第三者と主幹当事者との間で当該第三者を本契約の当事者に加えるための覚書を締結することができるとし、他の本当事者は主幹当事者に対して必要な権限を付与するものとする。]
- 2 前項に基づき本共同研究に参加した者は、[参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有する。] / [参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有せず、当該本発明等について実施する場合には第16条に基づき第三者として実施許諾を受けるとする。]

#### <解説：第28条(事後参画)>

- 本条は、本共同研究の途中から新たにコンソーシアムに参加者を迎え入れる際の手続き及び条件を定めるものです。
- 第1項では、新たにコンソーシアムに参加するために、研究推進委員会の承認が必要である



ことを定めています。また、本来、新たに契約当事者になるためには、契約当事者全員の署名・押印が必要となり、参加者が多いとその手続きに手間と時間が掛かりますが、第1項第2文は、主幹当事者が他の契約当事者を代理して、主幹当事者と新規参加者との間でこの契約書の取り交わしのみで、契約当事者全員と契約を締結したと同等の効果を認めることを可能としております（このような主幹当事者が他の契約当事者を代理する権限を与えるかは、選択的です）。

第2項は、新たにコンソーシアムに参加する者が、参加するまでに既に本共同研究の成果として得られていた知的財産についてのどのような権利を有するかを定めるものです。ここでは2通りの方えがあり、1つは、当初より参加者であった契約当事者同等の権利、即ち参加前に創出された本発明等を実施や実施許諾をする権利と与えるものでもあり、不公平に感じる面もありませんが、そのような権利を与えても良いほどに新規参加者を迎え入れたいと研究推進委員会が判断して参加を認めているとの一種の割り切りを伴うものです。もう1つは、あくまで途中で参加者は、参加した後、創出された知的財産についてはコンソーシアムに参加と同等の権利を有せず、参加前に創出された知的財産についてはコンソーシアムに参加していない者と同様に実施許諾を受けなければならぬとすることを定めています。どちらの考え方を採用するかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することになります。

#### 第29条（脱退）

- 1 本当事者は、本契約の有効期間中に本共同研究から脱退することを希望する場合には、本研究推進委員会にその旨を申し入れるものとし、本研究推進委員会の承諾を得なければ本共同研究から脱退することはできない。
- 2 前項の承諾を得て本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本研究推進委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本契約の当事者ではなくなくなった後も、本契約により自己に課された義務を負担し続けるものとする。
- 3 本条第1項の承諾を得て本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本研究推進委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本契約の当事者ではなくなくなった後は、本契約に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。】／【脱退により本契約の当事者ではなくなくなった後も、本契約に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。】
- 4 第27条第1項又は第2項の規定に基づき本共同研究から脱退することとなった当事者は、本研究推進委員会との間の別段の合意がないことを前提に前2項の適用を受けるものとする。

#### <解説：第29条（脱退）>

- ・ 本案は、本共同研究から脱退する場合の手續きと効果を定めるものです。
- ・ 第1項は、脱退の際の手續きに関するものであり、契約当事者は、一度コンソーシアムに参加し役割を与えられた以上、研究推進委員会の承諾がなければ脱退することができない旨を定めています。
- ・ 第2項は、脱退する契約当事者は、原則として本契約上の義務を負い続けること、特に共同研究成果のうち自己に所屬する実施又は発明等について、脱退後も引き続き他の契約当事者に実施許諾する権利を有する義務を負うものです。これは、当該脱退する契約当事者と関係する本発明等を他の契約当事者が実施又は実施許諾することができなくなると、他の共同研究成果についての事業化等が困難となることを防ぐためです。なお、研究推進委員会が脱退を承認する際に別段の定めをすることは可能です。
- ・ 第3項は、脱退する契約当事者が、脱退前に創出された共同研究成果について如何なる権利を有するのかについて定めるものです。ここでは2通りの考え方があり、1つは、脱退する

以上、脱退により脱退前に有していた他の契約当事者が保有する知的財産権に関する実施権等を失うというものです。もう1つは、脱退したとしても、脱退前に有していた上記実施権を保持し続けるというものです。どちらの考え方をとるかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することになります。なお、研究推進委員会が脱退を承認する際に別段の定めをすることは可能です。

- ・ 第4項は、第27条の規定により契約を解除された契約当事者について、脱退により本条第2項及び第3項の適用を受けることを確認するとともに、研究推進委員会による別段の定めを認めないことを定めています。

#### 第30条（反社会的勢力の排除）

1 本当事者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）は、他の本当事者に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2 いずれかの本当事者が、次の各号のいずれか1に該当した場合、他の本当事者は、当該各号該当当事者に対する何らの催告を要せず、また、当該各号該当当事者以外の本当事者の同意を得ることなく、直ちに当該各号該当当事者との関係で本契約を解除し当該各号該当当事者を本共同研究から脱退させることができる。

① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合

② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合

③ 前項③の確約に反する行為をした場合

3 本当事者は、前項により本契約を解約したことにより他の本当事者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

#### <解説：第30条（反社会的勢力の排除）>

- ・ 本案は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることであり、反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

#### 第31条（損害賠償）

本当事者は、前条に掲げる事由、又は他の本当事者の故意又は重大な過失により損害等を被つたときは、当該損害等の原因となつた他の本当事者に対して被つた直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

#### <解説：第31条（損害賠償）>

- ・ 本案は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重大な過失により損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

#### 第32条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[ ] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

＜解説：第 32 条（準拠法及び裁判管轄）＞  
 本条は、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し（第 1 項）、本契約から生じる紛争については、契約当事者が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものです（第 2 項）。

この契約の締結を証するため、本契約書 4 通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [ ] 所在地 [ ]  
 [ ] 名称 [ ]  
 学 長 [ ]

(乙) [ ] 所在地 [ ]  
 [ ] 名称 [ ]  
 学 長 [ ]

(丙) [ ] 所在地 [ ]  
 [ ] 名称 [ ]  
 代表取締役 [ ]

(丁) [ ] 所在地 [ ]  
 [ ] 名称 [ ]  
 代表取締役 [ ]

コンソーシアム型共同研究契約書(案)

[ ] 大学(以下「甲」という。)& [ ] 大学(以下「乙」という。)& [ ] (以下「丙」という。)& [ ] (以下「丁」という。)(以下総称して「本当事者」という。)& 以下の研究項目に掲げる共同研究(以下「本共同研究」という。)& の実施に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約項目表)

1. 研究題目										
2. 研究目的										
3. 研究内容										
4. 主幹当事者										
5. プロジェクトマネージャー	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割						
	甲									
	乙									
	丙									派遣の有無
6. 研究担当者	丁									派遣の有無
7. 研究実施場所										
8. 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで									
	区分	研究費								
	甲	[ ] 円								
	乙	[ ] 円								
	丙	[ ] 円								
9. 研究経費の負担	丁	[ ] 円								
	合計	[ ] 円								
	総額	[ ] 円								
10. 施設及び設備	区分	施設の名称	設備名称	規格	数量					
	甲									
	乙									
	丙									
	丁									
11. 活用当事者・事業分野	事業分野 A									
	活用当事者 A									
	事業分野 B									

	活用当事者	
12. ノウハウの秘匿期間	活用当事者 B	
13. 秘密保持義務の有効期間		
14. 成果に関する知的財産権の帰属		
15. 成果に関する権限（実施権、選択権等）		

(以下、余白)

**第1条（定義）**

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究機関当事者」とは、[ ] 及び [ ] を総称していう。
- (2) 「企業当事者」とは、[ ] 及び [ ] を総称していう。
- (3) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に關係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
  - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
  - ニ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）
  - (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
  - (6) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。
  - (7) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であつて、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者の本当事者にも所屬しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
  - (8) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
  - 〔9〕「本データ」とは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録（電子的方式、電氣的方式その他の近きによつては認識できない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
  - (10) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであつて、各当事者について別紙[1]に示される。
  - (11) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関連して、創出され、取得又は収集される本データであつて、別紙[2]に示される。
  - (12) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡（利用許諾を含む。）又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。〕

&lt;解説：第1条（定義）&gt;

・ 本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめ規定したものです。

・ 第9号から第12号までは、 Consortiumにおける共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取り決めの行わない場合には、削除されるべきものです。第9号から第12号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要があり、また、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省 IoT 推進 Consortium「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(ver1.0 平成29年5月) も必要に応じてご参照ください。

### 第2条 (研究題目等)

本当事者は、契約項目表1、ないし3、記載の共同研究を実施するものとする。

＜解説：第2条 (研究題目等)＞

・ 本条は、 Consortiumにおいて実施する共同研究の内容を特定するためのものです。

### 第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表8、記載の期間とする。

＜解説：第3条 (研究期間)＞

・ 本条は、共同研究の研究機関を特定するためのものです。

### 第4条 (運営方法)

- 1 本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表4、に掲げる主幹当事者 (以下「主幹当事者」という。)と、契約項目表5、に掲げるプロジェク トマネージャーを委員長とする研究推進委員会 (以下「本研究推進委員会」という。)を設置する。
- 2 本研究推進委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本研究推進委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。

＜解説：第4条 (運営方法)＞

・ 本条は、 Consortiumにおいて共同研究には多数の当事者が参加することとなること、当事者間の意見調整を行い研究開発全体の管理とマネジメントを実施するために主幹当事者や研究推進委員会を設置することを定めたものです。本モデル契約においては、知的財産の取り扱いも含め研究推進委員会の承認を得ることと求めている事項が定められており、研究推進委員会は Consortiumにおいて重要な機関となります。

・ 第2項において別途定めることとなっている「研究推進委員会の運営その他必要な事項」とは、研究推進委員会の構成 (各契約当事者1名ずつ委員を出すか、一部の契約当事者のみ委員を出すか)、開催頻度 (1ヶ月に1回・2ヶ月に1回)、臨時開催の方法、開催場所、決議要件 (委員全体の又は委員会出席者の過半数の賛成・3分の2以上の賛成・全会一致、議題毎に要件を分けるか否か)、決議方法 (会合のみか・書面や電子メールでも投票を認めるか) などが考えられます。

### 第5条 (研究担当者)

- 1 各本当事者は、それぞれ、契約項目表6、に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 2 研究機関当事者は、企業当事者が希望する場合、企業当事者の研究担当者のうち研究機関当事者の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 本当事者は、本研究推進委員会の承認を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

＜解説：第5条 (研究担当者)＞

・ 本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第1項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみに関与することができ、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第2項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第3項は、研究推進委員会の承認を得た上で、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

### 第6条 (研究経費の負担及び支払)

- 1 各本当事者は、各本当事者について契約項目表9、記載の研究経費を、それぞれ負担するものとする。
- 2 企業当事者は、主幹当事者が発行する請求書に定める支払期限までに研究経費を支払うものとする。但し、本当事者が合意した金額の研究経費を、企業当事者から他の研究機関当事者に直接支払い又は主幹当事者から他の研究機関当事者に分配することができ、当該研究経費の支払い及び分配は、当該他の研究機関当事者が発行する請求書に定める支払期限までに行われるものとする。
- 3 企業当事者 (及び前項に基づき研究経費の一部を他の研究機関当事者に分配することとした場合の主幹当事者) は所定の支払期限までに研究経費を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

＜解説：第6条 (研究経費の負担及び支払)＞

・ 本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したもので、第1項では、各契約当事者が負担する研究経費の金額を定めています。なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合があります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、契約当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。

定義例) 「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要となる経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当した額を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れた費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を加算したものをいう

・ 第2項は、次条で Consortiumの経理を担当する主幹当事者が発行する請求書に基づき、主幹当事者に研究経費を支払う旨を定めています。なお、本項の但書では、企業当事者が負担する研究経費を、主幹当事者以外の研究機関当事者が受領する場合を想定し、主幹当事者経由又は企業当事者から直接に、当該研究機関当事者が研究経費の一部を受領することができ旨を定めています。

- ・ 第3項は、契約当事者が請求書指定の支払期限までに支払を行わなければならない場合には、当該契約当事者は元本額の年率5%の延滞金を加算した額を支払わなければならない旨を定めています。
- ・ なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムについては、第8条の解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

#### 第7条（経理）

- 1 前条の研究経費の経理は主幹当事者が行う。
- 2 主幹当事者以外の本当事者は本契約に関する経理書類の閲覧を主幹当事者に申し出ることができる。主幹当事者はその他の本当事者からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じるものとする。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することとなるときは、主幹当事者は、当該閲覧の申し出を行った本当事者に対してその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。
- 3 前条第2項に基づき研究経費の一部を他の研究機関当事者に支払い又は分配することとした場合、当該他の研究機関当事者は、当該支払い又は分配を受けた研究経費に係る経理書類を備えるとともに、他の本当事者からの当該経理書類の閲覧の申し出に対し、前項に準じて対応するものとする。

#### <解説：第7条（経理）>

- ・ 本条は、研究費の経理について規定したものです。第1項は、研究経費の経理を主幹当事者が担当することとしています。第2項は、他の契約当事者から主幹当事者大学に対し、経理書類の閲覧申出があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、当該申出をした契約当事者に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができる。

- ・ 第3条は、第6条第2項但書に基づき、研究経費の一部を主幹当事者以外の研究機関当事者に分配した場合に、当該研究機関当事者についても、主幹当事者と同様に経理書類の閲覧の申出に対して対応しなければならない旨を定めています。

- ・ なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を当事者に分配する形のコンソーシアムについては、第8条の解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

#### 第8条（研究経費により取得した設備等）

- ・ 契約項目表9、記載の研究経費により取得した設備等は、主幹当事者に帰属するものとする。但し、第6条第2項に基づき研究経費の一部の支払い又は分配を受けた研究機関当事者が、当該研究経費により取得した設備等は、当該研究機関当事者に帰属するものとする。

#### <解説：第8条（研究経費により取得した設備等）>

- ・ 本条は、研究経費によって購入した設備は主幹当事者に帰属することを定め、但書において、第6条第2項但書に基づき研究経費の一部を主幹当事者以外の研究機関当事者に分配した場合に、当該研究経費によって購入した設備についても当該研究機関当事者に帰属する旨を定めています。

- ・ なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムについては、本解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

#### <解説：第6条～第8条（国・プロ等の場合）>

- ・ モデル契約書において示している研究経費に関する第6条～第8条の条項は、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムを想定していません。そのようなプロジェクトの場合には、第6条～第8条を以下のような規定文案に置換し本モデル契約書を語活用ください。なお、そのような案件においては、公費支出機関がプロジェクト採択条件の中で詳細な経理に関する規定を設けていることが多いため、以下の規定文案においては当該公費支出機関の規定に従うことを想定しており、1001には公費支出機関の名称を記載してください。

#### 第6条（研究費の負担及び支払い）

- ・ 主幹当事者は、本共同研究実施にあたり、1001から拠出を受けた研究経費を他の本当事者に分配するものとし、当該研究経費の分配の方法は、1001により定められ又は本当事者が別途合意した方法によるものとする。

#### 第7条（経理）

- ・ 前条の研究経費の経理は、主幹当事者が行うものとし、経理書類の備え置き及び閲覧並びに経理に係る報告の方法は、1001により定められ又は本当事者が別途合意した方法によるものとする。

#### 第8条（研究経費により取得した設備等）

- ・ 第6条の研究費により取得した設備等の帰属は、1001により定められ又は本当事者が別途合意した条件によるものとする。

#### 第9条（施設及び設備の提供等）

- 1 本当事者は、契約項目表10に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとす。
- 2 研究機関当事者は、本共同研究の用に供するため、企業当事者から契約項目表10に掲げる企業当事者の所有に係る設備を企業当事者の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、当該研究機関当事者及び当該企業当事者の合意により当該設備の所有権を無償で当該研究機関当事者に移転できるものとする。なお、当該研究機関当事者は、当該企業当事者から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、関係する企業当事者の負担とする。

#### <解説：第9条（施設及び設備の提供等）>

- ・ 本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。

- ・ 第2項は、研究機関当事者と企業当事者が合意した設備を研究機関当事者に搬入して共同で使用することを定めたものです。また、当該設備の所有権を契約当事者間の合意により、研究機関当事者に移すこともできるものとしています。なお、研究機関当事者は、搬入を受けた設備を、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。

- ・ 第3項は、企業当事者の設備の搬入や据付に関する費用は企業当事者が負担すると定めたものです。

### 第10条 (研究の中止又は期間の延長)

- 1 本当事者は、天災その他やむを得ない事由があるときは、本研究推進委員会において協議した上で、本共同研究を中止し、又は本研究推進委員会において承認された場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、本当事者は、他の本当事者に対し、中止又は期間延長の責めを負わないものとする。
- 2 本当事者は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により企業当事者から主幹当事者又は他の研究機関当事者に対し支払われた本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について本研究推進委員会において協議するものとする。この場合において、企業当事者が、当該不足額の追加負担をしないときは、主幹当事者は、本研究推進委員会における協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

#### <解説：第10条 (研究の中止又は期間の延長) >

- 本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の執行が困難となった場合には、本研究推進委員会で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定めており、この場合には、他の契約当事者に対し中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。
- 2項は、第1項の研究期間を延長することによって研究経費が不足した場合には、本研究推進委員会において本共同研究の継続について改めて協議し、企業当事者が、追加費用に負担をしない場合には、主幹当事者が研究推進委員会での協議を踏まえ、本共同研究を中止することができる旨を定めています。

### 第11条 (研究の終了)

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表8. 記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前に共同研究が完了した場合
- (3) 第27条により、本契約が解除された場合
- (4) 本当事者が本共同研究の終了を合意した場合

#### <解説：第11条 (研究の終了) >

- 本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合（第1号）、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合（第2号）、本契約が解除された場合（第3号）、当事者間で本共同研究を終了させることを合意した場合（第4号）を定めています。

### 第12条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱)

第10条 (研究の中止又は期間の延長) の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第6条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、企業当事者は主幹当事者又は研究経費の支払い若しくは分配を受けた他の研究機関当事者に不用となった額の返還を請求できる。

#### <解説：第12条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱) >

- 本条は、本共同研究の中止により、不用となった研究経費を企業当事者が返金請求しうることを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

### 第13条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成)

本参加者は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果についての報告書を、本共同研究終了の翌日から [ ] 日以内にとりまとめるとする。

#### <解説：第13条 (研究の終了に伴う実績報告書の作成) >

- 本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、契約当事者が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものです。

### 第14条 (知的財産権の帰属・集約)

#### <「帰属集約型」のモデル条項>

- [1] 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」といい、本知的財産権のうち共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ1人以上以上所屬している事業分野Aに属するものについては「共有知的財産権」という。）は、契約項目表II. に掲げる事業分野Aに属するものは同項目に掲げる活用当事者A（以下「活用当事者A」という。）に帰属するものとし、契約項目表II. に掲げる事業分野Bに属するものは同項目に掲げる活用当事者B（以下「活用当事者B」という。）（以下、活用当事者Aと活用当事者Bを総称して「活用当事者」という。）に帰属するものとする。なお、以下、事業分野Aに属する本発明等を「本発明等A」、本発明等Aに関する本知的財産権を「本知的財産権A」とそれぞれいい、また、事業分野Bに属する本発明等を「本発明等B」、本発明等Bに関する本知的財産権を「本知的財産権B」とそれぞれいい、さらに、本発明等A及び本発明等Bを併せて「本集約発明等」といい、本知的財産権A及び本知的財産権Bを併せて「本集約知的財産権」とそれぞれいい。

- 2 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受け自己に帰属させるものとし、各本当事者は当該自己に帰属させた本集約知的財産権について、前項に従い有償で活用当事者A又は活用当事者Bに譲渡することにより、各活用当事者に帰属させるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所屬する本当事者が責任をもつものとする。

- 3 前項に基づき活用当事者以外の本当事者から活用当事者A又は活用当事者Bへの本集約知的財産権の譲渡の対価は、別途合意する。]

#### <「実施権集約型」のモデル条項>

- [1] 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、本発明等の発明者が所屬する当事者にそれぞれ帰属するものとする。

- 2 本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ1人以上以上所屬している発明等（以下「共同発明等」という。）に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）は当該発明者等が所屬する本当事者の共有とする。共有知的財産権の持分については、共同発明等の発明者が所屬する本当事者で協議するものとする。

- 3 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等から当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。

- 4 各当事者は、自己に帰属する本知的財産権（活用当事者を含む他の本当事者と共有している共有知的財産権を含む。）について、契約項目表II. に掲げる事業分野Aに属するものは同項目に掲げる活用当事者A（以下「活用当事者A」という。）に対し、契約項目表II.

に掲げる事業分野 B に属するものは同項目に掲げる活用当事者 B (以下「活用当事者 B」という。) (以下、活用当事者 A と活用当事者 B を総称して「活用当事者」という。)、本契約に定める条件により当該本知的財産権に係る本発明等を各活用当事者が実施及び実施許諾するための独占的な権利を許諾する (なお、以下、事業分野 A に属する本発明等を「本発明等 A」、本発明等 A に関する本知的財産権を「本知的財産権 A」とそれぞれいい、また、事業分野 B に属する本発明等を「本発明等 B」、本発明等 B に関する本知的財産権を「本知的財産権 B」とそれぞれいい、さらに、本発明等 A 及び本発明等 B を併せて「本契約発明等」といい、各活用当事者以外の本当事者は、本契約において別段の定めがない限り、本契約発明等を実施又は実施許諾することができない。なお、活用当事者に実施及び実施許諾するための権利が許諾された本契約発明等に係る本契約発明等について、第三者に権利行使を行う場合には、その方法については、当該権利の許諾を受けた活用当事者と当該本契約発明等の財産権を保有する本当事者とが別途協議の上決定するものとする。

- 5 前項に基づく本当事者から各活用当事者への本契約発明に係る本発明等に関する独占的な権利の許諾の対価は、別途合意する方法による。]

＜解説：第 14 条（知的財産権の帰属・集約）＞

・ 本条は、本共同研究成果に係る知的財産権が誰に帰属するのか及び活用当事者に集約する方法を定めるものであり、それらに関して 2 つの考え方を示すものです。いずれの考え方を採用するかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することとなります。なお、本モデルは事業分野ごと集約を定めるものですので、いかなる事業分野をどの活用当事者に集約するかについては、契約項目表 11 において、活用当事者 A に集約させる事業分野 A を、活用当事者 B に集約させる B を、それぞれ定めることとなります。

・ 1 つ目の考え方は「帰属集約型」であり、知的財産権は、事業分野ごとに活用当事者 A と活用当事者 B にそれぞれ帰属させてしまうものであり、各契約当事者は、自己に所属する研究担当者が発明等をした場合には、当該研究担当者から当該発明等に係る知的財産権を自己の責任において承継を受けた上で、各活用当事者に譲渡します。

・ 2 つ目の考え方は「実施集約型」であり、知的財産権は、当該知的財産権に係る発明等の発明者が所属する契約当事者に帰属させたままとして、活用当事者 A 及び活用当事者 B 以外の契約当事者は、自己に帰属する知的財産権について事業分野ごとに各活用当事者に対して再実施許諾付きで独占的実施許諾を行うことで集約し、自身は当該独占的実施許諾を行なった知的財産権について本契約に定める方法以外の方法で実施も実施許諾もできないこととするものです。なお、各契約当事者は、自己に所属する研究担当者から発明等の承継を受けることについては自ら責任を負います。

・ 上記のいずれの考え方を採用した場合であっても、各活用当事者に知的財産権を集約するために知的財産権を譲渡し又は独占的実施許諾を行うにあたって、活用当事者から対価を受領しなければなりません。ここでは対価の支払い方法としては、定額制、出来高制及びそれらの併用が考えられます (詳しくはさくらツール「総論」ウ B 「実施料等の支払方法」をご参照ください)。しかし、活用当事者が大学等の研究機関である場合、当該研究機関に当該対価を支払うための資金の準備がなく、譲渡又は独占的実施許諾を受けると同時に当該対価を支払うことができないことが容易に想像されます。そこで、当該対価の支払い方法について、上記のような方法ではなく、「活用当事者 A (B) から他の契約当事者に対する対価の支払いは、活用当事者から他の契約当事者に対して、第 15 条第 2 項に基づく実施許諾を受ける権利の付与及び第 16 条第 3 項に基づく実施料の分配を受ける権利の付与で代えるものとする」と取り決めることも考えられます。

・ もし、3 つ以上の事業分野を設定し、それぞれ別の当事者に集約するのであれば、契約項目

表 11 において「活用当事者 C」「事業分野 C」の欄を新たに設け、本条でも上記の活用当事者 A や活用当事者 B に関する記載の後ろに活用当事者 C について同様の文言を付け加えることで、その他の契約の文言は修正不要です (但し、第 17 条や第 19 条において、出願手続き・出願等費用負担を各活用当事者に義務付けることを選択する場合には、それらの条項に活用当事者 C についても記載が必要です)。

・ なお、本モデルでは、他のモデルと異なり「本契約発明等」や「本契約発明の財産権」といった概念を導入していません。これは、次条第 5 項で定める「本契約発明等」や「本契約発明の財産権」と対をなすものであり、集約するものと集約しないもので取扱いを分けることを想定したものです。本契約発明の財産権は、帰属集約型においても活用当事者への譲渡の対象とされていないため、各契約当事者に帰属したままとなり、また、実施集約型における独占的実施許諾の対象になっておらず、帰属については本契約発明の財産権と同様に各契約当事者に帰属したままとなります。

第 15 条（コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾）

1 本当事者は、本契約発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるとし、各活用当事者は、他の本当事者に対して自己に帰属し又は実施許諾を行う権利を有する本契約発明に係る本契約発明等について当該実施権をそれぞれ無償で許諾する。

2 各活用当事者は、前条に基づく他の本当事者からの本契約発明の財産権等の [譲渡 / 独占的実施権の許諾] の対価を支払うことを条件に、自己に帰属し又は実施許諾を行う権利を有する本契約発明の財産権に係る本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施 [(自己の関係会社等に実施許諾することを含む。)] することができる。

3 各活用当事者は、他の企業当事者 [及び当該企業当事者が指定し本研究推進委員会が承認する当該企業当事者の関係会社等] に対して、本契約発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を [無償 / 有償] で許諾する [ことができる]。

4 前項に基づく各活用当事者から他の企業当事者に対する本契約発明等の実施許諾に関するして、企業当事者が当該活用当事者に支払う実施料その他の許諾条件は、当該活用当事者と当該企業当事者が協議の上定める。]

5 本当事者は、次の各号の定めに従って、本契約発明等以外の本発明等 (以下「本契約発明等」という。) を実施及び実施許諾するものとする。

(1) 本当事者は、本共同研究の実施期間中、本契約発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるものとし、各本当事者は、他の本当事者に対して自己に帰属する本契約発明の財産権 (本契約発明以外の本知的財産権をいう。以下同じ。)(自己が持分を有する共有知的財産権を含む。)に係る本契約発明等について当該実施権を無償で許諾する。

(2) 本当事者は、自己に帰属する本契約発明の財産権 (自己が持分を有する共有知的財産権を含む。)に係る本契約発明等について、本契約発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施 [(自己の関係会社等に実施許諾することを含む。)] することができる。

(3) 本当事者は、他の本当事者に帰属する本契約発明等について、本共同研究の遂行以外の目的の実施権の許諾を受けることについて、当該他の本当事者との間で優先的に交渉する権利を有する。]

＜解説：第 15 条（コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾）＞

・ 本条は、各活用当事者を含む契約当事者が、共同研究成果である本発明等を実施・実施許諾する条件を定めています。

- 第1項は、全ての契約当事者が、本共同研究を実施する目的であれば、本発明等を無償で実施する権利を有し、本発明等の集約先である活用当事者は、他の契約当事者に対してかかる権利を許諾しなければなりません。
- 第2項は、各活用当事者が、本共同研究以外の目的、即ち事業化目的で、知的財産権を当該活用当事者に集約するにあたって支払うべき対価の他に追加の対価の支払いを要することなく、自己に集約された知的財産権に係る本発明等を実施することができることを定めています。ここで、活用当事者での実施には、活用企業との関係会社等での実施を含むことができます。
- 第3項は、活用当事者が企業当事者に対し、本共同研究以外の目的、即ち事業化目的で、自己に集約された知的財産権に係る本発明等を非独占的に実施許諾できることを定めています。当該実施許諾の対価を無償とするか、また、当該実施許諾を有償とするか否かを活用当事者が任意に決定する義務的なものとするか（活用当事者と他の企業当事者の特段の合意なく実施許諾がなされるものとするか）は、個別のプロジェクトにおいて協議・選択すべきこととなります。なお、活用企業からの実施許諾の対象を他の企業当事者だけでなく研究推進委員会が承認する当該他の企業当事者の関係会社等を含めることもできます。
- 第4項は、各活用当事者から企業当事者に対する本発明等についての有償での実施許諾に係る対価について、当該活用当事者と当該企業当事者との間で協議の上で決定すべきことを定めています。当該対価の考え方として定額制、出来高制及びそれらの併用が考えられます（詳しくはさくらツール「総論」ウB「実施料等の支払方法」をご参照ください）。なお、本項は、第3項に基づく活用日時から他の企業当事者に対する実施許諾を無償とする場合には不要となるため、その場合は削除すべきです。
- 第5項は、各活用当事者に集約しない「本集約外発明等」及び「本集約外知的財産権」のコンソーシアム内での実施・実施許諾方法を定めるものです。本モデルは原則として、全ての知的財産について活用当事者Aが活用当事者Bに集約するものとしておりますので、集約しない知的財産を認めるかどうかは選択的なものとしております。本集約外発明等については、各契約当事者が自らに帰属する（共有の者を含む。）本発明等について自由に自己実施をすることができると定めておりますが、モデル5と異なり、他の契約当事者に帰属する本発明等について当然に実施許諾を受けることはできません。なぜなら、もし、他の契約当事者に帰属する本発明等についても当然に実施許諾を受けたいと考えれば、本モデルを利用する以上、当該本発明等の事業分野を特定の上、いずれかの活用当事者に集約すべきであるからです。なお、「事業分野A」や「事業分野B」の定め方として、一方を「〇〇」という事業分野」とし、他方を「〇〇以外の事業分野」と定めるなどしない限り、「事業分野A」にも「事業分野B」にも属しない本発明等が生じる余地が高まりますので、本条第5項を設けず全ての本発明等について各活用当事者に帰属させるのであれば、そのようないずれの事業分野にも属しない本発明等が生じないよう「事業分野A」及び「事業分野B」の定め方を工夫してください。

#### 第16条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）

- 各活用当事者は、本当事者以外の第三者に対し、自己に帰属し又は実施許諾を行う権利を有する本集約発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができます。[但し、当該第三者は、本研究推進委員会の承認を得た者でなければなりません。]
- 前項に基づく活用当事者から第三者に対する本集約発明等の実施許諾の条件は、前条に基づく活用当事者から他の本当事者に対する本集約発明等の実施許諾の条件より有利な条件としてはならない。
- 各活用当事者は、本条第1項に基づく本集約発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければなりません。

当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。  
 [4 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、次の各号の定めに従って、本集約外発明等の実施許諾を行うものとする。]

- 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、自己に帰属する本集約外知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を除く。）に係る本集約外発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。[但し、当該第三者は、本研究推進委員会の承認を得た者でなければならず。]
- 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、[共有の相手方の同意を得ることなく]／[共有の相手方の事前の書面による同意を得た上で]、自己が持分を有する共有知的財産権に係る本集約外発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。
- 本当事者は、前号に基づく本集約外発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、当該実施許諾の対象となった本集約外発明等についての共有知的財産権を共有の相手方である他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならず。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。]

#### <解説：第16条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）>

- 本条は、各活用当事者から、契約当事者以外の第三者に対する共同研究成果である本発明等を実施許諾する条件を定めています。
- 第1項は、各活用当事者が、契約当事者以外の第三者に対して自己に集約された知的財産権に係る本発明等を非独占かつ有償で実施許諾することができる旨を定めています。活用当事者によるこの実施許諾は、他の契約当事者の同意を要しないものの、プロジェクトによっては、研究推進委員会の承認を得た第三者に限り実施許諾することができるように定めることも可能です。
- 第2項は、第1項に基づく活用当事者から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件が、契約当事者に対する活用当事者からの実施許諾の条件より有利なものにしてはならない旨を定めるものです。これは、本発明等の創出に寄与した契約当事者が、他の第三者より優遇されるべきとの配慮によりです。
- 第3項は、各活用当事者が第三者に本発明等を実施許諾したことに伴い、当該第三者から活用当事者が受領した実施許諾料を、本発明等の創出に寄与した契約当事者に分配すべきことを定めるものです。当該分配の方法の取り決め方としては、例えば以下のような取り決め方が考えられます。

規定例：活用当事者は、第三者から本発明等の実施許諾に係る実施料を受領した日の属する月の翌月末日までに、当該実施許諾の対象となった本発明等の発明者が所属する本当事者（活用当事者を除く。）に対して、以下の金額を支払う。

#### ①件数按分方式

- 「第三者から受領した実施料の金額」[x●%] x A/B  
 A=当該実施許諾の対象となった本発明等に係る本知的財産権のうち当該本当事者に所属する研究担当者等が発明者となっているものの件数  
 B=当該実施許諾の対象となった本発明等に係る本知的財産権の件数

#### ②頭数按分方式

- 「第三者から受領した実施料の金額」[x●%] x 1/C



0=当該実施許諾の対象となった本発明等の発明者が所属する本当事者（活用当事者を除く。）の数

- ・ 第4項は、各活用当事者に集約しない「本集約外発明等」及び「本集約外知的財産権」のコンソーシアム内での実施・実施許諾方法を定めるものであり、選択的な規定です。各契約当事者は、自己に帰属する本集約外発明等について第三者に実施許諾をすることができず、その際に研究推進委員会の承認を要するか、共有相手の同意を要するかについては、個別のプロジェクトにおいて検討・選択すべきです。また、第三者に本集約外発明等を実施許諾した場合に他の契約当事者に実施料を分配する必要があるか否かについても、個別のプロジェクトにおける検討・選択に委ねています。

#### 第17条（知的財産権の出願等）

＜活用当事者が単独で行う場合のモデル条項＞

【本知的財産権の出願は、本知的財産権Aについては活用当事者Aが、本知的財産権Bについては活用当事者Bが、それぞれ単独で行う。】また、本集約外知的財産権については、当該本集約外知的財産権に係る本集約外発明等の発明者が所属する本当事者が単独で（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して）行う。】

＜発明者である研究担当者が所属する契約当事者が行う場合のモデル条項＞

【本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して）行う。】

＜解説：第17条（知的財産権の出願等）＞

- ・ 本案は、共同研究成果である本発明等に係る知的財産権についての出願を行う当事者について定めるものです。活用当事者が単独で行う場合と発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合の2つの選択肢を示していますが、第14条において活用当事者に譲渡により集約するのであれば前者を、活用当事者に独占的実施許諾をすることにより集約するのであれば後者を選択することが自然です。
- ・ なお、活用当事者が単独で行う場合のモデル条項中、「また、」以下の第2文は、集約を行わない本集約外発明等や本集約外知的財産権を設けない場合には、削除してください。

#### 第18条（外国における出願等）

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

＜解説：第18条（外国における出願等）＞

- ・ 本案は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、本知的財産権は企業が単独で出願すると規定しています。

#### 第19条（出願等費用）

＜活用当事者が全額負担する場合のモデル条項＞

【前二条の出願に関する出願等費用は、本知的財産権Aに係る出願については活用当事者Aが、本知的財産権Bに係る出願については活用当事者Bが、それぞれ負担する。】また、本集約外知的財産権に係る本集約外発明等に係る本集約外知的財産権にあっては、当該出願に係る本集約外知的財産権に属する本当事者が（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権に係る本集約外発明等の共同発明者が所属する本当事者が共有持分の割合に応じて共同で）

／ [当該共有知的財産権に係る本集約外発明等の共同発明者が所属する本当事者のうち企業当事者が（当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共同で）負担する。】

＜本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合のモデル条項＞

【前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が共有持分の割合に応じて共同で） / [当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者のうち企業当事者が（当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共同で）] 負担する。】

＜解説：第19条（出願等費用）＞

- ・ 本案は、共同研究成果である本発明等についての知的財産権の出願・権利化・維持費用を負担する者を定めています。活用当事者が全額負担する場合と、本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合がありますが、第14条において活用当事者に譲渡により集約するのであれば前者を、活用当事者に独占的実施許諾をすることにより集約するのであれば後者を選択することが自然です。
- ・ 知的財産権の出願費用等を発明者である研究担当者が所属する契約当事者が負担するものとする場合、共有の知的財産権について、出願費用等を共有持分の割合に応じて共同で負担すると定めることもできますし、企業当事者が共有当事者となる場合には企業当事者が全額を負担すると定めることもできます。
- ・ なお、活用当事者が全額負担する場合のモデル条項中、「また、」以下の第2文は、集約を行わない本集約外発明等や本集約外知的財産権を設けない場合には、削除してください。

#### 第20条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）

本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するテーマについて学術的な研究をすることを何ら制約されない。但し、第22条に定めるノウハウ秘匿義務等及び第23条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

＜解説：第20条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）＞

- ・ 本案は、契約当事者がコンソーシアムの研究テーマであっても第三者と学術的な研究を行うことは制約されないことを確認するものです。また、契約当事者は、コンソーシアムにおける研究内容について秘密保持義務を負いますので、秘密情報を流用は許されないことも確認的に定めています。

#### 第21条（バックグラウンドIPの取扱い）

- 1 各本当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権（以下「バックグラウンドIP」という。）について、他の本当事者に対して、本共同研究の研究目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンドIPに係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。但し、各本当事者は、本契約締結後【60】日以内に書面により特定することにより、当該実施許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。

＜「原則使用不可型」のモデル条項＞

- 2 本当事者が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等の社会実装のために必要であらうと本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用当事者に対して、第15条及び第16条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該パ

ックグラウンド IP を実施又は再実施許諾するための権利を、活用当事者との間で別途合意する条件により許諾する。』

#### ＜「原則使用可能」のモデル条項＞

- ② [本当事者] / [研究機関当事者] が保有するバックグラウンド IP のうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンド IP の保有者は、活用当事者に対して、第 15 条及び第 16 条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンド IP を実施又は再実施許諾するための非独占的権利を [無償] / [有償] で許諾する。この場合、当該バックグラウンド IP の保有者は、第三者との合意その他の理由により、当該権利を許諾することができないことを認識した場合は速やかに、他の本当事者に対して通知するものとし、本研究推進委員会の承認を得た場合には、当該通知がなされたバックグラウンド IP については、上記の権利の許諾の対象外とする。[但し、各本当事者は、本契約締結後 [60] 日以内に書面により特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンド IP の一部を除外することができる。]

#### ＜解説：第 21 条（バックグラウンド IP の取扱い）＞

- ・ 本条は、各契約当事者が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権、所謂バックグラウンド IP の取扱いについて定めたものです。共同研究を進めるにあたり他の契約当事者が保有するバックグラウンド IP が研究に必要な場合や、共同研究の成果が得られたとしても他の契約当事者のバックグラウンド IP が障害となり事業化ができない場合が生じうるため、バックグラウンド IP についての取決めが必要です。
  - ・ 第 1 項は、本件のコンソーシアムの研究目的で他の契約当事者が保有するバックグラウンド IP を無償で使用することができることを定めています。但し、例えばコンソーシアムには大字の特定の研究室や企業の特定の事業部のみが参加し、他の研究室や事業部が管理する知的財産をコンソーシアムにおける研究に持ち込むことができないことも想定されるため、その場合は、第 1 項但書により、契約締結後一定の日数が経過するまでに、当該知的財産（バックグラウンド IP）を書面により特定することにより、当該知的財産権をコンソーシアム内で用いることができないようにすることが可能です（なお、このような措置を講ずるか否か、即ち第 1 項但書の定めを設けるか否かは、個別のプロジェクトにおける検討・選択次第です。）。第 2 項では、共同研究成果を事業化するにあたって他の契約当事者が保有するバックグラウンド IP を使用することに關し、2 つの取決め方法を示しています。
  - ① 「原則使用不可型」：原則として、他の契約当事者が保有するバックグラウンド IP については使用できず、バックグラウンド IP を使用したい契約当事者と当該バックグラウンド IP を保有する契約当事者とは書面により合意した場合のみ使用する権利を許諾するという取り決め方。
  - ② 「原則使用可能型」：原則として、共同研究成果を事業化するために必要な範囲で他の契約当事者が保有するバックグラウンド IP について、無償又は有償で（無償か有償かは各コンソーシアムにおける取決め次第となります。）、使用することができるという取り決め方。ただし、バックグラウンド IP の一部を第三者に独占的にライセンスしたなどの理由により、他の契約当事者にライセンスすることができない場合もあるため、その場合は他の契約当事者に通知し研究推進委員会承認が得られれば、例外的にバックグラウンド IP の使用許諾の対象外とすることができます。なお、第 1 項について記載した契約締結後一定の日数が経過するまでに書面で特定することによりバックグラウンド IP の使用許諾の対象外とする措置も併用することができます。
- なお、さくらツールでは、使用許諾の対象から除外するバックグラウンド IP を特定するため

の書式もモデル契約書式とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。

#### 第 22 条（ノウハウ・プログラム・データ等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表 12. 記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第 14 条から第 19 条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上決定するものとする。
- 4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

#### ＜解説：第 22 条（ノウハウ・プログラム・データ等）＞

- ・ 本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱い並びにデータの利用方法について規定したものです。
- ・ ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第 1 項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。
- ・ 第 2 項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。
- ・ 第 3 項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第 14 条以下の取り扱いに準じ、契約当事者間で別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、特定の契約当事者に使用させるとするなどの取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。
- ・ 第 4 項は、第 1 条第 10 号及び第 11 号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしています（特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができず。）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定めています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけています。

#### 第 23 条（秘密保持）

- 1 本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者（以下「開示当事者」という。）より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で情報を開示若しくは提供を受ける者（以下「被開示当事者」という。）に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第 4 条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。被開示当事者は、開

示当事者より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れ、後にも含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となつた情報
  - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となつた情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
  - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - (6) 書面により事前に開示当事者の同意を得たもの
- 2 被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前二項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表13. 記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

＜解説：第23条（秘密保持）＞

- ・ 本条は、本共同研究の実施にあたって他の契約当事者から開示又は提供を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したもの、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但書では、他の契約当事者から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。
- ・ 第2項は、情報の重要性に鑑み、他の契約当事者から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。

- ・ 第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、その期間を限定しています。但し書きにおいて個別の事情に応じて、期間を延長したり、短縮したりすることを認めています。3年から5年程度の期間で合意する場合が多いようですが、事業分野により異なり、化学分野等は比較的長めで合理的な範囲とされています。

第24条（本研究成果の公表）

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第22条のノウハウ秘密保持義務及び第23条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 公表を希望する本当事者は、公表の〔 〕日までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本研究推進委員会に通知する。
- 3 本研究推進委員会での協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから〔 〕日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本研究推進委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、研究機関当事者は、第22条のノウハウ秘密保持義務及び第23条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 本当事者は、事前に本研究推進委員会の承諾を得たときは、本研究成果の発表又は公開若

しくは公表を行う際に、当該研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表すことができる。

＜解説：第24条（本研究成果の公表）＞

- ・ 本条は、コンソーシアムに参加する大学の社会的使命を踏まえて、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。

- ・ 第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但書において、特定されたノウハウ秘密保持義務や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。
- ・ 第2項から第4項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、公表を希望する契約当事者が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で研究推進委員会に通知することを定めています。第3項は、研究推進委員会が第2項の通知の内容に基づき、他の契約当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合には、第2項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を公表を希望する契約当事者に書面で通知することとし、その上で再度研究推進委員会において協議を行って、公表範囲及び方法を決定することとしています。第4項は、大学を含む契約当事者の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間が経過している研究成果については、他の契約当事者に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、契約当事者間の協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもできるため、研究成果の重要性や企業の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。

- ・ 第5項は、研究成果の公表にあたって、研究推進委員会の承認を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしてしています。

第25条（譲渡禁止）

本当事者は、事前に本研究推進委員会の承諾を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

＜解説：第25条（譲渡禁止）＞

- ・ 本条は、コンソーシアム参加者の個性を重視し、事前に研究推進委員会の承認を得ない限り、第三者に対して本契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業間の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第26条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の有効期間満了後も、第14条ないし第25条、第30条、第31条及び第32条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続事項において、本研究推進委員会の承諾を要する旨が定められている場合、本契約の有効期間満了後、本研究推進委員会の承諾は、[全当事者の] / [3分の2以上の当事者の] / [過半数の当事者の] 合意により代替するものとする。

＜解説：第26条（有効期間）＞

- ・ 本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする規定としています。他方で、知的財産の管理・活用に關する事項（第14条～第21条）、ノウハウ秘密保持義務（第22条）、秘密保持義務（第23条）、損害賠償（第31条）、

進捗法及び裁判管轄（第 32 条）の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。

・ 本契約の有効期間の満了、即ち本共同研究の研究期間の終了に伴い、研究開発全体の管理とマネジメントを目的とする研究推進委員会も解散します。そこで、第 2 項なお書において、研究推進委員会の承認に代わる意思決定方法を定めることとしています。意思決定方法のために必要な契約当事者の同意の割合は、個別のプロジェクトにおいて定めるべきですし、研究推進委員会の承認が必要だった個別の事項ごとに異なる割合を設定するなど柔軟な取り扱いをすることも検討に値します。

#### 第 27 条（解除）

1 いずれかの本当事者（以下「違反当事者」という。）が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、他の本当事者（以下「非違反当事者」という。）は、違反当事者に対して当該事由の是正を催告したにもかかわらず当該催告後〔 〕日以内には是正されない場合には、他の非違反当事者に対して、違反当事者との関係で本契約を解除することを申し入れることができる。非違反当事者〔のうち過半数の者〕が、当該申し入れに同意した場合（なお、非違反当事者は、合理的な理由なくかかる同意を留保しない。）、当該違反当事者との関係で本契約は解除され当該違反当事者は本共同研究から脱退するものとする。

(1) 本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2) 本契約に違反したとき

2 本当事者は、他のいずれかの本当事者（以下「破産等当事者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該破産等当事者に対する何らの催告を要せず、また、当該破産等当事者以外の本当事者の同意を得ることなく、直ちに当該破産等当事者との関係で本契約を解除し当該破産等当事者を本共同研究から脱退させることができる。

(1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合

(2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合

3 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

本当事者は、書面により〔全当事者が〕／〔3分の2以上の当事者が〕／〔過半数の当事者が〕 合意した場合、本契約を解約することができる。

#### <解説：第 27 条（解除）>

・ 本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第 1 項は、契約の締結又は履行において、ある契約当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内には是正されない場合には、その他の契約当事者の同意により、当該契約違反をした契約当事者との関係で契約を解除し、 Consortium から脱退させることを認めています。なお、脱退させるために必要な同意の割合は、全員の同意・過半数の同意・3分の2の同意など、柔軟に定めることが可能です。

・ 第 2 項は、いずれかの契約当事者が倒産手続等に陥った場合に、ただちに当該契約当事者との関係で本契約を解除し、脱退させることを認めたものです。

・ 第 3 項は、一定の割合の契約当事者が同意した場合には、契約全体を解約することができる旨を定めています。

#### 第 28 条（事後参画）

1 本契約の有効期間中、第三者が本共同研究への参加を希望し、本研究推進委員会により承認をした場合、本当事者は、当該第三者を本契約の当事者として追加する。〔主幹当事者

は、本研究推進委員会による承認があった場合は、他の本当事者を代理して当該第三者と主幹当事者との間で当該第三者を本契約の当事者に加えるための覚書を締結することができるとし、他の本当事者は主幹当事者に対して必要な権限を付与するものとする。〕

2 前項に基づき本共同研究に参加した者は、〔参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有する。〕／〔参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有さず、当該本発明等について実施する場合には第 16 条に基づき第 3 者として実施許諾を受けけるものとする。〕

#### <解説：第 28 条（事後参画）>

・ 本条は、本共同研究の途中から新たに Consortium に参加者を迎え入れる際の手続き及び条件を定めるものです。

・ 第 1 項では、新たに Consortium に参加するために、研究推進委員会の承認が必要であることを定めています。また、本来、新たに契約当事者になるためには、契約当事者全員の署名・押印が必要となり、参加者が多いとその手続きに手間と時間が掛かりますが、第 1 項第 2 項は、主幹当事者が他の契約当事者を代理して、主幹当事者と新規参加者との間でこの契約書の取り交わしのみで、契約当事者全員と契約を締結したことに同様の効果を得ることを可能としております（このような主幹当事者が他の契約当事者を代理する権限を与えるか否かは、選択的です）。

・ 第 2 項は、新たに Consortium に参加する者が、参加するまでに既に本共同研究の成果として得られていた知的財産についてどのような権利を有するかを定めるものです。ここでは前に創出された方があり、1 つは、当初より参加者であった契約当事者と同等の権利、即ち参加前に創出された本発明等を実施や実施許諾をする権利を与え、それ以外のものを迎え入れたいと感じる面もありますが、そのような権利を与えても良いほどに新規参加者を歓迎しないこと、研究推進委員会が判断して参加を認めているとの一種の割り切りを伴うものです。もう 1 つは、あくまで途中参加者は、参加した後創出された知的財産については Consortium に参加して同等の権利を有さず、参加前に創出されていた知的財産については Consortium に参加していない者と同様に実施許諾を受けなければならぬことです。どちらの考え方を採用するかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することになります。

#### 第 29 条（脱退）

1 本当事者は、本契約の有効期間中に本共同研究から脱退することを希望する場合には、本研究推進委員会にその旨を申し入れるものとし、本研究推進委員会の承諾を得なければ本共同研究から脱退することはできない。

2 前項の承諾を得て本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本研究推進委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本契約の当事者ではなくなっても、本契約により自己に賦された義務を負担し続けるものとする。

3 本条第 1 項の承諾を得て本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本研究推進委員会との間で別段の合意をしない限り、「脱退により本契約の当事者ではなくなった後は、本契約に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。」／「脱退により本契約の当事者ではなくなっても、本契約に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。」

4 第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本共同研究から脱退することとなった当事者は、本研究推進委員会との間で別段の合意がないことを前提に前二項の適用を受けるものとする。

#### <解説：第 29 条（脱退）>

- ・ 本条は、本共同研究から脱退する場合の手続きと効果を定めるものです。
- ・ 第1項は、脱退の際の手続きに関するものであり、契約当事者は、一度コンソーシアムに参加し役割を与えられた以上、研究推進委員会の承諾がなければ脱退することができない旨を定めています。
- ・ 第2項は、脱退する契約当事者は、原則として本契約上の義務を負い続けること、特に共同研究成果のうち自己に所属する研究担当者が発明者になっている本発明等については、脱退後も引き続き他の契約当事者に実施又は実施許諾する権利を与える義務を負うものです。これは、当該脱退する契約当事者が関係する本発明等を他の契約当事者が実施又は実施許諾することができなくなると、他の共同研究成果についての事業化等が困難となることを防ぐためです。なお、研究推進委員会が脱退を承認する際に別段の定めをすることは可能です。
- ・ 第3項は、脱退する契約当事者が、脱退前に創出された共同研究成果について如何なる権利を有するののかについて定めるものです。ここでは2通りの考え方があり、1つは、脱退する以上、脱退により脱退前に有していた他の契約当事者が保有する知的財産権に関する実施権等を失うというものです。もう1つは、脱退したとしても、脱退前に有していた上記実施権を保持し続けるというものです。どちらの考え方をとるかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することになります。なお、研究推進委員会が脱退を承認する際に別段の定めをすることは可能です。
- ・ 第4項は、第27条の規定により契約を解除された契約当事者について、脱退により本条第2項及び第3項の適用を受けられることを確認するとともに、研究推進委員会による別段の定めを認めないことを定めています。

### 第31条 (損害賠償)

本当事者は、前条に掲げる事由、又は他の本当事者の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、前条に掲げる事由となった他の本当事者に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

＜解説：第31条 (損害賠償)＞

・ 本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重過失によって損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

### 第32条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[ ] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

＜解説：第32条 (準拠法及び裁判管轄)＞

・ 本条は、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し(第1項)、本契約から生じる紛争については、契約当事者が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるものとす(第2項)。

この契約の締結を証するため、本契約書4通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [ 所在地 ]  
[ 名称 ]  
学 長 [ ]

(乙) [ 所在地 ]  
[ 名称 ]  
学 長 [ ]

(丙) [ 所在地 ]  
[ 名称 ]  
代表取締役 [ ]

(丁) [ 所在地 ]  
[ 名称 ]  
代表取締役 [ ]

### 第30条 (反社会的勢力の排除)

- 1 本当事者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）は、他の本当事者に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
  - ① 自らが、暴力団準構成員、暴力団員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
  - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用して、本契約を締結する者でないこと。
  - ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - A 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 いずれかの本当事者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、他の本当事者は、当該各号該当者に対する何らの催告を要せず、また、当該各号該当者以外の本当事者の同意を得ることなく、直ちに当該各号該当者との関係で本契約を解除し当該各号該当者を本共同研究から脱退させることができる。
  - ① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - ③ 前項③の確約に反する行為をした場合
- 3 本当事者は、前項により本契約を解約したことにより他の本当事者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

＜解説：第30条 (反社会的勢力の排除)＞

・ 本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

コンソーシアム型共同研究契約書(案)

[ ] 大学(以下「甲」という。)と [ ] 大学(以下「乙」という。)  
 と [ ] (以下「丙」という。)と [ ] (以下「丁」という。)(以下総称して「本当事者」という。)とは、以下の研究項目に掲げる共同研究(以下「本共同研究」という。)の実施に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約項目表)

1. 研究題目											
2. 研究目的											
3. 研究内容											
4. 主幹当事者											
5. プロジェクトマネージャー	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割							
6. 研究担当者	甲										
	乙									派遣の有無	
	丙									派遣の有無	
	丁									派遣の有無	
7. 研究実施場所	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで										
8. 研究期間	区分	研究費									
	甲	[ ] 円									
	乙	[ ] 円									
	丙	[ ] 円									
	丁	[ ] 円									
	合計	[ ] 円									
9. 研究経費の負担	総額	[ ] 円									
	区分	施設名称	設備名称	規格	数量						
	甲										
	乙										
	丙										
	丁										
10. 施設及び設備											
11. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [ ] 年間										
	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [ ] 年間										
12. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [ ] 年間										
	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [ ] 年間										

13. 成果に関する知的財産権の帰属	・ 発明者主義に基づき発明者が所属する本当事者に帰属させる(第14条)
14. 成果に関する権限	・ 本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第15条第1項) ・ 本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利(第15条第2項) ・ 本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾(第16条第1項)

(以下、余白)

### 第1条 (定義)

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究機関当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称する。
- (2) 「企業当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称する。
- (3) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に関連する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
  - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
- ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
- (6) 「出願」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
- (7) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者にも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
- (8) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
- [9] 「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の近くによつては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
- (10) 「各当事者提供データ」とは、本契約締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであって、各当事者について別紙[1]に示される。
- (11) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。
- (12) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。]

＜解説：第1条(定義)＞

- ・ 本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめ規定したものです。
- ・ 第9号から第12号までは、コンソーシアムにおける共同研究のために各契約当事者から提供され又は共同研究を通じて創出されるデータの取り扱いを特に取り決める場合のみ設ける必要があり、そのような取り決めを行わない場合には、削除されるべきものです。第9号から第12号までの規定を置く場合には、別紙[1]及び[2]において、各データの範囲を画する必要があります(なお、さくらツールでは、「各当事者提供データ」及び「本成果データ」の特定並びにそれらの利用方法について定めるための別紙例もモデル契約とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。)。なお、データについての契約上の取り扱いについては、経済産業省IoT推進コンソーシアム「データの利用権限に関する契約ガイドライン」(Ver1.0 平成29年5月)も必要に応じてご参照ください。

### 第2条 (研究題目等)

本当事者は、契約項目表1. ないし3. 記載の共同研究を実施するものとする。

＜解説：第2条(研究題目等)＞

- ・ 本条は、コンソーシアムにおいて実施する共同研究の内容を特定するためのものです。

### 第3条 (研究期間)

本共同研究の研究期間は、契約項目表8. 記載の期間とする。

＜解説：第3条(研究期間)＞

- ・ 本条は、共同研究の研究機関を特定するためのものです。

### 第4条 (運営方法)

- 1 本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表4. に掲げる主幹当事者(以下「主幹当事者」という。))と、契約項目表5. に掲げるプロジェクトマネージャーを委員長とする研究推進委員会(以下「本研究推進委員会」という。)を設置する。
- 2 本研究推進委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本研究推進委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。

＜解説：第4条(運営方法)＞

- ・ 本条は、コンソーシアムにおいて共同研究には多数の当事者が参加することとなること、当事者間の意見調整を行い研究開発全体の管理とマネジメントを実施するために主幹当事者や研究推進委員会を設置することを定めたものです。本モデル契約においては、知的財産の取り扱いも含め研究推進委員会の承認を得ることと求めている事項が定められており、研究推進委員会はコンソーシアムにおいて重要な機関となります。
- ・ 第2項において別途定めるところとなっている「研究推進委員会の運営その他必要な事項」とは、研究推進委員会の構成(各契約当事者1名ずつ委員を出すか・一部の契約当事者のみ委員を出すか)、開催頻度(1ヶ月に1回・2ヶ月に1回)、随時開催の方法、開催場所、決議要件(委員全体の又は委員会出席者の過半数の賛成・3分の2以上の賛成・全会一致、議題毎に要件を分けるか否か)、決議方法(会合のみか・書面や電子メールでも投票を認めるか)などが考えられます。

### 第5条 (研究担当者)

- 各本当事者は、それぞれ、契約項目表 6. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。
- 研究機関当事者は、企業当事者が希望する場合、企業当事者の研究担当者のうち研究機関当事者の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 本当事者は、本研究推進委員会の承認を得た上で、第 1 項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

**<解説：第 5 条（研究担当者）>**

- 本条は、共同研究の研究担当者について規定したものです。第 1 項は、契約の相手方から開示される技術情報等は研究担当者のみに開示することができまますので、あらかじめ特定しておく必要があるため、本共同研究の研究担当者を特定したものです。第 2 項は、企業の希望に応じて大学が企業側の研究担当者を、大学の施設に受け入れることを認めたものです。第 3 項は、研究推進委員会の承認を得た上で、当初、指定した共同研究者の追加や変更を認めたものです。

**第 6 条（研究経費の負担及び支払）**

- 各本当事者は、各本当事者について契約項目表 9. 記載の研究経費を、それぞれ負担するものとする。
- 企業当事者は、主幹当事者が発行する請求書に定める支払期限までに研究経費を支払うものとする。但し、本当事者が合意した金額の研究経費を、企業当事者から他の研究機関当事者に直接支払い又は主幹当事者から他の研究機関当事者に分配することができ、当該研究経費の支払い及び分配は、当該他の研究機関当事者が発行する請求書に定める支払期限までに行われるものとする。
- 企業当事者（及び前項に基づき研究経費の一部を他の研究機関当事者に分配することとした場合の主幹当事者）は所定の支払期限までに研究経費を支払わなければならないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年 5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

**<解説：第 6 条（研究経費の負担及び支払）>**

- 本条は、研究経費の分担及び支払方法について規定したもので、第 1 項では、各契約当事者が負担する研究経費の金額を定めています。なお、研究経費を、その性質等に応じて区別し、例えば、「研究費」と「研究料」を規定する場合があります。その場合、それぞれの内容について誤解がないよう、契約当事者間で合意し、可能であれば、定義規定を置くことが望ましいです。
- 定義例）「研究費」とは、甲の施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を除く、謝金、旅費、設備費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の本共同研究遂行に直接的に必要となる経費に相当する額、並びに甲が設ける規程により定められた本共同研究遂行に付随して間接的に必要となる経費に相当する額を合算した額に消費税及び地方消費税を計算したものをいい、「研究料」とは、共同研究員を受け入れる費用で、甲が設ける規程により定められた額に、消費税及び地方消費税を計算したものをいう
- 第 2 項は、次条でコンソーシアムの経理を担当する主幹当事者が発行する請求書に基づき、主幹当事者に研究経費を支払う旨を定めています。なお、本項の但書では、企業当事者が負担する研究経費を、主幹当事者以外からの研究機関当事者が受領する場合を想定し、主幹当事者経由又は企業当事者から直接に、当該研究機関当事者が研究経費の一部を受領することができ旨を定めています。

- 第 3 項は、契約当事者が請求書指定の支払期限までに支払を行わない場合には、当該契約当事者は元本額の年率 5%の延滞金を加算した額を支払わなければならない旨を定めています。
- なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムについては、第 8 条の解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

**第 7 条（経理）**

- 前条の研究経費の経理は主幹当事者が行う。
- 主幹当事者以外の本当事者は本契約に関する経理書類の閲覧を主幹当事者に申し出ることができる。主幹当事者はその他の本当事者からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じるものとする。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することとなるときは、主幹当事者は、当該閲覧の申し出を行った本当事者に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。
- 前条第 2 項に基づき研究経費の一部を他の研究機関当事者に支払い又は分配することとした場合、当該他の研究機関当事者は、当該支払い又は分配を受けた研究経費に係る経理書類を備えらるとともに、他の本当事者からの当該経理書類の閲覧の申し出に対し、前項に準じて対応するものとする。

**<解説：第 7 条（経理）>**

- 本条は、研究費の経理について規定したものです。第 1 項は、研究経費の経理を主幹当事者が担当することとしています。第 2 項は、他の契約当事者から主幹当事者へ大学に対し、経理書類の閲覧申請があった場合に原則としてこれに応じることとし、例外的に開示によって第三者の情報を開示することとなる場合には、当該申請をした契約当事者に対して理由を示し、当該部分の開示を拒否することができまます。
- 第 3 条は、第 6 条第 2 項但書に基づき、研究経費の一部を主幹当事者以外の研究機関当事者に分配した場合に、当該研究機関当事者についても、主幹当事者と同様に経理書類の閲覧の申出に対して対応しなければならない旨を定めています。
- なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を当事者に分配する形のコンソーシアムについては、第 8 条の解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。

**第 8 条（研究経費により取得した設備等）**

- 契約項目表 9. 記載の研究経費により取得した設備等は、主幹当事者に帰属するものとす。但し、第 6 条第 2 項に基づき研究経費の一部の支払い又は分配を受けた研究機関当事者が、当該研究経費により取得した設備等は、当該研究機関当事者に帰属するものとする。

**<解説：第 8 条（研究経費により取得した設備等）>**

- 本条は、研究経費によって購入した設備は主幹当事者に帰属することを定め、また、但書において、第 6 条第 2 項但書に基づき研究経費の一部を主幹当事者以外からの研究機関当事者に分配した場合に、当該研究経費によって購入した設備についても当該研究機関当事者に帰属する旨を定めています。
- なお、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムについては、本解説に続いて記載した代替文案をご参照ください。



＜解説：第6条～第8条(国プロ等の場合)＞

モデル契約書において示している研究経費に関する第6条～第8条の条項は、プロジェクトに対して公的機関を通じて公費が支給される案件など、主幹当事者が第三者から研究費を受領し、当該研究費を契約当事者に分配する形のコンソーシアムを想定していません。そのようなプロジェクトの場合には、第6条～第8条を以下のような規定文案に置換し本モデル契約書を語活用ください。なお、そのような案件においては、公費支出機関がプロジェクト採択条件の中で詳細な経理に関する規定を設けていることが多いため、以下の規定文案においては当該公費支出機関の規定に従うことを想定しており、「●●」には公費支出機関の名称を記載してください。

**第6条 (研究費の負担及び支払い)**

主幹当事者は、本共同研究実施にあたり、●●から拠出を受けた研究経費を他の本当事者に分配するものとし、当該研究経費の分配の方法は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した方法によるものとする。

**第7条 (経理)**

前条の研究経費の経理は、主幹当事者が行うものとし、経理書類の備え置き及び閲覧並びに経理に係る報告の方法は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した方法によるものとする。

**第8条 (研究経費により取得した設備等)**

第6条の研究費により取得した設備等の帰属は、●●により定められ又は本当事者が別途合意した条件によるものとする。

**第9条 (施設及び設備の提供等)**

- 1 本当事者は、契約項目表 10に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 研究機関当事者は、本共同研究の用に供するため、企業当事者から契約項目表 10に掲げる企業当事者の所有に係る設備を企業当事者の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、当該研究機関当事者及び当該企業当事者の合意により当該設備の所有権を無償で当該研究機関当事者に移転できるものとする。なお、当該研究機関当事者は、当該企業当事者から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、関係する企業当事者の負担とする。

＜解説：第9条(施設及び設備の提供等)＞

- ・ 本条は、契約当事者による施設や設備等の提供について定めたものです。第1項は、予め特定した施設・設備を共同研究に使用できる状態にすることを定めています。
- ・ 第2項は、研究機関当事者と企業当事者が合意した設備を研究機関当事者に搬入して共同使用することを定めたものです。また、当該設備の所有権を契約当事者間の合意により、研究機関当事者に移すこともできるものとしています。なお、研究機関当事者は、搬入を受けた設備を、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければなりません。
- ・ 第3項は、企業当事者の設備の搬入や据付に関する費用は企業当事者が負担すると定めたものです。

**第10条 (研究の中止又は期間の延長)**

- 1 本当事者は、天災その他やむを得ない事由があるときは、本研究推進委員会において協議した上で、本共同研究を中止し、又は本研究推進委員会において承認された場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、本当事者は、他の本当事者に対し、中止又は期間延長の責めを負わないものとする。

- 2 本当事者は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条の規定により企業当事者から主幹当事者又は他の研究機関当事者に対し支払われた本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について本研究推進委員会において協議するものとする。この場合において、企業当事者が、当該不足額の追加負担をしないうときは、主幹当事者は、本研究推進委員会における協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

＜解説：第10条(研究の中止又は期間の延長)＞

本条は、災害などやむを得ない事由による共同研究の中止や期間の延長を行なう場合について規定しています。第1項では、災害等の事由により共同研究の履行が困難となった場合には、本研究推進委員会で協議した上で、共同研究を中止するか、共同研究期間を延長することと定められており、この場合には、他の契約当事者に対し中止や期間延長によって生じた損害や費用を負担しないものとしています。

- ・ 第2項は、本共同研究の延長することによって研究経費が不足した場合には、本研究推進委員会において本共同研究の継続について改めて協議し、企業当事者が、追加費用に負担をしない場合には、主幹当事者が研究推進委員会で協議を踏まえて本共同研究を中止することができる旨を定めています。

**第11条 (研究の終了)**

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表 8、記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前に共同研究が完了した場合
- (3) 第27条により、本契約が解除された場合
- (4) 本当事者が本共同研究の終了を合意した場合

＜解説：第11条(研究の終了)＞

- ・ 本条は、本共同研究が終了する事由を列挙しています。共同研究期間が満了した場合(第1号)、研究期間満了前に本共同研究が完了した場合(第2号)、本契約が解除された場合(第3号)、当事者間で本共同研究を終了させたことを合意した場合(第4号)を定めています。

**第12条 (研究の中止に伴う研究経費の取扱)**

第10条(研究の中止又は期間の延長)の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第6条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、企業当事者は主幹当事者又は研究経費の支払い若しくは分配を受けた他の研究機関当事者に不用となった額の返還を請求できる。

＜解説：第12条(研究の中止に伴う研究経費の取扱)＞

- ・ 本条は、本共同研究の中止により、不用となった研究経費を企業当事者が返金請求しうることを定めた規定です。さらに、予定通りに共同研究が終了した場合に残った研究経費の返金を請求する権利を企業に認める条項を定めることもできます。

### 第13条（研究の終了に伴う実績報告書の作成）

本参加者は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果についての報告書を、本共同研究終了の翌日から〔 〕日以内にとりまとめるとする。

＜解説：第13条（研究の終了に伴う実績報告書の作成）＞

- ・ 本条は、本共同研究終了後、一定期間内に、契約当事者が協力して、本研究成果についての報告書を作成することを定めたものである。

### 第14条（知的財産権の帰属・集約）

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、本発明等の発明者が所属する本当事者にそれぞれ帰属するものとする。
- 2 本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ1人以上所属している発明等（以下「共同発明等」という。）に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）は当該発明者等が所属する本当事者の共有とする。共有知的財産権の帰分については、共同発明等の発明者が所属する本当事者で協議するものとする。
- 3 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所属する本当事者が責任をもつものとする。

＜解説：第14条（知的財産権の帰属・集約）＞

- ・ 本条は、本共同研究成果に係る知的財産権が誰に帰属するのかを定めるものである。
- ・ 第1項は、知的財産権は、当該知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する契約当事者に帰属させることを定めています。
- ・ 第2項は、複数の契約当事者に所属する研究担当者が発明者となる本発明等について、当該発明等に係る知的財産権は共有とし、持分割合は当該契約当事者間で協議の上決定すべき旨を定めています。
- ・ 第3項は、各契約当事者は、自己に所属する研究担当者から本発明等の承継を受けることについては自ら責任を負うことを定めています。

### 第15条（コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾）

- 1 本当事者は、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるものとし、各本当事者は、他の本当事者に対して自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等について当該実施権を無償で許諾する。
- 2 本当事者は、自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等について、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施〔（自己の關係会社等に実施許諾することを含む。）〕することができる。
- 3 本当事者は、他の本当事者〔及び企業当事者が指定し本研究推進委員会が承認する当該企業当事者の關係会社等〕に対して、自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を無償で許諾する。
- 4 本当事者は、他の本当事者に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等について、〔本研究推進委員会の承認を得た上で、〕本共同研究の遂行に必要となる本発明等について、本発明等を有する共有知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を除く。）に係る本発明等を実施する非独占的な権利を有する者でなければならぬ旨を定めることとする。

遂行以外の目的の有償かつ独占的な実施権の許諾を受けることについて、当該本知的財産権が帰属する他の本当事者との間で優先的に交渉する権利を有する。

- 5 前項に基づく本発明等の実施許諾に関して、当該実施許諾を受ける本当事者が当該実施許諾を行う本当事者に支払う実施料その他の許諾条件は、当該本当事者間で協議の上定める。

＜解説：第15条（コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾）＞

- ・ 本条は、契約当事者が、共同研究成果である本発明等を実施・実施許諾する条件を定めています。
- ・ 第1項は、全ての契約当事者が、本共同研究を実施する目的であれば、本発明等を無償で実施する権利を有し、契約当事者は、他の契約当事者に対してかかる権利を許諾しなければならないことを定めています。
- ・ 第2項は、各契約当事者が、本共同研究以外の目的、即ち事業化目的で、自己に帰属する本発明等（他の既契約当事者と共有する本発明等を含む。）を非独占的に実施する権利を有することを定めています。当該実施について、他の契約当事者に対する実施料又は不実施補償料の支払いは要しません。ここでの各契約当事者での実施には、当該契約当事者の關係会社等の実施を含むことができます。
- ・ 第3項は、各契約当事者が、他の契約当事者に対し、本共同研究以外の目的、即ち事業化目的で、自己に帰属する本発明等（他の既契約当事者と共有する本発明等を含む。）を非独占的に実施する権利を無償で許諾しなければならないことを定めています。なお、当該実施許諾の対象を他の企業当事者だけでなく研究推進委員会が承認する当該他の企業当事者の關係会社等を含めることもできます。
- ・ 第4項は、いずれかの契約当事者が、他の契約当事者に帰属する知的財産権に係る本発明等について第3項に基づく非独占的な実施権だけでなく、独占的な実施権を欲する場合に、当該独占的な実施権を得ることについて当該他の契約当事者との間で優先的に交渉する権利を有することを定めています。本項に基づく独占的な実施権の許諾は、有償となります。なお、この独占的な実施権を与えるか否かは、独占的な実施許諾を希望する契約当事者と対象となる知的財産権が帰属する契約当事者との相対で交渉して決すべきこととなりますが、他の契約当事者も実施を希望する可能性もあるため、特定の契約当事者に独占的な実施権を与えることについて研究推進委員会の承認を要する旨を定めることもできます。
- ・ 第5項は、第4項に基づく独占的な実施許諾に係る対価について、独占的な実施許諾を希望する契約当事者と対象となる知的財産権が帰属する契約当事者との間で協議の上で決定すべきことを定めています。当該対価の考え方として定額制、出来高制及びそれらの併用が考えられます（詳しくはさくらツール「総論」ウB「実施料等の支払方法」をご参照ください。）。

### 第16条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）

- 1 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を除く。）に係る本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。〔但し、当該第三者は、本研究推進委員会の承認を得た者でなければならぬ。〕
- 2 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、〔共有の相手方の同意を得ることなく〕／〔共有の相手方の事前の書面による同意を得た上で〕／〔本研究推進委員会の承認を得た上で〕、自己が持分を有する共有知的財産権に係る本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。
- 3 本当事者は、前2項に基づく本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、当該実施許諾の対象となった本発明等についての共有知的財産権を共有

の相手方である他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならぬ。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。]

＜解説：第 16 条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）＞

- ・ 本条は、契約当事者から、契約当事者以外の第三者に対する共同研究成果である本発明等を実施許諾する条件を定めています。
- ・ 第 1 項は、各契約当事者に単独で帰属する知的財産権に係る本発明等について、契約当事者以外の第三者に対して本発明等を非独占かつ有償で実施許諾することができる旨を定めています。各契約当事者によるこの実施許諾は、他の契約当事者の同意を要しないものの、個別のプロジェクティブについては、研究推進委員会の承認を得た第三者に限り実施許諾することができるように定められることも可能です。
- ・ 第 2 項は、複数の契約当事者の共有に係る知的財産権に係る本発明等について、契約当事者以外の第三者に対して本発明等を非独占かつ有償で実施許諾することができる旨を定めています。当該第三者への実施許諾に関し、共有の相手方の同意を不要とするか必要とするか、又は研究推進委員会の承認を必要とするかについては、個別のプロジェクティブで協議・選択することになります。
- ・ 第 3 項は、第 1 項及び第 2 項に基づき第三者に本発明等を実施許諾したことに伴い、当該第三者から各契約当事者が受領した実施許諾料を、他の契約当事者に分配すべきことを定めるものです。ここで他の当事者は、当該実施許諾の対象となった本発明等に必ずしも寄与しているわけではないので、実施許諾料の分配を必要とするか否かは、個別のプロジェクティブによって協議・選択することになります。実施許諾料の分配を必要とする場合、当該分配の方法の取り決め方としては、例えば以下のような取り決め方が考えられます。

規定例：各本当事者は、第三者から本発明等の実施許諾に係る実施料を受領した日の属する月の翌月末日までに、当該実施許諾の対象となった本発明等の発明者が所属する本当事者（当該本当事者を除く。）に対して、以下の金額を支払う。

①件数按分方式

「第三者から受領した実施料の金額」 $[x \bullet \%] \times A \div B$

A＝当該実施許諾の対象となった本発明等に係る本知的財産権のうち当該本当事者に所属する研究担当者等が発明者となっているものの件数

B＝当該実施許諾の対象となった本発明等に係る本知的財産権の件数

②頭数按分方式

「第三者から受領した実施料の金額」 $[x \bullet \%] \times 1 \div C$

C＝当該実施許諾の対象となった本発明等の発明者が所属する本当事者の数

### 第 17 条（知的財産権の出願等）

本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して）行う。

＜解説：第 17 条（知的財産権の出願等）＞

- ・ 本条は、共同研究成果である本発明等に係る知的財産権についての出願を行う当事者について定めるものであり、研究担当者が帰属する契約当事者が行うべきことを定めています。

### 第 18 条（外国における出願等）

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

＜解説：第 18 条（外国における出願等）＞

- ・ 本条は、外国における知的財産権の出願について、前条の規定と同様に、本知的財産権は企業が単独で出願すると規定しています。

### 第 19 条（出願等費用）

前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する [本当事者が共有持分の割合に応じて共同で] / [本当事者のうち企業当事者が（当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共同で）] 負担する。

＜解説：第 19 条（出願等費用）＞

- ・ 本条は、共同研究成果である本発明等についての知的財産権の出願・権利化・維持費用を負担する者を定めています。当該費用について、本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担すべきことを定めています。共有の知的財産権については、出願費用等を共有持分の割合に応じて共同で負担すると定められます。企業当事者が共有当事者となる場合には企業当事者が金額を負担すると定められます。

### 第 20 条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）

本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するテーマについて学術的な研究をすることを何ら制約されない。但し、第 22 条に定めるノウハウ秘匿義務等及び第 23 条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

＜解説：第 20 条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）＞

- ・ 本条は、契約当事者がコンソーシアムの研究テーマであっても第三者と学術的な研究を行うことは制約されないことを確認するものです。また、契約当事者は、コンソーシアムにおける研究内容について秘密保持義務を負いますので、秘密情報を流用は許されないうことも確信的に定めています。

### 第 21 条（バックグラウンド IP の取扱い）

- 1 各本当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有していた知的財産権（以下「バックグラウンド IP」という。）について、他の本当事者に対して、本共同研究の目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンド IP に係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。但し、各本当事者は、本契約締結後 [60] 日以内に書面により特定することにより、当該実施許諾の対象から自己が保有するバックグラウンド IP の一部を除外することができる。

＜「原則使用不可型」のモデル条項＞

- 2 本当事者が保有するバックグラウンド IP のうち本発明等の社会実装のために必要である本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンド IP の保有者は、他の本当事者に対して、第 15 条及び第 16 条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンド IP を実施又は再実施許諾するための権利を、当該本当事者間で別途合意する条件により許諾する。]

### ＜「原則使用可型」のモデル条項＞

- [2] 【本当事者】／【研究機関当事者】が保有するバックグラウンド IP のうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンド IP の保有者は、他の本当事者に対して、第 15 条及び第 16 条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンド IP を実施又は再実施許諾するための非独占的権利を【無償】／【有償】で許諾する。この場合、当該バックグラウンド IP の保有者は、第三者との同意その他の理由により、当該権利を許諾することができないことを認識した場合は速やかに、他の本当事者に対して通知することとし、本研究推進委員会の承認を得た場合とは、当該通知がなされたバックグラウンド IP については、上記の権利の許諾の対象外とする。【但し、各本当事者は、本契約締結後【60】日以内に書面により特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンド IP の一部を除外することができる。】

### ＜解説：第 21 条（バックグラウンド IP の取扱い）＞

- ・ 本条は、各契約当事者が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有していた知的財産権、所謂バックグラウンド IP の取扱いについて定めるものである。共同研究を進めるにあたり他の契約当事者が保有するバックグラウンド IP が研究に必要な場合や、共同研究の成果が得られたとしても他の契約当事者のバックグラウンド IP が侵害となり事業化ができない場合が生じうるため、バックグラウンド IP についての取決めが必要となります。
- ・ 第 1 項は、本件のコンソーシアムの研究目的で他の契約当事者が保有するバックグラウンド IP を無償で使用することができることを定めています。但し、例えばコンソーシアムには大学の特定の研究室や企業の特定の事業部のみが参加し、他の研究室や事業部が管理する知的財産をコンソーシアムにおける研究に持ち込むことができないことも想定されるため、その場合は、第 1 項但書により、契約締結後一定の日数が経過するまでに、当該知的財産（バックグラウンド IP）を書面により特定することにより、当該知的財産権をコンソーシアム内で用いることができないようにすることが可能です（なお、このような措置を講ずるか否か、即ち第 1 項但書の定めを設けるか否かは、個別のプロジェクトにおける検討・選択次第です。）。
- ・ 第 2 項では、共同研究成果を事業化するにあたり 2 つの取決め方法を示しています。
  - ①「原則使用不可型」：原則として、他の契約当事者が保有するバックグラウンド IP については使用できず、バックグラウンド IP を使用したい契約当事者と当該バックグラウンド IP を保有する契約当事者とが書面により合意した場合のみ使用する権利を許諾するという取り決め方。
  - ②「原則使用可型」：原則として、共同研究成果を事業化するために必要な範囲で他の契約当事者が保有するバックグラウンド IP について、無償又は有償で（無償か有償かは各コンソーシアムにおける取決め次第となります）、使用することができるという取り決め方。ただし、バックグラウンド IP の一部を第三者に独占的にライセンスしていたなどの理由により、他の契約当事者がライセンス承認することができない場合もあるため、その場合は他の契約当事者に通知し研究推進委員会で承認が得られれば、例外的にバックグラウンド IP の使用許諾の対象外とすることができます。なお、第 1 項について記載した契約締結後一定の日数が経過するまでに書面で特定することによりバックグラウンド IP の使用許諾の対象外とする措置も併用することができます。

- ・ なお、さくらツールでは、使用許諾の対象から除外するバックグラウンド IP を特定するための書式もモデル契約書書式とは別途作成していますので、必要に応じてご利用ください。

### 第 22 条（ノウハウ・プログラム・データ等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表 11. 記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第 14 条から第 19 条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上決定するものとする。
- 4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。】

### ＜解説：第 22 条（ノウハウ・プログラム・データ等）＞

- ・ 本条は、共同研究から生じたノウハウ及びプログラムの取扱い並びにデータの利用方法について規定したものです。
- ・ ノウハウは、特許等と異なり、その範囲が一義的には明確でないため、第 1 項は、ノウハウが生じた場合に、速やかに相手方に通知し、範囲を特定することと定めています。
- ・ 第 2 項は、前項で特定されたノウハウを秘密として取り扱い、契約相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示することを禁止しています。
- ・ 第 3 項は、特定されたノウハウ及び本共同研究から生じるプログラムの帰属や利用について、原則として、第 14 条以下の取り扱いに準じ、契約当事者間で別途協議の上、決定することとしています。本条についても、ノウハウ及びプログラムの内容及び性質に応じて、特定の契約当事者に使用させることとするなどの取り扱いをすることを妨げるものではなく、実態に応じた柔軟な取り扱いが想定されています。
- ・ 第 4 項は、第 1 条第 10 号及び第 11 号で特定したデータの利用方法についての定めです。契約当事者が共同研究のために提供したデータについては、当該契約当事者が利用権を有し、共同研究の成果として創出されたデータについては、データ毎に取り扱い方法を定めることとしています（特段の定めがなければ、共同研究の目的に限り使用することができます）。また、一般的に、データについては内容の正確性等について保証することが困難であるため、正確性等の不保証も定められています。なお、データの取り扱いを定める本項を設けるかどうかは、選択的なものと位置づけています。

### 第 23 条（秘密保持）

- 1 本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者（以下「開示当事者」という。）より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で情報を開示若しくは提供を受ける者（以下「開示当事者」という。）に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第 4 条で指定する研究担当者以外に開示、漏洩してはならない。被開示当事者は、開示当事者より指定を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
  - (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

- (2) 開示又は提供を受けた後、既に公知となつていない情報
- (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となつた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得して得たことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に開示当事者の同意を得たもの
- 2 被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前二項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表12. 記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

<解説：第23条（秘密保持）>

- 本条は、本共同研究の実施にあたって他の契約当事者から開示又は提供を受けた技術上、営業上の情報のうち、書面等で特定したものを、原則として、研究担当者以外に開示せず、秘密として保持する旨を定めたものです。但書では、他の契約当事者から開示等を受けた情報であっても秘密保持義務を負わないものの例外を定めています。
- 第2項は、情報の重要性に鑑み、他の契約当事者から開示又は提供を受けた情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない旨を定めています。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合には、本共同研究目的以外の目的で開示等された情報を使用することを認めています。
- 第3項は、秘密保持義務が長期にわたる場合には、双方の活動に過度の制約が生じることとなり、短縮したりする旨を認めています。3年から5年程度の期間で合意する場合は多いようですが、技術分野により異なり、化学分野等は比較的長めに合理的な範囲とされています。

第24条（本研究成果の公表）

- 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第22条のノウハウ秘密義務等及び第23条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 公表を希望する本当事者は、公表の〔 〕日までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本研究推進委員会に通知する。
- 本研究推進委員会での協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから〔 〕日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本研究推進委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、研究機関当事者は、第22条のノウハウ秘密義務等及び第23条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 本当事者は、事前に本研究推進委員会の承認を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表明することができる。

<解説：第24条（本研究成果の公表）>

- 本条は、コンソーシアムに参加する大学の社会的使命を踏まえ、研究成果を広く社会に公表することを原則としつつ、当事者の利益に配慮した規定を設けています。
- 第1項は、公表が原則であることを明示しつつ、但書において、特定されたノウハウ秘密義務等や秘密保持義務を遵守することを定めて、相手方の利益に配慮しています。
- 第2項は、公表にあたっての具体的な手続を定めています。まず、第2項は、公表を希望する契約当事者が、公表の目的・内容を、事前に時間的余裕をもって書面で研究推進委員会に通知することを定めています。第3項は、研究推進委員会が第2項の通知の内容に基づき、他の契約当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合には、第2項の通知を受領してから、一定期間内にその旨を公表を希望する契約当事者に書面で通知することとし、その上で再度研究推進委員会において協議を行って、公表範囲及び方法を決定することとしています。第4項は、大学を含む契約当事者の自由な研究活動及び自由な研究発表の観点から、共同研究を終了してから一定期間を経過している研究成果については、他の契約当事者に対する通知を行なうことなく、公表することを認めています。ただし、契約当事者間の協議に基づき、本項の期間を延長又は短縮することもができるため、研究成果の重要性や企業や大学の利益が害される蓋然性など具体的な事情に応じて、柔軟に対応することが想定されています。
- 第5項は、研究成果の公表にあたって、研究推進委員会の承認を得た場合には、共同研究により得られた研究成果であることを表示することができるものとしてしています。

第25条（譲渡禁止）

本当事者は、事前に本研究推進委員会の承諾を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

<解説：第25条（譲渡禁止）>

- 本条は、コンソーシアム参加者の個性を重視し、事前に研究推進委員会の承認を得ない限り、第三者に対して本契約の契約上の地位や契約上生じる権利若しくは義務を譲渡することを制限したものです。企業側の事業譲渡や合併による場合でも同様としています。

第26条（有効期間）

- 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 本契約の有効期間満了後も、第14条ないし第25条、第30条、第31条及び第32条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続条項において、本研究推進委員会の承諾を要する旨が定められている場合、本契約の有効期間満了後、本研究推進委員会の承諾は、[全当事者の] / [3分の2以上の当事者の] / [過半数の当事者の] 合意により代替するものとする。

<解説：第26条（有効期間）>

- 本条は、本契約の有効期間を定めており、第1項は、本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする規定を定めています。他方で、知的財産の管理・活用に関する条項（第14条～第21条）、ノウハウ秘密義務（第22条）、秘密保持義務（第23条）、損害賠償（第31条）、準拠法及び裁判管轄（第32条）の規定については、本共同研究が終了した後も、効力を存続させています。
- 本契約の有効期間の満了、即ち本共同研究の研究期間の終了に伴い、研究開発全体の管理とマネジメントを目的とする研究推進委員会も解散します。そこで、第2項なお書面において、

研究推進委員会の承認に代わる意思決定方法を定めることとしています。意思決定方法のためには必要な契約当事者の同意の割合は、個別のプロジェクトにおいて定めるべきです。研究推進委員会の承認が必要だった個別の事項ごとに異なる割合を設定するなど柔軟な取り扱いをすることも検討に値します。

#### 第27条（解除）

1 いずれかの本当事者（以下「違反当事者」という。）が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、他の本当事者（以下「非違反当事者」という。）は、違反当事者に対して当該事由の是正を催告したにもかかわらず当該催告後〔 〕日以内に是正されない場合には、他の非違反当事者に対して、違反当事者との関係で本契約を解除することを申し入れることができる。非違反当事者〔のうち過半数の者〕が、当該申し入れに同意した場合（なお、非違反当事者は、合理的な理由なくかかる同意を留保しない。）、当該違反当事者との関係で本契約は解除され当該違反当事者は本共同研究から脱退するものとする。

(1) 本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2) 本契約に違反したとき

2 本当事者は、他のいずれかの本当事者（以下「破産等当事者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該破産等当事者に対する何らの催告を要せず、また、当該破産等当事者以外の本当事者の同意を得ることなく、直ちに当該破産等当事者との関係で本契約を解除し当該破産等当事者を本共同研究から脱退させることができる。

(1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合

(2) 銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合

(3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

3 本当事者は、書面により〔全当事者が〕／〔3分の2以上の当事者が〕／〔過半数の当事者が〕合意した場合、本契約を解約することができる。

#### <解説：第27条（解除）>

本条では、本共同契約を解除するための解除原因及び手続について定めています。第1項は、契約の締結又は履行において、ある契約当事者が違法行為を含む不正行為や不当行為をした場合や契約に違反した場合に、一定の期間を定めて是正を促し、当該期間内には是正されない場合には、その他の契約当事者の同意により、当該契約違反をした契約当事者との関係で契約を解除し、コンソーシアムから脱退させることを認めています。なお、脱退させるために必要な同意の割合は、全員の同意・過半数の同意・3分の2の同意など、柔軟に定めることが可能です。

第2項は、いずれかの契約当事者が倒産手続等に陥った場合に、ただちに当該契約当事者との関係で本契約を解除し、脱退させることを認めたものです。

第3項は、一定の割合の契約当事者が同意した場合には、契約全体を解約することができる旨を定めています。

#### 第28条（事後参画）

1 本契約の有効期間中、第三者が本共同研究への参加を希望し、本研究推進委員会により承認をした場合、本当事者は、当該第三者を本契約の当事者として追加する。〔主幹事当事者は、本研究推進委員会による承認があった場合は、他の本当事者を代理して当該第三者と主幹事当事者との間で当該第三者を本契約の当事者に加えるための覚書を締結することができるものとし、他の本当事者は主幹事当事者に対して必要な権限を付与するものとする。〕

2 前項に基づき本共同研究に参加した者は、〔参加前に創出された本発明等〕について、他の

本当事者と同等の権利を有する。〕／〔参加前に創出された本発明等〕については、他の本当事者と同等の権利を有さず、当該本発明等について実施する場合には第16条に基づき第三者として実施許諾を受けられるものとする。〕

#### <解説：第28条（事後参画）>

本条は、本共同研究の途中から新たにコンソーシアムに参加者を迎え入れる際の手続き及び条件を定めるものです。

第1項では、新たにコンソーシアムに参加するために、研究推進委員会の承認が必要であることを定めています。また、本来、新たに契約当事者になるためには、契約当事者全員の名・押印が必要となり、参加者が多いとその手続きに手間と時間が掛かりますが、第1項第2文は、主幹事当事者が他の契約当事者を代理して、主幹事当事者と新規参加者との間で契約書の取り交わしのみで、契約当事者全員と契約を締結したことと同様の効果を得ることを可能としております（このような主幹事当事者が他の契約当事者を代理する権限を与えるか否かは、選択的です）。

第2項は、新たにコンソーシアムに参加する者が、参加するまでに既に本共同研究の成果として得られていた知的財産についてどのような権利を有するかを定めるものです。ここでは2通りの考え方があり、1つは、当初より参加者であった契約当事者と同等の権利、即ち参加前に創出された本発明等を実施や実施許諾をする権利を与えるものとされており、不公平に感じる面もありますが、そのような権利を与えても良いほどに新規参加者を迎え入れたいと研究推進委員会が判断して参加を認めているとの一種の割り切りを伴うものです。もう1つは、あくまで途中参加者は、参加した後創出された知的財産についてはコンソーシアムに参加し同等の権利を有さず、参加前に創出されていた知的財産についてはコンソーシアムに参加していない者と同等に実施許諾を受けなければならないとするものです。どちらの考え方を採用するかは、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することになります。

#### 第29条（脱退）

1 本当事者は、本契約の有効期間中に本共同研究から脱退することを希望する場合には、本研究推進委員会にその旨を申し入れるものとし、本研究推進委員会の承諾を得なければ本共同研究から脱退することはできない。

2 前項の承諾を得て本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本研究推進委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本契約の当事者ではなくなくなった後も、本契約により自己に限された義務を負担し続けるものとする。

3 本条第1項の承諾を得て本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本研究推進委員会との間で別段の合意をしない限り、〔脱退により本契約の当事者ではなくなった後は、本契約に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。〕／〔脱退により本契約の当事者ではなくなくなった後も、本契約に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。〕

4 第27条第1項又は第2項の規定に基づき本共同研究から脱退することとなった当事者は、本研究推進委員会との間での別段の合意がないことを前提に前二項の適用を受けるものとする。

#### <解説：第29条（脱退）>

本条は、本共同研究から脱退する場合の続きと効果を定めるものです。

第1項は、脱退する際の手続きに関するものであり、契約当事者は、一度コンソーシアムに参加し役割を与えられた以上、研究推進委員会の承認がなければ脱退することができない旨を定めています。

- 第2項は、脱退する契約当事者は、原則として本契約上の義務を負い続けること、特に共同研究成果のうち自己に所属する研究担当者が発明者になっている本発明等について、脱退後も引き続き他の契約当事者に実施又は実施許諾する権利を与える義務を負うものです。これは、当該脱退する契約当事者が関係する本発明等を他の契約当事者が実施又は実施許諾することができなくなると、他の共同研究成果についての事業化等が困難となることを防ぐためです。なお、研究推進委員会が脱退を承認する際に別段の定めをすることは可能です。
- 第3項は、脱退する契約当事者が、脱退前に創出された共同研究成果について如何なる権利を有するのかについて定めるものです。ここでは2通りの考え方があり、1つは、脱退する以上、脱退により脱退前に有していた他の契約当事者が保有する知的財産権に関する実施権等を失うというものです。もう1つは、脱退したとしても、脱退前に有していた上記実施権を保持し続けるというものです。どちらの考え方をとるか、は、個別のプロジェクトにおいて検討・選択することになります。なお、研究推進委員会が脱退を承認する際に別段の定めをすることは可能です。
- 第4項は、第27条の規定により契約を解除された契約当事者について、脱退により本条第2項及び第3項の適用を受けることを確認するとともに、研究推進委員会による別段の定めを認めないことを定めています。

### 第30条 (反社会的勢力の排除)

- 1 本当事者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、他の本当事者に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
  - ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団員でなくなつたときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
  - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
  - ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 いずれかの本当事者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、他の本当事者は、当該各号該当者に対する何らの催告を要せず、また、当該各号該当者以外の本当事者の同意を得ることなく、直ちに当該各号該当者との関係で本契約を解除し当該各号該当者を本共同研究から脱退させることができる。
  - ① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - ③ 前項③の確約に反する行為をした場合
- 3 本当事者は、前項により本契約を解約したことにより他の本当事者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

<解説：第30条 (反社会的勢力の排除)>

- 本条は、反社会的勢力でないことを相互に表明して保証させ、本契約の解約事由とすることで反社会的勢力の排除を推進する趣旨です。

### 第31条 (損害賠償)

本当事者は、前条に掲げる事由、又は他の本当事者の故意又は重大な過失により損害等を受けたときは、当該損害等の原因となった他の本当事者に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

<解説：第31条 (損害賠償)>

- 本条は、契約当事者が契約違反など前条に定める事由や契約相手方の故意又は重大な過失により損害を受けた場合、直接損害に限って賠償することを定めたものです。これは、例えば直接に生じた損害により企業に逸失利益が生じるなど間接的に生じた損害は対象から除く趣旨です。

### 第32条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、[ ] 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<解説：第32条 (準拠法及び裁判管轄)>

- 本条は、本契約に適用される法律が日本法であることを明示し（第1項）、本契約から生じる紛争については、契約当事者が合意した裁判所を管轄裁判所と定めるもの（第2項）。

この契約の締結を証するため、本契約書4通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [所在地]

[名称]

学 長 [ ]

(乙) [所在地]

[名称]

学 長 [ ]

(丙) [所在地]

[名称]

代表取締役 [ ]

(丁) [所在地]

[名称]

代表取締役 [ ]

カ. データ取扱引紙

別紙 [ 1 ] 各当事者提供データ

提供当事者	データの説明	利用権限の内容	提供方法
	(記載例1) 以下の項目を有する、○○の臨床試験結果に係るデータ A 被験者人数 B 被験者年齢構成 C 試験期間 D 検査結果項目△ E 検査結果項目◇	(記載例1) 左記提供当事者は無制限に、当該提供当事者以外の本当事者は本研究の目的に限り、それぞれ利用できる。  (記載例2) 左記提供当事者は無制限の利用権限を、また、当該提供当事者以外の本当事者は第三者への開示、利用許諾及び譲渡以外の利用権限を、それぞれ有する。	(記載例1) 表面に「甲大学○○データ (No. xxxxxx)」と記載されたCD-ROM  (記載例2) 甲大学○○研究室内PC上においてのみ

<解説>

- ・「提供当事者」の欄には、対象となるデータを提供する当事者を「甲」「乙」などと記入します。
- ・「データの説明」の欄には、対象となるデータを特定するに足る情報を記入します。当該データがどのような項目の集合により構成されているかを示すことが有益です。
- ・「利用権限の内容」の欄には、対象となるデータを各当事者にどのような権限を認めるかを記入します。上記記入例1は、コンソーシアムの研究目的のみ利用を認める例、上記記入例2は、研究以外の目的にも利用を認めつつデータの腐敗化を防ぐために第三者への開示は制限している例です。なお、データを元々保有し、当該データをコンソーシアムの研究のために提供した当事者は、当該データの利用について制約を受けませんが、上記記入例では、注意的にその旨を規定しています。
- ・「提供方法」の欄には、提供当事者がどのような方法で対象となるデータを他の当事者に利用させるかについて記入します。上記記入例1は、CD-ROM に複製して提供する例、上記記入例2は、大学の研究室でのみ利用を認める例です。

別紙 [ 2 ] 本成果データ

データ集計対象期間	データの説明	利用権限の内容	記憶媒体の表示
(記入例1) 2087/〇/〇-2018/〇/〇  (記入例2) 本研究の実施期間	(記入例1) 甲が左記期間に、○○所在の甲の研究突室において取得した以下のデータ A 加工時間 B アラーム時間 C 主軸負担 D 油圧 E 振動 F その他上記に関連するデータ  (記入例2) 乙が左記期間に、○○所在の乙の工場において取得した以下のデータ A 自動運転時間 B 停止時間 C 電流 D 位置偏差 E モーター負荷 F モーター温度 G 消費電力 H 異常負荷トルク J その他上記に関連するデータ	(記入例1) 各本当事者は、無償で利用する権限（但し、第三者への開示、利用許諾及び譲渡する権限を除く。）を有する。  (記入例2) 各本当事者は、本知的財産権に準じ、第15条及び第16条に従い利用権限を有する（但し、算行者に対する開示を伴う利用を行う場合、当該第三者に対して「第23条に準じた」／「無期限の」秘密保持義務を課さなければならぬ。）。  (記入例3) 本当事者が別途協議して合意により定める。	(記入例1) 表面に「乙会社 ○○○データ (No. xxxxxx)」と記載されたCD-ROM  (記入例2) CD-ROM その他 本当事者が合意する媒体に記載される

<解説>

- ・「データ集計対象期間」の欄には、コンソーシアムの共同研究のどの期間に集計するデータを対象とするかを記入するものです。期間を特定できなければ、上記記入例2のように研究実施期間と特定することになります。
- ・「データの説明」の欄には、データを特定するに足る情報を記入します。当該データがどのような項目の集合により構成されているかを示すことが有益です。
- ・「利用権限の内容」の欄には、対象となるデータを各当事者にどのような権限を認めるかを記入します。上記記入例1は、研究以外の目的にも無償の利用を認めつつデータの腐敗化を防ぐために第三者への開示は制限している例、上記記入例2は、他の特許等と同様の活用方法としつつも第三者に開示する場合には秘密保持義務を課すこととしている例、上記記入例3は、研究開始時点で活用方法を定めることができなかった場合の例です。
- ・「記憶媒体の表示」の欄には、どのような形で本成果データを保存して置くかを記入し、記録媒体の観点から本成果活用データを特定するためのものです。





Aggregate Amount	¥ [ ]	Facility Name	Equipment Name	Specifications	Qty
Division					
University A					
University B					
Collaborator A					
Collaborator B					
11. Utilizer Organization					
12. Period for Confidentiality Obligations regarding Know-How:					
13. Period of general Confidentiality Obligations:					
14. Ownership of Intellectual Property Rights Relating to Research Results					
15. The Parties' rights to the Research Results					

**Article 1 (Definitions)**

For the purpose of this Agreement, the meanings of the terms set forth in the following items shall be as prescribed in those items.

- (1) "Research Institutions" mean, collectively, [ ] and [ ].
- (2) "Companies" mean, collectively, [ ] and [ ].
- (3) "Research Result(s)" means any technical result acquired based on the Collaborative Research, including, but not limited to, any invention, idea, design, copyrightable work, and know-how which relates to the purpose of the Collaborative Research.
- (4) "Intellectual Property Rights" mean those listed below:
  - A. The patent rights prescribed in the Patent Act (Act No. 121 of 1959), the utility model rights prescribed in the Utility Model Act (Act No. 123 of 1959), the design rights prescribed in the Design Act (Act No. 125 of 1959), the trademark rights prescribed in the Trademark Act (Act No. 127 of 1959), the layout-design exploitation rights prescribed in the Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits (Act No. 43 of 1985), the breeder's rights prescribed in the Plant Variety Protection and Seed Act (Act No. 83 of 1998), and the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries;
  - B. The rights to obtain patent prescribed in the Patent Act, the rights to obtain a utility model registration prescribed in the Utility Model Act, the rights to obtain a design registration prescribed in the Design Act, the rights deriving from an application for trademark registration prescribed in the Trademark Act, rights to obtain a registration of the establishment of a layout-design exploitation right, the rights to obtain a variety registration, and the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries;
  - C. Copyrights in computer program works and database works ("Computer Program, Etc.") prescribed in the Copyright Act (Act No. 48 of 1970) and the rights corresponding to the aforementioned rights in foreign countries, and
  - D. Technical information which may be kept secret and has proprietary nature specified pursuant to the provision of Article 21 (the "Know-How").
- (5) "Invention(s)" means inventions that are subject to patent rights, devices which are subject to utility model rights, creations which are subject to design rights or layout-design exploitation rights, trademarks which are subject to trademark rights, and the bred varieties which are subject to breeder's rights.
- (6) "Applications(s)" means an application for a patent right, utility model right, trademark right or design right, an application for the registration of a layout-design exploitation right, an application for the registration of a variety registration for a breeder's right, and a request, registration and/or application (including provisional application) of the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries.
- (7) "Application Expenses" mean the expenses required for the Applications for Intellectual Property Rights, etc., which are paid to organizations such as the Japan Patent Office, courts, etc., or to external experts, such as patent attorneys, who do not belong to any of the Parties.
- (8) "Implementing" of or "to implement" Intellectual Property Rights means the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Patent Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Utility Model Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Design Act, the acts prescribed in

(NO FURTHER TEXT ON THIS PAGE)

Article 2, Paragraph 3 of the Trademark Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 5 of the Plant Variety Protection and Seed Act, any and all acts of exploitation of copyrightable works and the use of the Know-How.

[9) “Data” mean the electronic or magnetic records (meaning records used in computer data processing, which are created in electronic form, electromagnetic form, or any other form that is impossible to perceive through the human senses alone, which is used in information processing by computers) on information other than the “personal information”, prescribed in Article 2 of the Act on the Protection of Personal Information (Act No. 57 of 2003)

(10) “Data Provided from the Parties” means the Data regarding which each party has Authority to Use and which are provided for the purpose of the Collaborative Research, which are indicated in Exhibit [1].

(11) “Data of Results” means the Data created, obtained or collected in the course of or in connection with the research, which are indicated in Exhibit [2].

(12) “Authority to Use” means any and all authorities concerning data in addition to the authority to use, manage, disclose, transfer (including licensing for use) or dispose of data.]

#### **Article 2 (Research Title, Etc.)**

The Parties shall conduct the collaborative research set forth in Paragraphs 1 to 3 of the Agreement Particulars (the “**Collaborative Research**”).

#### **Article 3 (Research Period)**

The research period of the Collaborative Research shall be as set forth in Paragraph 8 of the Agreement Particulars.

#### **Article 4 (Method of Management)**

1. The Parties shall assign the Lead-managing Party set forth in Paragraph 4 of the Agreement Particulars (the “**Lead-managing Party**”) to control and manage the entire research and development in the Collaborative Research, and establish a research promotion committee (the “**Research Promotion Committee**”) which shall be chaired by the Project Manager set forth in Paragraph 5 of the Agreement Particulars.

2. The management of and any other necessary matters concerning the Research Promotion Committee shall be determined separately and shall be conducted with the approval of the chairman of the Research Promotion Committee.

#### **Article 5 (Researchers)**

1. The Parties shall each assign the persons set forth in Paragraph 6 of the Agreement Particulars as the researchers of the Collaborative Research.

2. The Research Institutions shall accept the Companies’ researchers, whom the Companies desire to

engage in the Collaborative Research in a laboratory of the Research Institutions, as collaborative researchers.

3. The Parties may change, add to, or remove the researchers set forth in Article 5.1 with the approval of the Research Promotion Committee.

#### **Article 6 (Allocation and Payment of Research Expenses)**

1. The Parties shall each bear their respective research expenses set forth in Paragraph 9 of the Agreement Particulars.

2. The Companies shall pay the research expenses by the due date of payment set forth in the invoice issued by the Lead-managing Party; provided, however, that the research expenses agreed upon by the Parties may be directly paid to any other Research Institution or distributed by the Lead-managing Party to any other Research Institution. The payment and distribution of such research expenses shall be made by the due date of payment set forth in the invoice issued by such other Research Institution.

3. If the Companies (and the Lead-managing Party in the case where a part of the research expenses is distributed to other Research Institutions pursuant to Article 6.2) fails to pay the research expenses by the prescribed due date of payment, they must additionally pay delay charges at the rate of five percent (5%) per annum for the outstanding amount, on a daily pro-rata basis, covering the period from and including the day immediately following the due date for payment up to and including the day of actual payment.

#### **Article 7 (Accounting)**

1. The accounting procedures for the research expenses set forth in Article 6 shall be conducted by the Lead-managing Party.

2. Any Party other than the Lead-managing Party may request the Lead-managing Party to allow them to inspect the accounting documents relating to this Agreement. If any other Party makes a request for inspection to the Lead-managing Party, the Lead-managing Party shall comply with the same; provided, however, that if any information of a third party will be disclosed as a result of the inspection or copying of such accounting documents, the Lead-managing Party may refuse the inspection and copying of the relevant part after informing the Party which made the request of the reason for refusal.

3. If a part of the research expenses is paid or distributed to any other Research Institution pursuant to Article 6.2, such other Research Institution shall keep the accounting documents concerning the research expenses paid or distributed to it and comply with the request from such other Party for the inspection of such accounting documents pursuant to Article 7.2.

#### **Article 8 (Facilities, Etc., Acquired Using the Research Expenses)**

The facilities, etc., that are acquired using the research expenses set forth in Paragraph 9 of the Agreement Particulars shall be owned by the Lead-managing Party; provided, however, that the facilities, etc., that are acquired using the research expenses by the Research Institution which received

payment or distribution of a part of the research expenses pursuant to Article 6.2 shall be owned by such Research Institution.

**Article 6 (Allocation and Payment of Research Expenses)**

Upon conducting the Collaborative Research, the Lead-managing Party shall distribute the research expenses contributed from [ ] to any other Party. Such distribution of such research expenses shall be conducted in the method determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 7 (Accounting)**

The accounting procedures for the research expenses set forth in Article 6 shall be conducted by the Lead-managing Party. The keeping and inspection of accounting documents and the reporting of accounting shall be conducted in the method determined by [ ] or separately agreed upon by the Parties.

**Article 8 (Facilities, Etc., Acquired Using the Research Expenses)**

The ownership of the facilities, etc., acquired using the research expenses shall be subject to the conditions determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 9 (Provision, Etc., of Facilities and Equipment)**

1. The Parties shall make their respective facilities and equipment as set forth in Paragraph 10 of the Agreement Particulars available for the use in the Collaborative Research.
2. The Research Institutions shall accept from the Companies the equipment owned by the Companies set forth in Paragraph 10 of the Agreement Particulars, with the consent of the Companies, free of compensation. The Research Institutions and Companies shall jointly use the said equipment for the Collaborative Research. In this case, the ownership of said equipment may be transferred to the Research Institutions free of charge upon agreement between the Research Institutions and the Companies. The Research Institutions shall retain custody of such equipment accepted from the Companies with the duty of care of a good manager from the time of completion of the installation of such equipment until the commencement of the return of the same.
3. Any expenses required for the carrying-in, installation, removal and carrying-out of the equipment provided in Article 9.2 shall be borne by the relevant Company.

**Article 10 (Discontinuation of Research or Extension of Period)**

1. If there arises any act of God or other unavoidable circumstance, the Parties may discontinue the Collaborative Research through discussion with the Research Promotion Committee, or may extend the research period of the Collaborative Research if approved by the Research Promotion Committee. In such case, the Parties shall not be liable for any damages incurred by any other

Party caused by such discontinuation or extension.

2. If it becomes likely that, as a result of the extension of the research period of the Collaborative Research, there is or would be a shortage in funds for research expenses that the Companies paid to the Lead-managing Party or other Research Institution(s) pursuant to the provision of Article 5, the Research Promotion Committee shall discuss whether or not the Collaborative Research should be continued. In such a case, if the Companies do not provide additional funds to compensate for such shortage, the Lead-managing Party may discontinue the Collaborative Research, taking into account the result of the discussion by the Research Promotion Committee.

**Article 11 (Completion of Research)**

The Collaborative Research shall be completed upon the occurrence of any of the following events:

- (1) The research period set forth in Paragraph 6 of the Agreement Particulars expires;
- (2) The Collaborative Research is completed before the expiration of the research period;
- (3) This Agreement is terminated pursuant to Article 27, or
- (4) The Parties agree that the Collaborative Research is complete.

**Article 12 (Treatment of Research Expenses upon Discontinuation of Research)**

If the Collaborative Research is discontinued pursuant to Article 10 (Discontinuation of Research or Extension of Period) or the termination of the Agreement, where there is any unused amount in the research expenses paid pursuant to Article 6, the Companies may request the Lead-managing Party or any other Research Institution which received payment or distribution of the research expenses to refund such unused amount.

**Article 13 (Preparation of Achievement Report in Accordance with Completion of Research)**

Within [ ] days, after the day immediately following the completion of the Collaborative Research, the participants shall prepare, in mutual cooperation, an achievement report with respect to any Research Results that have been obtained during the Collaborative Research.

**Article 14 (Title to and Integration of Intellectual Property Rights)**

**<Model Provisions of "Ownership-intensive type">**

1. Among the Intellectual Property Rights relating to any Inventions conceived in connection with the Collaborative Research (the "Subject Inventions") (the "Subject Intellectual Property Rights"), those relating to the Subject Inventions two or more joint inventors who respectively belong to two or more Parties ("Joint Intellectual Property Rights") shall be owned by the Utilizer Organization set forth in Paragraph 11 of the Agreement Particulars ("Utilizer Organization").
2. The Parties shall, in accordance with their respective rules, acquire the Subject Intellectual Property Rights relating to the relevant Subject Inventions from the researchers, etc. who conceived the relevant Subject Inventions, and the Parties other than the Utilizer Organization shall assign for

value the Subject Intellectual Property Rights they acquired to the Utilizer Organization and have them owned by the Utilizer Organization. The Parties to which the relevant researchers, etc. belong shall be liable for the payment of the consideration to the relevant researchers, etc. with regard to the assignment of the Subject Intellectual Property Rights.

3. The consideration for the transfer of the Subject Intellectual Property Rights from any Party other than the Utilizer Organization to the Utilizer Organization pursuant to Article 14.2 shall be determined by a separate agreement.]

<Model Provisions of "License-intensive type">

1. The Subject Intellectual Property Rights relating to any Subject Inventions shall be owned respectively by the Party to which the inventor of the Subject Inventions belongs.
2. The Intellectual Property Rights relating to any Inventions of two or more joint inventors who belong to two or more Parties respectively ("Joint Inventions") ("Joint Intellectual Property Rights") shall be jointly owned by the Parties to which the relevant inventors, etc. belong. The Parties to which the relevant inventors, etc. belong shall hold mutual consultations with regard to the interests in the Joint Intellectual Property Rights.
3. The Parties shall, in accordance with their respective rules, acquire the Subject Intellectual Property Rights relating to the relevant Subject Inventions from the researchers who invented the relevant Subject Inventions. The Parties to which the relevant researchers, etc. belong shall be liable for the payment of the consideration to the relevant researchers, etc. with regard to the assignment of the Subject Intellectual Property Rights.
4. Each Party other than the Utilizer Organization set forth in Paragraph 11 of the Agreement Particulars (the "Utilizer Organization") shall, with regard to the Subject Intellectual Property Rights it owns (including the Joint Intellectual Property Rights owned jointly with other Parties including the Utilizer Organization), grant the Utilizer Organization an exclusive right to implement and license the Subject Inventions concerning such Subject Intellectual Property Rights under the conditions set forth in this Agreement. Unless otherwise provided for in this Agreement, no Party other than the Utilizer Organization may implement or license such Subject Inventions. With regard to exercising of rights against a third party, the Utilizer Organization and the Party which owns the relevant Subject Intellectual Property Rights concerning the Subject Inventions regarding which the Utilizer Organization was granted a right to implement or license shall separately hold mutual consultations and determine the method thereof.
5. The consideration for the granting of the exclusive right relating to the Subject Inventions concerning the Subject Intellectual Property Rights by any Party other than the Utilizer Organization to the Utilizer Organization pursuant to Article 14.4 shall be paid in the manner determined by a separate agreement.]

**Article 15 (Implementing and Licensing of the Subject Inventions within the Consortium)**

1. During the implementation period of the Collaborative Research, the Parties may non-exclusively implement the Subject Inventions for the purpose of performing the Collaborative Research, and the Utilizer Organization shall grant other Parties a royalty-free license.
2. The Utilizer Organization shall grant the Companies [and the affiliates, etc. of such Companies

which are designated by the Companies and approved by the Research Promotion Committee], a non-exclusive license [with / without consideration] to implement the Subject Inventions for purposes other than to perform the Collaborative Research.

3. The Companies have priority to negotiate with the Utilizer Organization to obtain an exclusive license with consideration with regard to the Subject Inventions for purposes other than to perform the Collaborative Research [after obtaining the approval of the Research Promotion Committee].

4. The royalty and other licensing conditions in relation to the licensing of the Subject Inventions by the Utilizer Organization to the Companies pursuant to [Article 15.3] / [Article 15.2 and Article 15.3] shall be determined upon mutual consultation between the Utilizer Organization and the relevant Company.

**Article 16 (Licensing of the Subject Inventions to Third Parties Outside the Consortium)**

1. The Utilizer Organization may grant a third party other than the Parties a non-exclusive license with consideration to implement the Subject Inventions. [; provided, however, that such third party must be approved by the Research Promotion Committee.]
2. The conditions for licensing concerning the Subject Inventions by the Utilizer Organization to a third party pursuant to Article 16.1 must not be more favorable than those for the licensing concerning the Subject Inventions by the Utilizer Organization to other Parties pursuant to Article 15.
3. If the Utilizer Organization received payment of a royalty from a third party as the consideration for the license concerning the Subject Inventions pursuant to Article 16.1, it must distribute such royalty to other Parties. The conditions for the distribution of such royalty shall be separately determined by the Parties through mutual consultation.
4. The Utilizer Organization may, on condition that the consideration for the [transfer / granting of exclusive license] of the Subject Intellectual Rights by other Parties pursuant to Article 14 is paid, grant a license to implement the Subject Inventions for purposes other than to perform the Collaborative Research to a third party approved by the Research Promotion Committee under the conditions which are equivalent to those for the granting of license pursuant to Article 15.2 or the conditions which were separately determined when such approval was obtained. The licensing pursuant to this Article 16.4 shall not be treated as the licensing to a third party other than the Parties pursuant to this Article.]

**Article 17 (Filing of Applications for Intellectual Property Rights)**

<Model Provisions in the Case Where Applications Are Filed Solely by the Utilizer Organization>

[Applications for the Subject Intellectual Property Rights shall be filed solely by the Utilizer Organization.]

**<Model Provisions in the Case Where Applications Are Filed by the Party to this Agreement to Which the Researcher as the Inventor Belongs>**

[Applications for the Subject Intellectual Property Rights shall be filed solely by the Party to which the inventor of the Subject Inventions concerning such Subject Intellectual Property Rights belongs (in

the case of Joint Intellectual Property Rights, jointly by the Parties sharing such Joint Intellectual Property Rights.)]

**Article 18 (Filing of Applications in Foreign Countries)**

Filing of the Applications for the Subject Intellectual Property Rights in foreign countries shall be made in the same manner as that set forth in Article 17.

**Article 19 (Expenses for Filing of Applications)**

**<Model Provisions in the Case Where the Expenses Are Borne Entirely by the Utilizer Organization>**

The expenses for filing the Applications in Article 17 and Article 18 shall be borne by the Utilizer Organization.

**<Model Provisions in the Case Where the Expenses Are Borne by the Party to this Agreement to Which the Researcher as the Inventor Belongs >**

[The Application Expenses in relation to the filing of Applications in Article 17 and Article 18 shall be borne by the Parties to which the inventor of the Subject Inventions concerning the Subject Intellectual Property Rights belongs (In the case of Joint Intellectual Property Right, [jointly by the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions concerning the relevant Joint Intellectual Property Rights belong in accordance with the ratio of the co-ownership interest] / [by the Companies among the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions concerning the relevant Joint Intellectual Property Rights belong (in the case where there are two or more Companies, jointly by such Companies in accordance with the ratio of the co-ownership interest)].)

**Article 20 (Collaborative Research with Third Parties Outside the Consortium)**

The Parties shall not be subject to any restrictions on engagement in academic research with a third party on a theme which is the same as or has connection with that of the Collaborative Research, provided, however, that the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 shall be complied with.

**Article 21 (Handling of Background IP)**

1. Each Party shall, with regard to the Intellectual Property Rights which they have held prior to the commencement of the Collaborative Research or which they came to hold separately from the Collaborative Research (the "**Background IP**"), grant other Parties a royalty-free, non-exclusive license to implement the Inventions concerning such Background IP to the extent necessary for the purpose of the Collaborative Research. [; provided, however, that the Parties may, by specifying in writing within [sixty (60)] days from the execution of this Agreement, exclude a part of the Background IP it holds from the scope of such licensing.]

**<Model Provisions of "Basically Usage Prohibited Type">**

[2. If the Parties agreed in writing that any of the Background IP held by the Parties are necessary for the social implementation of the Subject Inventions, the owner of the relevant Background IP shall grant the Utilizer Organization a right to sub-license the relevant Background IP in connection with the licensing of the Subject Inventions pursuant to Article 15 and Article 16 under the conditions it separately agreed upon with the Utilizer Organization.]

**<Model Provisions of "Basically Usage Allowed Type">**

[2. With regard to the Background IP held by [the Parties] / [the Research Institutions] which are essential for the implementation of the Subject Inventions, the owner of the relevant Background IP shall grant the Utilizer Organization a non-exclusive right [with consideration] / [without consideration] to implement or sub-license the relevant Background IP in connection with the implementation or licensing of the Subject Inventions pursuant to Article 15 and Article 16. In such cases, if the owner of the relevant Background IP recognizes that it is impossible to grant such right due to an agreement with a third party or for any other reason, it shall promptly notify other Parties. If the owner of the relevant Background IP obtained approval of the Research Promotion Committee, it shall exclude such notified Background IP from the scope of the above-mentioned granting of right [; provided, however, that each Party may, by specifying in writing within [sixty (60)] days from the execution of this Agreement, exclude a part of the Background IP held by it from the scope of the granting of such right.]]

**Article 22 (Know-How, Programs, Data, Etc.)**

1. If any Know-How was created as a result of the Collaborative Research, the relevant party shall promptly notify the other party and identify the same in writing.

2. Any identified Know-How shall be kept confidential from the date of identification and during the period set forth in Paragraph 12 of the Agreement Particulars and shall not be disclosed to a third party without a prior written consent of the other party.

3. The handling of any identified Know-How and any Computer Program, Etc. created from the Collaborative Research shall be separately determined by the Parties through mutual consultations in accordance with the handling of Intellectual Property Rights specified in Article 14 to Article 19.

[4. With regard to the Data Provided from the Parties, the Parties which provided the relevant data shall have the authority to use the same. With regard to the Data of Results, the authority to use the same shall be as specified in the Exhibits and the contents of the authority concerning such data shall be specified in the Exhibits; provided, however, that unless specifically provided for in the Exhibits, no Party shall guarantee the usefulness and accuracy of the Data Provided from the Parties or the Data of Results which it provided nor shall be responsible for the same.]

**Article 23 (Confidentiality)**

1. The Parties may not disclose or divulge to any third party other than the researchers designated in Article 4, any technical and operational information which is disclosed or provided by the other Party upon implementation of the Collaborative Research and is expressly marked as confidential at the time of the provision or disclosure by such other Party (the "**Disclosing Party**"), or which is orally disclosed and is expressly indicated as confidential at the time of the oral disclosure and

which is notified in writing by the Disclosing Party to the person to which disclosure or provision is made (the "Receiving Party") within thirty (30) days from the disclosure (the "Confidential Information"). The Receiving Party shall impose on the relevant researcher an obligation to keep confidential the Confidential Information disclosed by the Disclosing Party even after the relevant researcher has left their work position; provided, however, that the above shall not apply to any information which falls under any of the following:

- (1) any information which is proven to be already held by the Receiving Party at the time of the disclosure or provision thereof;
  - (2) any information that was already a part of the public domain at the time of the disclosure or provision thereof;
  - (3) any information that became a part of the public domain after the disclosure or provision thereof for a reason not attributable to the Receiving Party;
  - (4) any contents which are proven to be obtained lawfully from a third party with due authority;
  - (5) any information which is proven to be independently developed or obtained by the Receiving Party without reference to the information disclosed or provided by the other party, or
  - (6) any information which was excluded by the prior written consent of the Disclosing Party.
2. The Receiving Party may not use the Confidential Information for any purpose other than the Collaborative Research; provided, however, that the above shall not apply if the prior written consent of the Disclosing Party is obtained.
3. The effective term concerning Article 23.1 and Article 23.2 shall commence on the date of commencement of the Collaborative Research set forth in Article 3 and continues until the completion of the period set forth in Paragraph 13 of the Agreement Particulars; provided, however, that such period may be extended or shortened after mutual consultations among the Parties.

#### **Article 24 (Public Release of Research Results)**

1. The Research Results shall, in principle, be publicly released; provided, however, that upon the public release, the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 shall be complied with.
2. The Party which desires public release shall notify the Research Promotion Committee in writing of the purpose, place and contents of the public release no later than [ ] days prior to the public release.
3. If, as a result of mutual consultations, the Research Promotion Committee determines that the public release is likely to materially conflict with the interests of the Parties other than the Party which desires public release, the Research Promotion Committee shall notify such Party which desires public release of that effect in writing within [ ] days from the receipt of the notice set forth in Article 24.2, and such Party which desires public release shall determine the extent and manner of the public release after consulting with the Research Promotion Committee again.
4. After [ ] years from the day immediately following the completion date of the Collaborative Research, the Research Institutions shall have complied with the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 and may publicly release the Research Results without notice to the other Parties; provided, however,

that such period may be extended or shortened after mutual consultations among the Parties.

5. The Parties may, with the prior consent of the Research Promotion Committee, indicate upon any release or public disclosure or public release of the Research Results that the relevant Research Results were obtained through the Collaborative Research.

#### **Article 25 (Prohibition of Assignment)**

The Parties may not assign to a third party the contractual status under this Agreement or any rights or obligations arising from this Agreement without obtaining the prior consent of the Research Promotion Committee. The above applies regardless of whether or not the assignment arises from a merger or assignment of the whole or any part of the businesses relating to the purpose of this Agreement.

#### **Article 26 (Effective Term)**

1. The term of this Agreement shall be coterminous with the research period of the Collaborative Research.
2. The provisions of Articles 14 to 25, Article 30, Article 31 and Article 32 shall survive the expiration of the effective term of this Agreement. If any of such surviving provisions contains a requirement of the consent of the Research Promotion Committee, after the expiration of the effective term of this Agreement, the consent of the Research Promotion Committee shall be replaced by an agreement of [all the Parties] / [two-thirds or more of the Parties] / [a majority of the Parties].

#### **Article 27 (Termination)**

1. If any Party commits the following acts (the "Breaching Party"), other Parties(y) (the "Non-breaching Parties(y)") may demand that the Breaching Party rectifies the relevant breach within [ ] days. If the relevant breach is not rectified within such period, the Non-breaching Party may request the other Non-breaching Parties to terminate this Agreement in relation to the Breaching Party, and immediately terminate this Agreement. If [a majority of] the Non-breaching Parties agree to such request (The Non-breaching Parties shall not unreasonably withhold such consent), this Agreement shall be immediately terminated in relation to the relevant Breaching Party and the relevant Breaching Party shall withdraw from the Collaborative Research:
  - (1) It has committed any unlawful or unjust act with regard to the execution or performance of this Agreement, or
  - (2) It has breached any provision of this Agreement.
2. If any other Party commits the following acts, is subject to any of the following proceeding, or causes any of the following events (the "Bankrupt Party"), the Parties may immediately terminate this Agreement in relation to such Bankrupt Party and have such Bankrupt Party withdraw from the Collaborative Research without making any demand to such Bankrupt Party and without obtaining the consent of the Parties other than such Bankrupt Party.
  - (1) The filing for bankruptcy, civil rehabilitation, corporate reorganization, or special liquidation is

made by or against it;

- (2) It has become subject to a disposition of suspension of banking transaction or a suspension of payment has occurred in it, or
- (3) It has become subject to provisional attachment, or has become subject to a disposition of delinquency in paying taxes and other public charges.
3. If [all the Parties] / [two-thirds or more of the Parties] / [a majority of the Parties] agree in writing, the Parties may terminate this Agreement.

**Article 28 (Subsequent Participation)**

1. During the effective term of this Agreement, if a third party desires to participate in the Collaborative Research and the Research Promotion Committee gives approval, the Parties shall include such third party as a party to this Agreement. [If the Research Promotion Committee gives approval, the Lead-managing Party may act for other Parties and execute a memorandum of understanding with such third party in order to include such third party in the parties to this Agreement, and other Parties shall give necessary authority to the Lead-managing Party.]
2. The participant in the Collaborative Research pursuant to Article 28.1 [shall have a right equivalent to that of other Parties with regard to the Subject Inventions created prior to its participation.] / [shall not have a right equivalent to that of other Parties with regard to the Subject Inventions created prior to its participation and shall be granted a license as a third party pursuant to Article 16 if it implements the relevant Subject Inventions.]

**Article 29 (Withdrawal)**

1. If any Party desires to withdraw from the Collaborative Research during the effective term of this Agreement, it shall make a request to the Research Promotion Committee. Unless the consent of the Research Promotion Committee is obtained, the Parties may not withdraw from the Collaborative Research.
2. Any Party which withdraws from the Collaborative Research after obtaining the consent set forth in Article 29.1 shall continue to assume the obligations imposed on it under this Agreement even after it ceases to be a party to this Agreement due to withdrawal, unless it makes a separate agreement with the Research Promotion Committee in the course of obtaining such approval.
3. Any Party which withdraws from the Collaborative Research after obtaining the consent set forth in Article 29.1 [shall lose all the licenses obtained under this Agreement after it ceases to be a party to this Agreement] / [shall continue to hold the licenses it obtained under this Agreement even after it ceases to be a party to this Agreement], unless it made a separate agreement with the Research Promotion Committee in the course of obtaining such approval.
4. Any Party which is to withdraw from the Collaborative Research pursuant to the provisions of Article 27.1 or Article 27.2 shall be subject to the application of Article 29.2 and Article 29.3 provided that there is no separate agreement with the Research Promotion Committee.

**Article 30 (Elimination of Anti-social Forces)**

1. Any Party (in the case of a corporation, including its officers and employees) shall represent and

warrant to the other Parties as set forth in the following Items:

- (i) It does not fall under an organized crime group, an organized crime group member, an organized crime group associate member, a person for whom five (5) years have not yet passed since the time when it ceased to be an organized crime group member, a company related to an organized crime group, a corporate racketeer, a group engaging in criminal activities under the pretext of conducting political activities or religious activities or social campaigns, a crime group specialized in intellectual crimes or any other person equivalent thereto (collectively, “**Anti-social Forces**”);
- (ii) It is not a party who allows Anti-social Forces to utilize its name to execute this Agreement,

and

- (iii) It does not conduct or use a third party to conduct the following acts:
  - A. act of using threatening behavior or violence toward the other party, or
  - B. act of obstructing the business of the other party or defaming the other party by the use of fraudulent means or force.
2. If any of the Parties falls under any of the Items set forth above, the other Parties may immediately terminate this Agreement in relation to the Party falling under such Item without making any demand and without obtaining the consent of the Parties other than the Party falling under such Item and have the Party falling under such Item withdraw from the Collaborative Research.
  - (i) if it was discovered that it made any statement that violates the commitment set forth in (i) of Article 30.1;
  - (ii) if it was discovered that it made a contract in violation of the commitment set forth in (ii) of Article 30.1, or
  - (iii) if it conducted any act which violates the commitment set forth in (iii) of Article 30.1.
3. The Parties shall not be liable for any damages that the other Parties may incur due to the termination of this Agreement pursuant to Article 30.2.

**Article 31 (Damages)**

If any of the Parties incurs any damages, due to any of the events set forth in Article 30 or by willful act or gross negligence of any of the other Parties, it may claim against the other party which caused such damages only for the direct damages it incurred.

**Article 32 (Governing Law and Jurisdiction)**

1. This Agreement shall be governed by the laws of Japan.
2. All disputes relating to this Agreement shall be submitted to the exclusive jurisdiction of the [ ] District Court as the court of first instance.

IN WITNESS WHEREOF, University A, University B, Collaborator A and Collaborator B have caused this Agreement to be executed in quadruplicate originals and shall each retain one (1) original.

Execution Date: \_\_\_\_\_,  
(University A) [ Address ]



イ. モデル 2

Type 2 (Model for Management and Utilization by Third Party Institutions)  
(TRANSLATION)  
**Consortium-type Collaborative Research Agreement  
(Draft)**

[ Name ]  
President [ ]

(University B)  
[ Address ]  
[ Name ]  
President [ ]

(Collaborator A)  
[ Address ]  
[ Name ]  
Representative Director [ ]

(Collaborator B)  
[ Address ]  
[ Name ]  
Representative Director [ ]

The University of [ ] (“University A”), the University of [ ] (“University B”), [Company Name] (the “Collaborator A”) and [Company Name] (the “Collaborator B”) (collectively, the “Parties”) enter into this Collaborative Research Agreement (this “Agreement”) to conduct the collaborative research (the “Collaborative Research”) set out in the Agreement Particulars as follows.

1. Research Title:			
2. Research Purpose:			
3. Research Description:			
4. Lead-managing Party:			
5. Project Manager:			
6. Researchers:	Division	Name	Department / Title
	University A		
	University B		
	Collaborator A		Dispatch of Personnel Y or N
7. Place of Research:	Collaborator B		Dispatch of Personnel Y or N
	From [MM/DD/YYYY] through [MM/DD/YYYY]		
8. Research Period:	Division	Research Expenses	
	University A	¥ [ ]	
	University B	¥ [ ]	
	Collaborator A	¥ [ ]	
	Collaborator B	¥ [ ]	
9. Payment of Research Expenses:		Total	¥ [ ]

<p>Aggregate Amount</p>	<p>¥ [ ]</p>		
<p>Division</p>	<p>Facility Name</p>	<p>Equipment Name</p>	<p>Specifications Qty</p>
<p>University A</p>			
<p>University B</p>			
<p>Collaborator A</p>			
<p>Collaborator B</p>			
<p>10. Facility and Equipment:</p>	<p>[General Incorporated Association [ ]/[ ] [K.K. ](tentative name)                  •Expected Establishment Date: [ ] (Day/Month/Year)                  •Principal Purpose: [Utilization of the results of the Collaborative Research through licensing / [Commercialization of the results of the Collaborative Research through implementation mainly by itself] / ]</p>		
<p>11. Third Party Utilizer</p>	<p>Until [ ] years after the day immediately following the completion date of the Collaborative Research (or where the research period continues for more than one year, the day immediately following the end of the fiscal year)                  Until [ ] years after the day immediately following the completion date of the Collaborative Research (or where the research period continues for more than one year, the day immediately following the end of the fiscal year)</p>		
<p>12. Period for Confidentiality Obligations regarding Know-How:</p>	<p>&lt;In the case of ownership-intensive type&gt;                  [•Intellectual property rights will be integrated into the Third Party Utilizer's sole ownership thereof (Article 14, Paragraph 1).]                  &lt;In the case of license-intensive type&gt;                  [While intellectual property rights relating to research results will owned by the Parties pursuant to the principle of inventor's entitlement to obtain patent (Article 14, Paragraph 1), an exclusive license with sub-licensing right will be granted to the Third Party Utilizer (Article 14, Paragraph 2).]</p>		
<p>13. Period of general Confidentiality Obligations:</p>	<p>•A royalty-free non-exclusive license for the purpose of conducting the Collaborative Research                  •A right to implement exclusively for purposes other than to conduct the Collaborative Research (Article 15, Paragraph 2)                  •A non-exclusive license will be granted to third parties for purposes other than to conduct the Collaborative Research (Article 16, Paragraph 1)                  •A royalty-free, non-exclusive license for the purpose of conducting the Collaborative Research (Article 15, Paragraph 1)                  •A right to receive a non-exclusive license for purposes other than to conduct the Collaborative Research (Article 15, Paragraph 3)                  •A right to receive distributions of the consideration received for the licensing of the research results to third parties for purposes other than to conduct the Collaborative Research (Article 16, Paragraph 3)</p>		
<p>14. Ownership of Intellectual Property Rights Relating to Research Results</p>	<p>Third Party Utilizer</p>	<p>Parties</p>	
<p>15. The Parties' rights to the Research Results (License, Option, Etc.)</p>	<p>Parties</p>		

#### Article 1 (Definitions)

For the purpose of this Agreement, the meanings of the terms set forth in the following items shall be as prescribed in those items.

- (1) "Research Institutions" mean, collectively, [ ] and [ ] .
- (2) "Companies" mean, collectively, [ ] and [ ] .
- (3) "Research Result(s)" means any technical result acquired based on the Collaborative Research, including, but not limited to, any invention, idea, design, copyrightable work and know-how which relates to the purpose of the Collaborative Research.
- (4) "Intellectual Property Rights" mean those listed below:

A. The patent rights prescribed in the Patent Act (Act No. 121 of 1959), the utility model rights prescribed in the Utility Model Act (Act No. 123 of 1959), the design rights prescribed in the Design Act (Act No. 125 of 1959), the trademark rights prescribed in the Trademark Act (Act No. 127 of 1959), the layout-design exploitation rights prescribed in the Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits (Act No. 43 of 1985), the breeder's rights prescribed in the Plant Variety Protection and Seed Act (Act No. 83 of 1998) and the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries;

B. The rights to obtain patent prescribed in the Patent Act, the rights to obtain a utility model registration prescribed in the Utility Model Act, the rights to obtain a design registration prescribed in the Design Act, the rights deriving from an application for trademark registration prescribed in the Trademark Act, rights to obtain a registration of the establishment of a layout-design exploitation right, the rights to obtain a variety registration and the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries;

C. Copyrights in computer program works and database works ("Computer Program, Etc.") prescribed in the Copyright Act (Act No. 48 of 1970) and the rights corresponding to the aforementioned rights in foreign countries, and

D. Technical information which may be kept secret and has proprietary nature specified pursuant to the provision of Article 21 (the "Know-How").

(5) "Invention(s)" means inventions that are subject to patent rights, devices which are subject to utility model rights, creations which are subject to design rights or layout-design exploitation rights, trademarks which are subject to trademark rights and the bred varieties which are subject to breeder's rights.

(6) "Applications(s)" means an application for a patent right, utility model right, trademark right or design right, an application for the registration of a layout-design exploitation right, an application for the registration of a variety registration for a breeder's right, and a request, registration and/or application (including provisional application) of the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries.

(7) "Application Expenses" mean the expenses required for the Applications for Intellectual Property Rights, etc., which are paid to organizations such as the Japan Patent Office, courts, etc., or to external experts, such as patent attorneys, who do not belong to any of the Parties.

(8) "Implementing" of or "to implement" Intellectual Property Rights means the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Patent Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Utility Model Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Design Act, the acts prescribed in

Article 2, Paragraph 3 of the Trademark Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 5 of the Plant Variety Protection and Seed Act, any and all acts of exploitation of copyrightable works and the use of the Know-How.

(9) "Data" mean the electronic or magnetic records (meaning records used in computer data processing, which are created in electronic form, electromagnetic form, or any other form that is able to perceive through the human senses alone, which is used in information processing by computers) on information other than the "personal information" prescribed in Article 2 of the Act on the Protection of Personal Information (Act No. 57 of 2003)

(10) "Data Provided from the Parties" mean the Data regarding which each party has Authority to Use and which are provided for the purpose of the Collaborative Research, which are indicated in Exhibit [1].

(11) "Data of Results" mean the Data created, obtained or collected in the course of or in connection with the research, which are indicated in Exhibit [2].

(12) "Authority to Use" mean any and all authorities concerning data in addition to the authority to use, manage, disclose, transfer (including licensing for use) or dispose of data.]

#### Article 2 (Research Title, Etc.)

The Parties shall conduct the collaborative research set forth in Paragraphs 1 to 3 of the Agreement Particulars (the "Collaborative Research").

#### Article 3 (Research Period)

The research period of the Collaborative Research shall be as set forth in Paragraph 8 of the Agreement Particulars.

#### Article 4 (Method of Management)

1. The Parties shall assign the Lead-managing Party set forth in Paragraph 4 of the Agreement Particulars (the "Lead-managing Party") to control and manage the entire research and development in the Collaborative Research, and establish a research promotion committee (the "Research Promotion Committee") which shall be chaired by the Project Manager set forth in Paragraph 5 of the Agreement Particulars.

2. The management of and any other necessary matters concerning the Research Promotion Committee shall be determined separately and shall be conducted with the approval of the chairman of the Research Promotion Committee.

3. The Parties shall establish a third party utilizer as set forth in Paragraph 11 of the Agreement Particulars (the "Third Party Utilizer"), in a manner separately determined through mutual consultations, for the purpose of managing and utilizing the Inventions conceived in connection with the Collaborative Research (the "Subject Inventions") and shall operate the Third Party Utilizer so that implementation of and licensing to implement the Subject Inventions are conducted in accordance with this Agreement.

**Article 5 (Researchers)**

1. The Parties shall each assign the persons set forth in Paragraph 6 of the Agreement Particulars as the researchers of the Collaborative Research.
2. The Research Institutions shall accept the Companies' researchers, whom the Companies desire to engage in the Collaborative Research in a laboratory of the Research Institutions as collaborative researchers.
3. The Parties may change, add to, or remove the researchers set forth in Article 5.1 with the approval of the Research Promotion Committee.

**Article 6 (Allocation and Payment of Research Expenses)**

1. The Parties shall each bear their respective research expenses set forth in Paragraph 9 of the Agreement Particulars.
2. The Companies shall pay the research expenses by the due date of payment set forth in the invoice issued by the Lead-managing Party; provided, however, that the research expenses agreed upon by the Parties may be directly paid to any other Research Institution or distributed by the Lead-managing Party to any other Research Institution. The payment and distribution of such research expenses shall be made by the due date of payment set forth in the invoice issued by such other Research Institution.
3. If the Companies (and the Lead-managing Party in the case where a part of the research expenses is distributed to other Research Institutions pursuant to Article 6.2) fails to pay the research expenses by the prescribed due date of payment, they must additionally pay delay charges at the rate of five percent (5%) per annum for the outstanding amount, on a daily pro-rata basis, covering the period from and including the day immediately following the due date for payment up to and including the day of actual payment.

**Article 7 (Accounting)**

1. The accounting procedures for the research expenses set forth in Article 6 shall be conducted by the Lead-managing Party.
2. Any Party other than the Lead-managing Party may request the Lead-managing Party to allow them to inspect the accounting documents relating to this Agreement. If any other Party makes a request for inspection to the Lead-managing Party, the Lead-managing Party shall comply with the same; provided, however, that if any information of a third party will be disclosed as a result of the inspection or copying of such accounting documents, the Lead-managing Party may refuse the inspection and copying of the relevant part after informing the Party which made the request the reason for refusal.
3. If a part of the research expenses is paid or distributed to any other Research Institution pursuant to Article 6.2, such other Research Institution shall keep the accounting documents concerning the research expenses paid or distributed to it and comply with the request from such other Party for the inspection of such accounting documents pursuant to Article 7.2.

**Article 8 (Facilities, Etc., Acquired Using the Research Expenses)**

The facilities, etc., that are acquired using the research expenses set forth in Paragraph 9 of the Agreement Particulars shall be owned by the Lead-managing Party; provided, however, that the facilities, etc., that are acquired using the research expenses by the Research Institution which received payment or distribution of a part of the research expenses pursuant to Article 6.2 shall be owned by such Research Institution.

**Article 6 (Allocation and Payment of Research Expenses)**

Upon conducting the Collaborative Research, the Lead-managing Party shall distribute the research expenses contributed from [ ] to any other Party. Such distribution of such research expenses shall be conducted in the method determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 7 (Accounting)**

The accounting procedures for the research expenses set forth in Article 6 shall be conducted by the Lead-managing Party. The keeping and inspection of accounting documents and the reporting of accounting shall be conducted in the method determined by [ ] or separately agreed upon by the Parties.

**Article 8 (Facilities, Etc., Acquired Using the Research Expenses)**

The ownership of the facilities, etc., acquired using the research expenses shall be subject to the conditions determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 9 (Provision, Etc., of Facilities and Equipment)**

1. The Parties shall make their respective facilities and equipment as set forth in Paragraph 10 of the Agreement Particulars, available for the use in the Collaborative Research.
2. The Research Institutions shall accept from the Companies the equipment owned by the Companies set forth in Paragraph 10 of the Agreement Particulars, with the consent of the Companies, free of compensation. The Research Institutions and Companies shall jointly use the said equipment for the Collaborative Research. In this case, the ownership of said equipment may be transferred to the Research Institutions free of charge upon agreement between the Research Institutions and the Companies. The Research Institutions shall retain custody of such equipment accepted from the Companies, with the duty of care of a good manager, from the time of completion of the installation of such equipment until the commencement of the return of the same.
3. Any expenses required for the carrying-in, installation, removal and carrying-out of the equipment provided in Article 9.2 shall be borne by the relevant Company.

the Third Party Utilizer shall respectively belong to the Party to which the inventor of the Subject Inventions belongs. The Intellectual Property Rights relating to the Inventions of two or more joint inventors who respectively belong to two or more Parties (“**Joint Inventions**”) (“**Joint Intellectual Property Rights**”) shall be jointly owned by the Parties to which such inventors belong. Each Party shall assign the Subject Intellectual Property Rights owned by it (including its interest in the Joint Intellectual Property Rights) to the Third Party Utilizer in accordance with Article 14.2.

2. The Parties shall, in accordance with their respective rules, acquire the Subject Intellectual Property Rights relating to the relevant Subject Inventions from the researchers, etc. belonging to them who conceived the relevant Subject Inventions, and the Parties shall assign for value the Subject Intellectual Property Rights they acquired to the Third Party Utilizer and have them owned by the Third Party Utilizer. The Parties to which the relevant researchers, etc. belong shall be liable for the payment of the considerations to the relevant researchers, etc. with regard to the assignment of the Subject Intellectual Property Rights.

3. The consideration for the transfer of the Subject Intellectual Property Rights from any Party to the Third Party Utilizer pursuant to Article 14.2 shall be determined by a separate agreement.]

/

<Model Provisions of “License-intensive type”>

1. The Subject Intellectual Property Rights relating to the Subject Inventions (shall be owned respectively by the Party to which the inventor of the Subject Inventions belongs.

2. The Intellectual Property Rights relating to any Inventions one or more joint inventors of which belong to two or more Parties respectively (“**Joint Inventions**”) (“**Joint Intellectual Property Rights**”) shall be jointly owned by the Parties to which the relevant inventors, etc. belong. The Parties to which the relevant inventors belong shall hold mutual consultations with regard to the interests in the Joint Intellectual Property Rights.

3. The Parties shall, in accordance with their respective rules, acquire the Subject Intellectual Property Rights relating to the relevant Subject Inventions from the researchers, etc. belonging to them who conceived the relevant Subject Inventions. The Parties to which the relevant researchers, etc. belong shall be liable for the payment of the considerations to the relevant researchers, etc. with regard to the assignment of the Subject Intellectual Property Rights.

4. After establishment of the Third Party Utilizer, each Party shall, with regard to the Subject Intellectual Property Rights it owns (including the Joint Intellectual Property Rights owned jointly with other Parties), grant the Third Party Utilizer an exclusive right to implement and license the Subject Inventions relating to such Subject Intellectual Property Rights under the conditions set forth in this Agreement. Unless otherwise provided for in this Agreement, each Party may not implement or grant a license to implement such Subject Inventions. With regard to exercising of rights against a third party, the Third Party Utilizer and the Party which owns the relevant Subject Intellectual Property Rights concerning the Subject Inventions regarding which the Third Party Utilizer was granted a right to implement or license shall separately hold mutual consultations and determine the method thereof.

5. The consideration for the granting of the exclusive right relating to the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights by any Party to the Third Party Utilizer pursuant to Article 14.4 shall be paid in the manner determined by a separate agreement.]

**Article 10 (Discontinuation of Research or Extension of Period)**

1. If there arises any act of God or other unavoidable circumstance, the Parties may discontinue the Collaborative Research through discussion with the Research Promotion Committee, or may extend the research period of the Collaborative Research if approved by the Research Promotion Committee. In such case, the Parties shall not be liable for any damages incurred by any other Party caused by such discontinuation or extension.

2. If it becomes likely that, as a result of the extension of the research period of the Collaborative Research, there is or would be a shortage in funds for research expenses that the Companies paid to the Lead-managing Party or other Research Institution(s) pursuant to the provision of Article 5, the Research Promotion Committee shall discuss whether or not the Collaborative Research should be continued. In such a case, if the Companies do not provide additional funds to compensate for such shortage, the Lead-managing Party may discontinue the Collaborative Research, taking into account the result of the discussion by the Research Promotion Committee.

**Article 11 (Completion of Research)**

The Collaborative Research shall be completed upon the occurrence of any of the following events:

- (1) The research period set forth in Paragraph 6 of the Agreement Particulars expires;
- (2) The Collaborative Research is completed before the expiration of the research period;
- (3) This Agreement is terminated pursuant to Article 27, or
- (4) The Parties agree that the Collaborative Research is complete.

**Article 12 (Treatment of Research Expenses upon Discontinuation of Research)**

If the Collaborative Research is discontinued pursuant to Article 10 (Discontinuation of Research or Extension of Period) or the termination of the Agreement, where there is any unused amount in the research expenses paid pursuant to Article 6, the Companies may request the Lead-managing Party or any other Research Institution which received payment or distribution of the research expenses to refund such unused amount.

**Article 13 (Preparation of Achievement Report in Accordance with Completion of Research)**

Within [ ] days, after the day immediately following the completion of the Collaborative Research, the participants shall prepare, in mutual cooperation, an achievement report with respect to any Research Results that have been obtained during the Collaborative Research.

**Article 14 (Title to and Integration of Intellectual Property Rights)**

<Model Provisions of “Ownership-intensive type”>

1. The Intellectual Property Rights relating to the Subject Inventions (the “**Subject Intellectual Property Rights**”) shall belong to the Third Party Utilizer; provided, however, that the Subject Intellectual Property Rights relating to the Subject Inventions created prior to the establishment of

**Article 16 (Licensing of the Subject Inventions to Third Parties Outside the Consortium)**

1. The method of licensing for parties other than the participants by the Third Party Utilizer after its establishment shall be specified in Article 16.2 and thereafter. Prior to establishment of the Third Party Utilizer, the Parties shall grant licenses for the Subject Inventions to third parties other than the Parties (excluding the Third Party Utilizer) in accordance with the provisions of the following Items. The Parties shall assign to the Third Party Utilizer promptly after its establishment the Parties' status under the licensing agreement executed with a third party prior to establishment of the Third Party Utilizer.

(1) The Parties may grant a third party (other than the Parties) a non-exclusive right to implement the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights owned by them (excluding the Joint Intellectual Property Rights in which they hold interests); provided, however, that such third party must be approved by the Research Promotion Committee.

(2) The Parties may, after obtaining the approval of the Research Promotion Committee, grant a third party (other than the Parties), for consideration a non-exclusive right to implement the Subject Inventions relating to the Joint Intellectual Property Rights in which they hold interests.

(3) If the Parties receive payment of a royalty from a third party as the consideration for the license to implement the Subject Inventions pursuant to the preceding Item, they must distribute such royalty to other Parties which share with them the Joint Intellectual Property Rights concerning the Subject Inventions included in such license. The conditions for distribution of such royalty shall be determined separately by the Parties through mutual consultation.]

2. After establishment of the Third Party Utilizer, the Third Party Utilizer may grant a third party other than the Parties a non-exclusive license with consideration to implement the Subject Inventions. [; provided, however, that such third party must be approved by the Research Promotion Committee.]

3. The conditions for licensing concerning the Subject Inventions by the Third Party Utilizer to a third party pursuant to Article 16.2 must not be more favorable than those for the licensing concerning the Subject Inventions by the Third Party Utilizer to other Parties pursuant to Article 15.

4. After establishment of the Third Party Utilizer, if the Third Party Utilizer received payment of a royalty from a third party as the consideration for the license concerning the Subject Inventions pursuant to Article 16.2, it must distribute such royalty to other Parties. The conditions for the distribution of such royalty shall be separately determined by the Parties through mutual consultation.

**Article 17 (Filing of Applications for Intellectual Property Rights)**

**<Model Provisions in the Case Where Applications Are Filed Solely by the Third Party Utilizer>**  
[Applications for the Subject Intellectual Property Rights shall be filed solely by the Third Party Utilizer; provided, however, that, prior to establishment of the Third Party Utilizer, the applications for the Subject Intellectual Property Rights shall be filed solely by the Party to which the inventor of the Subject Inventions relating to such Subject Intellectual Property Rights belongs (in the case of Joint Intellectual Property Rights, jointly by the Parties sharing such Joint Intellectual Property Rights).]

**<Model Provisions in the Case Where Applications Are Filed by the Party to this Agreement to**

**Article 15 (Implementing and Licensing of the Subject Inventions within the Consortium)**

1. The method of implementation of the Subject Inventions by the Parties through the Third Party Utilizer after it was established shall be specified in Article 15.2 and thereafter. Prior to establishment of the Third Party Utilizer, the Parties shall implement and grant license to implement the Subject Inventions in accordance with the provisions of the following Items:

(1) During the implementation period of the Collaborative Research, the Parties may non-exclusively implement the Subject Inventions for the purpose of conducting the Collaborative Research. Each Party shall, with regard to the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights owned by it (including the Joint Intellectual Property Rights in which it holds interests), grant other Parties such non-exclusive license without consideration.

(2) The Parties may, with regard to the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights owned by them (including the Joint Intellectual Property Rights in which they hold interests), themselves implement such Subject Inventions for purposes other than to conduct the Collaborative Research [(including granting licenses to their affiliates, etc.)].

(3) The Parties shall grant other Parties [and the affiliates, etc. of the Companies designated by such Companies and approved by the Research Promotion Committee], a non-exclusive right to implement the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights owned by them (including the Joint Intellectual Property Rights in which they hold interests) for purposes other than to conduct the Collaborative Research.

2. After establishment of the Third Party Utilizer, the Parties may, during the implementation period of the Collaborative Research, non-exclusively implement the Subject Inventions for the purpose of performing the Collaborative Research. The Parties shall have the Third Party Utilizer grant such license to the Parties without consideration.

3. After establishment of the Third Party Utilizer, the Parties shall have the Third Party Utilizer grant the Companies [and the affiliates, etc. of such Companies which are designated by the Companies and approved by the Research Promotion Committee], a non-exclusive license [with / without consideration] to implement the Subject Inventions for purposes other than to perform the Collaborative Research.

4. The Companies have priority to negotiate with the Third Party Utilizer to obtain an exclusive license with consideration with regard to the Subject Inventions for purposes other than to perform the Collaborative Research [after obtaining the approval of the Research Promotion Committee].

5. The royalty and other licensing conditions in relation to the licensing of the Subject Inventions by the Third Party Utilizer to the Companies pursuant to Article 15.4 / [Article 15.3 and Article 15.4] shall be determined upon mutual consultation between the Third Party Utilizer and the relevant Company.

16. After establishment of the Third Party Utilizer, the Parties may have the Third Party Utilizer implement the Subject Inventions itself for purposes other than to conduct the Collaborative Research on condition that the consideration for [the assignment and granting of an exclusive license of] the Subject Intellectual Property Rights is paid by the Parties pursuant to Article 14.]

**Which the Researcher as the Inventor Belongs>**

[Applications for the Subject Intellectual Property Rights shall be filed solely by the Party to which the inventor of the Subject Inventions relating to such Subject Intellectual Property Rights belongs (in the case of Joint Intellectual Property Rights, jointly by the Parties sharing such Joint Intellectual Property Rights)]

**Article 18 (Filing of Applications in Foreign Countries)**

Filing of the Applications for the Subject Intellectual Property Rights in foreign countries shall be made in the same manner as that set forth in Article 17.

**Article 19 (Expenses for Filing of Applications)**

**<Model Provisions in the Case Where the Expenses Are Borne Entirely by the Third Party Utilizer>**

[The expenses for filing the Applications set forth in Article 17 and Article 18 shall be borne by the Third Party Utilizer; provided, however, that, prior to establishment of the Third Party Utilizer, such expenses shall be borne by the Party to which the inventors of the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights concerning the relevant application belong (in the case of Joint Intellectual Property Rights, jointly by the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions relating to the such Joint Intellectual Property Rights belong in accordance with the ratio of the co-ownership interest) / [by the Companies among the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions relating to such Joint Intellectual Property Rights belong (if there are two or more Companies, jointly by such Companies in accordance with the ratio of the co-ownership interest)].]

**<Model Provisions in the Case Where the Expenses Are Borne by the Party to this Agreement to Which the Researcher as the Inventor Belongs >**

[The Application Expenses in relation to the filing of Applications in Article 17 and Article 18 shall be borne by the Parties to which the inventor of the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights (In the case of Joint Intellectual Property Right, [jointly by the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions relating to the relevant Joint Intellectual Property Rights belong in accordance with the ratio of the co-ownership interest] / [by the Companies among the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions relating to the relevant Joint Intellectual Property Rights belong (in the case where there are two or more Companies, jointly by such Companies in accordance with the ratio of the co-ownership interest)].)

**Article 20 (Collaborative Research with Third Parties Outside the Consortium)**

The Parties shall not be imposed any restrictions on engagement in academic research with a third party on a theme which is the same as or has connection with that of the Collaborative Research; provided, however, that the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 shall be complied with.

**Article 21 (Handling of Background IP)**

1. Each Party shall, with regard to the Intellectual Property Rights which they have held prior to the commencement of the Collaborative Research or which they came to hold separately from the Collaborative Research (the "**Background IP**"), grant other Parties a royalty-free non-exclusive license to implement the Inventions relating to such Background IP to the extent necessary for the purpose of the Collaborative Research. [; provided, however, that the Parties may, by specifying in writing within [sixty (60)] days from the execution of this Agreement, exclude a part of the Background IP it holds from the scope of such licensing.]

**<Model Provisions of "Basically Usage Prohibited Type">**

[2. If the Parties agreed in writing that any of the Background IP held by the Parties are necessary for the social implementation of the Subject Inventions, the owner of the relevant Background IP shall grant the Third Party Utilizer a right to implement or sub-license the relevant Background IP in connection with the implementation or licensing of the Subject Inventions pursuant to Article 15 and Article 16 under the conditions it separately agreed upon with the Third Party Utilizer.]

**<Model Provisions of "Basically Usage Allowed Type">**

[2. With regard to the Background IP held by [the Parties] / [the Research Institutions] which are essential for the implementation of the Subject Inventions, the owner of the relevant Background IP shall grant the Third Party Utilizer a non-exclusive right [with consideration] / [without consideration] to implement or sub-license the relevant Background IP in connection with the implementation or licensing of the Subject Inventions pursuant to Article 15 and Article 16. In such cases, if the owner of the relevant Background IP recognized that it was impossible to grant such right due to an agreement with a third party or for any other reason, it shall promptly notify other Parties. If the owner of the relevant Background IP obtained approval of the Research Promotion Committee, it shall exclude such notified Background IP from the scope of the above-mentioned granting of right [; provided, however, that each Party may, by specifying in writing within [sixty (60)] days from the execution of this Agreement, exclude a part of the Background IP held by it from the scope of the granting of such right.]

**Article 22 (Know-How, Programs, Data, Etc.)**

1. If any Know-How was created as a result of the Collaborative Research, the relevant party shall promptly notify the other party and identify the same in writing.
2. Any identified Know-How shall be kept confidential from the date of identification and during the period set forth in Paragraph 12 of the Agreement Particulars and shall not be disclosed to a third party without a prior written consent of the other party.
3. The handling of any identified Know-How and any Computer Program, Etc. created from the Collaborative Research shall be separately determined by the Parties through mutual consultations in accordance with the handling of Intellectual Property Rights specified in Article 14 to Article 19.
- [4. With regard to the Data Provided from the Parties, the Parties which provided the relevant data shall have the authority to use the same. With regard to the Data of Results, the authority to use the same shall be as specified in the Exhibits and the contents of the authority concerning in data shall be specified in the Exhibits; provided, however, that unless specifically provided for in the

Exhibits, no Party shall guarantee the usefulness and accuracy of the Data Provided from the Parties or the Data of Results which it provided nor shall be responsible for the same.]

#### **Article 23 (Confidentiality)**

1. The Parties may not disclose or divulge to any third party other than the researchers designated in Article 4, any technical and operational information which is disclosed or provided by the other Party upon implementation of the Collaborative Research; and is expressly marked as confidential at the time of the provision or disclosure by such other Party (the “**Disclosing Party**”), or which is orally disclosed and is expressly indicated as confidential at the time of the oral disclosure and which is notified in writing by the Disclosing Party to the person to which disclosure or provision is made (the “**Receiving Party**”) within thirty (30) days from the disclosure (the “**Confidential Information**”). The Receiving Party shall impose on the relevant researcher, an obligation to keep confidential the Confidential Information disclosed by the Disclosing Party even after the relevant researcher has left their work position; provided, however, that the above shall not apply to any information which falls under any of the following:

- (1) any information which is proven to be already held by the Receiving Party at the time of the disclosure or provision thereof;
  - (2) any information that was already a part of the public domain at the time of the disclosure or provision thereof;
  - (3) any information that became a part of the public domain after the disclosure or provision thereof for a reason not attributable to the Receiving Party;
  - (4) any contents which are proven to be obtained lawfully from a third party with due authority;
  - (5) any information which is proven to be independently developed or obtained by the Receiving Party without reference to the information disclosed or provided by the other party, or
  - (6) any information which was excluded by the prior written consent of the Disclosing Party.
2. The Receiving Party may not use the Confidential Information for any purpose other than the Collaborative Research; provided, however, that the above shall not apply if the prior written consent of the Disclosing Party is obtained.
3. The effective term concerning Article 23.1 and Article 23.2 shall commence on the date of commencement of the Collaborative Research set forth in Article 3 and continues until the completion of the period set forth in Paragraph 13 of the Agreement Particulars; provided, however, that such period may be extended or shortened after mutual consultations among the Parties.

#### **Article 24 (Public Release of Research Results)**

1. The Research Results shall, in principle, be publicly released; provided, however, that upon the public release, the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 shall be complied with.
2. The Party which desires public release shall notify the Research Promotion Committee in writing of the purpose, place and contents of the public release no later than [ ] days prior to the public release.
3. If, as a result of mutual consultations, the Research Promotion Committee determines that the

public release is likely to materially conflict with the interests of the Parties other than the Party which desires public release, the Research Promotion Committee shall notify such Party which desires public release of that effect in writing within [ ] days from the receipt of the notice set forth in Article 24.2 and such Party which desires public release shall determine the extent and manner of the public release after consulting with the Research Promotion Committee again.

4. After [ ] years from the day immediately following the completion date of the Collaborative Research, the Research Institutions shall have complied with the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 and may publicly release the Research Results without notice to the other Parties; provided, however, that such period may be extended or shortened after mutual consultations among the Parties.

5. The Parties may, with the prior consent of the Research Promotion Committee, indicate upon any release or public disclosure or public release of the Research Results, that the relevant Research Results were obtained through the Collaborative Research.

#### **Article 25 (Prohibition of Assignment)**

The Parties may not assign to a third party the contractual status under this Agreement or any rights or obligations arising from this Agreement without obtaining the prior consent of the Research Promotion Committee. The above applies regardless of whether or not the assignment arises from a merger or assignment of the whole or any part of the businesses relating to the purpose of this Agreement.

#### **Article 26 (Effective Term)**

1. The term of this Agreement shall be coterminous with the research period of the Collaborative Research.
2. The provisions of Articles 14 to 25, Article 30, Article 31 and Article 32 shall survive the expiration of the effective term of this Agreement. If any of such surviving provisions contains a requirement of the consent of the Research Promotion Committee, after the expiration of the effective term of this Agreement, the consent of the Research Promotion Committee shall be replaced by an agreement of [all the Parties] / [two-thirds or more of the Parties] / [a majority of the Parties].

#### **Article 27 (Termination)**

1. If any Party commits the following acts (the “**Breaching Party**”), other Parties(y) (the “**Non-breaching Parties(y)**”) may demand that the Breaching Party rectifies the relevant breach within [ ] days. If the relevant breach is not rectified within such period, the Non-breaching Party may request the other Parties which are Non-breaching Parties to terminate this Agreement in relation to the Breaching Party, and immediately terminate this Agreement. If [a majority of] the Non-breaching Parties agreed to such request (The Non-breaching Parties shall not unreasonably withhold such consent), this Agreement shall be immediately terminated in relation to the relevant Breaching Party and the relevant Breaching Party shall withdraw from the Collaborative Research.



- (1) It has committed any unlawful or unjust act with regard to the execution or performance of this Agreement, or
- (2) It has breached any provision of this Agreement.
2. If any other Party commits the following acts, is subject to any of the following proceeding, or causes any of the following events (the “**Bankrupt Party**”), the Parties may immediately terminate this Agreement in relation to such Bankrupt Party and have such Bankrupt Party withdraw from the Collaborative Research without making any demand to such Bankrupt Party and without obtaining the consent of the Parties other than such Bankrupt Party.
  - (1) The filing for bankruptcy, civil rehabilitation, corporate reorganization, or special liquidation is made by or against it;
  - (2) It has become subject to a disposition of suspension of banking transaction or a suspension of payment has occurred in it, or
  - (3) It has become subject to provisional attachment, or has become subject to a disposition of delinquency in paying taxes and other public charges.
3. If [all the Parties] / [two-thirds or more of the Parties] / [a majority of the Parties] agree in writing, the Parties may terminate this Agreement.

**Article 28 (Subsequent Participation)**

1. During the effective term of this Agreement, if a third party desires to participate in the Collaborative Research and the Research Promotion Committee gives approval, the Parties shall include such third party as a party to this Agreement. [If the Research Promotion Committee gave approval, the Lead-managing Party may act for other Parties and execute a memorandum of understanding with such third party in order to include such third party in the parties to this Agreement, and other Parties shall give necessary authority to the Lead-managing Party.]
2. The participant in the Collaborative Research pursuant to Article 28.1 [shall have a right equivalent to that of other Parties with regard to the Subject Inventions created prior to its participation.] / [shall not have a right equivalent to that of other Parties with regard to the Subject Inventions created prior to its participation and shall be granted a license as a third party pursuant to Article 16 if it implements the relevant Subject Inventions.]

**Article 29 (Withdrawal)**

1. If any Party desires to withdraw from the Collaborative Research during the effective term of this Agreement, it shall make a request to the Research Promotion Committee. Unless the consent of the Research Promotion Committee is obtained, the Parties may not withdraw from the Collaborative Research.
2. Any Party which withdraws from the Collaborative Research after obtaining the consent set forth in Article 29.1 shall continue to assume the obligations imposed on it under this Agreement even after it ceases to be a party to this Agreement due to withdrawal, unless it makes a separate agreement with the Research Promotion Committee in the course of obtaining such approval.
3. Any Party which withdraws from the Collaborative Research after obtaining the consent set forth in Article 29.1 [shall lose all the licenses obtained under his Agreement after it ceases to be a party to this Agreement] / [shall continue to hold the licenses it obtained under this Agreement even after

it ceases to be a party to this Agreement], unless it made a separate agreement with the Research Promotion Committee in the course of obtaining such approval.

4. Any Party which is to withdraw from the Collaborative Research pursuant to the provisions of Article 27.1 or Article 27.2 shall be subject to the application of Article 29.2 and Article 29.3 provided that there is no separate agreement with the Research Promotion Committee.

**Article 30 (Elimination of Anti-social Forces)**

1. Any Party (in the case of a corporation, including its officers and employees) shall represent and warrant to the other Parties as set forth in the following Items:
  - (i) It does not fall under an organized crime group, an organized crime group member, an organized crime group associate member, a person for whom five (5) years have not yet passed since the time when it ceased to be an organized crime group member, a company related to an organized crime group, a corporate racketeer, a group engaging in criminal activities under the pretext of conducting political activities or religious activities or social campaigns, a crime group specialized in intellectual crimes or any other person equivalent thereto (collectively, “**Anti-social Forces**”);
  - (ii) It is not a party who allows Anti-social Forces to utilize its name to execute this Agreement, and
  - (iii) It does not conduct or use a third party to conduct the following acts:
    - A. act of using threatening behavior or violence toward the other party, or
    - B. act of obstructing the business of the other party or defaming the other party by the use of fraudulent means or force.
2. If any of the Parties falls under any of the Items set forth above, the other Parties may immediately terminate this Agreement in relation to the Party falling under such Item without making any demand and without obtaining the consent of the Parties other than the Party falling under such Item and have the Party falling under such Item withdraw from the Collaborative Research:
  - (i) if it was discovered that it made any statement that violates the commitment set forth in (i) of Article 30.1;
  - (ii) if it was discovered that it made a contract in violation of the commitment set forth in (ii) of Article 30.1, or
  - (iii) if it conducted any act which violates the commitment set forth in (iii) of Article 30.1.
3. The Parties shall not be liable for any damages that the other Parties may incur due to the termination of this Agreement pursuant to Article 30.2.

**Article 31 (Damages)**

If any of the Parties incurs any damages, due to any of the events set forth in Article 30 or by willful act or gross negligence of any of the other Parties, it may claim against the other party which caused such damages only for the direct damages it incurred.

**Article 32 (Governing Law and Jurisdiction)**

1. This Agreement shall be governed by the laws of Japan.

**Consortium-type Collaborative Research Agreement  
(Draft)**

2. All disputes relating to this Agreement shall be submitted to the exclusive jurisdiction of the [ ] District Court as the court of first instance.

IN WITNESS WHEREOF, University A, University B, Collaborator A and Collaborator B have caused this Agreement to be executed in quadruplicate originals and shall each retain one (1) original.

Execution Date: \_\_\_\_\_

(University A) [ Address ]  
[ Name ]  
President [ ]

(University B) [ Address ]  
[ Name ]  
President [ ]

(Collaborator A) [ Address ]  
[ Name ]  
Representative Director [ ]

(Collaborator B) [ Address ]  
[ Name ]  
Representative Director [ ]

The University of [ ] (“University A”), the University of [ ] (“University B”), [Company Name] (the “Collaborator A”) and [Company Name] (the “Collaborator B”) (collectively, the “Parties”) enter into this Collaborative Research Agreement (this “Agreement”) to conduct the collaborative research (the “Collaborative Research”) set out in the Agreement Particulars as follows.

1. Research Title:			
2. Research Purpose:			
3. Research Description:			
4. Lead-managing Party:			
5. Project Manager:			
6. Researchers:	Division	Name	Department / Title
	University A		Role in the Research
	University B		
	Collaborator A		Dispatch of Personnel Y or N
	Collaborator B		Dispatch of Personnel Y or N
	7. Place of Research:		
8. Research Period:		From [MM/DD/YYYY] through [MM/DD/YYYY]	
9. Payment of Research Expenses:	Division	Research Expenses	
	University A	¥ [ ]	
	University B	¥ [ ]	
	Collaborator A	¥ [ ]	
	Collaborator B	¥ [ ]	
Total		¥ [ ]	

Aggregate Amount	¥ [ ]		
Division	Facility Name	Equipment Name	Specifications Qty
University A			
University B			
Collaborator A			
Collaborator B			
11. Utilizer Company			
12. Period for Confidentiality Obligations regarding Know-How:	Until [ ] years after the day immediately following the completion date of the Collaborative Research (or where the research period continues for more than one year, the day immediately following the end of the fiscal year)		
13. Period of general Confidentiality Obligations:	Until [ ] years after the day immediately following the completion date of the Collaborative Research (or where the research period continues for more than one year, the day immediately following the end of the fiscal year)		
14. Ownership of Intellectual Property Rights Relating to Research Results	<p>&lt;In the case of ownership-intensive type&gt;  [Intellectual property rights will be integrated into the Utilizer Company's sole ownership thereof (Article 14, Paragraph 1).]</p> <p>&lt;In the case of license-intensive type&gt;  [While intellectual property rights relating to research results will be owned by the Parties pursuant to the principle of inventor's entitlement to obtain patent (Article 14, Paragraph 1), an exclusive license with sub-licensing right will be granted to the Utilizer Company (Article 14, Paragraph 2).]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• A royalty-free non-exclusive license for the purpose of conducting the Collaborative Research</li> <li>• A right to implement exclusively for purposes other than to conduct the Collaborative Research (Article 15, Paragraph 2)</li> <li>• A non-exclusive license will be granted to third parties for purposes other than to conduct the Collaborative Research (Article 16, Paragraph 1)</li> <li>• A royalty-free, non-exclusive license for the purpose of conducting the Collaborative Research (Article 15, Paragraph 1)</li> <li>• A right to receive a non-exclusive license for purposes other than to conduct the Collaborative Research (Article 15, Paragraph 3)</li> <li>• A right to receive distributions of the consideration received for the licensing of the research results to third parties for purposes other than to conduct the Collaborative Research (Article 16, Paragraph 3)</li> </ul>		
15. The Parties' rights to the Research Results (License, Option, Etc.)	Utilizer Company		
	Others		

(NO FURTHER TEXT ON THIS PAGE)

**Article 1 (Definitions)**

For the purpose of this Agreement, the meanings of the terms set forth in the following items shall be as prescribed in those items.

- (1) "Research Institutions" mean, collectively, [ ] and [ ].
- (2) "Companies" mean, collectively, [ ] and [ ].
- (3) "Research Result(s)" means any technical result acquired based on the Collaborative Research, including, but not limited to, any invention, idea, design, copyrightable work and know-how which relates to the purpose of the Collaborative Research.
- (4) "Intellectual Property Rights" mean those listed below:
  - A. The patent rights prescribed in the Patent Act (Act No. 121 of 1959), the utility model rights prescribed in the Utility Model Act (Act No. 123 of 1959), the design rights prescribed in the Design Act (Act No. 125 of 1959), the trademark rights prescribed in the Trademark Act (Act No. 127 of 1959), the layout-design exploitation rights prescribed in the Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits (Act No. 43 of 1985), the breeder's rights prescribed in the Plant Variety Protection and Seed Act (Act No. 83 of 1998), and the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries;
  - B. The rights to obtain patent prescribed in the Patent Act, the rights to obtain a utility model registration prescribed in the Utility Model Act, the rights to obtain a design registration prescribed in the Design Act, the rights deriving from an application for trademark registration prescribed in the Trademark Act, rights to obtain a registration of the establishment of a layout-design exploitation right, the rights to obtain a variety registration, and the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries;
  - C. Copyrights in computer program works and database works ("Computer Program, Etc.") prescribed in the Copyright Act (Act No. 48 of 1970) and the rights corresponding to the aforementioned rights in foreign countries, and
  - D. Technical information which may be kept secret and has proprietary nature specified pursuant to the provision of Article 21 (the "Know-How").
- (5) "Invention(s)" means inventions that are subject to patent rights, devices which are subject to utility model rights, creations which are subject to design rights or layout-design exploitation rights, trademarks which are subject to trademark rights, and the bred varieties which are subject to breeder's rights.
- (6) "Applications(s)" means an application for a patent right, utility model right, trademark right or design right, an application for the registration of a layout-design exploitation right, an application for the registration of a variety registration for a breeder's right, and a request, registration and/or application (including provisional application) of the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries.
- (7) "Application Expenses" mean the expenses required for the Applications for Intellectual Property Rights, etc., which are paid to organizations such as the Japan Patent Office, courts, etc., or to external experts, such as patent attorneys, who do not belong to any of the Parties.
- (8) "Implementing" of or "to implement" Intellectual Property Rights means the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Patent Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Utility Model Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Design Act, the acts prescribed in

Article 2, Paragraph 3 of the Trademark Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 5 of the Plant Variety Protection and Seed Act, any and all acts of exploitation of copyrightable works and the use of the Know-How.

[9) “Data” mean the electronic or magnetic records (meaning records used in computer data processing, which are created in electronic form, electromagnetic form, or any other form that is impossible to perceive through the human senses alone, which is used in information processing by computers) on information other than the “personal information”, prescribed in Article 2 of the Act on the Protection of Personal Information (Act No. 57 of 2003)

(10) “Data Provided from the Parties” means the Data regarding which each party has Authority to Use and which are provided for the purpose of the Collaborative Research, which are indicated in Exhibit [1].

(11) “Data of Results” means the Data created, obtained or collected in the course of or in connection with the research, which are indicated in Exhibit [2].

(12) “Authority to Use” means any and all authorities concerning data in addition to the authority to use, manage, disclose, transfer (including licensing for use) or dispose of data.]

#### **Article 2 (Research Title, Etc.)**

The Parties shall conduct the collaborative research set forth in Paragraphs 1 to 3 of the Agreement Particulars (the “**Collaborative Research**”).

#### **Article 3 (Research Period)**

The research period of the Collaborative Research shall be as set forth in Paragraph 8 of the Agreement Particulars.

#### **Article 4 (Method of Management)**

1. The Parties shall assign the Lead-managing Party set forth in Paragraph 4 of the Agreement Particulars (the “**Lead-managing Party**”) to control and manage the entire research and development in the Collaborative Research, and establish a research promotion committee (the “**Research Promotion Committee**”) which shall be chaired by the Project Manager set forth in Paragraph 5 of the Agreement Particulars.
2. The management of and any other necessary matters concerning the Research Promotion Committee shall be determined separately and shall be conducted with the approval of the chairman of the Research Promotion Committee.

#### **Article 5 (Researchers)**

1. The Parties shall each assign the persons set forth in Paragraph 6 of the Agreement Particulars as the researchers of the Collaborative Research.
2. The Research Institutions shall accept the Companies’ researchers, whom the Companies desire to

engage in the Collaborative Research in a laboratory of the Research Institutions, as collaborative researchers.

3. The Parties may change, add to, or remove the researchers set forth in Article 5.1 with the approval of the Research Promotion Committee.

#### **Article 6 (Allocation and Payment of Research Expenses)**

1. The Parties shall each bear their respective research expenses set forth in Paragraph 9 of the Agreement Particulars.
2. The Companies shall pay the research expenses by the due date of payment set forth in the invoice issued by the Lead-managing Party; provided, however, that the research expenses agreed upon by the Parties may be directly paid to any other Research Institution or distributed by the Lead-managing Party to any other Research Institution. The payment and distribution of such research expenses shall be made by the due date of payment set forth in the invoice issued by such other Research Institution.
3. If the Companies (and the Lead-managing Party in the case where a part of the research expenses is distributed to other Research Institutions pursuant to Article 6.2) fails to pay the research expenses by the prescribed due date of payment, they must additionally pay delay charges at the rate of five percent (5%) per annum for the outstanding amount, on a daily pro-rata basis, covering the period from and including the day immediately following the due date for payment up to and including the day of actual payment.

#### **Article 7 (Accounting)**

1. The accounting procedures for the research expenses set forth in Article 6 shall be conducted by the Lead-managing Party.
2. Any Party other than the Lead-managing Party may request the Lead-managing Party to allow them to inspect the accounting documents relating to this Agreement. If any other Party makes a request for inspection to the Lead-managing Party, the Lead-managing Party shall comply with the same; provided, however, that if any information of a third party will be disclosed as a result of the inspection or copying of such accounting documents, the Lead-managing Party may refuse the inspection and copying of the relevant part after informing the Party which made the request of the reason for refusal.
3. If a part of the research expenses is paid or distributed to any other Research Institution pursuant to Article 6.2, such other Research Institution shall keep the accounting documents concerning the research expenses paid or distributed to it and comply with the request from such other Party for the inspection of such accounting documents pursuant to Article 7.2.

#### **Article 8 (Facilities, Etc., Acquired Using the Research Expenses)**

The facilities, etc., that are acquired using the research expenses set forth in Paragraph 9 of the Agreement Particulars shall be owned by the Lead-managing Party; provided, however, that the facilities, etc., that are acquired using the research expenses by the Research Institution which received

payment or distribution of a part of the research expenses pursuant to Article 6.2 shall be owned by such Research Institution.

**Article 6 (Allocation and Payment of Research Expenses)**

Upon conducting the Collaborative Research, the Lead-managing Party shall distribute the research expenses contributed from [ ] to any other Party. Such distribution of such research expenses shall be conducted in the method determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 7 (Accounting)**

The accounting procedures for the research expenses set forth in Article 6 shall be conducted by the Lead-managing Party. The keeping and inspection of accounting documents and the reporting of accounting shall be conducted in the method determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 8 (Facilities, Etc., Acquired Using the Research Expenses)**

The ownership of the facilities, etc., acquired using the research expenses shall be subject to the conditions determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 9 (Provision, Etc., of Facilities and Equipment)**

1. The Parties shall make their respective facilities and equipment as set forth in Paragraph 10 of the Agreement Particulars, available for the use in the Collaborative Research.
2. The Research Institutions shall accept from the Companies the equipment owned by the Companies set forth in Paragraph 10 of the Agreement Particulars, with the consent of the Companies, free of compensation. The Research Institutions and Companies shall jointly use the said equipment for the Collaborative Research. In this case, the ownership of said equipment may be transferred to the Research Institutions free of charge upon agreement between the Research Institutions and the Companies. The Research Institutions shall retain custody of such equipment accepted from the Companies with the duty of care of a good manager, from the time of completion of the installation of such equipment until the commencement of the return of the same.
3. Any expenses required for the carrying-in, installation, removal and carrying-out of the equipment provided in Article 9.2 shall be borne by the relevant Company.

**Article 10 (Discontinuation of Research or Extension of Period)**

1. If there arises any act of God or other unavoidable circumstance, the Parties may discontinue the Collaborative Research through discussion with the Research Promotion Committee, or may extend the research period of the Collaborative Research if approved by the Research Promotion Committee. In such case, the Parties shall not be liable for any damages incurred by any other

Party caused by such discontinuation or extension.

2. If it becomes likely that, as a result of the extension of the research period of the Collaborative Research, there is or would be a shortage in funds for research expenses that the Companies paid to the Lead-managing Party or other Research Institution(s) pursuant to the provision of Article 5, the Research Promotion Committee shall discuss whether or not the Collaborative Research should be continued. In such a case, if the Companies do not provide additional funds to compensate for such shortage, the Lead-managing Party may discontinue the Collaborative Research, taking into account the result of the discussion by the Research Promotion Committee.

**Article 11 (Completion of Research)**

The Collaborative Research shall be completed upon the occurrence of any of the following events:

- (1) The research period set forth in Paragraph 6 of the Agreement Particulars expires;
- (2) The Collaborative Research is completed before the expiration of the research period;
- (3) This Agreement is terminated pursuant to Article 27, or
- (4) The Parties agree that the Collaborative Research is complete.

**Article 12 (Treatment of Research Expenses upon Discontinuation of Research)**

If the Collaborative Research is discontinued pursuant to Article 10 (Discontinuation of Research or Extension of Period) or the termination of the Agreement, where there is any unused amount in the research expenses paid pursuant to Article 6, the Companies may request the Lead-managing Party or any other Research Institution which received payment or distribution of the research expenses to refund such unused amount.

**Article 13 (Preparation of Achievement Report in Accordance with Completion of Research)**

Within [ ] days, after the day immediately following the completion of the Collaborative Research, the participants shall prepare, in mutual cooperation, an achievement report with respect to any Research Results that have been obtained during the Collaborative Research.

**Article 14 (Title to and Integration of Intellectual Property Rights)**

**<Model Provisions of "Ownership-intensive type">**

1. Among the Intellectual Property Rights relating to any Inventions conceived in connection with the Collaborative Research (the "Subject Inventions") (the "Subject Intellectual Property Rights"), those relating to the Subject Inventions two or more joint inventors who respectively belong to two or more Parties respectively ("Joint Intellectual Property Rights") shall be owned by the Utilizer Company set forth in Paragraph 11 of the Agreement Particulars ("Utilizer Company").
2. The Parties shall, in accordance with their respective rules, acquire the Subject Intellectual Property Rights relating to the relevant Subject Inventions from the researchers, etc. who conceived the relevant Subject Inventions, and the Parties other than the Utilizer Company shall assign for

value the Subject Intellectual Property Rights they acquired to the Utilizer Company and have them owned by the Utilizer Company. The Parties to which the relevant researchers, etc. belong shall be liable for the payment of the consideration to the relevant researchers, etc. with regard to the assignment of the Subject Intellectual Property Rights.

3. The consideration for the transfer of the Subject Intellectual Property Rights from any Party other than the Utilizer Company to the Utilizer Company pursuant to Article 14.2 shall be determined by a separate agreement.]

<Model Provisions of "License-intensive type">

[1. The Subject Intellectual Property Rights relating to any Subject Inventions shall be owned respectively by the Party to which the inventor of the Subject Inventions belongs.

2. The Intellectual Property Rights relating to any Inventions two or more joint inventors belong to two or more Parties respectively ("Joint Inventions") ("Joint Intellectual Property Rights") shall be jointly owned by the Parties to which the relevant inventors, etc. belong. The Parties to which the relevant inventors, etc. belong shall hold mutual consultations with regard to the interests in the Joint Intellectual Property Rights.

3. The Parties shall, in accordance with their respective rules, acquire the Subject Intellectual Property Rights relating to the relevant Subject Inventions from the researchers, etc. who invented the relevant Subject Inventions. The Parties to which the relevant researchers, etc. belong shall be liable for the payment of the considerations to the relevant researchers, etc. with regard to the assignment of the Subject Intellectual Property Rights.

4. Each Party other than the Utilizer Company set forth in Paragraph 11 of the Agreement Particulars (the "Utilizer Company") shall, with regard to the Subject Intellectual Property Rights it owns (including the Joint Intellectual Property Rights owned jointly with other Parties including the Utilizer Company), grant the Utilizer Company an exclusive right to implement and license the Subject Inventions concerning such Subject Intellectual Property Rights under the conditions set forth in this Agreement. Unless otherwise provided for in this Agreement, no Party other than the Utilizer Company may implement or license to implement such Subject Inventions. With regard to exercising of rights against a third party, the Utilizer Company and the Party which owns the relevant Subject Intellectual Property Rights concerning the Subject Inventions regarding which the Utilizer Company was granted a right to implement or license shall separately hold mutual consultations and determine the method thereof.

5. The considerations for the granting of the exclusive right relating to the Subject Inventions concerning the Subject Intellectual Property Rights by any Party other than the Utilizer Company to the Utilizer Company pursuant to Article 14.4 shall be paid in the manner determined by a separate agreement.]

**Article 15 (Implementing and Licensing of the Subject Inventions within the Consortium)**

1. During the implementation period of the Collaborative Research, the Parties may non-exclusively implement the Subject Inventions for the purpose of performing the Collaborative Research, and the Utilizer Company shall grant other Parties a royalty-free license.
2. The Utilizer Company [may] / [shall endeavor to] implement the Subject Inventions itself

[(including granting licenses to its affiliates, etc.) ] for purposes other than to conduct the Collaborative Research on condition that the consideration for [the assignment / granting of an exclusive license of] the Subject Intellectual Property Rights by other Parties are paid pursuant to Article 14.

3. The Utilizer Company shall grant [may grant] other Companies [and the affiliates, etc. of such Companies which are designated by such Companies and approved by the Research Promotion Committee], a non-exclusive license [with / without consideration] to implement the Subject Inventions for purposes other than to perform the Collaborative Research.

[4. The royalty paid by the Companies to the Utilizer Company and other licensing conditions in relation to the licensing of the Subject Inventions by the Utilizer Company to the Companies pursuant to Article 15.3 shall be determined upon mutual consultation between the Utilizer Company and the relevant Company.]

**Article 16 (Licensing of the Subject Inventions to Third Parties Outside the Consortium)**

1. The Utilizer Company may grant a third party other than the Parties a non-exclusive license with consideration to implement the Subject Inventions; provided, however, that such third party must be approved by the Research Promotion Committee.]

2. The conditions for licensing concerning the Subject Inventions by the Utilizer Company to a third party pursuant to Article 16.1 must not be more favorable than those for the licensing concerning the Subject Inventions by the Utilizer Company to other Parties pursuant to Article 15.

3. If the Utilizer Company received payment of a royalty from a third party as the consideration for the license concerning the Subject Inventions pursuant to Article 16.1, it must distribute such royalty to other Parties. The conditions for the distribution of such royalty shall be separately determined by the Parties through mutual consultation.

**Article 17 (Filing of Applications for Intellectual Property Rights)**

<Model Provisions in the Case Where Applications Are Filed Solely by the Utilizer Company>

[Applications for the Subject Intellectual Property Rights shall be filed solely by the Utilizer Company.]

<Model Provisions in the Case Where Applications Are Filed by the Party to this Agreement to Which the Researcher as the Inventor Belongs>

[Applications for the Subject Intellectual Property Rights shall be filed solely by the Party to which the inventor of the Subject Inventions concerning such Subject Intellectual Property Rights belongs (in the case of Joint Intellectual Property Rights, jointly by the Parties sharing such Joint Intellectual Property Rights).]

**Article 18 (Filing of Applications in Foreign Countries)**

Filing of the Applications for the Subject Intellectual Property Rights in foreign countries shall be made in the same manner as that set forth in Article 17.

[2. With regard to the Background IP held by [the Parties] / [the Research Institutions] which are essential for the implementation of the Subject Inventions, the owner of the relevant Background IP shall grant the Utilizer Company a non-exclusive right [with consideration] / [without consideration] to implement or sub-license the relevant Background IP in connection with the implementation or licensing of the Subject Inventions pursuant to Article 15 and Article 16. In such cases, if the owner of the relevant Background IP recognizes that it is impossible to grant such right due to an agreement with a third party or for any other reason, it shall promptly notify such Parties. If the owner of the relevant Background IP obtained approval of the Research Promotion Committee, it shall exclude such notified Background IP from the scope of the above-mentioned granting of right [; provided, however, that each Party may, by specifying in writing within [sixty (60)] days from the execution of this Agreement, exclude a part of the Background IP held by it from the scope of the granting of such right.]]

**Article 22 (Know-How, Programs, Data, Etc.)**

1. If any Know-How was created as a result of the Collaborative Research, the relevant party shall promptly notify the other party and identify the same in writing.
  2. Any identified Know-How shall be kept confidential from the date of identification and during the period set forth in Paragraph 12 of the Agreement Particulars and shall not be disclosed to a third party without a prior written consent of the other party.
  3. The handling of any identified Know-How and any Computer Program, Etc. created from the Collaborative Research shall be separately determined by the Parties through mutual consultations in accordance with the handling of Intellectual Property Rights specified in Article 14 to Article 19.
- [4. With regard to the Data Provided from the Parties, the Parties which provided the relevant data shall have the authority to use the same. With regard to the Data of Results, the authority to use the same shall be as specified in the Exhibits and the contents of the authority concerning such data shall be specified in the Exhibits; provided, however, that unless specifically provided for in the Exhibits, no Party shall guarantee the usefulness and accuracy of the Data Provided from the Parties or the Data of Results which it provided nor shall be responsible for the same.]

**Article 23 (Confidentiality)**

1. The Parties may not disclose or divulge to any third party other than the researchers designated in Article 4, any technical and operational information which is disclosed or provided by the other Party upon implementation of the Collaborative Research; and is expressly marked as confidential at the time of the provision or disclosure by such other Party (the “**Disclosing Party**”), or which is orally disclosed and is expressly indicated as confidential at the time of the oral disclosure and which is notified in writing by the Disclosing Party to the person to which disclosure or provision is made (the “**Receiving Party**”) in writing within thirty (30) days from the disclosure (the “**Confidential Information**”). The Receiving Party shall impose to the relevant researcher, an obligation to keep confidential the Confidential Information disclosed by the Disclosing Party even after the relevant researcher had left their work position; provided, however, that the above shall not apply to any information which falls under any of the following:
  - (1) any information which is proven to be already held by the Receiving Party at the time of the disclosure

**Article 19 (Expenses for Filing of Applications)**  
**<Model Provisions in the Case Where the Expenses Are Borne Entirely by the Utilizer Company>**

[The expenses for filing the Applications in Article 17 and Article 18 shall be borne by the Utilizer Company.]

**<Model Provisions in the Case Where the Expenses Are Borne by the Party to this Agreement to Which the Researcher as the Inventor Belongs >**

[The Application Expenses in relation to the filing of Applications in Article 17 and Article 18 shall be borne by the Parties to which the inventor of the Subject Inventions concerning the Subject Intellectual Property Rights belongs (In the case of Joint Intellectual Property Right, [jointly by the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions concerning the relevant Joint Intellectual Property Rights belong in accordance with the ratio of the co-ownership interest] / [by the Companies among the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions concerning the relevant Joint Intellectual Property Rights belong (in the case where there are two or more Companies, jointly by such Companies in accordance with the ratio of the co-ownership interest)].)

**Article 20 (Collaborative Research with Third Parties Outside the Consortium)**

The Parties shall not be imposed subject to any restrictions on engagement in academic research with a third party on a theme which is the same as or has connection with that of the Collaborative Research; provided, however, that the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 shall be complied with.

**Article 21 (Handling of Background IP)**

1. Each Party shall, with regard to the Intellectual Property Rights which they have held prior to the commencement of the Collaborative Research or which they came to hold separately from the Collaborative Research (the “**Background IP**”), grant other Parties a royalty-free non-exclusive license to implement the Inventions concerning such Background IP to the extent necessary for the purpose of the Collaborative Research. [; provided, however, that the Parties may, by specifying in writing within [sixty (60)] days from the execution of this Agreement, exclude a part of the Background IP it holds from the scope of such licensing.]

**<Model Provisions of “Basically Usage Prohibited Type”>**

- [2. If the Parties agreed in writing that any of the Background IP held by the Parties are necessary for the social implementation of the Subject Inventions, the owner of the relevant Background IP shall grant the Utilizer Company a right to implement or sub-license the relevant Background IP in connection with the implementation of or licensing to implement the Subject Inventions pursuant to Article 15 and Article 16 under the conditions it separately agreed upon with the Utilizer Company.]

**<Model Provisions of “Basically Usage Allowed Type”>**

or obligations arising from this Agreement without obtaining the prior consent of the Research Promotion Committee. The above applies regardless of whether or not the assignment arises from a merger or assignment of the whole or any part of the businesses relating to the purpose of this Agreement.

**Article 26 (Effective Term)**

1. The term of this Agreement shall be coterminous with the research period of the Collaborative Research.
2. The provisions of Articles 14 to 25, Article 30, Article 31 and Article 32 shall survive the expiration of the effective term of this Agreement. If any of such surviving provisions contains a requirement of the consent of the Research Promotion Committee, after the expiration of the effective term of this Agreement, the consent of the Research Promotion Committee shall be replaced by an agreement of [all the Parties] / [two-thirds or more of the Parties] / [a majority of the Parties].

**Article 27 (Termination)**

1. If any Party commits the following acts (the “**Breaching Party**”), other Parties(y) (the “**Non-breaching Parties(y)**”) may demand that the Breaching Party rectifies the relevant breach within [ ] days. If the relevant breach is not rectified within such period, the Non-breaching Party may request the other Parties which are Non-breaching Parties to terminate this Agreement in relation to the Breaching Party, and immediately terminate this Agreement. If [a majority of] the Non-breaching Parties agree to such request (The Non-breaching Parties shall not unreasonably withhold such consent), this Agreement shall be immediately terminated in relation to the relevant Breaching Party and the relevant Breaching Party shall withdraw from the Collaborative Research:
  - (1) It has committed any unlawful or unjust act with regard to the execution or performance of this Agreement, or
  - (2) It has breached any provision of this Agreement.
2. If any other Party commits the following acts, is subject to any of the following proceeding, or causes any of the following events (the “**Bankrupt Party**”), the Parties may immediately terminate this Agreement in relation to such Bankrupt Party and have such Bankrupt Party withdraw from the Collaborative Research without making any demand to such Bankrupt Party and without obtaining the consent of the Parties other than such Bankrupt Party.
  - (1) The filing for bankruptcy, civil rehabilitation, corporate reorganization, or special liquidation is made by or against it;
  - (2) It has become subject to a disposition of suspension of banking transaction or a suspension of payment has occurred in it, or
  - (3) It has become subject to provisional attachment, or has become subject to a disposition of delinquency in paying taxes and other public charges.
3. If [all the Parties] / [two-thirds or more of the Parties] / [a majority of the Parties] agree in writing, the Parties may terminate this Agreement.

- (2) any information that was already a part of the public domain at the time of the disclosure or provision thereof;
  - (3) any information that became a part of the public domain after the disclosure or provision thereof for a reason not attributable to the Receiving Party;
  - (4) any contents which are proven to be obtained lawfully from a third party with due authority;
  - (5) any information which is proven to be independently developed or obtained by the Receiving Party without reference to the information disclosed or provided by the other party, or
  - (6) any information which was excluded by the prior written consent of the Disclosing Party.
2. The Receiving Party may not use the Confidential Information for any purpose other than the Collaborative Research; provided, however, that the above shall not apply if the prior written consent of the Disclosing Party is obtained.
  3. The effective term concerning Article 23.1 and Article 23.2 shall commence on the date of commencement of the Collaborative Research set forth in Article 3 and continues until the completion of the period set forth in Paragraph 13 of the Agreement Particulars; provided, however, that such period may be extended or shortened after mutual consultations among the Parties.

**Article 24 (Public Release of Research Results)**

1. The Research Results shall, in principle, be publicly released; provided, however, that upon the public release, the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 shall be complied with.
2. The Party which desires public release shall notify the Research Promotion Committee in writing of the purpose, place and contents of the public release no later than [ ] days prior to the public release.
3. If, as a result of mutual consultations, the Research Promotion Committee determines that the public release is likely to materially conflict with the interests of the Parties other than the Party which desires public release, the Research Promotion Committee shall notify such Party which desires public release of that effect in writing within [ ] days from the receipt of the notice set forth in Article 24.2 and such Party which desires public release shall determine the extent and manner of the public release after consulting with the Research Promotion Committee again.
4. After [ ] years from the day immediately following the completion date of the Collaborative Research, the Research Institutions shall have complied with the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 and may publicly release the Research Results without notice to the other Parties; provided, however, that such period may be extended or shortened after mutual consultations among the Parties.
5. The Parties may, with the prior consent of the Research Promotion Committee, indicate upon any release or public disclosure or public release of the Research Results, that the relevant Research Results were obtained through the Collaborative Research.

**Article 25 (Prohibition of Assignment)**

The Parties may not assign to a third party the contractual status under this Agreement or any rights



and

- (iii) It does not conduct or use a third party to conduct the following acts:
- A. act of using threatening behavior or violence toward the other party, or
  - B. act of obstructing the business of the other party or defaming the other party by the use of fraudulent means or force.
2. If any of the Parties falls under any of the Items set forth above, the other Parties may immediately terminate this Agreement in relation to the Party falling under such Item without making any demand and without obtaining the consent of the Parties other than the Party falling under such Item and have the Party falling under such Item withdraw from the Collaborative Research:
- (i) if it was discovered that it made any statement that violates the commitment set forth in (i) of Article 30.1;
  - (ii) if it was discovered that it made a contract in violation of the commitment set forth in (ii) of Article 30.1, or
  - (iii) if it conducted any act which violates the commitment set forth in (iii) of Article 30.1.
3. The Parties shall not be liable for any damages that the other Parties may incur due to the termination of this Agreement pursuant to Article 30.2.

#### **Article 31 (Damages)**

If any of the Parties incurs any damages, due to any of the events set forth in Article 30 or by willful act or gross negligence of any of the other Parties, it may claim against the other party which caused such damages only for the direct damages it incurred.

#### **Article 32 (Governing Law and Jurisdiction)**

1. This Agreement shall be governed by the laws of Japan.
2. All disputes relating to this Agreement shall be submitted to the exclusive jurisdiction of the [ ] District Court as the court of first instance.

IN WITNESS WHEREOF, University A, University B, Collaborator A and Collaborator B have caused this Agreement to be executed in quadruplicate originals and shall each retain one (1) original.

Execution Date: \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_

(University A)	[ Address ]
	[ Name ]
	President [ ]
(University B)	[ Address ]
	[ Name ]
	President [ ]
(Collaborator A)	[ Address ]

#### **Article 28 (Subsequent Participation)**

1. During the effective term of this Agreement, if a third party desires to participate in the Collaborative Research and the Research Promotion Committee gives approval, the Parties shall include such third party as a party to this Agreement. [If the Research Promotion Committee gave approval, the Lead-managing Party may act for other Parties and execute a memorandum of Agreement with such third party in order to include such third party in the parties to this Agreement and other Parties shall give necessary authority to the Lead-managing Party.]
2. The participant in the Collaborative Research pursuant to Article 28.1 [shall have a right equivalent to that of other Parties with regard to the Subject Inventions created prior to its participation.] / [shall not have a right equivalent to that of other Parties with regard to the Subject Inventions created prior to its participation and shall be granted a license as a third party pursuant to Article 16 if it implements the relevant Subject Inventions.]

#### **Article 29 (Withdrawal)**

1. If any Party desires to withdraw from the Collaborative Research during the effective term of this Agreement, it shall make a request to the Research Promotion Committee. Unless the consent of the Research Promotion Committee is obtained, the Parties may not withdraw from the Collaborative Research.
2. Any Party which withdraws from the Collaborative Research after obtaining the consent set forth in Article 29.1 shall continue to assume the obligations imposed on it under this Agreement even after it ceases to be a party to this Agreement due to withdrawal, unless it makes a separate agreement with the Research Promotion Committee in the course of obtaining such approval.
3. Any Party which withdraws from the Collaborative Research after obtaining the consent set forth in Article 29.1 [shall lose all the licenses obtained under his Agreement after it ceased to be a party to this Agreement] / [shall continue to hold the licenses it obtained under this Agreement even after it ceases to be a party to this Agreement], unless it made a separate agreement with the Research Promotion Committee in the course of obtaining such approval.
4. Any Party which is to withdraw from the Collaborative Research pursuant to the provisions of Article 27.1 or Article 27.2 shall be subject to the application of Article 29.2 and Article 29.3 provided that there is no separate agreement with the Research Promotion Committee.

#### **Article 30 (Elimination of Anti-social Forces)**

1. Any Party (in the case of a corporation, including its officers and employees) shall represent and warrant to the other Parties as set forth in the following Items:
  - (i) It does not fall under an organized crime group, an organized crime group member, an organized crime group associate member, a person for whom five (5) years have not yet passed since the time when it ceased to be an organized crime group member, a company related to an organized crime group, a corporate racketeer, a group engaging in criminal activities under the pretext of conducting political activities or religious activities or social campaigns, a crime group specialized in intellectual crimes or any other person equivalent thereto (collectively, "Anti-social Forces");
  - (ii) It is not a party who allows Anti-social Forces to utilize its name to execute this Agreement,

**Consortium-type Collaborative Research Agreement (Draft)**

[ Name ]  
Representative Director [ ]

(Collaborator B)  
[ Address ]  
[ Name ]  
Representative Director [ ]

The University of [ ] (“University A”), the University of [ ] (“University B”), [Company Name] (the “Collaborator A”) and [Company Name] (the “Collaborator B”) (collectively, the “Parties”) enter into this Collaborative Research Agreement (this “Agreement”) to conduct the collaborative research (the “Collaborative Research”) set out in the Agreement Particulars as follows.

1. Research Title:			
2. Research Purpose:			
3. Research Description:			
4. Lead-managing Party:			
5. Project Manager:			
6. Researchers:	Division	Name	Department / Title
	University A		
	University B		
	Collaborator A		
7. Place of Research:	Division		Role in the Research
	University A		
	University B		
	Collaborator B		
8. Research Period:	From	[MM/DD/YYYY] through [MM/DD/YYYY]	
	Division	Research Expenses	
	University A	¥ [ ]	
	University B	¥ [ ]	
9. Payment of Research Expenses:	Collaborator A	¥ [ ]	
	Collaborator B	¥ [ ]	
	Total	¥ [ ]	



#### Article 1 (Definitions)

For the purpose of this Agreement, the meanings of the terms set forth in the following items shall be as prescribed in those items.

- (1) "Research Institutions" mean, collectively, [ ] and [ ] .
- (2) "Companies" mean, collectively, [ ] and [ ] .
- (3) "Research Result(s)" means any technical result acquired based on the Collaborative Research, including, but not limited to, any invention, idea, design, copyrightable work and know-how which relates to the purpose of the Collaborative Research.
- (4) "Intellectual Property Rights" mean those listed below:

A. The patent rights prescribed in the Patent Act (Act No. 121 of 1959), the utility model rights prescribed in the Utility Model Act (Act No. 123 of 1959), the design rights prescribed in the Design Act (Act No. 125 of 1959), the trademark rights prescribed in the Trademark Act (Act No. 127 of 1959), the layout-design exploitation rights prescribed in the Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits (Act No. 43 of 1985), the breeder's rights prescribed in the Plant Variety Protection and Seed Act (Act No. 83 of 1998), and the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries;

B. The rights to obtain patent prescribed in the Patent Act, the rights to obtain a utility model registration prescribed in the Utility Model Act, the rights to obtain a design registration prescribed in the Design Act, the rights deriving from an application for trademark registration prescribed in the Trademark Act, rights to obtain a registration of the establishment of a layout-design exploitation right, the rights to obtain a variety registration, and the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries;

C. Copyrights in computer program works and database works ("Computer Program, Etc.") prescribed in the Copyright Act (Act No. 48 of 1970) and the rights corresponding to the aforementioned rights in foreign countries, and

D. Technical information which may be kept secret and has proprietary nature specified pursuant to the provision of Article 21 (the "Know-How").

(5) "Invention(s)" means inventions that are subject to patent rights, devices which are subject to utility model rights, creations which are subject to design rights or layout-design exploitation rights, trademarks which are subject to trademark rights, and the bred varieties which are subject to breeder's rights.

(6) "Applications(s)" means an application for a patent right, utility model right, trademark right or design right, an application for the registration of a layout-design exploitation right, an application for the registration of a variety registration for a breeder's right, and a request, registration and/or application (including provisional application) of the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries.

(7) "Application Expenses" mean the expenses required for the Applications for Intellectual Property Rights, etc., which are paid to organizations such as the Japan Patent Office, courts, etc., or to external experts, such as patent attorneys, who do not belong to any of the Parties.

(8) "Implementing" of or "to implement" Intellectual Property Rights means the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Patent Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Utility Model Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Design Act, the acts prescribed in

Article 2, Paragraph 3 of the Trademark Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 5 of the Plant Variety Protection and Seed Act, any and all acts of exploitation of copyrightable works and the use of the Know-How.

(9) "Data" mean the electronic or magnetic records (meaning records used in computer data processing, which are created in electronic form, magnetic form, or any other form that is impossible to perceive through the human senses alone, which is used in information processing by computers) on information other than the "personal information" prescribed in Article 2 of the Act on the Protection of Personal Information (Act No. 57 of 2003)

(10) "Data Provided from the Parties" means the Data regarding which each party has Authority to Use and which are provided for the purpose of the Collaborative Research, which are indicated in Exhibit [1].

(11) "Data of Results" mean the Data created, obtained or collected in the course of or in connection with the research, which are indicated in Exhibit [2].

(12) "Authority to Use" means any and all authorities concerning data in addition to the authority to use, manage, disclose, transfer (including licensing for use) or dispose of data.]

#### Article 2 (Research Title, Etc.)

The Parties shall conduct the collaborative research set forth in Paragraphs 1 to 3 of the Agreement Particulars (the "Collaborative Research").

#### Article 3 (Research Period)

The research period of the Collaborative Research shall be as set forth in Paragraph 8 of the Agreement Particulars.

#### Article 4 (Method of Management)

1. The Parties shall assign the Lead-managing Party set forth in Paragraph 4 of the Agreement Particulars (the "Lead-managing Party") to control and manage the entire research and development in the Collaborative Research, and establish a research promotion committee (the "Research Promotion Committee") which shall be chaired by the Project Manager set forth in Paragraph 5 of the Agreement Particulars.

2. The management of and any other necessary matters concerning the Research Promotion Committee shall be determined separately and shall be conducted with the approval of the chairman of the Research Promotion Committee.

#### Article 5 (Researchers)

1. The Parties shall each assign the persons set forth in Paragraph 6 of the Agreement Particulars as the researchers of the Collaborative Research.

2. The Research Institutions shall accept the Companies' researchers, whom the Companies desire to

payment or distribution of a part of the research expenses pursuant to Article 6.2 shall be owned by such Research Institution.

**Article 6 (Allocation and Payment of Research Expenses)**  
Upon conducting the Collaborative Research, the Lead-managing Party shall distribute the research expenses contributed from [ ] to any other Party. Such distribution of such research expenses shall be conducted in the method determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 7 (Accounting)**  
The accounting procedures for the research expenses set forth in Article 6 shall be conducted by the Lead-managing Party. The keeping and inspection of accounting documents and the reporting of accounting shall be conducted in the method determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 8 (Facilities, Etc., Acquired Using the Research Expenses)**  
The ownership of the facilities, etc., acquired using the research expenses shall be subject to the conditions determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 9 (Provision, Etc., of Facilities and Equipment)**  
1. The Parties shall make their respective facilities and equipment as set forth in Paragraph 10 of the Agreement Particulars, available for the use in the Collaborative Research.  
2. The Research Institutions shall accept from the Companies the equipment owned by the Companies set forth in Paragraph 10 of the Agreement Particulars, with the consent of the Companies, free of compensation. The Research Institutions and Companies shall jointly use the said equipment for the Collaborative Research. In this case, the ownership of said equipment may be transferred to the Research Institutions free of charge upon agreement between the Research Institutions and the Companies. The Research Institutions shall retain custody of such equipment accepted from the Companies with the duty of care of a good manager, from the time of completion of the installation of such equipment until the commencement of the return of the same.  
3. Any expenses required for the carrying-in, installation, removal and carrying-out of the equipment provided in Article 9.2 shall be borne by the relevant Company.

**Article 10 (Discontinuation of Research or Extension of Period)**  
1. If there arises any act of God or other unavoidable circumstance, the Parties may discontinue the Collaborative Research through discussion with the Research Promotion Committee, or may extend the research period of the Collaborative Research if approved by the Research Promotion Committee. In such case, the Parties shall not be liable for any damages incurred by any other

engage in the Collaborative Research in a laboratory of the Research Institutions, as collaborative researchers.  
3. The Parties may change, add to, or remove the researchers set forth in Article 5.1 with the approval of the Research Promotion Committee.

**Article 6 (Allocation and Payment of Research Expenses)**  
1. The Parties shall each bear their respective research expenses set forth in Paragraph 9 of the Agreement Particulars.  
2. The Companies shall pay the research expenses by the due date of payment set forth in the invoice issued by the Lead-managing Party; ; provided, however, that the research expenses agreed upon by the Parties may be directly paid to any other Research Institution or distributed by the Lead-managing Party to any other Research Institution. The payment and distribution of such research expenses shall be made by the due date of payment set forth in the invoice issued by such other Research Institution.  
3. If the Companies (and the Lead-managing Party in the case where a part of the research expenses is distributed to other Research Institutions pursuant to Article 6.2) fails to pay the research expenses by the prescribed due date of payment, they must additionally pay delay charges at the rate of five percent (5%) per annum for the outstanding amount, on a daily pro-rata basis, covering the period from and including the day immediately following the due date for payment up to and including the day of actual payment.

**Article 7 (Accounting)**  
1. The accounting procedures for the research expenses set forth in Article 6 shall be conducted by the Lead-managing Party.  
2. Any Party other than the Lead-managing Party may request the Lead-managing Party to allow them to inspect the accounting documents relating to this Agreement. If any other Party makes a request for inspection to the Lead-managing Party, the Lead-managing Party shall comply with the same; ; provided, however, that if any information of a third party will be disclosed as a result of the inspection or copying of such accounting documents, the Lead-managing Party may refuse the inspection and copying of the relevant part after informing the Party which made the request the reason for refusal.  
3. If a part of the research expenses is paid or distributed to any other Research Institution pursuant to Article 6.2, such other Research Institution shall keep the accounting documents concerning the research expenses paid or distributed to it and comply with the request from such other Party for the inspection of such accounting documents pursuant to Article 7.2.

**Article 8 (Facilities, Etc., Acquired Using the Research Expenses)**  
The facilities, etc., that are acquired using the research expenses set forth in Paragraph 9 of the Agreement Particulars shall be owned by the Lead-managing Party; ; provided, however, that the facilities, etc., that are acquired using the research expenses by the Research Institution which received

Party caused by such discontinuation or extension.

2. If it becomes likely that, as a result of the extension of the research period of the Collaborative Research, there is or would be a shortage in funds for research expenses that the Companies paid to the Lead-managing Party or other Research Institution(s) pursuant to the provision of Article 5, the Research Promotion Committee shall discuss whether or not the Collaborative Research should be continued. In such a case, if the Companies do not provide additional funds to compensate for such shortage, the Lead-managing Party may discontinue the Collaborative Research, taking into account the result of the discussion by the Research Promotion Committee.

#### Article 11 (Completion of Research)

The Collaborative Research shall be completed upon the occurrence of any of the following events:

- (1) The research period set forth in Paragraph 6 of the Agreement Particulars expires;
- (2) The Collaborative Research is completed before the expiration of the research period;
- (3) This Agreement is terminated pursuant to Article 27, or
- (4) The Parties agree that the Collaborative Research is complete.

#### Article 12 (Treatment of Research Expenses upon Discontinuation of Research)

If the Collaborative Research is discontinued pursuant to Article 10 (Discontinuation of Research or Extension of Period) or the termination of the Agreement, where there is any unused amount in the research expenses paid pursuant to Article 6, the Companies may request the Lead-managing Party or any other Research Institution which received payment or distribution of the research expenses to refund such unused amount.

#### Article 13 (Preparation of Achievement Report in Accordance with Completion of Research)

Within [ ] days, after the day immediately following the completion of the Collaborative Research, the participants [訳注：本が付いていますが定義語ではないようなので小文字始まりにしました。] shall prepare, in mutual cooperation, an achievement report with respect to any Research Results that have been obtained during the Collaborative Research.

#### Article 14 (Title to and Integration of Intellectual Property Rights)

<Model Provisions of "Ownership-intensive type">

1. Among the Intellectual Property Rights relating to any Inventions conceived in connection with the Collaborative Research (the "Subject Inventions") (the "Subject Intellectual Property Rights", and those relating to the Subject Inventions two or more joint inventors who respectively belong to two or more Parties shall be referred to as "Joint Intellectual Property Rights"), those pertaining to Business Field A set forth in Paragraph 11 of the Agreement Particulars shall be owned by Utilizer A set forth in the said Paragraph ("Utilizer A"), and those pertaining to Business Field B set forth in Paragraph 11 of the Agreement Particulars shall be owned by Utilizer B set forth in the said Paragraph ("Utilizer B") (hereinafter, Utilizer A and Utilizer B shall be collectively referred to

as "Utilizers"). Hereinafter, the Subject Inventions pertaining to Business Field A shall be referred to as "Inventions A", and the Subject Intellectual Property Rights relating to Inventions A shall be referred to as "Intellectual Property Rights A". The Subject Inventions pertaining to Business Field B shall be referred to as "Inventions B", and the Subject Intellectual Property Rights relating to Inventions B shall be referred to as "Intellectual Property Rights B". Further, Inventions A and Inventions B shall be collectively referred to as the "Integrated Inventions", and Intellectual Property Rights A and Intellectual Property Rights B shall be collectively referred to as the "Integrated Intellectual Property Rights".

2. The Parties shall, in accordance with their respective rules, acquire the Subject Intellectual Property Rights relating to the relevant Subject Inventions from the researchers, etc. who conceived the relevant Subject Inventions, and each Party shall assign for value the Integrated Intellectual Property Rights they acquired to Utilizer A or Utilizer B in accordance with Article 14.1 and have them owned by each Utilizer. The Parties to which the relevant researchers, etc. belong shall be liable for the payment of the consideration to the relevant researchers, etc. with regard to the assignment of the Subject Intellectual Property Rights.
3. The consideration for the transfer of the Integrated Intellectual Property Rights from any Party other than the Utilizers to Utilizer A or Utilizer B pursuant to Article 14.2 shall be determined by a separate agreement.]

<Model Provisions of "License-intensive type">

1. The Intellectual Property Rights relating to any Inventions conceived in connection with the Collaborative Research (the "Subject Inventions") (the "Subject Intellectual Property Rights") shall be owned respectively by the Party to which the inventor of the Subject Inventions belongs.
2. The Intellectual Property Rights relating to any Inventions one or more joint inventors of which belong to two or more Parties respectively ("Joint Inventions") ("Joint Intellectual Property Rights") shall be jointly owned by the Parties to which the relevant inventors, etc. belong. The Parties to which the relevant inventors, etc. belong shall hold mutual consultations with regard to the interests in the Joint Intellectual Property Rights.
3. The Parties shall, in accordance with their respective rules, acquire the Subject Intellectual Property Rights relating to the relevant Subject Inventions from the researchers, etc. who invented the relevant Subject Inventions. The Parties to which the relevant researchers, etc. belong shall be liable for the payment of the considerations to the relevant researchers, etc. with regard to the assignment of the Subject Intellectual Property Rights.
4. Each Party shall, with regard to the Subject Intellectual Property Rights it owns (including the Joint Intellectual Property Rights owned jointly with other Parties including the Utilizers), grant an exclusive right for the implementation and licensing of the Subject Inventions concerning such Subject Intellectual Property Rights by each Utilizer under the conditions set forth in this Agreement, to Utilizer A set forth in Paragraph 11 of the Agreement Particulars ("Utilizer A") for the Subject Inventions pertaining to Business Field A set forth in the said Paragraph and to Utilizer B set forth in Paragraph 11 of the Agreement Particulars ("Utilizer B") for the Subject Inventions pertaining to Business Field B set forth in the said Paragraph (hereinafter Utilizer A and Utilizer B shall be collectively referred to as "Utilizers") (hereinafter, the Subject Inventions pertaining to Business Field A shall be referred to as "Inventions A" and the Subject Intellectual Property Rights

relating to Inventions A shall be referred to as “**Intellectual Property Rights A**”, respectively. The Subject Inventions pertaining to Business Field B shall be referred to as “**Inventions B**” and the Subject Intellectual Property Rights relating to Inventions B shall be referred to as “**Intellectual Property Rights B**”, respectively. Further, Inventions A and Inventions B shall be collectively referred to as the “**Integrated Inventions**” and Intellectual Property Rights A and Intellectual Property Rights B shall be collectively referred to as the “**Integrated Intellectual Property Rights**”, respectively). Unless otherwise provided for in this Agreement, no Party other than the Utilizers may implement or license the Integrated Inventions. With regard to exercising of rights against a third party, the Utilizer which was granted a right to implement or license Integrated Inventions and the Party which owns the Integrated Intellectual Property Rights concerning the relevant Integrated Inventions shall separately hold mutual consultations and determine the method thereof.

5. The consideration for the granting of the exclusive right relating to the Subject Inventions concerning the Integrated Intellectual Property Rights by any Party to each Utilizer pursuant to Article 14.4 shall be paid in the manner determined by a separate agreement.]

#### **Article 15 (Implementing and Licensing of the Subject Inventions within the Consortium)**

1. The Parties may non-exclusively implement the Integrated Inventions for the purpose of performing the Collaborative Research, and each Utilizer shall respectively grant other Parties a royalty-free license with regard to the Integrated Inventions relating to the Integrated Intellectual Property Rights it owns or regarding which it has the right to grant licenses.

2. Each Party may, on condition that the consideration for [the assignment / granting of exclusive license] of the Integrated Intellectual Property Rights by other Parties pursuant to Article 14 is paid, itself implement [(including granting licenses to its affiliates, etc.)] the Subject Inventions relating to the Integrated Intellectual Property Rights it owns or regarding which it has the right to grant licenses for purposes other than to perform the Collaborative Research.

3. Each Utilizer shall [may] grant other Companies [and the affiliates, etc. of such Companies which are designated by such Companies and approved by the Research Promotion Committee], a non-exclusive license [with / without consideration] to implement the Integrated Inventions for purposes other than to perform the Collaborative Research.

[4. The royalty and other licensing conditions in relation to the licensing of the Integrated Inventions by each Utilizer to other Companies pursuant to Article 15.3 shall be determined upon mutual consultation between the relevant Utilizer and the relevant Company.]

[5. The Parties shall implement and grant license to implement the Subject Inventions other than the Integrated Inventions (the “**Non-integrated Inventions**”) in accordance with the provisions of the following Items:

(1) During the implementation period of the Collaborative Research, the Parties may non-exclusively implement the Non-integrated Inventions for purposes other than to perform the Collaborative Research. Each Party shall grant other Parties a royalty-free license with regard to the Non-integrated Inventions relating to the **Non-integrated Intellectual Property Rights** (i.e. the Subject Intellectual Property Rights other than the Integrated Intellectual Property Rights; hereinafter the same) it owns (including the Joint Intellectual Property Rights in which it holds

interests).

(2) Each Party may itself implement [(including granting licenses to its affiliates, etc.)] the Non-integrated Inventions relating to the Non-integrated Intellectual Property Rights it owns (including the Joint Intellectual Property Rights in which it holds interests) for purposes other than to perform the Collaborative Research.

(3) With regard to the Non-integrated Inventions owned by other Parties, the Parties have priority to negotiate with such other Parties to obtain a license for purposes other than to perform the Collaborative Research.

#### **Article 16 (Licensing of the Subject Inventions to Third Parties Outside the Consortium)**

1. Each Utilizer may grant a third party other than the Parties a non-exclusive license with consideration to implement the Integrated Inventions it owns or regarding which it has the right to grant licenses. [; provided, however, that such third party must be approved by the Research Promotion Committee.]

2. The conditions for licensing concerning the Integrated Inventions by the Utilizers to a third party pursuant to Article 16.1 must not be more favorable than those for the licensing concerning the Integrated Inventions by the Utilizers to other Parties pursuant to Article 15.

3. If a Utilizer received payment of royalty from a third party as the consideration for the licensing concerning the Integrated Inventions pursuant to Article 16.1, it must distribute such royalty to other Parties. The conditions for the distribution of such royalty shall be separately determined by the Parties through mutual consultations.

[4. The Parties shall grant a third party other than the Parties a license to implement the Non-integrated Inventions in accordance with the provisions of the following Items:

(1) A Party may grant a third party other than the Parties a non-exclusive license with consideration to implement the Non-integrated Inventions it owns (excluding the Joint Intellectual Property Rights in which it holds interests). [; provided, however, that such third party must be approved by the Research Promotion Committee.]

(2) A Party may grant a third party other than the Parties a non-exclusive license with consideration to implement the Non-integrated Inventions relating to the Joint Intellectual Property Rights in which it holds interests [without obtaining the consent of the co-owner(s) thereof] / [after obtaining prior written consent of the co-owner(s) thereof].

[(3) If a Party received payment of a royalty from a third party as the consideration for the licensing concerning the Non-integrated Inventions pursuant to the preceding Item, it must distribute such royalty to other Parties which are the co-owners of the Joint Intellectual Property Rights concerning the Non-integrated Inventions included in such licensing. The conditions for the distribution of such royalty shall be separately determined by the Parties through mutual consultation.]]

#### **Article 17 (Filing of Applications for Intellectual Property Rights)**

**<Model Provisions in the Case Where Applications Are Filed Solely by a Utilizer>**

[Applications for the Subject Intellectual Property Rights shall be filed solely by Utilizer A with

regard to Intellectual Property Rights A, and solely by Utilizer B with regard to Intellectual Property Rights B. [With regard to the Non-integrated Inventions, applications shall be filed solely by the Party to which the inventor of the Non-integrated Inventions relating to the relevant Non-integrated Intellectual Property Rights belongs (in the case of Joint Intellectual Property Rights, jointly by the Parties sharing such Joint Intellectual Property Rights).]

**<Model Provisions in the Case Where Applications Are Filed by the Party to this Agreement to Which the Researcher as the Inventor Belongs>**

[Applications for the Subject Intellectual Property Rights shall be filed solely by the Party to which the inventor of the Subject Inventions concerning such Subject Intellectual Property Rights belongs (in the case of Joint Intellectual Property Rights, jointly by the Parties sharing such Joint Intellectual Property Rights).]

**Article 18 (Filing of Applications in Foreign Countries)**

Filing of the Applications for the Subject Intellectual Property Rights in foreign countries shall be made in the same manner as that set forth in Article 17.

**Article 19 (Expenses for Filing of Applications)**

**<Model Provisions in the Case Where the Expenses Are Borne Entirely by the Utilizers>**

[The expenses for filing the Applications in Article 17 and Article 18 shall be borne by Utilizer A for the applications concerning Intellectual Property Rights A, and by Utilizer B for the applications concerning Intellectual Property Rights B. [In the case of Non-integrated Intellectual Property Rights, such expenses shall be borne by the Party to which the inventor of the Non-integrated Inventions relating to the Non-integrated Intellectual Property Rights concerning the relevant application belongs (in the case of Joint Intellectual Property Rights, [jointly by the Parties to which the joint inventors of the Non-integrated Inventions relating to the relevant Joint Intellectual Property Rights belong in accordance with the ratio of the co-ownership interest] / [by the Companies among the Parties to which the joint inventors of the Non-integrated Inventions relating to the relevant Joint Intellectual Property Rights belong (in the case where there are two or more Companies, jointly by such Companies in accordance with the ratio of the co-ownership interest)].]

**<Model Provisions in the Case Where the Expenses Are Borne by the Party to this Agreement to Which the Researcher as the Inventor Belongs >**

[The Application Expenses in relation to the filing of Applications in Article 17 and Article 18 shall be borne by the Parties to which the inventor of the Subject Inventions concerning the Subject Intellectual Property Rights (In the case of Joint Intellectual Property Right, [jointly by the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions concerning the relevant Joint Intellectual Property Rights belong in accordance with the ratio of the co-ownership interest] / [by the Companies among the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions concerning the relevant Joint Intellectual Property Rights belong (in the case where there are two or more Companies, jointly by such Companies in accordance with the ratio of the co-ownership interest)].)

**Article 20 (Collaborative Research with Third Parties Outside the Consortium)**

The Parties shall not be subject to any restrictions on engagement in academic research with a third party on a theme which is the same as or has connection with that of the Collaborative Research; provided, however, that the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 shall be complied with.

**Article 21 (Handling of Background IP)**

1. Each Party shall, with regard to the Intellectual Property Rights which they have held prior to the commencement of the Collaborative Research or which they came to hold separately from the Collaborative Research (the "**Background IP**"), grant other Parties a royalty-free non-exclusive license to implement the Inventions concerning such Background IP to the extent necessary for the purpose of the Collaborative Research; provided, however, that the Parties may, by specifying in writing within [sixty (60)] days from the execution of this Agreement, exclude a part of the Background IP it holds from the scope of such licensing.

**<Model Provisions of "Basically Usage Prohibited Type">**

[2. If the Parties agreed in writing that any of the Background IP held by the Parties are necessary for the social implementation of the Subject Inventions, the owner of the relevant Background IP shall grant the Utilizers a right to implement or sub-license the relevant Background IP in connection with the implementation or licensing of the Subject Inventions pursuant to Article 15 and Article 16 under the conditions it separately agreed upon with the Utilizers.]

**<Model Provisions of "Basically Usage Allowed Type">**

[2. With regard to the Background IP held by [the Parties] / [the Research Institutions] which are essential for the implementation of the Subject Inventions, the owner of the relevant Background IP shall grant the Utilizers a non-exclusive right [with consideration] / [without consideration] to implement or sub-license the relevant Background IP in connection with the implementation or licensing of the Subject Inventions pursuant to Article 15 and Article 16. In such cases, if the owner of the relevant Background IP recognizes that it is impossible to grant such right due to an agreement with a third party or for any other reason, it shall promptly notify other Parties. If the owner of the relevant Background IP obtained approval of the Research Promotion Committee, it shall exclude such notified Background IP from the scope of the above-mentioned granting of right [; provided, however, that each Party may, by specifying in writing within [sixty (60)] days from the execution of this Agreement, exclude a part of the Background IP held by it from the scope of the granting of such right.]

**Article 22 (Know-How, Programs, Data, Etc.)**

1. If any Know-How was created as a result of the Collaborative Research, the relevant party shall promptly notify the other party and identify the same in writing.  
2. Any identified Know-How shall be kept confidential from the date of identification and during the period set forth in Paragraph 12 of the Agreement Particulars and shall not be disclosed to a third



party without a prior written consent of the other party.

3. The handling of any identified Know-How and any Computer Program, Etc. created from the Collaborative Research shall be separately determined by the Parties through mutual consultations in accordance with the handling of Intellectual Property Rights specified in Article 14 to Article 19.
- [4. With regard to the Data Provided from the Parties, the Parties which provided the relevant data shall have the authority to use the same. With regard to the Data of Results, the authority to use the same shall be as specified in the Exhibits and the contents of the authority concerning such data shall be specified in the Exhibits; provided, however, that unless specifically provided for in the Exhibits, no Party shall guarantee the usefulness and accuracy of the Data Provided from the Parties and the Data of Results which it provided nor shall be responsible for the same.]

#### **Article 23 (Confidentiality)**

1. The Parties may not disclose or divulge to any third party other than the researchers designated in Article 4, any technical and operational information which is disclosed or provided by the other Party upon implementation of the Collaborative Research; and is expressly marked as confidential at the time of the provision or disclosure by such other Party (the “**Disclosing Party**”), or which is orally disclosed and is expressly indicated as confidential at the time of the oral disclosure and which is notified in writing by the Disclosing Party to the person to which disclosure or provision is made (the “**Receiving Party**”) within thirty (30) days from the disclosure (the “**Confidential Information**”). The Receiving Party shall impose on the relevant researcher, an obligation to keep confidential the Confidential Information disclosed by the Disclosing Party even after the relevant researcher has left their work position; provided, however, that the above shall not apply to any information which falls under any of the following:

- (1) any information which is proven to be already held by the Receiving Party at the time of the disclosure or provision thereof;
- (2) any information that was already a part of the public domain at the time of the disclosure or provision thereof;
- (3) any information that became a part of the public domain after the disclosure or provision thereof for a reason not attributable to the Receiving Party;
- (4) any contents which are proven to be obtained lawfully from a third party with due authority;
- (5) any information which is proven to be independently developed or obtained by the Receiving Party without reference to the information disclosed or provided by the other party, or
- (6) any information which was excluded by the prior written consent of the Disclosing Party.
2. The Receiving Party may not use the Confidential Information for any purpose other than the Collaborative Research; provided, however, that the above shall not apply if the prior written consent of the Disclosing Party is obtained.
3. The effective term concerning Article 23.1 and Article 23.2 shall commence on the date of commencement of the Collaborative Research set forth in Article 3 and continues until the completion of the period set forth in Paragraph 13 of the Agreement Particulars; provided, however, that such period may be extended or shortened after mutual consultations among the Parties.

#### **Article 24 (Public Release of Research Results)**

1. The Research Results shall, in principle, be publicly release; provided, however, that upon the public release, the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 shall be complied with.
2. The Party which desires public release shall notify the Research Promotion Committee in writing of the purpose, place and contents of the public release no later than [ ] days prior to the public release.
3. If, as a result of mutual consultations, the Research Promotion Committee determined that the public release is likely to materially conflict with the interests of the Parties other than the Party which desires public release, the Research Promotion Committee shall notify such Party which desires public release of that effect in writing within [ ] days from the receipt of the notice set forth in Article 24.2 and such Party which desires public release shall determine the extent and manner of the public release after consulting with the Research Promotion Committee again.
4. After [ ] years from the day immediately following the completion date of the Collaborative Research, the Research Institutions shall have complied with the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 and may publicly release the Research Results without notice to the other Parties; provided, however, that such period may be extended or shortened after mutual consultations among the Parties.
5. The Parties may, with the prior consent of the Research Promotion Committee, indicate upon any release or public disclosure or public release of the Research Results, that the relevant Research Results were obtained through the Collaborative Research.

#### **Article 25 (Prohibition of Assignment)**

The Parties may not assign to a third party the contractual status under this Agreement or any rights or obligations arising from this Agreement without obtaining the prior consent of the Research Promotion Committee. The above applies regardless of whether or not the assignment arises from a merger or assignment of the whole or any part of the businesses relating to the purpose of this Agreement.

#### **Article 26 (Effective Term)**

1. The term of this Agreement shall be coterminous with the research period of the Collaborative Research.
2. The provisions of Articles 14 to 25, Article 30, Article 31 and Article 32 shall survive the expiration of the effective term of this Agreement. If any of such surviving provisions contains a requirement of the consent of the Research Promotion Committee, after the expiration of the effective term of this Agreement, the consent of the Research Promotion Committee shall be replaced by an agreement of [all the Parties] / [two-thirds or more of the Parties] / [a majority of the Parties].

#### **Article 27 (Termination)**

1. If any Party commits the following acts (the “**Breaching Party**”), other Parties(y) (the “**Non-breaching Parties(y)**”) may demand that the Breaching Party rectifies the relevant breach within [ ] days. If the relevant breach is not rectified within such period, the Non-breaching Party may request the other Non-breaching Parties to terminate this Agreement in relation to the Breaching Party, and immediately terminate this Agreement. If [a majority of] the Non-breaching Parties agree to such request (The Non-breaching Parties shall not unreasonably withhold such consent), this Agreement shall be immediately terminated in relation to the relevant Breaching Party and the relevant Breaching Party shall withdraw from the Collaborative Research:

- (1) It has committed any unlawful or unjust act with regard to the execution or performance of this Agreement, or
  - (2) It has breached any provision of this Agreement.
2. If any other Party commits the following acts, is subject to any of the following proceeding, or causes any of the following events (the “**Bankrupt Party**”), the Parties may immediately terminate this Agreement in relation to such Bankrupt Party and have such Bankrupt Party withdraw from the Collaborative Research without making any demand to such Bankrupt Party and without obtaining the consent of the Parties other than such Bankrupt Party.
  - (1) The filing for bankruptcy, civil rehabilitation, corporate reorganization, or special liquidation is made by or against it;
  - (2) It has become subject to a disposition of suspension of banking transaction or a suspension of payment has occurred in it, or
  - (3) It has become subject to provisional attachment, or has become subject to a disposition of delinquency in paying taxes and other public charges.
  3. If [all the Parties] / [two-thirds or more of the Parties] / [a majority of the Parties] agree in writing, the Parties may terminate this Agreement.

**Article 28 (Subsequent Participation)**

1. During the effective term of this Agreement, if a third party desires to participate in the Collaborative Research and the Research Promotion Committee gives approval, the Parties shall include such third party as a party to this Agreement. [If the Research Promotion Committee gives approval, the Lead-managing Party may act for other Parties and execute a memorandum of understanding with such third party in order to include such third party in the parties to this Agreement and other Parties shall give necessary authority to the Lead-managing Party.]
2. The participant in the Collaborative Research pursuant to Article 28.1 [shall have a right equivalent to that of other Parties with regard to the Subject Inventions created prior to its participation.] / [shall not have a right equivalent to that of other Parties with regard to the Subject Inventions created prior to its participation and shall be granted a license as a third party pursuant to Article 16 if it implements the relevant Subject Inventions.]

**Article 29 (Withdrawal)**

1. If any Party desires to withdraw from the Collaborative Research during the effective term of this Agreement, it shall make a request to the Research Promotion Committee. Unless the consent of the Research Promotion Committee is obtained, the Parties may not withdraw from the

Collaborative Research.

2. Any Party which withdraws from the Collaborative Research after obtaining the consent set forth in Article 29.1 shall continue to assume the obligations imposed on it under this Agreement even after it ceases to be a party to this Agreement due to withdrawal, unless it makes a separate agreement with the Research Promotion Committee in the course of obtaining such approval.
3. Any Party which withdraws from the Collaborative Research after obtaining the consent set forth in Article 29.1 [shall lose all the licenses obtained under his Agreement after it ceases to be a party to this Agreement] / [shall continue to hold the licenses it obtained under this Agreement even after it ceased to be a party to this Agreement], unless it made a separate agreement with the Research Promotion Committee in the course of obtaining such approval.
4. Any Party which is to withdraw from the Collaborative Research pursuant to the provisions of Article 27.1 or Article 27.2 shall be subject to the application of Article 29.2 and Article 29.3 provided that there is no separate agreement with the Research Promotion Committee.

**Article 30 (Elimination of Anti-social Forces)**

1. Any Party (in the case of a corporation, including its officers and employees) shall represent and warrant to the other Parties as set forth in the following Items:
  - (i) It does not fall under an organized crime group, an organized crime group member, an organized crime group associate member, a person for whom five (5) years have not yet passed since the time when it ceased to be an organized crime group member, a company related to an organized crime group, a corporate racketeer, a group engaging in criminal activities under the pretext of conducting political activities or religious activities or social campaigns, a crime group specialized in intellectual crimes or any other person equivalent thereto (collectively, “**Anti-social Forces**”);
  - (ii) It is not a party who allows Anti-social Forces to utilize its name to execute this Agreement, and
    - (iii) It does not conduct or use a third party to conduct the following acts:
      - A. act of using threatening behavior or violence toward the other party, or
      - B. act of obstructing the business of the other party or defaming the other party by the use of fraudulent means or force.
2. If any of the Parties falls under any of the Items set forth above, the other Parties may immediately terminate this Agreement in relation to the Party falling under such Item without making any demand and without obtaining the consent of the Parties other than the Party falling under such Item and have the Party falling under such Item withdraw from the Collaborative Research:
  - (i) if it was discovered that it made any statement that violates the commitment set forth in (i) of Article 30.1;
  - (ii) if it was discovered that it made a contract in violation of the commitment set forth in (ii) of Article 30.1, or
  - (iii) if it conducted any act which violates the commitment set forth in (iii) of Article 30.1.
3. The Parties shall not be liable for any damages that the other Parties may incur due to the termination of this Agreement pursuant to Article 30.2.

(TRANSLATION)

**Consortium-type Collaborative Research Agreement (Draft)**

**Article 31 (Damages)**

If any of the Parties incurs any damages, due to any of the events set forth in Article 30 or by willful act or gross negligence of any of the other Parties, it may claim against the other party which caused such damages only for the direct damages it incurred.

**Article 32 (Governing Law and Jurisdiction)**

- This Agreement shall be governed by the laws of Japan.
- All disputes relating to this Agreement shall be submitted to the exclusive jurisdiction of the [ ] District Court as the court of first instance.

IN WITNESS WHEREOF, University A, University B, Collaborator A and Collaborator B have caused this Agreement to be executed in quadruplicate originals and shall each retain one (1) original.

Execution Date: \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_

(University A) [ Address ]  
[ Name ]  
President [ ]

(University B) [ Address ]  
[ Name ]  
President [ ]

(Collaborator A) [ Address ]  
[ Name ]  
Representative Director [ ]

(Collaborator B) [ Address ]  
[ Name ]  
Representative Director [ ]

The University of [ ] (“University A”), the University of [ ] (“University B”), [Company Name] (the “Collaborator A”) and [Company Name] (the “Collaborator B”) (collectively, the “Parties”) enter into this Collaborative Research Agreement (this “Agreement”) to conduct the collaborative research (the “Collaborative Research”) set out in the Agreement Particulars as follows.

1. Research Title:			
2. Research Purpose:			
3. Research Description:			
4. Lead-managing Party:			
5. Project Manager:			
6. Researchers:	Division	Department / Title	Role in the Research
	University A		
	University B		
	Collaborator A		Dispatch of Personnel Y or N
7. Place of Research:	Division		
	University A	¥ [ ]	
	University B	¥ [ ]	
	Collaborator A	¥ [ ]	Dispatch of Personnel Y or N
9. Payment of Research Expenses:	Collaborator B	¥ [ ]	
	Total	¥ [ ]	
	Aggregate Amount	¥ [ ]	
		¥ [ ]	
10. Facility and Equipment:	Facility Name	Equipment Name	Specifications Qty
	Division		
	University A		

University B Collaborat or A Collaborat or B					
11. Period for Confidentiality Obligations regarding Know-How:	Until [ ] years after the day immediately following the completion date of the Collaborative Research (or, where the research period continues for more than one year, the day immediately following the end of the fiscal year)				
12. Period of general Confidentiality Obligations:	Until [ ] years after the day immediately following the completion date of the Collaborative Research (or, where the research period continues for more than one year, the day immediately following the end of the fiscal year)				
13. Ownership of Intellectual Property Rights Relating to Research Results	<ul style="list-style-type: none"> <li>•Owned by the Parties pursuant to the principle of inventor's entitlement to obtain patent (Article 14)</li> </ul>				
14. The Parties' rights to the Research Results	<ul style="list-style-type: none"> <li>•A royalty-free, non-exclusive license for the purpose of conducting the Collaborative Research (Article 15, Paragraph 1)</li> <li>•A right to receive a non-exclusive license for purposes other than to conduct the Collaborative Research (Article 15, Paragraph 2)</li> <li>•A right to grant a non-exclusive license to third parties for purposes other than to conduct the Collaborative Research (Article 16, Paragraph 1)</li> </ul>				

(NO FURTHER TEXT ON THIS PAGE)

**Article 1 (Definitions)**

For the purpose of this Agreement, the meanings of the terms set forth in the following items shall be as prescribed in those items.

- (1) "Research Institutions" mean, collectively, [ ] and [ ].
- (2) "Companies" mean, collectively, [ ] and [ ].
- (3) "Research Result(s)" means any technical result acquired based on the Collaborative Research, including, but not limited to, any invention, idea, design, copyrightable work and know-how which relates to the purpose of the Collaborative Research.
- (4) "Intellectual Property Rights" mean those listed below:
  - A. The patent rights prescribed in the Patent Act (Act No. 121 of 1959), the utility model rights prescribed in the Utility Model Act (Act No. 123 of 1959), the design rights prescribed in the Design Act (Act No. 125 of 1959), the trademark rights prescribed in the Trademark Act (Act No. 127 of 1959), the layout-design exploitation rights prescribed in the Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits (Act No. 43 of 1985), the breeder's rights prescribed in the Plant Variety Protection and Seed Act (Act No. 83 of 1998), and the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries;
  - B. The rights to obtain patent prescribed in the Patent Act, the rights to obtain a utility model registration prescribed in the Utility Model Act, the rights to obtain a design registration prescribed in the Design Act, the rights deriving from an application for trademark registration prescribed in the Trademark Act, rights to obtain a registration of the establishment of a layout-design exploitation right, the rights to obtain a variety registration, and the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries;
  - C. Copyrights in computer program works and database works ("Computer Program, Etc.") prescribed in the Copyright Act (Act No. 48 of 1970) and the rights corresponding to the aforementioned rights in foreign countries, and
  - D. Technical information which may be kept secret and has proprietary nature specified pursuant to the provision of Article 21 (the "Know-How").
- (5) "Invention(s)" means inventions that are subject to patent rights, devices which are subject to utility model rights, creations which are subject to design rights or layout-design exploitation rights, trademarks which are subject to trademark rights, and the bred varieties which are subject to breeder's rights.
- (6) "Applications(s)" means an application for a patent right, utility model right, trademark right or design right, an application for the registration of a layout-design exploitation right, an application for the registration of a variety registration for a breeder's right, and a request, registration and/or application (including provisional application) of the rights corresponding to each of the aforementioned rights in foreign countries.
- (7) "Application Expenses" mean the expenses required for the Applications for Intellectual Property Rights, etc., which are paid to organizations such as the Japan Patent Office, courts, etc., or to external experts, such as patent attorneys, who do not belong to any of the Parties.
- (8) "Implementing" of or "to implement" Intellectual Property Rights means the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Patent Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Utility Model Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Design Act, the acts prescribed in

Article 2, Paragraph 3 of the Trademark Act, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 3 of the Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits, the acts prescribed in Article 2, Paragraph 5 of the Plant Variety Protection and Seed Act, any and all acts of exploitation of copyrightable works and the use of the Know-How.

[9) “Data” mean the electronic or magnetic records (meaning records used in computer data processing, which are created in electronic form, electromagnetic form, or any other form that is impossible to perceive through the human senses alone, which is used in information processing by computers) on information other than the “personal information”, prescribed in Article 2 of the Act on the Protection of Personal Information (Act No. 57 of 2003)

(10) “Data Provided from the Parties” means the Data regarding which each party has Authority to Use and which are provided for the purpose of the Collaborative Research, which are indicated in Exhibit [1].

(11) “Data of Results” means the Data created, obtained or collected in the course of or in connection with the research, which are indicated in Exhibit [2].

(12) “Authority to Use” mean any and all authorities concerning data in addition to the authority to use, manage, disclose, transfer (including licensing for use) or dispose of data.]

#### **Article 2 (Research Title, Etc.)**

The Parties shall conduct the collaborative research set forth in Paragraphs 1 to 3 of the Agreement Particulars (the “**Collaborative Research**”).

#### **Article 3 (Research Period)**

The research period of the Collaborative Research shall be as set forth in Paragraph 8 of the Agreement Particulars.

#### **Article 4 (Method of Management)**

1. The Parties shall assign the Lead-managing Party set forth in Paragraph 4 of the Agreement Particulars (the “**Lead-managing Party**”) to control and manage the entire research and development in the Collaborative Research, and establish a research promotion committee (the “**Research Promotion Committee**”) which shall be chaired by the Project Manager set forth in Paragraph 5 of the Agreement Particulars.

2. The management of and any other necessary matters concerning the Research Promotion Committee shall be determined separately and shall be conducted with the approval of the chairman of the Research Promotion Committee.

#### **Article 5 (Researchers)**

1. The Parties shall each assign the persons set forth in Paragraph 6 of the Agreement Particulars as the researchers of the Collaborative Research.

2. The Research Institutions shall accept the Companies’ researchers, whom the Companies desire to

engage in the Collaborative Research in a laboratory of the Research Institutions as collaborative researchers.

3. The Parties may change, add to, or remove the researchers set forth in Article 5.1 with the approval of the Research Promotion Committee.

#### **Article 6 (Allocation and Payment of Research Expenses)**

1. The Parties shall each bear their respective research expenses set forth in Paragraph 9 of the Agreement Particulars.

2. The Companies shall pay the research expenses by the due date of payment set forth in the invoice issued by the Lead-managing Party; provided, however, that the research expenses agreed upon by the Parties may be directly paid to any other Research Institution or distributed by the Lead-managing Party to any other Research Institution. The payment and distribution of such research expenses shall be made by the due date of payment set forth in the invoice issued by such other Research Institution.

3. If the Companies (and the Lead-managing Party in the case where a part of the research expenses is distributed to other Research Institutions pursuant to Article 6.2) fails to pay the research expenses by the prescribed due date of payment, they must additionally pay delay charges at the rate of five percent (5%) per annum for the outstanding amount, on a daily pro-rata basis, covering the period from and including the day immediately following the due date for payment up to and including the day of actual payment.

#### **Article 7 (Accounting)**

1. The accounting procedures for the research expenses set forth in Article 6 shall be conducted by the Lead-managing Party.

2. Any Party other than the Lead-managing Party may request the Lead-managing Party to allow them to inspect the accounting documents relating to this Agreement. If any other Party makes a request for inspection to the Lead-managing Party, the Lead-managing Party shall comply with the same; provided, however, that if any information of a third party will be disclosed as a result of the inspection or copying of such accounting documents, the Lead-managing Party may refuse the inspection and copying of the relevant part after informing the Party which made the request of the reason for refusal.

3. If a part of the research expenses is paid or distributed to any other Research Institution pursuant to Article 6.2, such other Research Institution shall keep the accounting documents concerning the research expenses paid or distributed to it and comply with the request from such other Party for the inspection of such accounting documents pursuant to Article 7.2.

#### **Article 8 (Facilities, Etc., Acquired Using the Research Expenses)**

The facilities, etc., that are acquired using the research expenses set forth in Paragraph 9 of the Agreement Particulars shall be owned by the Lead-managing Party; provided, however, that the facilities, etc., that are acquired using the research expenses by the Research Institution which received

payment or distribution of a part of the research expenses pursuant to Article 6.2 shall be owned by such Research Institution.

**Article 6 (Allocation and Payment of Research Expenses)**

Upon conducting the Collaborative Research, the Lead-managing Party shall distribute the research expenses contributed from [ ] to any other Party. Such distribution of such research expenses shall be conducted in the method determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 7 (Accounting)**

The accounting procedures for the research expenses set forth in Article 6 shall be conducted by the Lead-managing Party. The keeping and inspection of accounting documents and the reporting of accounting shall be conducted in the method determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 8 (Facilities, Etc., Acquired Using the Research Expenses)**

The ownership of the facilities, etc., acquired using the research expenses shall be subject to the conditions determined by [ ] or as separately agreed upon by the Parties.

**Article 9 (Provision, Etc., of Facilities and Equipment)**

1. The Parties shall make their respective facilities and equipment as set forth in Paragraph 10 of the Agreement Particulars, available for the use in the Collaborative Research.
2. The Research Institutions shall accept from the Companies the equipment owned by the Companies set forth in Paragraph 10 of the Agreement Particulars, with the consent of the Companies, free of compensation. The Research Institutions and the Companies shall jointly use the said equipment, for the Collaborative Research. In this case, the ownership of said equipment may be transferred to the Research Institutions free of charge upon agreement between the Research Institutions and the Companies. The Research Institutions shall retain custody of such equipment accepted from the Companies with the duty of care of a good manager, from the time of completion of the installation of such equipment until the commencement of the return of the same.
3. Any expenses required for the carrying-in, installation, removal and carrying-out of the equipment provided in Article 9.2 shall be borne by the relevant Company.

**Article 10 (Discontinuation of Research or Extension of Period)**

1. If there arises any act of God or other unavoidable circumstance, the Parties may discontinue the Collaborative Research through discussion with the Research Promotion Committee, or may extend the research period of the Collaborative Research if approved by the Research Promotion Committee. In such case, the Parties shall not be liable for any damages incurred by any other

Party caused by such discontinuation or extension.

2. If it becomes likely that, as a result of the extension of the research period of the Collaborative Research, there is or would be a shortage in funds for research expenses that the Companies paid to the Lead-managing Party or other Research Institution(s) pursuant to the provision of Article 5, the Research Promotion Committee shall discuss whether or not the Collaborative Research should be continued. In such a case, if the Companies do not provide additional funds to compensate for such shortage, the Lead-managing Party may discontinue the Collaborative Research, taking into account the result of the discussion by the Research Promotion Committee.

**Article 11 (Completion of Research)**

The Collaborative Research shall be completed upon the occurrence of any of the following events:

- (1) The research period set forth in Paragraph 6 of the Agreement Particulars expires;
- (2) The Collaborative Research is completed before the expiration of the research period;
- (3) This Agreement is terminated pursuant to Article 27, or
- (4) The Parties agree that the Collaborative Research is complete.

**Article 12 (Treatment of Research Expenses upon Discontinuation of Research)**

If the Collaborative Research is discontinued pursuant to Article 10 (Discontinuation of Research or Extension of Period) or the termination of the Agreement, where there is any unused amount in the research expenses paid pursuant to Article 6, the Companies may request the Lead-managing Party or any other Research Institution which received payment or distribution of the research expenses to refund such unused amount.

**Article 13 (Preparation of Achievement Report in Accordance with Completion of Research)**

Within [ ] das, after the day immediately following the completion of the Collaborative Research, the participants shall prepare, in mutual cooperation, an achievement report with respect to any Research Results that have been obtained during the Collaborative Research.

**Article 14 (Title to and Integration of Intellectual Property Rights)**

**<Model Provisions of "Ownership-intensive type">**

1. The Intellectual Property Rights relating to any Inventions conceived in connection with the Collaborative Research (the "Subject Inventions") (the "Subject Intellectual Property Rights") shall be owned respectively by the Party to which the inventor of the Subject Inventions belongs.
2. The Intellectual Property Rights relating to any Inventions two or more joint inventors, who belong to two or more Parties respectively ("Joint Inventions") ("Joint Intellectual Property Rights") shall be jointly owned by the Parties to which the relevant inventors, etc. belong. The Parties to which the relevant inventors, etc. belong shall hold mutual consultations with regard to the interests in the Joint Intellectual Property Rights.
3. The Parties shall, in accordance with their respective rules, acquire the Subject Intellectual

Property Rights relating to the relevant Subject Inventions from the researchers, etc. who invented the relevant Subject Inventions. The Parties to which the relevant researchers, etc. belong shall be liable for the payment of the consideration to the relevant researchers, etc. with regard to the assignment of the Subject Intellectual Property Rights.

**Article 15 (Implementing and Licensing of the Subject Inventions within the Consortium)**

1. During the implementation period of the Collaborative Research, the Parties may non-exclusively implement the Subject Inventions for the purpose of performing the Collaborative Research, and each Party shall grant other Parties a royalty-free license concerning the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights it owns (including the Joint Intellectual Property Rights in which it holds interests).
2. The Parties may themselves implement (including granting licenses to their affiliates, etc.) the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights they own (including the Joint Intellectual Property Rights in which they hold interests) for purposes other than to perform the Collaborative Research.
3. A Party shall grant other Parties [and the affiliates, etc. of such Parties which are designated by the Parties and approved by the Research Promotion Committee] a royalty-free, non-exclusive license to implement the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights it owns (including the Joint Intellectual Property Rights in which it holds interests) for purposes other than to perform the Collaborative Research.
4. With regard to the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights owned by other Parties (including the Joint Intellectual Property Rights in which they hold interests), the Parties have priority to negotiate with such other Parties which own the relevant Subject Intellectual Property Rights to obtain an exclusive license with consideration for purposes other than to perform the Collaborative Research [after obtaining the approval of the Research Promotion Committee].
5. With regard to the licensing of the Subject Inventions pursuant to Article 15.4, the royalty paid by the Party which receives such license to the Party which grants such license and other licensing conditions shall be determined upon mutual consultation among the relevant Parties.

**Article 16 (Licensing of the Subject Inventions to Third Parties Outside the Consortium)**

1. A Party may grant a third party other than the Parties a non-exclusive license with consideration to implement the Subject Inventions relating to the Subject Intellectual Property Rights it owns (excluding the Joint Intellectual Property Rights in which it holds interests). [; provided, however, that such third party must be approved by the Research Promotion Committee.]
2. A Party may grant a third party other than the Parties a non-exclusive license with consideration to implement the Subject Inventions. [; provided, however relating to the Joint Intellectual Property Rights in which it holds interests [without obtaining the consent of the co-owner(s) thereof] / [after obtaining prior written consent of the co-owner(s) thereof] / [after obtaining approval from the Research Promotion Committee].
3. If a Party received payment of royalty from a third party as the consideration for the licensing

concerning the Subject Inventions pursuant to Article 16.1 and Article 16.2, it must distribute such royalty to other Parties that are the co-owners of the Joint Intellectual Property Rights concerning the Subject Inventions included in such licensing. The conditions for the distribution of such royalty shall be separately determined by the Parties through mutual consultations.]

**Article 17 (Filing of Applications for Intellectual Property Rights)**

Applications for the Subject Intellectual Property Rights shall be filed solely by the Party to which the inventor of the Subject Inventions concerning such Subject Intellectual Property Rights belongs (in the case of Joint Intellectual Property Rights, jointly by the Parties sharing such Joint Intellectual Property Rights).

**Article 18 (Filing of Applications in Foreign Countries)**

Filing of the Applications for the Subject Intellectual Property Rights in foreign countries shall be made in the same manner as that set forth in Article 17.

**Article 19 (Expenses for Filing of Applications)**

The Application Expenses in relation to the filing of Applications in Article 17 and Article 18 shall be borne by the Parties to which the inventor of the Subject Inventions concerning the Subject Intellectual Property Rights (In the case of Joint Intellectual Property Right, [jointly by the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions concerning the relevant Joint Intellectual Property Rights belong in accordance with the ratio of the co-ownership interest] / [by the Companies among the Parties to which the joint inventors of the Subject Inventions concerning the relevant Joint Intellectual Property Rights belong (in the case where there are two or more Companies, jointly by such Companies in accordance with the ratio of the co-ownership interest)])

**Article 20 (Collaborative Research with Third Parties Outside the Consortium)**

The Parties shall not be imposed any restrictions on engagement in academic research with a third party on a theme which is the same as or has connection with that of the Collaborative Research; provided, however, that the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 shall be complied with.

**Article 21 (Handling of Background IP)**

1. Each Party shall, with regard to the Intellectual Property Rights which they have held prior to the commencement of the Collaborative Research or which they came to hold separately from the Collaborative Research (the "Background IP"), grant other Parties a royalty-free non-exclusive license to implement the Inventions concerning such Background IP to the extent necessary for the purpose of the Collaborative Research; provided, however, that the Parties may, by specifying in writing within [sixty (60)] days from the execution of this Agreement, exclude a part of the

Background IP it holds from the scope of such licensing.

<Model Provisions of “Basically Usage Prohibited Type”>

2. If the Parties agreed in writing that any of the Background IP held by the Parties are necessary for the social implementation of the Subject Inventions, the owner of the relevant Background IP shall grant the other Parties a right to implement or sub-license the relevant Background IP in connection with the implementation or licensing of the Subject Inventions pursuant to Article 15 and Article 16 under the conditions it separately agreed upon among the relevant Parties.]

<Model Provisions of “Basically Usage Allowed Type”>

2. With regard to the Background IP held by [the Parties] / [the Research Institutions] which are essential for the implementation of the Subject Inventions, the owner of the relevant Background IP shall grant the other Parties a non-exclusive right [with consideration] / [without consideration] to implement or sub-license the relevant Background IP in connection with the implementation or licensing of the Subject Inventions pursuant to Article 15 and Article 16. In such cases, if the owner of the relevant Background IP recognized that it was impossible to grant such right due to an agreement with a third party or for any other reason, it shall promptly notify other Parties. If the owner of the relevant Background IP obtained approval of the Research Promotion Committee, it shall exclude such notified Background IP from the scope of the above-mentioned granting of right [; provided, however, that each Party may, by specifying in writing within [sixty (60)] days from the execution of this Agreement, exclude a part of the Background IP held by it from the scope of the granting of such right.]]

**Article 22 (Know-How, Programs, Data, Etc.)**

1. If any Know-How was created as a result of the Collaborative Research, the relevant party shall promptly notify the other party and identify the same in writing.
2. Any identified Know-How shall be kept confidential from the date of identification and during the period set forth in Paragraph 11 of the Agreement Particulars and shall not be disclosed to a third party without a prior written consent of the other party.
3. The handling of any identified Know-How and any Computer Program, Etc. created from the Collaborative Research shall be separately determined by the Parties through mutual consultations in accordance with the handling of Intellectual Property Rights specified in Article 14 to Article 19.
4. With regard to the Data Provided from the Parties, the Parties which provided the relevant data shall have the authority to use the same. With regard to the Data of Results, the authority to use the same shall be as specified in the Exhibits and the contents of the authority concerning in data shall be specified in the Exhibits; provided, however, that unless specifically provided for in the Exhibits, each Party shall not guarantee the usefulness and accuracy of the Data Provided from the Parties and the Data of Results which it provided and shall not be responsible for the same.]

**Article 23 (Confidentiality)**

1. The Parties may not disclose or divulge to any third party other than the researchers designated in Article 4, any technical and operational information which is disclosed or provided by the other Party upon implementation of the Collaborative Research; and is expressly marked as confidential

at the time of the provision or disclosure by such other Party (the “**Disclosing Party**”), or which is orally disclosed and is expressly indicated as confidential at the time of the oral disclosure and which is notified in writing by the Disclosing Party to the person to which disclosure or provision is made (the “**Receiving Party**”) in writing within thirty (30) days from the disclosure (the “**Confidential Information**”). The Receiving Party shall impose to the relevant researcher, an obligation to keep confidential the Confidential Information disclosed by the Disclosing Party even after the relevant researcher had left their work position; provided, however, that the above shall not apply to any information which falls under any of the following:

- (1) any information which is proven to be already held by the Receiving Party at the time of the disclosure or provision thereof;
  - (2) any information that was already a part of the public domain at the time of the disclosure or provision thereof;
  - (3) any information that became a part of the public domain after the disclosure or provision thereof for a reason not attributable to the Receiving Party.
  - (4) any contents which are proven to be obtained lawfully from a third party with due authority;
  - (5) any information which is proven to be independently developed or obtained by the Receiving Party without reference to the information disclosed or provided by the other party, or
  - (6) any information which was excluded by the prior written consent of the Disclosing Party.
2. The Receiving Party may not use the Confidential Information for any purpose other than the Collaborative Research; provided, however, that the above shall not apply if the prior written consent of the Disclosing Party is obtained.
  3. The effective term concerning Article 23.1 and Article 23.2 shall commence on the date of commencement of the Collaborative Research set forth in Article 3 and continues until the completion of the period set forth in Paragraph 12 of the Agreement Particulars; provided, however, that such period may be extended or shortened after mutual consultations among the Parties.

**Article 24 (Public Release of Research Results)**

1. The Research Results shall, in principle, be publicly released; provided, however, that upon the public release, the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 shall be complied with.
2. The Party which desires public release shall notify the Research Promotion Committee in writing of the purpose, place and contents of the public release no later than [ ] days prior to the public release.
3. If, as a result of mutual consultations, the Research Promotion Committee determined that the public release was likely to materially conflict with the interests of the Parties other than the Party which desires public release, the Research Promotion Committee shall notify such Party which desires public release of that effect in writing within [ ] days from the receipt of the notice set forth in Article 24.2 and such Party which desires public release shall determine the extent and manner of the public release after consulting with the Research Promotion Committee again.
4. After [ ] years from the day immediately following the completion date of the Collaborative Research, the Research Institutions shall comply with the Know-How confidentiality obligations specified in Article 22 and the confidentiality obligations specified in Article 23 and may publicly



release the Research Results without notice to the other Parties; provided, however, that such period may be extended or shortened after mutual consultations among the Parties.

5. The Parties may, with the prior consent of the Research Promotion Committee, indicate upon any release or public disclosure or public release of the Research Results, that the relevant Research Results were obtained through the Collaborative Research.

#### **Article 25 (Prohibition of Assignment)**

The Parties may not assign to a third party the contractual status under this Agreement or any rights or obligations arising from this Agreement without obtaining the prior consent of the Research Promotion Committee. The above applies regardless of whether or not the assignment arises from a merger or assignment of the whole or any part of the businesses relating to the purpose of this Agreement.

#### **Article 26 (Effective Term)**

1. The term of this Agreement shall be coterminous with the research period of the Collaborative Research.

2. The provisions of Articles 14 to 25, Article 30, Article 31 and Article 32 shall survive the expiration of the effective term of this Agreement. If any of such surviving provisions contains a provision of requirement of the consent of the Research Promotion Committee, after the expiration of the effective term of this Agreement, the consent of the Research Promotion Committee shall be replaced by an agreement of [all the Parties] / [two-thirds or more of the Parties] / [a majority of the Parties].

#### **Article 27 (Termination)**

1. If any Party falls under any of the following events (the “**Breaching Party**”), other Parties(y) (the “**Non-breaching Parties(y)**”) may demand that the Breaching Party rectifies the relevant breach within [ ] days. If the relevant breach is not rectified within such period, the Non-breaching Party may request the other Non-breaching Parties to terminate this Agreement in relation to the Breaching Party, and immediately terminate this Agreement. If [a majority of] the Non-breaching Parties agreed to such request (The Non-breaching Parties shall not unreasonably withhold such consent), this Agreement is terminated in relation to the relevant Breaching Party and the relevant Breaching Party shall withdraw from the Collaborative Research:

- (1) It has committed any unlawful or unjust act with regard to the execution or performance of this Agreement, or
- (2) It has breached any provision of this Agreement.
2. If any other Party falls under any of the following events (the “**Bankrupt Party**”), the Parties may immediately terminate this Agreement in relation to such Bankrupt Party and have such Bankrupt Party withdraw from the Collaborative Research without making any demand to such Bankrupt Party and without obtaining the consent of the Parties other than such Bankrupt Party.
- (1) The filing for bankruptcy, civil rehabilitation, corporate reorganization, or special liquidation is

- made by or against it;
- (2) It has become subject to a disposition of suspension of banking transaction or a suspension of payment has occurred in it, or
  - (3) It has become subject to provisional attachment, or has become subject to a disposition of delinquency in paying taxes and other public charges.
  3. If [all the Parties] / [two-thirds or more of the Parties] / [a majority of the Parties] agree in writing, the Parties may terminate this Agreement.

#### **Article 28 (Subsequent Participation)**

1. During the effective term of this Agreement, if a third party desires to participate in the Collaborative Research and the Research Promotion Committee gave approval, the Parties shall include such third party in the parties to this Agreement. [If the Research Promotion Committee gave approval, the Lead-managing Party may act for other Parties and execute a memorandum of understanding with such third party in order to include such third party in the parties to this Agreement and other Parties shall give necessary authority to the Lead-managing Party.]

2. The participant in the Collaborative Research pursuant to Article 28.1 [shall have a right equivalent to that of other Parties with regard to the Subject Inventions created prior to its participation.] / [shall not have a right equivalent to that of other Parties with regard to the Subject Inventions created prior to its participation and shall be granted a license as a third party pursuant to Article 16 if it implements the relevant Subject Inventions.]

#### **Article 29 (Withdrawal)**

1. If any Party desires to withdraw from the Collaborative Research during the effective term of this Agreement, it shall make a request to the Research Promotion Committee. Unless the consent of the Research Promotion Committee is obtained, the Parties may not withdraw from the Collaborative Research.
2. Any Party which withdraws from the Collaborative Research after obtaining the consent set forth in Article 29.1 shall continue to assume the obligations imposed to it under this Agreement even after it ceased to be a party to this Agreement due to withdrawal, unless it made a separate agreement with the Research Promotion Committee in the course of obtaining such approval.
3. Any Party which withdraws from the Collaborative Research after obtaining the consent set forth in Article 29.1 [shall lose all the licenses obtained under his Agreement after it ceased to be a party to this Agreement] / [shall continue to hold the licenses it obtained under this Agreement even after it ceased to be a party to this Agreement], unless it made a separate agreement with the Research Promotion Committee in the course of obtaining such approval.
4. Any Party which is to withdraw from the Collaborative Research pursuant to the provisions of Article 27.1 or Article 27.2 shall be subject to the application of Article 29.2 and Article 29.3 on the premise that there is no separate agreement with the Research Promotion Committee.

#### **Article 30 (Elimination of Anti-social Forces)**

1. Any Party (in the case of a corporation, including its officers and employees) shall represent and

warrant to the other Parties as set forth in the following Items:

(i) It does not fall under an organized crime group, an organized crime group member, an organized crime group associate member, a person for whom five (5) years have not yet passed since the time when it ceased to be an organized crime group member, a company related to an organized crime group, a corporate racketeer, a group engaging in criminal activities under the pretext of conducting political activities or religious activities or social campaigns, a crime group specialized in intellectual crimes or any other person equivalent thereto (collectively, “**Anti-social Forces**”);

(ii) It is not a party who allows Anti-social Forces to utilize its name to execute this Agreement, and

(iii) It does not conduct or use a third party to conduct the following acts:

A. act of using threatening behavior or violence toward the other party, or

B. act of obstructing the business of the other party or defaming the other party by the use of fraudulent means or force.

2. If any of the Parties falls under any of the Items set forth above, the other Parties may immediately terminate this Agreement in relation to the Party falling under such Item without making any demand and without obtaining the consent of the Parties other than the Party falling under such Item and have the Party falling under such Item withdraw from the Collaborative Research.

(i) if it was discovered that it made any statement that violates the commitment set forth in (i) of Article 30.1;

(ii) if it was discovered that it made a contract in violation of the commitment set forth in (ii) of Article 30.1, or

(iii) if it conducted any act which violates the commitment set forth in (iii) of Article 30.1.

3. The Parties shall not be liable for any damages that the other Parties may incur due to the termination of this Agreement pursuant to Article 30.2.

#### **Article 31 (Damages)**

If any of the Parties incurs any damages, due to any of the events set forth in Article 30 or by willful act or gross negligence of any of the other Parties, it may claim against the other party which caused such damages only for the direct damages it incurred.

#### **Article 32 (Governing Law and Jurisdiction)**

1. This Agreement shall be governed by the laws of Japan.

2. All disputes relating to this Agreement shall be submitted to the exclusive jurisdiction of the [ ] District Court as the court of first instance.

IN WITNESS WHEREOF, University A, University B, Collaborator A and Collaborator B have caused this Agreement to be executed in quadruplicate originals and shall each retain one (1) original.

Execution Date: \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_

(University A) [ Address ]

[ Name ]  
President [ ]

(University B)  
[ Address ]  
[ Name ]  
President [ ]

(Collaborator A)  
[ Address ]  
[ Name ]  
Representative Director [ ]

(Collaborator B)  
[ Address ]  
[ Name ]  
Representative Director [ ]

カ. データ取扱引紙

Appendix[1] Data Provided from the Parties

Providing Party	Description of Data	Scope of Right to Use	Method of Provision
	<p>(Example 1) Clinical study data of [XXX] containing the following items. A Number of Test Subjects B Age Composition of Test Subjects C Duration of the clinical study D Study Result item A E Study Result item B</p>	<p>(Example 1) The Providing Party may use the data free of any restrictions. All parties other than the Providing Party may use the data within the scope of the Research Purpose.</p> <p>(Example 2) The Providing Party may use the data free of any restrictions. All parties other than the Providing Party have the right to use the data, except disclosure, licensing, or transfer to third parties.</p>	<p>(Example 1) In CD-ROM form with "University A [XXX] Data (No. xxxxxx)" printed on the surface.</p> <p>(Example 2) Only on the Personal Computer located within the [XX] laboratory at University A</p>

Appendix [2] Data of Results

Duration of Data Collection	Description of Data	Scope of Right to Use	記憶媒体の表示
<p>(Example 1) 2007/〇〇-2018/〇〇</p> <p>(Example 2) Effective Term of the Research Project</p>	<p>(Example 1) Following data collected by Party A within the laboratory of Party A located at [XXX] A Processing Time B Alarm Time C Burden on Main Spindle D Oil Pressure E Vibration F Other data relevant to the aforementioned items. (Example 2) Following data collected by Party B within the factory of Party B located at [XXX] A Auto-drive Time B Stop Time C Electric current D Location Deviation E Motor Burden F Motor Temperature G Power Consumption H Abnormal Load Torque J Other data relevant to the aforementioned items.</p>	<p>(Example 1) All Parties have the right to use the data without consideration (Exclusive of disclosure, license or transfer to third parties.)</p> <p>(Example 2) All Parties shall have the rights provided in Article 15 and 16, pursuant to the terms agreed for Intellectual Property Rights (If the use involves disclosure to a third party, subject to confidentiality obligations [in accordance with Article 23]/[for an indefinite period]).</p> <p>(Example 3) Parties shall discuss and agree upon the scope of use.</p>	<p>(Example 1) In CD-ROM form with "University A [XXX] Data (No. xxxxxx)" printed on the surface.</p> <p>(Example 2) CD-ROM or any other medium agreed upon by the Parties.</p>

(3) 知財合意書

ア. モデル1

モデル1 (非営利機関中心の活用モデル)

コンソーシアム型共同研究知財合意書(案)

[ ] 大学(以下「甲」という。)と[ ] 大学(以下「乙」という。)  
 と[ ] (以下「丙」という。)と[ ] (以下「丁」という。)(以  
 下総称して「本当事者」という。)とは、本当事者間で[ ] 年 月 日  
 に締結された下記合意書項目表1に定める研究題目の共同研究契約(以下「本共同研  
 究契約」という。)に基づき実施する共同研究(以下「本共同研究」という。)に伴い  
 得られた発明等に係る知的財産権の取り扱いを定めるために、以下のとおり合意書  
 (以下「本合意書」という。)を締結する。

(合意書項目表)

1. 研究題目	
2. 主幹当事者	
3. プロジェクト マネージャー	
4. 活用機関	
5. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年 度末)の翌日から起算して[ ]年間
6. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年 度末)の翌日から起算して[ ]年間
7. 成果に関する知的 財産権の帰属	<帰属集約型の場合> [・非営利活用機関の単独帰属に集約する(第3条第1項)] / <実施権集約型の場合> [・発明者主義に基づき発明者が所属する本当事者に帰属させつつ (第3条第1項)、再実施許諾権付き独占的実施権を非営利活用機関 に許諾する(第3条第2項)]
8. 成果に関する権限	非営利 活用当 事者  その他 の本 当事 者

(以下、余白)

キ. バックグラウンド知財指定書式

Handling of Background Intellectual Property within the Joint Research Consortium

[University]/[Institution]/[Company] hereby specifies the Patents etc., owned by  
 [University]/[Institution]/[Company] to be removed from the scope of the license to other Consortium  
 members with regard to the Joint Research Project (Research Title: [ ]) between [ ] University  
 and [ ] University, [ ] and [University]/[Institution]/[Company] pursuant to the Joint Research  
 Agreement Article 21 [Paragraph 1 and Paragraph 2]/[Paragraph 1]/[Paragraph 2] dated [MM/DD/YYYY].

1.	(Example) Japan Patent No. [XXXXXXXX]
2.	
3.	

[MM/DD/YYYY]

[Address]  
 [Name of University/Institution/Company]  
 [Position]  
 [Name]

## 第1条 (定義)

本合意書において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究機関当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称していう。
- (2) 「企業当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称していう。
- (3) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
  - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
  - ニ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
  - (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
  - (6) 「出願等」とは、特許法、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
  - (7) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であつて、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者にも所屬しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
  - (8) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
  - [9] 「本データ」とは、個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電気的方式その他の近似的によつては認識できない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
  - (10) 「各当事者提供データ」とは、本合意書締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供した本データであつて、各当事者について別紙[1]に示される。
  - (11) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集された本データであつて、別紙[2]に示される。
  - (12) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。]

## 第2条 (運営方法)

- 1 本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表2.に掲げられた主幹当事者(以下「主幹当事者」という。)と、契約項目表3.に掲げるプロジェクトマネージャーを委員長とする知財運営委員会(以下「本知財運営委員会」という。)を設置する。
- 2 本知財運営委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本知財運営委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。

## 第3条 (知的財産権の帰属・集約)

### ＜「帰属集約型」のモデル条項＞

- [1] 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。)に関する知的財産権(以下「本知的財産権」とい、本知的財産権のうち共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ一人以上所屬している本発明等に関するものについては「共有知的財産権」という。)、は、契約項目表4.に掲げる活用機関(以下「活用機関」という。)に帰属するものとする。
- 2 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとし、活用機関以外の本当事者は当該自己が承継した本知的財産権を有償で活用機関に譲渡することにより、活用機関に帰属させるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所屬する本当事者が責任をもつものとする。
- 3 前項に基づく活用機関以外の本当事者から活用機関への本知的財産権の譲渡の対価は、別途合意する。]

### ＜「実施集約型」のモデル条項＞

- [1] 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。)に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)、は、本発明等の発明者が所屬する当事者にそれぞれ帰属するものとする。
- 2 本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ一人以上所屬している発明等(以下「共同発明等」という。)に関する知的財産権(以下「共有知的財産権」という。))は当該発明者が所屬する本当事者の共有とする。共有知的財産権の持分については、共同発明等の発明者が所屬する本当事者で協議するものとする。
- 3 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所屬する本当事者が責任をもつものとする。
- 4 契約項目表4.に掲げる活用機関(以下「活用機関」という。)以外の各当事者は、活用機関に対し、自己に帰属する本知的財産権(活用機関を含む)他の本当事者と共有している共有知的財産権を含む。)について、本合意書に定める条件により当該本知的財産権に係る本発明等を活用機関が実施及び実施許諾するための独占的な権利を許諾する。活用機関以外の各当事者は、当該本発明等について、本合意書に別段の定めがない限り実施又は実施許諾することができない。なお、活用機関に実施及び実施許諾するための権利が許諾された本発明等に係る本知的財産権については、第三者に権利行使を行う場合には、その方法について、活用機関と当該本知的財産権を保有する本当事者とが別途協議の上決定するものとする。
- 5 前項に基づく活用機関以外の本当事者から活用機関への本知的財産権に係る本発明等に関する独占的な権利の許諾の対価は、別途合意する方法による。]

## 第4条 (コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾)

- 1 本当事者は、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるものとし、活用機関は、他の本当事者に対して当該実施権を無償で実施する。
- 2 活用機関は、企業当事者及び企業が指定し本知財運営委員会が承認する当該企業当事者の関係会社等]に対して、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を〔無償/有償〕で許諾する。
- 3 企業当事者は、本発明等について、[本知財運営委員会の承認を得た上で、]本共同研究の遂行以外の目的の有償かつ独占的な実施権の許諾を受けることについて、活用機関との間で優先的に交渉する権利を有する。
- 4 [前項] / [前二項]に基づく活用機関から企業当事者に対する本発明等の実施許諾に関して、企業当事者が活用機関に支払う実施料その他の許諾条件は、活用機関と当該企業当事者が協議の上定める。

#### 第5条 (ノンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾)

- 1 活用機関は、本当事者以外の第三者に対し、本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。[但し、当該第三者は、本知財運営委員会の承認を得た者でなければならず、]前項に基づき活用機関から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件は、前条に基づき活用機関から他の本当事者に対する本発明等の実施許諾の条件より有利な条件としてはならない。
- 3 活用機関は、本条第1項に基づく本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならぬ。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。

[4 活用機関は、第3条に基づく他の本当事者からの本知的財産権等の「譲渡/独占的实施権の許諾」の対価を支払うことを条件に、本知財運営委員会の承認を得た第三者に対し、第4条第2項に基づくのと同等の条件又は当該承認を得るに当たり定められた別取の条件で、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施許諾することができる。なお、本項に基づき実施許諾は、本条に基づき本当事者以外の第三者に対する実施許諾とは取り扱われない。]

#### 第6条 (知的財産権の出願等)

<活用機関が単独で行う場合のモデル条項>

[本知的財産権の出願は、活用機関が単独で行う。]

#### <発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合のモデル条項>

[本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で(共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して)行う。]

#### 第7条 (外国における出願等)

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

#### 第8条 (出願等費用)

<活用機関が全額負担する場合のモデル条項>

[前二条の出願に関する出願等費用は、活用機関が負担する。]

<本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合のモデル条項>

[前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が(共有知的財産権にあっては、[当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者が共有持分の割合に応じて共同で] / [当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者のうち企業当事者が(当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共同で)])負担する。]

#### 第9条 (ノンソーシアム外の第三者との共同研究)

本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するテーマについて学術的な研究をすることを何ら制約されない。但し、第11条に定めるノウハウ秘匿義務等及び第12条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

#### 第10条 (バックグラウンドIPの取扱い)

1 各本当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権(以下「バックグラウンドIP」という。)について、他の本当事者に対して、本共同研究の研究目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンドIPに係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。[但し、各本当事者は、本合意書締結後[60]日以内に書面ににより特定することにより、当該実施許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。]

#### <「原則使用不可型」のモデル条項>

[2 本当事者が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等の社会実装のために必要であることと本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用機関に対して、第4条及び第5条に基づく本発明等の実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを再実施許諾するための権利を、活用機関との間で別途合意する条件により許諾する。]

#### <「原則使用可型」のモデル条項>

[2 [本当事者] / [研究機関当事者]が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用機関に対して、第4条及び第5条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための非独占的な権利を〔無償〕/〔有償〕で許諾する。この場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、第三者との合意その他の理由により、当該権利を許諾することができないことを認識した場合は速やかに、他の本当事者に対して通知するものとし、本知財運営委員会の承認を得た場合には、当該通知がなされたバックグラウンドIPについては、上記の権利の許諾の対象外とする。[但し、各本当事者は、本合意書締結後[60]日以内に書面ににより特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。]

#### 第11条 (ノウハウ・プログラム・データ等)

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
  - 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表5.記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
  - 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第3条から第8条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上決定するものとする。
- [4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとする。]

とし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

#### 第12条 (秘密保持)

1 本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者（以下「開示当事者」という。）より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で情報を開示若しくは提供を受ける者（以下「被開示当事者」という。）に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。被開示当事者は、開示当事者より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
  - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
  - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - (6) 書面により事前に開示当事者の同意を得たもの
- 2 被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前二項の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究開始の日から契約項目表6.記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### 第13条 (本研究成果の公表)

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第11条のノウハウ秘密義務等及び第12条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 公表を希望する本当事者は、公表の[ ]日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本知財運営委員会に通知する。
- 3 本知財運営委員会での協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがある者と判断した場合、前項の通知を受領してから[ ]日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本知財運営委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して[ ]年間を経過した後は、研究機関当事者は、第11条のノウハウ秘密義務等及び第12条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 本当事者は、事前に本知財運営委員会の承諾を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

#### 第14条 (有効期間)

- 1 本合意書の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本合意書の有効期間満了後も、第3条ないし第13条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続条項において、本知財運営委員会の承諾を要する旨が定められている場合、本合意書の有効期間満了後、本知財運営委員会の承諾は、[全当事者の] / [3分の2以上の当事者の] / [過半数の当事者の] 合意により代替するものとする。

#### 第15条 (事後参画)

本共同研究契約の規定に基づき本共同研究に参加した者は、[参加前に創出された本発明等について、他の本当事者と同等の権利を有する。] / [参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有さず、当該本発明等について実施する場合には第5条に基づき第三者として実施許諾を受けけるものとする。]

#### 第16条 (脱退)

- 1 本当事者は、本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する場合は、以降、本合意書の当事者ではなくなる。
- 2 本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本合意書の当事者ではなくなつた後も、本合意書により自己に課された義務を負担し続けるものとする。
- 3 本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、[脱退により本合意書の当事者ではなくなつた後は、本合意書に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。] / [脱退により本合意書の当事者ではなくなつた後も、本合意書に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。]

この契約の締結を証するため、本合意書4通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [所在地]

[名称]  
学 長 [ ]

(乙) [所在地]

[名称]  
学 長 [ ]

(丙) [所在地]

[名称]  
代表取締役 [ ]

(丁) [所在地]

[名称]  
代表取締役 [ ]

コンソーシアム型共同研究知財合意書(案)

[ ] 大学(以下「甲」という。)と[ ] 大学(以下「乙」という。)  
 と[ ] (以下「丙」という。)と[ ] (以下「丁」という。)(以  
 下総称して「本当事者」という。)とは、本当事者間で[ ] 年 月 日  
 に締結された下記合意書項目表1に定める研究題目の共同研究契約(以下「本共同研  
 究契約」という。)に基づき実施する共同研究(以下「本共同研究」という。)に伴い  
 得られた発明等に係る知的財産権の取り扱いを定めるために、以下のとおり合意書  
 (以下「本合意書」という。)を締結する。

(合意書項目表)

1. 研究題目					
2. 主幹当事者					
3. プロジェクトマネージャー					
4. 活用第三者	[一般社団法人〇〇] / [〇〇株式会社] (仮称) ・設立予定日: [ ] 年 月 日 ・予定住所: [ ] ・主な目的: [本共同研究成果のライセンスを通じた活用] / [本共同研究成果を主に自ら実施することによる事業化] / [ ]				
5. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年 度末)の翌日から起算して[ ]年間				
6. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年 度末)の翌日から起算して[ ]年間				
7. 成果に関する知的財産権の帰属	<帰属集約型の場合> [・活用第三者の単独帰属に集約する(第3条第1項)] / <実施権集約型の場合> [・発明者主義に基づき発明者が所属する本当事者に帰属させつつ (第3条第1項)、再実施許諾権付き独占的实施権を活用第三者に許 諾する(第3条第2項)]				
8. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	<table border="1"> <tr> <td>活用第 三者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第4条第1項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利(第4条第2項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾(第5条第1項)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>本当事 者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第4条第1項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利(第4条第3項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対                      価の分配を受ける権利(第5条第3項)</li> </ul> </td> </tr> </table>	活用第 三者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第4条第1項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利(第4条第2項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾(第5条第1項)</li> </ul>	本当事 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第4条第1項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利(第4条第3項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対                      価の分配を受ける権利(第5条第3項)</li> </ul>
活用第 三者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第4条第1項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利(第4条第2項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾(第5条第1項)</li> </ul>				
本当事 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第4条第1項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利(第4条第3項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対                      価の分配を受ける権利(第5条第3項)</li> </ul>				

(以下、余白)



## 第1条 (定義)

本合意書において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究機関当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称している。
- (2) 「企業当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称している。
- (3) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
  - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
  - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
  - (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
  - (6) 「出願等」とは、特許法、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
  - (7) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者にも所屬しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
  - (8) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
  - [9] 「本データ」とは、個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電氣的方式その他の近似的によつては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
  - (10) 「各当事者提供データ」とは、本合意書締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的を提供する本データであって、各当事者について別紙[1]に示される。
  - (11) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。
  - (12) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。]

## 第2条 (運営方法)

- 1 本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表2.に掲げる主幹当事者(以下「主幹当事者」という。)と、契約項目表5.に掲げるプロジェクトマネージャーを委員長とする知財運営委員会(以下「本知財運営委員会」という。)を設置する。
- 2 本知財運営委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本知財運営委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。
- 3 本当事者は、別途協議の上合意する方法により、本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。)を管理及び活用するための契約項目表4.に掲げる活用第三者(以下「活用第三者」という。)を設定するとともに、本合意書に従った本発明等の実施及び実施許諾がなされるよう運営するものとする。

## 第3条 (知的財産権の帰属・集約)

### ＜「帰属集約型」のモデル条項＞

- [1] 本発明等に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、活用第三者に帰属するものとする。但し、活用第三者が設立される前に創出された本発明等に関する本知的財産権は当該本発明等の発明者が所属する本当事者にそれぞれ帰属するものとし、また、本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ1人以上所屬している発明等(以下「共同発明等」という。)に関する知的財産権(以下「共有知的財産権」という。)は当該発明者等が所属する本当事者の共有とするが、各本当事者は、活用第三者が設立された後遅滞なく、自己に帰属する本知的財産権(共有地的財産権に係る自己の持分を含む。)を、次項に従い活用第三者に譲渡する。
  - 2 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとし、本当事者は当該自己が承継した本知的財産権を有償で活用第三者に譲渡することにより、活用第三者に帰属させるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所属する本当事者が責任をもつものとする。
  - 3 前項に基づき本当事者から活用第三者への本知的財産権の譲渡の対価は、別途合意する。]
- ／
- ### ＜「実施集約型」のモデル条項＞
- [1] 本発明等に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、本発明等の発明者が所属する当事者にそれぞれ帰属するものとする。
  - 2 本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ1人以上所屬している発明等(以下「共同発明等」という。)に関する知的財産権(以下「共有知的財産権」という。)は当該発明者等が所属する本当事者の共有とする。共有知的財産権の持分については、共同発明等の発明者が所属する本当事者で協議するものとする。
  - 3 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が責任をもつものとする。
  - 4 各当事者は、活用第三者が設立された後、活用第三者に対し、自己に帰属する本知的財産権(他の本当事者と共有している共有知的財産権を含む。)について、本合意書に定める条件により当該本知的財産権に係る本発明等を活用第三者が実施及び実施許諾するための独占的な権利を許諾する。本当事者は、本合意書において別段の定めがない限り、当該本発明等を実施又は実施許諾することができない。なお、活用第三者に実施及び実施許諾するための権利が許諾された本発明等に係る本知的財産権について、第三者に権利行使を行う場合には、その方法について、活用第三者と当該本知的財産権を保有する本当事者とが別途協議の上決定するものとする。

5 前項に基づく本当事者から活用第三者への本知的財産権に係る本発明等に関する独占的な権利の許諾の対価は、別途合意する方法による。]

#### 第4条 (コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾)

1 活用第三者設立後の活用第三者を通じた本当事者による本発明等の実施の方法については本条第2項以下に定めるものとし、活用第三者設立前は、本当事者は、次の各号の定めに従って、本発明等を実施及び実施許諾するものとする。

- (1) 本当事者は、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるとし、各本当事者は、他の本当事者に対して自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等について当該実施権を無償で許諾する。
- (2) 本当事者は、自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等について、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施する非独占的な権利を無償で許諾する。
- (3) 本当事者は、他の本当事者（及び企業当事者が指定し本知財運営委員会が承認する当該企業当事者の関係会社等）に対して、自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を無償で許諾する。

2 活用第三者設立後、本当事者は、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるとし、また、本当事者は、活用第三者をして、本当事者に対して当該実施権を無償で許諾させるものとする。

3 活用第三者設立後、本当事者は、活用第三者をして、企業当事者（及び当該企業当事者が指定し本知財運営委員会が承認する当該企業当事者の関係会社等）に対して、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を〔無償/有償〕で許諾させる。

4 企業当事者は、本発明等について、[本知財運営委員会の承認を得た上で、]本共同研究の間で優先的に交渉する権利を有する。

5 [前項] / [前二項] に基づく活用第三者から企業当事者に対する本発明等の実施許諾に關して、企業当事者が活用第三者に支払う実施料その他の許諾条件は、活用第三者と当該企業当事者が協議の上定める。

[6 活用第三者設立後、本当事者は、活用第三者をして、前条に基づく本当事者からの本知的財産権等の〔譲渡/独占的実施権の許諾〕の対価を支払うことを条件に、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施させることができる。]

#### 第5条 (コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾)

[1 活用第三者設立後の活用第三者から本参加者以外の者に対する実施許諾の方法は本条第2項以下に定めるものとし、活用第三者設立前は、本当事者は、本当事者以外の第三者（活用第三者を除く。）に対し、次の各号の定めに従って、本発明等の実施許諾を行うものとする。なお、本当事者は、活用第三者設立前に第三者と契約を締結した実施許諾契約に基づく自己の地位を、活用第三者が設立された後速やかに、活用第三者に対して承継されるものとする。

(1) 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を除く。）に係る本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。但し、当該第三者は、本知財運営委員会の承認を得た者でなければならない。

(2) 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、本知財運営委員会の承認を得た上で、自己が持分を有する共有知的財産権に係る本発明等を実施する非独占的な権利を有償で

許諾することができる。

(3) 本当事者は、前条に基づく本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、当該実施許諾の対象となった本発明等についての共有知的財産権を共有の相手方である他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならない。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。]

2 活用第三者設立後、活用第三者は、本当事者以外の第三者に対し、本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。

3 前項に基づく活用第三者から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件は、前条に基づき活用第三者から他の本当事者に対する本発明等の実施許諾の条件より有利な条件としてはならない。

4 活用第三者設立後、活用第三者は、本条第2項に基づく本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、他の本当事者に対して当該実施料を分配しななければならない。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。

#### 第6条 (知的財産権の出願等)

##### ＜活用第三者が単独で行う場合のモデル条項＞

[本知的財産権の出願は、活用第三者が単独で行う。但し、活用第三者設立前には、本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して）行う。]

##### ＜発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合のモデル条項＞

[本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して）行う。]

#### 第7条 (外国における出願等)

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

#### 第8条 (出願等費用)

##### ＜活用第三者が全額負担する場合のモデル条項＞

[前二条の出願に関する出願等費用は、活用第三者が負担する。但し、活用第三者設立前は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が（共有知的財産権にあっては、[当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者が所有持分の割合に応じて共同で] / [当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所有持分の割合に応じて共同で]）負担する。]

##### ＜本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合のモデル条項＞

[前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が（共有知的財産権にあっては、[当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所有持分の割合に応じて共同で] / [当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所有持分の割合に応じて共同で]）負担する。]

#### 第9条 (コンソーシアム外の第三者との共同研究)

本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するテーマについて学術的な研究をすることを何ら制約されない。但し、第11条に定めるノウハウ秘匿義務等及び第12条に

定める秘密保持義務を遵守するものとする。

#### 第10条（バックグラウンドIPの取扱い）

1 各本当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権（以下「バックグラウンドIP」という。）について、他の本当事者に対して、本共同研究の研究目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンドIPに係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。但し、各本当事者は、本合意書締結後〔60〕日以内に書面により特定することにより、当該実施許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。

#### ＜「原則使用不可型」のモデル条項＞

〔2 本当事者が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等の社会実装のために必要であるとして本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用第三者に対して、第4条及び第5条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための権利を、活用第三者との間で別途合意する条件により許諾する。〕

#### ＜「原則使用可型」のモデル条項＞

〔2 〔本当事者〕／〔研究機関当事者〕が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用第三者に対して、第4条及び第5条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための非独占的な権利を〔無償〕／〔有償〕で許諾する。この場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、第三者との合意その他の理由により、当該権利を許諾することができないことを認識した場合は速やかに、他の本当事者に対して通知するものとし、本知財運営委員会の承認を得た場合には、当該通知がなされたバックグラウンドIPについては、上記の権利の許諾の対象外とする。〔但し、各本当事者は、本合意書締結後〔60〕日以内に書面により特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。〕

#### 第11条（ノウハウ・プログラム・データ等）

1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。

2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表5、記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。

3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第3条から第8条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上決定するものとする。

〔4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。〕

#### 第12条（秘密保持）

1 本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者（以下「開示当事

者」という。）より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で情報を開示若しくは提供を受ける者（以下「被開示当事者」という。）に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。被開示当事者は、開示当事者より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

(1) 開示又は提供を受けたこと、自己が保有していたことを証明できる情報

(2) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有となっていた情報

(3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

(5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(6) 書面により事前に開示当事者の同意を得たもの

2 被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前二項の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究開始の日から契約項目表6記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### 第13条（本研究成果の公表）

1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第11条のノウハウ秘密義務等及び第12条の秘密保持義務を遵守するものとする。

2 公表を希望する本当事者は、公表の〔 〕日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本知財運営委員会に通知する。

3 本知財運営委員会での協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから〔 〕日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本知財運営委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。

4 本共同研究終了日の翌日から起算して〔 〕年間を経過した後は、研究機関当事者は、第11条のノウハウ秘密義務等及び第12条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

5 本当事者は、事前に本知財運営委員会の承諾を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表すことができる。

#### 第14条（有効期間）

1 本合意書の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究の研究期間と同一とする。

2 本合意書の有効期間満了後も、第3条ないし第13条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続条項において、本知財運営委員会の承諾を要する旨が定められている場合、本合意書の有効期間満了後、本知財運営委員会の承諾は、〔全当事者の〕／〔3分の2以上の当事者の〕／〔過半数の当事者の〕合意により代替するものとする。

#### 第15条（事後参画）

本共同研究契約の規定に基づき本共同研究に参加した者は、〔参加前に創出された本発明等

について、他の本当事者と同等の権利を有する。] / [参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有さず、当該本発明等について実施する場合には第5条に基づき第三者として実施許諾を受けるものとする。]

**第16条 (脱退)**

- 1 本当事者は、本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する場合は、以降、本合意書の当事者ではなくなる。
- 2 本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本合意書の当事者ではなくなる。本合意書により自己に課された義務を負担し続けるものとする。
- 3 本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、「脱退により本合意書の当事者ではなくなる。本合意書に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。」 / [脱退により本合意書の当事者ではなくなる。本合意書に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。]

この契約の締結を証するため、本合意書4通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [ 所在地 ] [ 学 長 ] [ ]

(乙) [ 所在地 ] [ 学 長 ] [ ]

(丙) [ 所在地 ] [ 代表取締役 ] [ ]

(丁) [ 所在地 ] [ 代表取締役 ] [ ]

**コーンソーシアム型共同研究知財合意書(案)**

[ [ ] 大学(以下「甲」という。)と [ [ ] 大学(以下「乙」という。)と [ [ ] (以下「丙」という。)と [ [ ] (以下「丁」という。) (以下総称して「本当事者」という。)とは、本当事者間で [ [ ] 年 月 日に締結された下記合意書項目表1に定める研究題目の共同研究契約(以下「本共同研究契約」という。)に基づき実施する共同研究(以下「本共同研究」という。)に伴い得られた発明等に係る知的財産権の取り扱いを定めるために、以下のとおり合意書(以下「本合意書」という。)を締結する。

(合意書項目表)

1. 研究題目	
2. 主幹当事者	
3. プロジェクトマネージャー	
4. 活用企業	
5. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [ [ ] 年間
6. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して [ [ ] 年間
7. 成果に関する知的財産権の帰属	<p>&lt;帰属集約型の場合&gt; [・活用企業の単独帰属に集約する (第3条第1項)]</p> <p>／</p> <p>&lt;実施権集約型の場合&gt; [・発明者主義に基づき発明者が所属する本当事者に帰属させつつ(第3条第1項)、再実施許諾権付き独占的实施権を活用企業に許諾する(第3条第2項)]</p>
8. 成果に関する権限(実施権、選択権等)	<p>活用企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利(第4条第1項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利(第4条第2項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾(第5条第1項)</li> </ul> <p>その他の本当事者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本共同研究以外の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利(第4条第1項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利(第4条第3項)</li> <li>・本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利(第5条第3項)</li> </ul>

(以下、余白)

## 第1条 (定義)

本合意書において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究機関当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称していう。
- (2) 「企業当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称していう。
- (3) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
  - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
  - ニ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
  - (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
  - (6) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
  - (7) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であつて、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者にも所屬しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
  - (8) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
  - [9] 「本データ」とは、個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電気的方式その他の近似的によつては認識できない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
  - (10) 「各当事者提供データ」とは、本合意書締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであつて、各当事者について別紙[1]に示される。
  - (11) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであつて、別紙[2]に示される。
  - (12) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。]

## 第2条 (運営方法)

- 1 本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表2.(以下「主幹当事者」という。))と、契約項目表3.(以下「本知財運営委員会」という。))を設置する。
- 2 本知財運営委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本知財運営委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。

## 第3条 (知的財産権の帰属・集約)

### ＜「帰属集約型」のモデル条項＞

- [1] 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。))に関する知的財産権(以下「本知的財産権」とい、本知的財産権のうち共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ一人以上所屬している本発明等に関するものについては「共有知的財産権」という。))は、契約項目表4.(以下「活用企業」という。))に帰属するものとする。
- 2 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとし、活用企業以外の本当事者は当該自己が承継した本知的財産権を有償で活用企業に譲渡することにより、活用企業に帰属させるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所屬する本当事者が責任をもつものとする。
- 3 前項に基づく活用企業以外の本当事者から活用企業への本知的財産権の譲渡の対価は、別途合意する。]

### ＜「実施権集約型」のモデル条項＞

- [1] 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。))に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。))は、本発明等の発明者が所屬する当事者にそれぞれ帰属するものとする。
- 2 本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ一人以上所屬している発明等(以下「共同発明等」という。))に関する知的財産権(以下「共有知的財産権」という。))は当該発明者等が所屬する本当事者の共有とする。共有知的財産権の持分については、共同発明等の発明者が所屬する本当事者で協議するものとする。
- 3 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所屬する本当事者が責任をもつものとする。
- 4 契約項目表4.(以下「活用企業」という。))以外の各当事者は、活用企業に対し、自己に帰属する本知的財産権(活用企業を含む他の本当事者と共有している共有知的財産権を含む。))について、本合意書に定める条件により当該本知的財産権に係る本発明等を活用企業が実施及び実施許諾するための独占的な権利を許諾する。活用企業以外の本当事者は、本合意書において別段の定めがない限り、当該本発明等を実施又は実施許諾することができない。なお、活用企業に実施及び実施許諾するための権利が許諾された本発明等に係る本知的財産権について、第三者に権利行使を行う場合には、その方法について、活用企業と当該本知的財産権を保有する本当事者とが別途協議の上決定するものとする。
- 5 前項に基づく活用企業以外の本当事者から活用企業への本知的財産権に係る本発明等に関する独占的な権利の許諾の対価は、別途合意する方法による。]

## 第4条 (コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾)

- 1 本当事者は、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるものとし、活用企業は、他の本当事者に対して当該実施権を無償で許諾する。
- 2 活用企業は、前条に基づく他の本当事者からの本知的財産権等の〔譲渡/独占的実施権の許諾〕の対価を支払うことを条件に、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施〔(自己の關係会社等に実施許諾することを含む。)〕する [ことができない] / [ことに努める]。
- 3 活用企業は、他の企業当事者 [及び当該企業当事者が指定し本知財運営委員会が承認する当該企業当事者の關係会社等] に対して、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を〔無償/有償〕で許諾する [ことができる]。
- 4 前項に基づく活用企業から企業当事者に対する本発明等の実施許諾に関して、企業当事者が活用企業に支払う実施料その他の許諾条件は、活用企業と当該企業当事者が協議の上で定める。]

#### 第5条 (コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾)

- 1 活用企業は、本当事者以外の第三者に対し、本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。[但し、当該第三者は、本知財運営委員会の承認を得た者でなければならぬ。]
- 2 前項に基づく活用企業から第三者に対する本発明等の実施許諾の条件は、前条に基づく活用企業から他の本当事者に対する本発明等の実施許諾の条件より有利な条件としてはならない。
- 3 活用企業は、本条第1項に基づく本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならぬ。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上で決定するものとする。

#### 第6条 (知的財産権の出願等)

##### <活用企業が単独で行う場合のモデル条項>

[本知的財産権の出願は、活用企業が単独で行う。]

##### <発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合のモデル条項>

[本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で(共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して)行う。]

#### 第7条 (外国における出願等)

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

#### 第8条 (出願等費用)

##### <活用企業が全額負担する場合のモデル条項>

[前二条の出願に関する出願等費用は、活用企業が負担する。]

##### <本発明等の発明者たる研究担当者が所属する契約当事者が負担する場合のモデル条項>

[前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が(共有知的財産権にあっては、[当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者が共有特分の割合に応じて共同で] / [当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する本当事者のうち企業当事者が(当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有特分の割合に応じて共同で)]) 負担する。]

#### 第9条 (コンソーシアム外の第三者との共同研究)

本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するテーマについて学術的な研究をすることを何ら制約されない。但し、第11条に定めるノウハウ秘匿義務等及び第12条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

#### 第10条 (バックグラウンドIPの取扱い)

1 各本当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有していたった知的財産権(以下「バックグラウンドIP」という。)について、他の本当事者に対して、本共同研究の研究目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンドIPに係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。但し、各本当事者は、本合意書締結後[60]日以内に書面により特定することにより、当該実施許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。

##### <「原則使用不可型」のモデル条項>

[2 本当事者が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等の社会実装のために必要であるとして本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用企業に対して、第4条及び第5条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための権利を、活用企業との間で別途合意する条項により許諾する。]

##### <「原則使用可型」のモデル条項>

[2 [本当事者] / [研究機関当事者] が保有するバックグラウンドIPのうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンドIPの保有者は、活用企業に対して、第4条及び第5条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンドIPを実施又は再実施許諾するための非独占的な権利を〔無償〕 / [有償] で許諾する。この場合、当該バックグラウンドIPの保有者は、第三者との合意その他の理由により、当該権利を許諾することができないことを認識した場合は速やかに、他の本当事者に対して通知するものとし、本知財運営委員会の承認を得た場合には、当該通知がなされたバックグラウンドIPについては、上記の権利の許諾の対象外とする。[但し、各本当事者は、本合意書締結後[60]日以内に書面により特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンドIPの一部を除外することができる。]

#### 第11条 (ノウハウ・プログラム・データ等)

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表5.記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第3条から第8条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上で決定するものとする。
- 4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

事者の] / [過半数の当事者の] 合意により代替するものとする。

事者の] / [過半数の当事者の] 合意により代替するものとする。

#### 第12条 (秘密保持)

- 1 本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者（以下「開示当事者」という。）より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で情報を開示若しくは提供を受ける者（以下「被開示当事者」という。）に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。被開示当事者は、開示当事者より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
  - (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となつていた情報
  - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となつた情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
  - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - (6) 書面により事前に開示当事者の同意を得たもの
- 2 被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前二項の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究開始の日から契約項目表6.記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### 第13条 (本研究成果の公表)

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第11条のノウハウ秘密義務等及び第12条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 公表を希望する本当事者は、公表の[ ]日までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本知財運営委員会に通知する。
- 3 本知財運営委員会での協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがあるかと判断した場合、前項の通知を受領してから[ ]日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本知財運営委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して[ ]年間を経過した後は、研究機関当事者は、第11条のノウハウ秘密義務等及び第12条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 本当事者は、事前に本知財運営委員会の承諾を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表明することができる。

#### 第14条 (有効期間)

- 1 本合意書の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本合意書の有効期間満了後も、第3条ないし第13条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続条項において、本知財運営委員会の承諾を要する旨が定められている場合、本合意書の有効期間満了後、本知財運営委員会の承諾は、[全当事者の] / [3分の2以上の当

#### 第15条 (事後参画)

本共同研究契約の規定に基づき本共同研究に参加した者は、[参加前に創出された本発明等について、他の本当事者と同等の権利を有する。] / [参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有さず、当該本発明等について実施する場合には第5条に基づき第三者として実施許諾を受けけるものとする。]

#### 第16条 (脱退)

- 1 本当事者は、本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する場合は、以降、本合意書の当事者ではなくなる。
- 2 共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本合意書の当事者ではなくなつた後も、本合意書により自己に課された義務を負担し続けるものとする。
- 3 本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、[脱退により本合意書の当事者ではなくなつた後は、本合意書に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。] / [脱退により本合意書の当事者ではなくなつた後も、本合意書に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。]

この契約の締結を証するため、本合意書4通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [所在地]  
[名称]

学 長 [ ]

(乙) [所在地]  
[名称]

学 長 [ ]

(丙) [所在地]  
[名称]

代表取締役 [ ]

(丁) [所在地]  
[名称]

代表取締役 [ ]

ロ ソ ン ー シ ャ ム 型 共 同 研 究 知 財 合 意 書 (案)

[ ] 大学 (以下「甲」という。)と [ ] 大学 (以下「乙」という。)と [ ] (以下「丙」という。)と [ ] (以下「丁」という。) (以下総称して「本当事者」という。)とは、本当事者間で [ ] 年 月 日に締結された下記合意書項目表1.に定める研究題目の共同研究契約 (以下「本共同研究契約」という。)に基づき実施する共同研究 (以下「本共同研究」という。)に伴い得られた発明等に係る知的財産権の取り扱いを定めるために、以下のとおり合意書 (以下「本合意書」という。)を締結する。

(合意書項目表)

1. 研究題目									
2. 主幹当事者									
3. プロジェクトマネージャー									
4. 活用当事者・事業分野	<table border="1"> <tr> <td>事業分野 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活用当事者 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業分野 B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活用当事者 B</td> <td></td> </tr> </table>	事業分野 A		活用当事者 A		事業分野 B		活用当事者 B	
事業分野 A									
活用当事者 A									
事業分野 B									
活用当事者 B									
5. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日 (研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末) の翌日から起算して [ ] 年間								
6. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日 (研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末) の翌日から起算して [ ] 年間								
7. 成果に関する知的財産権の帰属	<p>&lt;帰属集約型の場合&gt;                      [・活用当事者の単独帰属に集約する (第3条第1項)]</p> <p>／</p> <p>&lt;実施権集約型の場合&gt;                      [・発明者主義に基づき発明者が所属する本当事者に帰属させつつ (第3条第1項)、再実施許諾権付き独占的実施権を活用当事者に許諾する (第3条第2項)]</p>								
8. 成果に関する権限 (実施権、選択権等)	<table border="1"> <tr> <td>活用当事者 A</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本発明等について、本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利 (第4条第1項)</li> <li>・本発明等 A について、本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利 (第4条第2項)</li> <li>・本発明等 A について、本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾 (第5条第1項)</li> <li>・本発明等 B について、本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利 (第5条第3項)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>活用当事者 B</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本発明等について、本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利 (第4条第1項)</li> <li>・本発明等について、本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利 (第4条第3項)</li> <li>・本発明等について、本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利 (第5条第3項)</li> </ul> </td> </tr> </table>	活用当事者 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本発明等について、本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利 (第4条第1項)</li> <li>・本発明等 A について、本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利 (第4条第2項)</li> <li>・本発明等 A について、本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾 (第5条第1項)</li> <li>・本発明等 B について、本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利 (第5条第3項)</li> </ul>	活用当事者 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本発明等について、本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利 (第4条第1項)</li> <li>・本発明等について、本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利 (第4条第3項)</li> <li>・本発明等について、本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利 (第5条第3項)</li> </ul>				
活用当事者 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本発明等について、本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利 (第4条第1項)</li> <li>・本発明等 A について、本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利 (第4条第2項)</li> <li>・本発明等 A について、本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾 (第5条第1項)</li> <li>・本発明等 B について、本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利 (第5条第3項)</li> </ul>								
活用当事者 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本発明等について、本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利 (第4条第1項)</li> <li>・本発明等について、本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利 (第4条第3項)</li> <li>・本発明等について、本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利 (第5条第3項)</li> </ul>								

	活用当事者 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本発明等について、本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利 (第4条第1項)</li> <li>・本発明等 B について、本共同研究以外の目的での独占的実施を行う権利 (第4条第2項)</li> <li>・本発明等 B について、本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾 (第5条第1項)</li> <li>・本発明等 A について、本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利 (第5条第3項)</li> </ul>
	その他の本当事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本発明等について、本共同研究の目的での無償かつ非独占的実施を行う権利 (第4条第1項)</li> <li>・本発明等について、本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利 (第4条第3項)</li> <li>・本発明等について、本共同研究以外の目的での第三者に対する実施許諾の対価の分配を受ける権利 (第5条第3項)</li> </ul>

(以下、余白)



## 第1条 (定義)

本合意書において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究機関当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称している。
- (2) 「企業当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称している。
- (3) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。
  - イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利
  - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
  - (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
  - (6) 「出願等」とは、特許法、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
  - (7) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者にも所屬しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
  - (8) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
  - [9] 「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電気的方式その他の近似的によつては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
  - (10) 「各当事者提供データ」とは、本合意書締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供した本データであって、各当事者について別紙[1]に示される。
  - (11) 「本研究成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。
  - (12) 「利用権限」とは、データに係る一切の権限をいう。]

## 第2条 (運営方法)

- 1 本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表2.に掲げる主幹当事者(以下「主幹当事者」という。)と、契約項目表5.に掲げるプロジェクトマネージャーを委員長とする知財運営委員会(以下「本知財運営委員会」という。)を設置する。
- 2 本知財運営委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本知財運営委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。

## 第3条 (知的財産権の帰属・集約)

### ＜「帰属集約型」のモデル条項＞

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。)に関する知的財産権(以下「本知的財産権」といい、本知的財産権のうち共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ1人以上以上所屬している本発明等に関するものは「共有知的財産権」という。)は、契約項目表4.に掲げる事業分野Aに属するものは同項目に掲げる活用当事者A(以下「活用当事者A」という。)に帰属するものとし、契約項目表4.に掲げる事業分野Bに属するものは同項目に掲げる活用当事者B(以下「活用当事者B」という。)以下、活用当事者Aと活用当事者Bを総称して「活用当事者」という。)に帰属するものとする。なお、以下、事業分野Aに属する本発明等を「本発明等A」、本発明等Aに関する本知的財産権を「本知的財産権A」とそれぞれいい、また、事業分野Bに属する本発明等を「本発明等B」、本発明等Bに関する本知的財産権を「本知的財産権B」とそれぞれいい、さらに、本発明等A及び本発明等Bを併せて「本集約発明等」といい、本知的財産権A及び本知的財産権Bを併せて「本集約知的財産権」とそれぞれいい。
- 2 本当事者は、それぞれ別の規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受け自己に帰属させるものとし、各本当事者は当該自己に帰属させた本集約知的財産権について、前項に従い有償で活用当事者A又は活用当事者Bに譲渡することにより、各活用当事者に帰属させるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所屬する本当事者が責任をもつものとする。
- 3 前項に基づき活用当事者以外の本当事者から活用当事者A又は活用当事者Bへの本集約知的財産権の譲渡の対価は、別途合意する。]

### ＜「実施権集約型」のモデル条項＞

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等(以下「本発明等」という。)に関する知的財産権(以下「本知的財産権」という。)は、本発明等の発明者が所屬する当事者にそれぞれ帰属するものとする。
- 2 本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ1人以上以上所屬している発明等(以下「共同発明等」という。)に関する知的財産権(以下「共有知的財産権」という。)は当該発明者等が所屬する本当事者の共有とする。共有知的財産権の持分については、共同発明等の発明者が所屬する本当事者で協議するものとする。
- 3 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所屬する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等から本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所屬する本当事者が責任をもつものとする。
- 4 各当事者は、自己に帰属する本知的財産権(活用当事者を含む他の本当事者と共有している共有知的財産権を含む。)について、契約項目表4.に掲げる事業分野Aに属するものは同項目に掲げる活用当事者A(以下「活用当事者A」という。)に対し、契約項目表4.に掲げる事業分野Bに属するものは同項目に掲げる活用当事者B(以下「活用当事者B」という。)以下、活用当事者Aと活用当事者Bを総称して「活用当事者」という。)、本合意

書に定める条件により当該本知的財産権に係る本発明等を各活用当事者が実施及び実施許諾するための独占的な権利を許諾する（なお、事業分野 A に属する本発明等を「本発明等 A」、本発明等 A に関する本知的財産権を「本知的財産権 A」とそれぞれいい、また、事業分野 B に属する本発明等を「本発明等 B」、本発明等 B に関する本知的財産権を「本知的財産権 B」とそれぞれいい、さらに、本発明等 A 及び本発明等 B を併せて「本集約発明等」といい、本知的財産権 A 及び本知的財産権 B を併せて「本集約的財産権」とそれぞれいう。各活用当事者以外の本当事者は、本合意書において別段の定めがない限り、本集約発明等を実施又は実施許諾することができない。なお、活用当事者に実施及び実施許諾するための権利が許諾された本集約発明等に係る本集約的財産権について、第三者に権利行使を行う場合には、その方法について、当該権利の許諾を受けた活用当事者と当該本集約的財産権を保有する本当事者とが別途協議の上決定するものとする。

5 前項に基づく本当事者から各活用当事者への本集約的財産権に係る本発明等に関する独占的な権利の許諾の対価は、別途合意する方法による。]

#### 第 4 条 (コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾)

1 本当事者は、本集約発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるとし、各活用当事者は、他の本当事者に対して自己に帰属し又は実施許諾を行う権利を有する本集約的財産権に係る本集約発明等について当該実施権をそれぞれ無償で許諾する。

2 各活用当事者は、前条に基づく他の本当事者からの本集約的財産権等の [譲渡/独占的実施権の許諾] の対価を支払うことを条件に、自己に帰属し又は実施許諾を行う権利を有する本集約的財産権に係る本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施 [ 自己の関係会社等に実施許諾することを含む。] することができる。

3 各活用当事者は、他の企業当事者 [ 及び当該企業当事者が指定し本知財運営委員会が承認する当該企業当事者の関係会社等 ] に対して、本集約発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を [ 無償/有償 ] で許諾する [ ことができる ]。

[ 4 前項に基づく各活用当事者から他の企業当事者に対する本集約発明等の実施許諾に関して、企業当事者が当該活用当事者に支払う実施料その他の許諾条件は、当該活用当事者と当該企業当事者が協議の上定める。]

[ 5 本当事者は、次の各号の定めに従って、本集約発明等以外の本発明等 ( 以下「本集約外発明等」という。 ) を実施及び実施許諾するものとする。

(1) 本当事者は、本共同研究の実施期間中、本集約外発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるとし、各本当事者は、他の本当事者に対して自己に帰属する本集約外知的財産権 ( 本集約的財産権以外の本知的財産権をいう。以下同じ。 ) ( 自己が持分を有する共有知的財産権を含む。 ) に係る本集約外発明等について当該実施権を無償で許諾する。

(2) 本当事者は、自己に帰属する本集約外知的財産権 ( 自己が持分を有する共有知的財産権を含む。 ) に係る本集約外発明等について、本集約外発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施 [ 自己の関係会社等に実施許諾することを含む。 ] することができる。

(3) 本当事者は、他の本当事者に帰属する本集約外発明等について、本共同研究の遂行以外の目的の実施権の許諾を受けることについて、当該他の本当事者との間で優先的に交渉する権利を有する。]

#### 第 5 条 (コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾)

1 各活用当事者は、本当事者以外の第三者に対し、自己に帰属し又は実施許諾を行う権利を有する本集約発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。 [ 但し、当

該第三者は、本知財運営委員会の承認を得た者でなければならぬ。]

2 前項に基づく活用当事者から第三者に対する本集約発明等の実施許諾の条件は、前条に基づき活用当事者から他の本当事者に対する本集約発明等の実施許諾の条件より有利な条件としてならない。

3 各活用当事者は、本条第 1 項に基づく本集約発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならない。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。

[ 4 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、次の各号の定めに従って、本集約外発明等の実施許諾を行うものとする。

(1) 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、自己に帰属する本集約外知的財産権 ( 自己が持分を有する共有知的財産権を除く。 ) に係る本集約外発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。 [ 但し、当該第三者は、本知財運営委員会の承認を得た者でなければならぬ。]

(2) 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、 [ 共有の相手方の同意を得ることなく ] / [ 共有の相手方の事前の書面による同意を得た上で ]、自己が持分を有する共有知的財産権に係る本集約外発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。

(3) 本当事者は、前号に基づく本集約外発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、当該実施許諾の対象となった本集約外発明等についての共有知的財産権を共有の相手方である他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならぬ。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。]

#### 第 6 条 (知的財産権の出願等)

< 活用当事者が単独で行う場合のモデル条項 >

[ 本知的財産権の出願は、本知的財産権 A については活用当事者 A が、本知的財産権 B については活用当事者 B が、それぞれ単独で行う。 [ また、本集約外知的財産権については、当該本集約外知的財産権に係る本集約外発明等の発明者が所属する本当事者が単独で ( 共有知的財産権にあつては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して ) 行う。 ] ]

< 発明者である研究担当者が帰属する契約当事者が行う場合のモデル条項 >

[ 本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で ( 共有知的財産権にあつては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して ) 行う。 ] ]

#### 第 7 条 (外国における出願等)

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

#### 第 8 条 (出願等費用)

< 活用当事者が全額負担する場合のモデル条項 >

[ 前二条の出願に関する出願等費用は、本知的財産権 A に係る出願については活用当事者 A が、本知的財産権 B に係る出願については活用当事者 B が、それぞれ負担する。 [ また、本集約外知的財産権に係る出願については、当該出願に係る本集約外知的財産権に係る本集約外発明等の発明者が所属する本当事者が ( 共有知的財産権にあつては、 [ 当該共有知的財産権に係る本集約外発明等の共同発明者が所属する本当事者が共有持分の割合に応じて共同で ] / [ 当該共有知的財産権に係る本集約外発明等の共同発明者が所属する本当事者のうち企業当事者が ( 当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共

同で)] 負担する。]]

＜本発明等の発明者たる研究担当者が所屬する契約当事者が負担する場合のモデル条項＞  
 [前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所屬する本当事者が(共有知的財産権)にあっては、[当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所屬する本当事者が共有特分の割合に応じて共同で] / [当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所屬する本当事者が共有特分の割合に応じて共同で]] 負担する。]]

#### 第9条 (ノンシーミアム外の第三者との共同研究)

本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するテーマについて学術的な研究をすることを何ら制約されない。但し、第11条に定めるノウハウ秘匿義務等及び第12条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

#### 第10条 (バックグラウンド IP の取扱い)

1 各本当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権(以下「バックグラウンド IP」という。)について、他の本当事者に対して、本共同研究の研究目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンド IP に係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。[但し、各本当事者は、本合意書締結後 [60] 日以内に書面ににより特定することにより、当該実施許諾の対象から自己が保有するバックグラウンド IP の一部を除外することができる。]

#### ＜「原則使用不可型」のモデル条項＞

[2 本当事者が保有するバックグラウンド IP のうち本発明等の社会実装のために必要であると本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンド IP の保有者は、活用機関に対して、第4条及び第5条に基づき本発明等の実施許諾に付随して当該バックグラウンド IP を再実施許諾するための権利を、活用機関との間で別途合意する条件により許諾する。]

#### ＜「原則使用可型」のモデル条項＞

[2 [本当事者] / [研究機関当事者] が保有するバックグラウンド IP のうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンド IP の保有者は、活用機関に対して、第4条及び第5条に基づき本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンド IP を実施又は再実施許諾するための非独占的な権利を [無償] / [有償] で許諾する。この場合、当該バックグラウンド IP の保有者は、第三者との合意その他の理由により、当該権利を許諾することができなことを認識した場合は速やかに、他の本当事者に対して通知するものとし、本知財運営委員会の承認を得た場合には、当該通知がなされたバックグラウンド IP については、上記の権利の許諾の対象外とする。[但し、各本当事者は、本合意書締結後 [60] 日以内に書面により特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンド IP の一部を除外することができる。]]

#### 第11条 (ノウハウ・プログラム・データ等)

1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。  
 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表5.記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。  
 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第3条から第8条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上決定する

ものとする。

[4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

#### 第12条 (秘密保持)

1 本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者(以下「開示当事者」という。)より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で情報を開示若しくは提供を受ける者(以下「被開示当事者」という。)に対して通知されたもの(以下「秘密情報」という。)について、第4条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。被開示当事者は、開示当事者より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れずれかに該当する情報については、この限りではない。

(1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となつている情報

(3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となつた情報

(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

(5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(6) 書面により事前に開示当事者の同意を得たもの

2 被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前二項の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究開始の日から契約項目表6.記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### 第13条 (本研究成果の公表)

1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第11条のノウハウ秘匿義務等及び第12条の秘密保持義務を遵守するものとする。

2 公表を希望する本当事者は、公表の [ ] 日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本知財運営委員会に通知する。

3 本知財運営委員会での協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから [ ] 日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本知財運営委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。

4 本共同研究終了日の翌日から起算して [ ] 年間を経過した後は、研究機関当事者は、第11条のノウハウ秘匿義務等及び第12条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

5 本当事者は、事前に本知財運営委員会の承諾を得たときは、本研究成果の発表又は公開若

しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

#### 第14条 (有効期間)

- 1 本合意書の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本合意書の有効期間満了後も、第3条ないし第13条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続条項において、本知財運営委員会の承諾を要する旨が定められている場合、本合意書の有効期間満了後、本知財運営委員会の承諾は、[全当事者の] / [3分の2以上の当事者の] / [過半数の当事者の] 合意により代替するものとする。

#### 第15条 (事後参画)

本共同研究契約の規定に基づき本共同研究に参加した者は、[参加前に創出された本発明等について、他の本当事者と同等の権利を有する。] / [参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有さず、当該本発明等について実施する場合には第5条に基づき第三者として実施許諾を受けるとする。]

#### 第16条 (脱退)

- 1 本当事者は、本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する場合は、以降、本合意書の当事者ではなくなる。
- 2 本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本合意書の当事者ではなくなつた後も、本合意書により自己に課された義務を負担し続けるものとする。
- 3 本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、[脱退により本合意書の当事者ではなくなつた後は、本合意書に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。] / [脱退により本合意書の当事者ではなくなつた後も、本合意書に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。]

この契約の締結を証するため、本合意書4通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [所在地]  
[名称]  
学 長 [ ]

(乙) [所在地]  
[名称]  
学 長 [ ]

(丙) [所在地]  
[名称]  
代表取締役 [ ]

(丁) [所在地]  
[名称]  
代表取締役 [ ]

コンソーシアム型共同研究知財合意書(案)

[ ] 大学(以下「甲」という。)と[ ] 大学(以下「乙」という。)  
 と[ ] (以下「丙」という。)と[ ] (以下「丁」という。)(以下総称して「本当事者」という。)  
 とは、本当事者間で[ ] 年 月 日に締結された下記合意書項目表1.に定める研究題目の共同研究契約(以下「本共同研究契約」という。)  
 に基づき実施する共同研究(以下「本共同研究」という。)  
 )に伴い得られた発明等に係る知的財産権の取り扱いを定めるために、以下のとおり合意書(以下「本合意書」という。)を締結する。

(合意書項目表)

1. 研究題目	
3. 主幹当事者	
4. プロジェクトマネージャー	
5. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[ ]年間
6. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日(研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末)の翌日から起算して[ ]年間
7. 成果に関する知的財産権の帰属	・発明者主義に基づき発明者が所属する本当事者に帰属させる(第3条)
8. 成果に関する権利	・本共同研究以外の無償かつ非独占的実施を行う権利(第4条第1項) ・本共同研究以外の目的での非独占的実施許諾を受ける権利(第4条第2項) ・本共同研究以外の目的での第三者に対する非独占的実施許諾(第5条第1項)

(以下、余白)

第1条(定義)

本合意書において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究機関当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称していう。
- (2) 「企業当事者」とは、[ ]及び[ ]を総称していう。
- (3) 「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。  
 イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利  
 ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利  
 ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利  
 ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)
- (5) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。
- (6) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願(仮出願を含む。)をいう。
- (7) 「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又はいずれの本当事者にも所屬しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。
- (8) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
- (9) 「本データ」とは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)2条所定の「個人情報」以外の情報についての電磁的記録(電子的方式、電氣的方式その他の近くによつては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
- (10) 「各当事者提供データ」とは、本合意締結前から各当事者が利用権限を有し、本共同研究の目的で提供する本データであって、各当事者について別紙[1]に示される。
- (11) 「本成果データ」とは、本研究の遂行の過程で、又は、これに関して、創出され、取得又は収集される本データであって、別紙[2]に示される。
- (12) 「利用権限」とは、データを利用、管理、開示、譲渡(利用許諾を含む。)又は処分することのほか、データに係る一切の権限をいう。]

第2条(運営方法)

- 1 本当事者は、本共同研究における研究開発全体の管理とマネジメントを行うために、契約項目表 4. に掲げる主幹事当事者（以下「主幹事当事者」という。）と、契約項目表 5. に掲げるプロジェクトマネージャーを委員長とする知財運営委員会（以下「本知財運営委員会」という。）を設置する。
- 2 本知財運営委員会の運営その他必要な事項は、別途定めるところによるものとし、本知財運営委員会の委員長による承認を得て、行われるものとする。

### 第 3 条（知的財産権の帰属・集約）

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、本発明等の発明者が所属する本当事者にそれぞれ帰属するものとする。
- 2 本発明等の共同発明者が二以上の本当事者にそれぞれ 1 人以上所属している発明等（以下「共同発明等」という。）に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）は当該発明者等が所属する本当事者の共有とする。共有知的財産権の持分については、共同発明等の発明者が所属する本当事者で協議するものとする。
- 3 本当事者は、それぞれの規則等により、本発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該本発明等に関する本知的財産権の承継を受けるものとする。なお、研究担当者等からの本知的財産権の承継に関する当該研究担当者等への対価の支払いに関しては、当該研究担当者等が所属する本当事者が責任をもつものとする。

### 第 4 条（コンソーシアム内での本発明等に係る実施・実施許諾）

- 1 本当事者は、本共同研究の実施期間中、本発明等を本共同研究を遂行する目的で非独占的に実施することができるものとし、各本当事者は、他の本当事者に対して自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等について当該実施権を無償で許諾する。
- 2 本当事者は、自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等について、本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で自ら実施〔（自己の関係会社等に実施許諾することを含む。）〕することができる。
- 3 本当事者は、他の本当事者〔及び企業当事者が指定し本知財運営委員会が承認する当該企業当事者の関係会社等〕に対して、自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等を本共同研究の遂行以外の目的で実施する非独占的な権利を無償で許諾する。
- 4 本当事者は、他の本当事者に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を含む。）に係る本発明等について、〔本知財運営委員会の承認を得た上で、〕本共同研究の遂行以外の目的の有償かつ独占的な実施権の許諾を受けることについて、当該本知的財産権が帰属する他の本当事者との間で優先的に交渉する権利を有する。
- 5 前項に基づく本発明等の実施許諾に関して、当該実施許諾を受ける本当事者が当該実施許諾を行う本当事者に支払う実施料その他の許諾条件は、当該本当事者間で協議の上定める。

### 第 5 条（コンソーシアム外への本発明等に係る実施許諾）

- 1 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、自己に帰属する本知的財産権（自己が持分を有する共有知的財産権を除く。）に係る本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾することができる。〔但し、当該第三者は、本知財運営委員会の承認を得た者でなければならぬ。〕
- 2 本当事者は、本当事者以外の第三者に対し、〔共有の相手方の同意を得ることなく〕／〔共有の相手方の事前の書面による同意を得た上で〕／〔本知財運営委員会の承認を得た上で〕、自己が持分を有する共有知的財産権に係る本発明等を実施する非独占的な権利を有償で許諾する。

諾することができる。

[3 本当事者は、前二項に基づく本発明等の実施許諾の対価として第三者から実施料の支払いを受けた場合、当該実施許諾の対象となった本発明等についての共有知的財産権を共有の相手方である他の本当事者に対して当該実施料を分配しなければならない。当該実施料の分配の条件は、本当事者が別途協議の上決定するものとする。]

### 第 6 条（知的財産権の出願等）

本知的財産権の出願は、当該本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が単独で（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権を共有する本当事者が共同して）行う。

### 第 7 条（外国における出願等）

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

### 第 8 条（出願等費用）

前二条の出願に関する出願等費用は、当該出願に係る本知的財産権に係る本発明等の発明者が所属する本当事者が（共有知的財産権にあっては、当該共有知的財産権に係る本発明等の共同発明者が所属する〔本当事者が共有持分の割合に応じて共同で〕／〔本当事者のうち企業当事者が（当該企業当事者が複数ある場合には当該企業当事者が共有持分の割合に応じて共同で）〕負担する。

### 第 9 条（コンソーシアム外の第三者との共同研究）

本当事者は、第三者との間で本共同研究と同一又は関連するテーマについて学術的な研究をすることを何ら制約されない。但し、第 11 条に定めるノウハウ秘匿義務等及び第 12 条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

### 第 10 条（バックグラウンド IP の取扱い）

1 各本当事者は、自己が本共同研究開始前から保有し又は本共同研究開始後に本共同研究とは無関係に保有するにいたった知的財産権（以下「バックグラウンド IP」という。）について、他の本当事者に対して、本共同研究の研究目的のために必要な範囲で、当該バックグラウンド IP に係る発明等を実施する無償且つ非独占的な権利を許諾する。〔但し、各本当事者は、本合意書締結後〔60〕日以内に書面により特定することにより、当該実施許諾の対象から自己が保有するバックグラウンド IP の一部を除外することができる。〕

#### ＜「原則使用不可型」のモデル条項＞

[2 本当事者が保有するバックグラウンド IP のうち本発明等の社会実装のために必要である本当事者が書面により合意した場合、当該バックグラウンド IP の保有者は、活用機関に対して、第 4 条及び第 5 条に基づく本発明等の実施許諾に付随して当該バックグラウンド IP を再実施許諾するための権利を、活用機関との間で別途合意する条件により許諾する。]

#### ＜「原則使用可型」のモデル条項＞

[2 〔本当事者〕／〔研究機関当事者〕が保有するバックグラウンド IP のうち本発明等を実施するために不可欠なものについて、当該バックグラウンド IP の保有者は、活用機関に対して、第 4 条及び第 5 条に基づく本発明等の実施又は実施許諾に付随して当該バックグラウンド IP を実施又は再実施許諾するための非独占的な権利を〔無償〕／〔有償〕で許諾する。この場合、当該バックグラウンド IP の保有者は、第三者との合意その他の理由により、当該権利を許諾することができないことを認識した場合は速やかに、他の本当事者に対し

て通知するものとし、本知財運営委員会の承認を得た場合には、当該通知がなされたバックグラウンド IP については、上記の権利の許諾の対象外とする。[但し、各本当事者は、本合意書締結後 [60] 日以内に書面により特定することにより、当該権利の許諾の対象から自己が保有するバックグラウンド IP の一部を除外することができる。]

#### 第 11 条 (ノウハウ・プログラム・データ等)

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表 5. 記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第 3 条から第 8 条に定める知的財産権の取り扱いに準じ、本当事者間で別途協議の上決定するものとする。
- 4 当事者提供データについては当該データを提供した各本当事者がそれぞれ利用権限を有し、また、本成果データについては別紙に定めるとおりデータの利用権限を有するものとし、かかる利用権限の内容は、別紙においてデータ毎にそれぞれ定める。但し、別紙において特段の定めがないときは、各当事者は、他の当事者が提供した当事者提供データ及び本成果データについて本研究の目的で利用するための利用権限を有するものとする。なお、各本当事者は、自己が提供した当事者提供データ及び本成果データの有用性及び正確性について保証せず、何らの責任も負わない。]

#### 第 12 条 (秘密保持)

- 1 本当事者は、本共同研究の実施に当たり、他の本当事者より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の一切の情報のうち、提供又は開示の際に当該他の本当事者（以下「開示当事者」という。）より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で情報を開示若しくは提供を受ける者（以下「被開示当事者」という。）に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第 4 条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。被開示当事者は、開示当事者より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
  - (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
  - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
  - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - (6) 書面により事前に開示当事者の同意を得たもの
- 2 被開示当事者は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に開示当事者の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前二項の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究開始の日から契約項目表 6. 記載の期間までとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### 第 13 条 (本研究成果の公表)

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第 11 条のノウハウ秘匿義務等及び第 12 条の秘密保持義務を遵守するものとする。

- 2 公表を希望する本当事者は、公表の [ ] 日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて本知財運営委員会に通知する。
- 3 本知財運営委員会での協議の結果、公表により、当該公表を希望する本当事者以外の本当事者の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから [ ] 日以内に当該公表を希望する本当事者に書面にてその旨を通知し、当該公表を希望する本当事者は、再度本知財運営委員会に諮った上で、公表範囲及び方法を決定するものとする。
- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して [ ] 年間を経過した後は、研究機関当事者は、第 11 条のノウハウ秘匿義務等及び第 12 条の秘密保持義務を遵守した上で、他の本当事者に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、本当事者間での協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 本当事者は、事前に本知財運営委員会の承諾を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

#### 第 14 条 (有効期間)

- 1 本合意書の有効期間は、本共同研究契約に基づく本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本合意書の有効期間満了後も、第 3 条ないし第 13 条の規定は、有効に存続する。なお、当該存続条項において、本知財運営委員会の承諾を要する旨が定められている場合、本合意書の有効期間満了後、本知財運営委員会の承諾は、[全当事者の] / [3分の2以上の当事者の] / [過半数の当事者の] 合意により代替するものとする。

#### 第 15 条 (事後参画)

本共同研究契約の規定に基づき本共同研究に参加した者は、[参加前に創出された本発明等について、他の本当事者と同等の権利を有する。] / [参加前に創出された本発明等については、他の本当事者と同等の権利を有さず、当該本発明等について実施する場合には第 5 条に基づき第三者として実施許諾を受けるものとする。]

#### 第 16 条 (脱退)

- 1 本当事者は、本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する場合は、以降、本合意書の当事者ではなくなる。
- 2 本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、当該承諾を得る過程において本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、脱退により本合意書の当事者ではなくなった後も、本合意書により自己に課された義務を負担し続けるものとする。
- 3 本共同研究契約の規定に基づき本共同研究から脱退する当事者は、本知財運営委員会との間で別段の合意をしない限り、[脱退により本合意書の当事者ではなくなった後は、本合意書に基づき取得した全ての実施権を失うものとする。] / [脱退により本合意書の当事者ではなくなった後も、本合意書に基づき取得した実施権を保有し続けるものとする。]

この契約の締結を証するため、本合意書 4 通を作成し、甲、乙、丙、丁それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) [所在地]

[名称]

学 長 [ ]

- (乙) [所在地] [学名] [学長] [ ]
- (丙) [所在地] [学名] [代表取締役] [ ]
- (丁) [所在地] [学名] [代表取締役] [ ]